

目 次

○第1号（9月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
諸般の報告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 報告第 5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について	6
日程第 4 議案第51号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7
日程第 5 議案第52号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	8
日程第 6 認定第 1号 令和4年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について	10
日程第 7 認定第 2号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	19
日程第 8 認定第 3号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	21
日程第 9 認定第 4号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	24
日程第10 認定第 5号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	26
日程第11 認定第 6号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	29
日程第12 認定第 7号 令和4年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算	

	認定について……………	3 1
日程第 1 3	認定第 8 号 令和 4 年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について……………	3 7
日程第 1 4	議案第 4 4 号 令和 5 年度吉岡町一般会計補正予算（第 3 号）……………	4 3
日程第 1 5	議案第 4 5 号 令和 5 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	4 6
日程第 1 6	議案第 4 6 号 令和 5 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	4 7
日程第 1 7	議案第 4 7 号 令和 5 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	4 8
日程第 1 8	議案第 4 8 号 令和 5 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	5 0
日程第 1 9	議案第 4 9 号 令和 5 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	5 1
日程第 2 0	議案第 5 0 号 令和 5 年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	5 2
日程第 2 1	同意第 6 号 吉岡町教育委員会委員の任命について……………	5 3
日程第 2 2	諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について……………	5 5
散 会	……………	5 6

○第 2 号（9 月 4 日）

議事日程 第 2 号……………	5 7
本日の会議に付した事件……………	5 7
出席議員……………	5 8
欠席議員……………	5 8
説明のため出席した者……………	5 8
事務局職員出席者……………	5 8
開 議……………	5 9
日程第 1 一般質問……………	5 9
◇富岡大志君……………	5 9
◇廣嶋 隆君……………	8 0
◇秋山光浩君……………	9 9
◇宮内正晴君……………	1 1 3
◇大井俊一君……………	1 3 2

散 会	1 4 9
-----	-------

○第3号（9月5日）

議事日程 第3号	1 5 1
本日の会議に付した事件	1 5 1
出席議員	1 5 2
欠席議員	1 5 2
説明のため出席した者	1 5 2
事務局職員出席者	1 5 2
開 議	1 5 3
日程第 1 一般質問	1 5 3
◇山崎守人君	1 5 3
◇藤多ゆかり君	1 6 9
◇飯島 衛君	1 7 7
◇飯塚憲治君	1 9 5
◇小池春雄君	2 1 3
散 会	2 3 0

○第4号（9月15日）

議事日程 第4号	2 3 1
本日の会議に付した事件	2 3 2
出席議員	2 3 3
欠席議員	2 3 3
説明のため出席した者	2 3 3
事務局職員出席者	2 3 3
開 議	2 3 4
日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告）	2 3 4
日程第 2 議案第51号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2 3 9
日程第 3 議案第52号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2 4 0

日程第 4	認定第 1号	令和4年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について……………	240
日程第 5	認定第 2号	令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	241
日程第 6	認定第 3号	令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	241
日程第 7	認定第 4号	令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	242
日程第 8	認定第 5号	令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	242
日程第 9	認定第 6号	令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	242
日程第10	認定第 7号	令和4年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について……………	243
日程第11	認定第 8号	令和4年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について……………	243
日程第12	議案第44号	令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）……………	244
日程第13	議案第45号	令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）……………	244
日程第14	議案第46号	令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	245
日程第15	議案第47号	令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	245
日程第16	議案第48号	令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）……………	246
日程第17	議案第49号	令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）……………	246
日程第18	議案第50号	令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）……………	246
日程第19	請願の撤回の件……………		247
日程第20	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		247
日程第21	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		247
日程第22	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		247
日程第23	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		247
日程第24	予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		247

日程第25 議会議員の派遣について	248
町長挨拶	249
閉 会	249

令和5年第3回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和5年9月1日（金曜日）

議事日程 第1号

令和5年9月1日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について
(報告・質疑)
- 日程第 4 議案第51号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第52号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 認定第 1号 令和4年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 認定第 2号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 認定第 3号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 認定第 4号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 認定第 5号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 認定第 6号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 認定第 7号 令和4年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 認定第 8号 令和4年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

- (提案・質疑・付託)
- 日程第14 議案第44号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算(第3号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第15 議案第45号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第16 議案第46号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第17 議案第47号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第18 議案第48号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第19 議案第49号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第20 議案第50号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第21 同意第6号 吉岡町教育委員会委員の任命について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第22 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
(提案・質疑・討論・表決)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	富岡大志君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	廣嶋隆君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	教育長	山口和良君
総務課長	小林康弘君	企画財政課長	米沢弘幸君
住民課長	一倉哲也君	健康子育て課長	中島繁君
介護福祉課長	永井勇一郎君	産業観光課長	岸一憲君
建設課長	笹沢邦男君	税務会計課長	中澤礼子君
上下水道課長	大澤正弘君	教育委員会事務局長	高橋淳巳君
代表監査委員	石関秀一君		

事務局職員出席者

事務局長 福島良一 主任 岸美穂

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（廣嶋 隆君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、令和5年第3回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

町長挨拶

議長（廣嶋 隆君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可します。

柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第3回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日、9月定例議会が議員各位の出席の下、開会できますことに心から感謝と御礼を申し上げます。

7月下旬の梅雨明け以降、猛暑、酷暑を取り上げたニュースが連日のように報じられています。吉岡町においても8月のほぼ全ての日が30度を超えるという大変暑い夏となりました。今後も向こう1か月程度は平年よりも高い気温となるとの予報もあるようですので、皆様におかれましては体調管理には十分ご注意ください、お過ごしいただければと思います。

また、今日は関東大震災から100年、防災の日であります。防災対策には一層引き締めていきたいと思っております。

さて、本定例会では、令和4年度の一般会計並びに特別会計、企業会計の決算認定をはじめとする報告1件、議案9件、認定8件、同意1件、諮問1件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案のとおり認定、可決、同意及び答申くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、本日、高田副町長につきましては、体調不良により出席ができません。来週からは出席できる見込みであります。

本日は大変お世話になります。

諸般の報告

議長（廣嶋 隆君） 次に、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりで。これをもって諸般の報告といたします。
議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（廣嶋 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において5番秋山光浩議員、6番宮内正晴議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（廣嶋 隆君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期については、議会運営委員会に付託してありますので、小池春雄委員長より委員長報告を求めます。

小池委員長。

〔議会運営委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員長（小池春雄君） 報告いたします。

議会運営委員会からの報告です。

令和5年8月25日金曜日、午前9時半から全員協議会室におきまして、委員全員、議長、副議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長、局長の出席の下、議会運営委員会を開催し、令和5年第3回定例会の会期及び日程について協議を行いました。

本定例会の会期は、本日9月1日金曜日から9月15日金曜日までの15日間と決定をいたしました。

一般質問は、9月4日月曜日と9月5日火曜日の2日間と決まりました。

なお、会期の日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

議長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期を9月1日から9月15日までの15日間とした
と思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

小池委員長、自席にお戻りください。

よって、会期は9月1日から9月15日までの15日間と決定しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第3 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について

議長（廣嶋 隆君） 日程第3、報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてを議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてご説明を申し上げます。

町では、令和4年度の決算に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し、8月2日に監査委員の審査を受けましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により議会に報告するものであります。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が発生していないため比率なしです。

実質公債費比率は7.2%で、前年度比0.4%のマイナス、将来負担比率は0.5%で、前年度比5.8%のマイナスです。

また、資金不足比率については、資金不足額がないため比率なしです。

なお、詳細につきましては企画財政課長に説明をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 健全化判断比率及び資金不足比率報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するもので、いずれも令和4年度決算に基づき算定した数値です。

なお、健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のことをいいます。

初めに、実質赤字比率ですが、これは一般会計、学校給食事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。令和4年度実質赤字額はありませんでしたので、実質赤字比率については比率なしです。

次に、連結実質赤字比率ですが、これは一般会計、特別会計及び水道事業会計など、町の全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。令和4年度は全ての会計で赤字額はなかったため、連結実質赤字比率についても比率なしです。

次に、実質公債費比率ですが、これは地方債の元利償還金と、これに準ずる一部事務組合や公営企業会計の地方債の償還に対する負担金等の準元利償還金などが標準財政規模のうちどのくらいの割合を占めているかを指標化したものとなります。

吉岡町の実質公債費比率は7.2%で、前年度比0.4%のマイナスとなります。

0.4ポイント、率が改善した要因としては、実質公債費比率の計算式において、分子の構成要因の1つである元利償還金は令和3年度と比較してやや減となり、分母の構成要因である普通交付税や臨時財政対策債も減となったが、分子の減少率のほうが高かったため、令和4年度の単年度における比率が減少し、その結果、過去3か年の平均値を取る実質公債費比率が昨年度に引き続き改善しました。

なお、早期健全化基準は25%であり、吉岡町は基準以下となっています。

次に、将来負担比率ですが、将来負担比率は一般会計などの借入金や一部事務組合へ支払っていくべき負担金など、現時点において、将来町が負担すべき残高の程度を指標化しているものです。早期健全化基準は350%となっています。吉岡町の将来負担比率は0.5%で、前年度比5.8%のマイナスとなっています。これは、充当可能財源等を将来負担額が上回ったため比率が発生しています。率が改善した要因としては、地方債現在高の大幅な減により、将来負担額が減になった結果改善したものです。

次に、資金不足比率ですが、水道事業会計及び下水道事業会計、いずれも資金の不足はなく、資金不足比率につきましては比率なしとなっています。

なお、監査委員から令和5年8月2日に審査を実施し、令和5年8月14日付で審査結果報告をいただいております。審査した結果、財政健全化に関する4指標については適正に算定されており、健全であるとの意見をいただきました。

本町の比率については、いずれの比率も早期健全化基準等を下回っておりますが、今後必要な事業を着実に実施していくためにも、各種事業の精査、自主財源の確保、また、国や県補助金及び交付税措置がある起債など、特定財源の有効活用を図ることにより、より一層財政の健全化に取り組んでまいります。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 議案第51号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第4、議案第51号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第51号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

その他、詳細につきましては健康子育て課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 町長の補足説明をさせていただきます。

本条例改正は、引用法律の項ずれによる改正になります。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表1ページをご覧ください。

右側の列が旧で現行、左の列が新で改正案になります。下線部分が改正部分になります。

第15条第1項第2号の改正は、法律改正による項ずれにより、下線部分、同条第11項を同条第10項に改めるものになります。

議案書にお戻りください。

附則として、この条例は、令和5年9月16日から施行するものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第51号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第5 議案第52号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 長（廣嶋 隆君） 日程第5、議案第52号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第52号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、放課後児童健全育成事業の実施についての改正に伴い、所要の改正を行うものです。

その他、詳細につきましては健康子育て課長に説明させますので、よろしく審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 町長の補足説明をさせていただきます。

本条例改正は、放課後児童支援員に関し、県が実施する研修修了予定者も支援員とみなすことができる経過措置について、業務の従事の日から2年以内に研修を修了予定とした上で、その経過措置の期限を当分の間と改めるものになります。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表1ページをご覧ください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案になります。下線部分が改正部分になります。

附則第2条の改正、こちらは規定の期限を当分の間と、修了予定者の条件を、研修計画を定めた上で業務に従事することとなった日から2年以内にと改正するものです。

議案書にお戻りください。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第52号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで監査委員を入場させますので、暫時休憩とします。

午前9時47分休憩

午前9時48分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

日程第6 認定第1号 令和4年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第6、認定第1号 令和4年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第1号 令和4年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度吉岡町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、説明申し上げます。

本決算書は、1ページから390ページまでとなっております。別冊として1ページから194ページまでの主要施策の成果説明書及びA4判でクリップ留めの令和4年度決算参考資料を添付しております。別冊の主要施策の成果説明書は、一般会計から各特別会計の主要な施策の成果等について、課、局ごとに記載しております。

A4判クリップ留めの令和4年度決算参考資料につきましては、資料番号1として、一般会計主要事業決算状況一覧表、資料番号2として、一般会計歳入年次推移（収入済額）、資料番号3として、渋川地区広域市町村圏振興整備組合負担金の推移、資料番号4として、自治会関係支出金一覧表、資料番号5として、町債年度末現在高、資料番号6として、不納欠損額の年次推移、資料番号7として、一般会計繰越明許費繰越計算書、資料番号8として、引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費（年金・医療・介護・子育て）その他社会保障施策に要する経費（令和4年度決算）、資料番号9として、用語解説を掲載しております。参考にご覧いただければと思います。

それでは、決算書の説明をさせていただきます。初めに、3ページをお願いします。

一般会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書で、歳入総額は8億8,994万4,672円、歳出総額は8億7,43万8,300円、歳入歳出差引き額は1億8,250万6,372円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額は1億5,115万2,000円、実質収支額は3,135万4,372円でした。

前年度と比較しますと、歳入総額につきましては8億7,898万1,740円の減、

増減率では9.2%の減でした。歳出総額につきましては7億3,950万5,084円の減、8.0%の減でした。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

続いて、決算書4ページから7ページは一般会計歳入歳出決算書の歳入、8ページから11ページは、その歳出となっております。12ページ、13ページは、歳入歳出事項別明細書の総括で、歳入の部となっております。

14ページ、15ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

初めに、1款町税の収入済額合計は27億6,068万274円で、前年度と比較しますと1億1,843万4,868円の増、増減率では4.5%の増となっております。収納率は97.8%で、前年度と比べますと0.3%の増でした。

1款1項の町民税の収入済額は12億8,679万3,175円、不納欠損額は58万8,520円、収入未済額は2,870万3,931円でした。不納欠損の該当者は、個人10人、法人2社、収入未済の該当者は、個人280人、法人9社でした。

2項固定資産税は、収入済額12億23万2,583円、不納欠損額は250万325円、収入未済額は2,810万4,009円でした。不納欠損の該当者は個人7人、法人9社、収入未済の該当者は181人でした。

3項軽自動車税は、収入済額8,885万1,520円、不納欠損額は1万7,700円、収入未済額は137万5,306円でした。不納欠損の該当者は法人1社、収入未済の該当者は89人でした。

4項町たばこ税は、収入済額1億7,780万9,036円。

5項入湯税は、収入済額699万3,960円でした。

町税の収入状況等は、別冊の主要施策の成果説明書の46ページをご覧ください。

町民税個人、法人、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税の収入状況を記載しております。

また、不納欠損額については、別添の決算参考資料、資料番号6、不納欠損額の年次推移に記載しております。参考にご覧いただければと思います。

決算書14ページ、15ページに戻っていただきまして、下段、2款地方譲与税は、収入済額9,090万5,000円、前年度比49万1,000円の減、0.5%の減でした。

16ページ、17ページに移りまして、3款利子割交付金は、収入済額107万2,000円、前年度比93万4,000円の減、46.6%の減でした。

4款配当割交付金は、収入済額1,392万5,000円、前年度比242万4,000円の減、14.8%の減でした。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額1,060万8,000円、前年度比755万2,000円の減、41.6%の減でした。

6款法人事業税交付金は、収入済額3,050万1,000円、前年度比834万4,000円の増、37.7%の増でした。

7款地方消費税交付金は、収入済額5億1,646万8,000円、前年度比3,517万3,000円の増、7.3%の増でした。

8款ゴルフ場利用税交付金は、収入済額125万4,314円、前年度比27万465円の減、17.7%の減でした。

9款環境性能割交付金は、収入済額1,033万円、前年度比47万5,000円の増、4.8%の増でした。

次の18ページ、19ページに移りまして、10款地方特例交付金は、収入済額4,790万6,000円、前年度比2,309万2,000円の減、32.5%の減でした。

11款地方交付税は、収入済額14億148万5,000円、前年度比3,946万1,000円の減、2.7%の減でした。

12款交通安全対策特別交付金は、収入済額333万円、前年度比39万3,000円の減、10.6%の減でした。

別添の決算参考資料、資料番号9、用語解説の4ページから7ページには地方譲与税から交通安全対策特別交付金の解説を記載しております。参考にご覧いただければと思います。

決算書18ページ、19ページに戻りまして、下段、13款分担金及び負担金は、収入済額4,000万410円、前年度比467万2,819円の増、13.2%の増でした。次ページに移りまして、主な内訳は、1項負担金1目民生費負担金2節児童福祉費負担金の中の保育運営費保護者負担金においては不納欠損額39万7,000円、収入未済額108万1,500円となっております。不納欠損の該当者は3人、収入未済の該当者は6人でした。

14款使用料及び手数料は、収入済額2,806万5,129円、前年度比251万9,346円の減、8.2%の減でした。主な内訳は、2目土木使用料で、収入済額1,294万8,200円、2節住宅使用料は、収入済額996万800円、収入未済額は332万4,680円で、収入未済の該当者は6人でした。

22ページ、23ページに移りまして、下段、15款国庫支出金は、収入済額19億7,240万3,669円、前年度比6億4,031万1,397円の減、24.5%の減でした。国庫支出金の主なものは、1項1目1節児童運営費国庫負担金で、収入済額4億6,886万6,230円、すぐ下2節障害者福祉費国庫負担金2億5,704万8,072

円、次ページに移りまして、中段の2項国庫補助金1目総務費国庫補助金の中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億2,587万5,512円、26ページ、27ページ下段、2項2目3節児童福祉費国庫補助金の中で、保育所等整備交付金（私立保育所等施設整備助成事業）2億1,469万6,000円、28ページ、29ページに移りまして、上段、3目衛生費国庫補助金3節予防費国庫補助金の中の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金で、1億3,304万1,000円などでした。

30ページ、31ページ中段、16款県支出金は、収入済額7億5,039万2,288円、前年度比4,188万9,518円の増、5.9%の増でした。県支出金の主なものは、1項1目1節児童運営費県負担金、収入済額1億9,671万1,498円、2節障害者福祉費県負担金、収入済額1億2,852万4,036円でした。

次に、38ページ、39ページに移りまして、下段、17款財産収入は、収入済額1,855万7,279円、前年度比617万6,954円の増、49.9%の増でした。

40ページ、41ページに移りまして、下段、18款寄附金は、収入済額2,462万2,190円、前年度比344万1,190円の増、16.2%の増でした。内訳としては、一般寄附金5件、90万3,190円、ふるさと納税1,275件、1,820万円、ふるさと納税（クラウドファンディング）19件、61万9,000円、企業版ふるさと納税5件、490万円でした。

19款繰入金は、収入済額2億8,319万8,004円、前年度比2億5,493万4,387円の増、902.0%の増でした。

42ページ、43ページに移りまして、下段、20款繰越金は、収入済額3億2,198万3,028円、前年度比1億9,716万999円の増、158.0%の増でした。

21款諸収入は、収入済額6,605万8,087円、前年度比2億7,493万5,367円の減、80.6%の減でした。諸収入の主なものは、1項1目1節の延滞金で、収入済額821万5,098円、該当者は1,181件でした。

次に、50ページ、51ページに移りまして、22款町債は、収入済額2億9,620万円、前年度比5億5,730万円の減、65.3%の減でした。

別添の決算参考資料、資料番号5、町債令和4年度末現在高をご覧ください。

一般会計から水道事業会計の全会計では、82億9,625万5,359円で、前年度の合計と比較しますと2億2,814万3,022円の減、2.7%の減となっております。

決算書に戻っていただきまして、52ページ、53ページ、一番下の行で、歳入合計は、収入済額86億8,994万4,672円、不納欠損額は350万3,545円、収入未済額は6,652万374円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書54ページ、55ページは、歳出の総括となります。

56ページ、57ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

初めに、1款議会費です。支出済額8,447万5,607円、前年度と比較しますと77万8,547円の増、0.9%の増でした。

58ページ、59ページに移りまして、2款総務費、支出済額10億8,433万5,774円、前年度と比較しますと2億8,855万9,490円の増、36.3%の増でした。主な支出は、決算書62ページ、63ページ上段、1項1目12節委託料の中で、自治会事務委託料4,178万1,600円となっております。事業内容につきましては、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと、款項目、事業名、決算額、予算額、決算額内訳と財源内訳、決算書の掲載ページ、事業内容及び実績、所管する課・局・室名等が記載されております。令和4年度実施事業の中の主要な事業を掲載しており、全部で41ページの資料となっております。

なお、自治会委託料の事業内容については、1ページの1番目に掲載されておりますので、参考に御覧いただければと思います。

各自治会の支出の内訳などについては、別添の決算参考資料、資料番号4、令和4年度自治会関係支出金一覧表を参考にご覧いただければと思います。

決算書に戻っていただきまして、66ページ、67ページ上段で、5目財産管理費12節委託料の中で公共施設樹木等管理業務委託料1,428万9,000円、委託内容は、町内を1工区から3工区に分け、発注し、除草等を行いました。

次に、下段、6目企画費の中での、ふるさと祭りは決算参考資料、資料番号1の2ページ中段に記載しております。10節需用費から13節使用料及び賃借料までで、合計307万955円支出しております。ふるさと祭りは、台風や新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和元年度から開催されておらず、4年ぶりの開催となりました。同じく企画費の中で、ふるさと納税推進事業は、決算参考資料、資料番号1の2ページ、下段に記載しております。10節需用費から13節使用料及び賃借料までで、総事業費は合計で857万5,450円支出しております。ふるさと納税については、先ほど歳入でも説明しましたが、寄附件数、個人1,275件で、寄附額は1,820万円、クラウドファンディング19件、寄附額は61万9,000円、企業版ふるさと納税は5件、寄附額490万円でした。

次に、72ページ、73ページ下段、11目コミュニティセンター供用施設費14節工事請負費の中で、コミセン空調設備改修工事（コロナ関連）3,204万3,000円、

感染症予防対策のためコミュニティセンターの各部屋の空調設備を換気機能や除菌機能が搭載された空調設備に改修しました。

74ページ、75ページに移りまして、12目電子計算費、支出済額1億2,779万5,485円で、主な支出は、決算参考資料、資料番号1、5ページに記載しております。総合行政システムで更新事業1,789万2,600円支出しております。ハードウェア・ソフトウェアリース料やシステム使用料等で、導入から5年が経過する総合行政システムを更新し、システムの利便性の向上及び安定稼働を図りました。

決算書に戻りまして、84ページ、85ページ中段、3款民生費は、支出済額35億4,565万805円、前年度と比較しますと、1億9,969万1,347円の減、5.3%の減となっております。主な支出は、88ページ、89ページ下段、3款1項1目19節扶助費で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（繰越明許）2,910万円、該当者は291件でした。すぐ下、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（独自支援分）5,110万円は、該当者は1,022件です。こちらは国の地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある方々の生活や暮らしの支援として、令和3年度分の臨時特別給付金を受給した世帯であって、引き続き町民税均等割が非課税の世帯に対する町の独自支援として1世帯当たり5万円の支給を行いました。

次ページに移りまして、上段、同じく19節扶助費で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金6,215万円、該当者は1,243件。電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し1世帯当たり5万円の支給を行いました。決算参考資料、資料番号1では、7ページ、8ページに記載しております。決算書92ページ、93ページ上段、5目障害者福祉費の中で、障害者自立支援事業、決算参考資料、資料番号1では、12ページから13ページに記載しております。7節報償費から22節償還金、利子及び割引料までで合計で3億6,982万2,149円支出しております。障害を抱える方の日常生活及び社会生活を支えるため、障害福祉サービス費、補装具費、障害者医療費等の支給を行いました。同じく、5目の中で、障害児支援事業、決算参考資料、資料番号1の13ページに記載しております。12節委託料から22節償還金、利子及び割引料までで合計1億4,733万350円支出しております。身体または精神面での発達に障害を抱える児童に対する支援を実施している事業所に障害児通所支援費及び障害児相談支援費を支払い、児童の療育を支援しました。

決算書に戻っていただきまして、100ページ、101ページ中段より少し下で、2項1目19節扶助費、子育て世帯への臨時特別給付金（独自支援）6,631万5,000円を支出しております。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費及び

燃料等の物価高騰に直面するゼロ歳から18歳までの児童を養育する世帯に対し、児童1人当たり1万5,000円の支給を行いました。

次に、102ページ、103ページ中段、3目児童保育費、主な支出は、決算参考資料、資料番号1の17ページ下段に記載しております。子どものための教育・保育給付、12節委託料で、保育所運営委託料7億6,257万9,900円、18節負担金、補助及び交付金で施設型給付費は2億8,653万677円支出しております。

決算書に戻っていただきまして、102ページ、103ページ下段、18節負担金、補助及び交付金の中で、私立保育所等施設整備補助金2億4,353万3,000円支出しております。こちらは共働き世帯の増加による低年齢児の保育ニーズへの対策と児童の保育環境等への改善を図るため、吉岡町第五保育園の園舎の建て替え費用の一部と備品購入費の一部を助成しました。

決算書106ページ、107ページに移りまして、中段、4款衛生費、支出済額9億5,138万3,317円、前年度と比較しますと9,191万9,581円の増、10.7%の増でした。主な支出は、110ページ、111ページ上段、1項保健衛生費2目予防費の中で、新型コロナワクチン接種事業で、決算参考資料、資料番号1の21ページから22ページに記載しております。1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までで、合計1億9,083万4,171円支出しております。12節委託料では、事務業務委託料のほかシステム改修等で1億6,924万1,426円支出しております。

決算書に戻りまして、118ページ、119ページ上段、2項清掃費で、主な支出は、1目し尿処理費18節負担金、補助及び交付金で渋川広域負担金（し尿運営等）4,067万円、2目塵芥処理費18節負担金、補助及び交付金の中で、渋川広域負担金（ごみ運営等）1億2,825万7,000円などでした。

次に、5款労働費は、支出済額965万8,565円、前年度と比較しますと283万7,665円の減、22.7%の減でした。

6款農林水産業費は、支出済額3億8,074万8,158円、前年度と比較しますと5,503万951円の増、16.9%の増でした。主な支出は、決算書122ページ、123ページ下段、3目農業振興費14節工事請負費の中で、道の駅内電気自動車用急速充電器更新工事879万8,350円、内容は、電気自動車のバッテリー容量の大型化に対応するため、現在道の駅よしおか温泉に設置している急速充電器を高出力のものに更新しました。

次ページに移りまして、下段、5目農地費12節委託料の中で、農村地域防災減災事業業務委託料（繰越明許）1,199万円、防災重点農業用のため池小倉沈殿池について、令和3年度からの繰越事業で劣化状況及び耐震・豪雨耐性の調査を実施しました。

次ページ、126ページ、127ページに移りまして、下段、6目地籍調査費、決算参考資料、資料番号1の28ページに記載しております。7節報償費から18節負担金、補助及び交付金までで2,211万9,465円支出しております。

決算書に戻りまして、128ページ、129ページ中段、8目農業集落排水事業費27節繰出金で、下水道事業会計への繰出金は1億5,112万4,000円でした。

次に、130ページ、131ページに移りまして、中段、7款商工費は、支出済額1億2,257万8,821円、前年度と比較しますと4,424万6,567円の減、26.5%の減でした。主な支出は、132ページ、133ページの上段、1項1目18節負担金、補助及び交付金の中で、ストップコロナ！対策認定店応援給付金1,080万円、安全安心な生活環境の実現と地域経済の活性化を目的に、群馬県ストップコロナ！対策認定制度の認定店における感染対策への取組を応援するため、1店舗当たり10万円の給付金を交付しました。下段に行きまして、2目観光費14節工事請負費温泉施設改修工事2,771万3,400円、内容は、よしおか温泉リゾートピア吉岡における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、男女浴室カラン台に仕切りを設置し、適切な間隔を確保できるように配置を変更するとともに、付属設備の改修を行いました。

次ページ、134ページ、135ページに移りまして、8款土木費は、支出済額6億6,515万3,678円、前年度と比較しますと6億9,956万9,151円の減、51.3%の減でした。主な支出は、決算書138ページ、139ページ中段より少し下で、3目道路新設改良費14節工事請負費で1億4,648万5,140円支出しております。内容としては、町道熊野・吉開戸線ほか1路線道路改良事業で、6,673万1,650円、町道金竹西・吉開戸線ほか2路線道路改良事業で、6,015万7,000円支出しております。駒寄スマートIC東大型商業施設の出店に当たり、交通渋滞を解消する目的で工事を行いました。そのほか通学路安全対策事業として1,959万6,490円支出しております。交通安全対策事業費補助金を利用し、町内各所の通学路等において、安全対策工事を実施しました。

次に、144ページ、145ページ中段、4項3目下水道費27節繰出金で、下水道事業会計繰出金（公共下水道事業）1億6,804万5,000円を支出しております。

146ページ、147ページ上段、9款消防費は、支出済額4億739万2,267円、前年度と比較しますと4,505万954円の減、10.0%の減でした。主な支出は、決算書148ページ、149ページ中段で、4目災害対策費12節委託料の中で、災害ハザードマップ更新業務委託440万7,700円支出しました。災害対策基本法等の改正や吉岡町地域防災計画の修正等に伴い、災害ハザードマップの更新を行いました。下段に行きまして、5目無線放送施設設置事業費の中、防災無線デジタル化事業は、決算参考資

料、資料番号1の36ページの下段、12節委託料、14節工事請負費合計で、5,290万6,400円支出しました。防災無線デジタル化事業については、令和4年度末をもって補助事業が完了しました。

決算書に戻っていただきまして、150ページ、151ページ中段、10款教育費、支出済額7億5,626万9,352円、前年度と比較しますと1億8,129万7,093円の減、19.3%の減でした。主な支出は、決算書154ページ、155ページ下段、1項2目27節繰出金、学校給食事業特別会計繰出金で（食材費助成分）500万円、（第3子以降給食費無料化分）294万9,440円、（コロナ関連）39万2,126円、そのほか164ページ、165ページ中段、2項2目27節繰出金で、駒小・明小学校給食事業特別会計繰出金として1,472万7,850円、170ページ、171ページ上段、3項2目27節繰出金で、吉中学校給食事業特別会計繰出金で756万2,950円支出しております。児童の保護者が負担する学校給食費に対して、児童1人当たり1万450円を補助することを目的として、学校給食事業特別会計へ繰出しを行いました。一般会計からの繰出金の合計は3,063万2,366円となっております。

続いて、決算書170ページ、171ページ中段、3目学校建設費14節工事請負費の中で、北校舎屋上防水改修工事（繰越明許）3,337万9,500円、吉中北校舎の屋上に敷設されている防水シートが老朽化により破損していたため、改修工事を行いました。すぐ下、16節公有財産購入費、校庭用地買収費（繰越明許）1,992万2,448円、21節補償、補填及び賠償金、建物等補償費（繰越明許）756万3,200円、こちらは吉中の校庭拡張事業で、生徒の増加や校舎の増築により校庭が手狭になってきたため、用地の確保を行いました。なお、令和3年度には、前払金として、用地買収費1,000万円、補償費5,300万円は支払い済みとなっております。

186ページ、187ページに移りまして、下段、11款災害復旧費の支出はございませんでした。

次ページに移りまして、中段、12款公債費は、支出済額4億9,979万956円、前年度と比較しますと309万9,876円の減、0.6%の減でした。

次ページに移りまして、13款諸支出金は、支出済額1,000円、前年度と比較しまして1,000円の減、50.0%の減でした。

14款予備費の支出はございませんでした。

一番下の行、歳出の総額は85億743万8,300円、翌年度繰越額は2億1,660万1,000円、不用額は4億9,697万8,700円でした。

以上で一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和4年度吉岡町一般会計歳入歳出決算につきまして、令和5年8月7日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議 長（廣嶋 隆君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第1号は、予算決算常任委員会に付託します。

ここで11時まで休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前11時00分再開

議 長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

日程第7 認定第2号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（廣嶋 隆君） 日程第7、認定第2号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 認定第2号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計歳

入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の195ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は1億2,530万7,353円、歳出総額は1億2,485万7,728円、歳入歳出差引き額は44万9,625円、実質収支額も同額の44万9,625円でした。前年度と比較しますと、歳入総額については260万212円の増、増減率では2.1%の増でした。歳出総額については227万2,881円の増、増減率では1.9%の増でした。

次に、196ページ、197ページをお願いします。

令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

198ページ、199ページは、その歳出です。200ページ、201ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

202ページ、203ページの事項別明細書で説明させていただきます。

1款給食費納入金は、収入済額9,450万8,467円、収入未済額は277万8,847円でした。1項1目給食費納入金1節現年度分で9,379万375円、内訳としまして、教職員給食費884万7,235円、給食センター職員等給食費95万5,025円、児童生徒給食費8,398万8,115円、2節過年度分は71万8,092円となっております。別冊の主要施策の成果説明書の171ページをご覧ください。中段の3に給食費の納入状況を掲載しております。未納額内訳で、現年度分113万9,915円は、54人、35世帯、過年度分163万8,932円は43人、27世帯分でした。

決算書に戻りまして、中段の2款繰入金は、収入済額3,063万2,366円で、内訳としまして、給食費補助分繰入金として、明小、駒小、吉中3校合わせまして2,229万800円、食材費助成分繰入金として500万円、第3子以降給食費無料化分繰入金294万9,440円、物価高騰分繰入金39万2,126円を繰り入れました。

3款繰越金は、収入済額12万2,294円、前年度からの繰越金です。

4款諸収入は、収入済額4万4,226円は廃油回収等によるものです。

一番下の行へ行きまして、歳入合計は、収入済額1億2,530万7,353円、収入未済額は277万8,847円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書204ページ、205ページは、事項別明細書総括の歳出です。

206ページ、207ページの事項別明細書で説明させていただきます。

1款学校給食費は、支出済額1億2,485万7,728円で、内容は1項1目学校給食費15節原材料費で、給食用食材料費として1億2,469万5,528円と、26節公課費、消費税分として16万2,200円支出いたしました。

一番下の行へ行きまして、歳出の総額は、支出済額1億2,485万7,728円、不用額は1,364万7,272円でした。

以上で学校給食事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和5年8月9日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された学校給食事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第2号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第8 認定第3号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について

議長（廣嶋 隆君） 日程第8、認定第3号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 認定第3号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の211ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は20億326万2,394円、歳出総額は19億6,298万6,599円、歳入歳出差引き額は4,027万5,795円、実質収支額も同額の4,027万5,795円でした。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては8,935万6,139円の増、増減率では4.7%の増でした。歳出総額につきましては9,524万5,720円の増、5.1%の増でした。

次に、212ページ、213ページをお願いします。

令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

214ページ、215ページは、その歳出です。

216ページ、217ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

218ページ、219ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款国民健康保険税は、収入済額4億931万8,170円、不納欠損額158万4,520円、収入未済額6,803万3,119円でした。不納欠損の該当者は11人、収入未済の該当者は348人でした。

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とに分かれ、その現年課税分と滞納繰越分となっております。

別冊の主要施策の成果説明書173ページをご覧ください。

国保加入世帯数及び被保険者数を年度ごとに記載しております。

決算書218ページ、219ページに戻りまして、2款一部負担金は、収入済額はございませんでした。

次ページに移りまして、3款使用料及び手数料は収入済額2,600円。

4款国庫支出金は収入済額11万8,000円。

5款県支出金は収入済額13億9,289万390円。

次ページに移りまして、6款財産収入は、収入済額5,650円で、国保基金利子です。

7款繰入金は、収入済額1億3,145万6,000円でした。内訳は、1項1目1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）6,754万9,225円、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）3,623万1,820円、3節職員給与費等繰入金974万8,757円、4節出産育児一時金等繰入金651万8,600円、5節財政安定化支援事業繰入金475万3,000円、6節未就学児均等割保険税繰入金129万4,174円、7節その他一般会計繰入金536万424円となっております。

次に、8款繰越金は、収入済額4,616万5,376円でした。

次ページ、続いて、9款諸収入は、収入済額2,330万6,208円でした。

次ページ、一番下の行に行きまして、歳入合計は、収入済額20億326万2,394円、不納欠損額158万4,520円、収入未済額6,803万3,119円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書228ページ、229ページは、事項別明細書総括の歳出です。

230ページ、231ページからの事項明明細書で説明させていただきます。

1款総務費は、支出済額1,079万4,557円。

次ページに移りまして、2款保険給付費は、支出済額13億6,009万8,621円、主な支出は、1項の療養諸費で、支出済額11億7,494万9,972円、下段2項の高額療養費は、支出済額1億7,384万6,033円。

次ページ、234ページ、235ページに移りまして、中段の4項出産育児諸費は978万2,730円で、出産育児一時金の該当者は23人でした。5項葬祭費は、支出済額140万円、該当者は28人でした。

別冊の主要施策の成果説明書の176ページ、177ページをご覧ください。

療養給付費の年度別の支出額や内訳等を記載しております。

178ページには、出産育児一時金、葬祭費、高額療養費支給額の年度別の件数や支給額等を記載しております。参考にご確認いただければと思います。

決算書に戻っていただきまして、236ページ、237ページ上段で、3款国民健康保険事業費納付金、支出済額5億2,782万9,163円で、内訳として、1項医療給付費分は支出済額3億5,692万2,965円、2項後期高齢者支援金等分、支出済額1億2,650万1,886円、3項介護納付金分、支出済額4,440万4,312円となっております。

続いて、4款共同事業拠出金は、支出済額69円でした。

次ページに移りまして、5款保健事業費は、支出済額1,901万5,703円、内訳として、1項特定健康診査等事業費で、支出済額1,048万2,236円、2項保健事業費は、支出済額853万3,467円でした。2目疾病予防費の中、18節負担金、補

助及び交付金で、人間ドック補助金280万円の該当者は140人でした。

6款基金積立金は、支出済額3,351万5,000円でした。

次ページに移りまして、7款公債費は支出ございませんでした。

8款諸支出金は、支出済額1,173万3,486円でした。

9款予備費の支出はございませんでした。

一番下の行に行きまして、歳出の総額は、支出済額19億6,298万6,599円、
不用額は4,181万4,401円でした。

以上で国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和5年8月9日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第3号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第9 認定第4号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第9、認定第4号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 認定第4号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

[税務会計課長 中澤礼子君発言]

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の245ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は231万5,000円、歳出総額も同額の231万5,000円ということで、歳入歳出差引き額、実質収支額ともにゼロ円です。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては170万7,925円の減、増減率では42.5%の減でした。歳出総額につきましても170万7,925円の減、42.5%の減でした。

続いて、246ページ、247ページをお願いします。

令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

248ページ、249ページは、その歳出です。

250ページ、251ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

252ページ、253ページの事項別明細書で説明させていただきます。

1款貸付事業収入は、収入済額224万9,000円、収入未済額は9,989万1,728円、内訳としまして、1項1目貸付事業収入1節貸付金元金回収金過年度分は、収入済額191万3,016円、収入未済額8,259万4,368円、収入未済の該当者は22人でした。2節貸付金利子回収金過年度分は、収入済額33万5,984円、収入未済額1,729万7,360円、収入未済の該当者は22人でした。

別冊の主要施策の成果説明書181ページから186ページまで、貸付金及び貸付金財源等年度別調書となっております。

186ページ下段は、令和4年度資金別調定額及び回収額調書となっております。ご確認いただければと思います。

決算書252ページ、253ページに戻りまして、2款県支出金は、収入済額6万6,000円でした。

一番下の行に行きまして、歳入合計は、収入済額231万5,000円、収入未済額

9, 989万1, 728円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書254ページ、255ページは、事項別明細書総括の歳出です。

256ページ、257ページの事項別明細書で説明させていただきます。

1款総務費は、支出済額8万8, 881円。

2款諸支出金は、222万6, 119円で、一般会計への繰出金でした。

3款予備費の支出はございませんでした。

一番下の行へ行きますと、歳出の総額は、支出済額231万5, 000円、不用額は3万円でした。

以上で住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和5年8月9日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第4号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第10 認定第5号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第10、認定第5号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第5号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認めてくださいますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の261ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は15億2,358万4,124円、歳出総額は14億2,660万7,807円、歳入歳出差引き額は9,697万6,317円、実質収支額も同額の9,697万6,317円でした。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては3,447万6,595円の増、増減率では2.3%の増でした。歳出総額につきましては3,484万2,715円の減、2.4%の減でした。

次に、262ページ、263ページをお願いします。

令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

264ページ、265ページは、その歳出です。

266ページ、267ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

268ページ、269ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款保険料は、収入済額3億8,165万2,183円、不納欠損額81万7,600円、収入未済額202万9,785円でした。不納欠損の該当者は16人、収入未済の該当者は54人でした。

1項1目第1号被保険者保険料1節現年度分特別徴収保険料、収入済額3億5,178万6,800円、収入未済額のマイナス51万1,100円は、死亡等による払戻し分です。2節現年度分普通徴収保険料は、収入済額2,893万5,400円、収入未済額は110万6,000円、3節滞納繰越分普通徴収保険料は、収入済額92万9,983円、不納欠損額81万7,600円、収入未済額は143万4,885円でした。

別冊の主要施策の成果説明書188ページをご覧ください。

年度ごとの第1号被保険者数、徴収額等を記載しております。参考にご確認いただければと思います。

決算書268ページ、269ページに戻りまして、中段の2款国庫支出金は、収入済額2億9,645万7,286円で、主なものは、1項国庫負担金で、収入済額2億6,141万5,051円で、現年度分介護給付費負担金です。

270ページ、271ページに移りまして、3款支払基金交付金は、収入済額3億6,698万3,548円。

4款県支出金は、収入済額2億3,902万6,000円で、主なものは、1項県負担金で、収入済額1億8,967万3,000円でした。

272ページ、273ページに移りまして、5款財産収入は、収入済額1,153円。

6款繰入金は、収入済額2億1,143万47円でした。

次ページに移りまして、7款繰越金は、前年度からの繰越金で2,765万7,007円でした。

8款諸収入は、収入済額37万6,900円でした。

一番下の行に行きまして、歳入合計は、収入済額15億2,358万4,124円、不納欠損額81万7,600円、収入未済額882万1,257円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

決算書276ページ、277ページは、事項別明細書総括の歳出です。

278ページ、279ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款総務費は、支出済額6,158万4,906円。

280ページ、281ページに移りまして、中段、2款保険給付費は、支出済額12億9,028万8,000円、主な支出は、1項介護サービス等諸費、支出済額11億9,303万27円。

次ページに移りまして、下段、2項介護予防サービス等諸費、支出済額3,316万3,368円。

286ページ、287ページに移りまして、下段、6項特定入所者介護サービス等費、支出済額3,155万5,511円などでした。

288ページ、289ページに移りまして、中段、3款財政安定化基金拠出金は支出はございませんでした。

4款地域支援事業費、支出済額5,557万9,630円、主な支出は、1項包括的支援事業・任意事業費、支出済額2,378万6,436円、次ページに移りまして、中段、介護予防・生活支援サービス事業費、支出済額3,129万4,959円でした。

292ページ、293ページに移りまして、下段、5款基金積立金は1,168万1,000円。

6款予備費の支出はございませんでした。

7款諸支出金747万4,271円、別冊の主要施策の成果説明書189ページ中段から191ページをご覧ください。

給付状況を記載してあります。参考にご確認いただければと思います。

決算書に戻りまして、294ページ、295ページ、一番下の行、歳出の総額は支出済額14億2,660万7,807円、不用額は7,648万1,193円でした。

以上で介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和5年8月9日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議 長（廣嶋 隆君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第5号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第11 認定第6号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算 認定について

議 長（廣嶋 隆君） 日程第11、認定第6号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 認定第6号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決

算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の299ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は2億4,006万8,142円、歳出総額は2億3,487万242円、歳入歳出差引き額は519万7,900円、実質収支額も同額の519万7,900円でした。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては2,519万1,924円の増、増減率では11.7%の増でした。歳出総額につきましては2,416万6,624円の増、11.5%の増でした。

次に、300ページ、301ページをお願いします。

令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

302ページ、303ページは、その歳出です。

304ページ、305ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

306ページ、307ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款後期高齢者医療保険料、収入済額1億7,662万2,800円、収入未済額75万2,500円、収入未済の該当者は14人でした。内訳としまして、1項1目特別徴収保険料1節現年度分特別徴収保険料は、収入済額1億793万8,800円、収入未済額のマイナス6万5,400円は死亡等による払戻し分です。2目普通徴収保険料1節現年度分普通徴収保険料は、収入済額6,844万4,900円、収入未済額は72万3,400円、2節滞納繰越分普通徴収保険料は、収入済額23万9,100円、収入未済額は9万4,500円でした。

2款繰入金、収入済額5,066万1,269円、内訳としまして、1項1目事務費繰入金983万8,666円、2目保険基盤安定繰入金は4,082万2,603円でした。

3款繰越金は、収入済額417万2,600円、前年度からの繰越金です。

4款諸収入、収入済額861万1,473円でした。

次ページに移りまして、一番下の行、歳入合計は、収入済額2億4,006万8,142円、収入未済額は75万2,500円でした。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

310ページ、311ページは、事項別明細書の総括の歳出です。

312ページ、313ページからの事項別明細書で説明させていただきます。

1款総務費は、支出済額1,047万1,438円、主な支出は、1項1目一般管理費12節委託料の中の健康診査委託料で、691万2,488円でした。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額2億2,376万3,719円、内訳としましては、1項1目18節負担金、補助及び交付金で、広域連合事務費等負担金733万9,716円、保険料等負担金1億7,560万1,400円、保険基盤安定負担金4,082万2,603円でした。

3款諸支出金は、支出済額63万5,085円でした。

314ページ、315ページに移りまして、4款予備費の支出はございませんでした。

一番下の行へ行きまして、歳出の総額は、支出済額2億3,487万242円、不用額は652万1,758円でした。

以上で後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和5年8月9日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第6号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第12 認定第7号 令和4年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議 長（廣嶋 隆君） 日程第12、認定第7号 令和4年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 認定第7号 令和4年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、別紙の令和4年度吉岡町水道事業余剰金処分計算書（案）のとおり、利益剰余金を処分し、併せて、同法第30条第4項の規定により、令和4年度吉岡町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決及び認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

決算書319ページをお願いいたします。

目次となり、1の決算書類と2の決算附属書類に分類されております。

320、321ページをお願いいたします。

令和4年度吉岡町水道事業決算報告書をご覧ください。

款・項・決算額の順で説明をいたします。

初めに、1収益的収入及び支出、水道事業の経営活動に伴い発生する収支、決算です。

収入では、第1款水道事業収益、右ページ上段、決算額4億4,104万4,486円、内訳として、第1項営業収益4億16万6,687円。主に、水道使用料及び住宅新築に伴う水道の新規加入金です。

第2項営業外収益、決算額4,087万7,799円。主に、長期前受金戻入と下水道事業からの検針に関わる負担金です。

第3項特別利益、ゼロ円。

次に、支出です。

第1款水道事業費用、決算額4億1,206万1,296円。内訳として、第1項営業費用3億7,154万4,287円、水道事業運営における維持管理費で、配水給水費や総係費などの事務事業の経費や水道資産の目減り分である減価償却費も含まれております。

続いて、第2項営業外費用4,051万7,009円。企業債の利子償還金と消費税で

す。

第3項特別損失、ゼロ円。

第4項予備費、ゼロ円。

なお、詳細につきましては、335ページ以降に水道事業会計・収益費用明細書を参考にご覧いただければと思います。

次に、322ページ、323ページをお願いいたします。

2 資本的収入及び支出。水道事業の整備に関する収支、決算です。

収入では、第1款資本的収入、右ページ上段、決算額3億487万3,323円。内訳として、第1項企業債1億4,750万円、全額上ノ原浄水場改修工事に伴う借入れです。

第2項出資金3,000万円、町からの出資金です。出資目的は、老朽化した施設の更新など、経営基盤を強化する目的で、一般会計から繰り出されるものです。

第3項工事費6,243万6,323円、貸借対照表の流動負債・前受け金として計上していた上越新幹線榛名トンネル建設工事に伴う漏水対策工事補償金を取り崩したものです。

第4項補助金6,493万7,000円、上ノ原浄水場改修工事に関わる防衛省からの補助金です。

なお、第1項企業債、第3項工事費、第4項補助金は、全額、翌年度繰越額に係る財源充当額です。

次に、支出です。

第1款資本的支出、決算額1億1,812万2,010円、隣の表、翌年度繰越額、継続費通次繰越額2億9,678万8,000円、上ノ原浄水場改修工事に伴う継続費の繰越しです。

次に、第1項建設改良費4,406万98円。

第2項企業債償還金7,406万1,912円。全て企業債の元金償還分です。

下段の記載事項は、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填財源を記載したものです。

なお、320ページから323ページまでの収支決算報告書は、全て消費税込みとなっております。

続いて、324、325ページをお願いいたします。

令和4年度吉岡町水道事業損益計算書をご覧ください。

この損益計算書は、水道事業1年間の経営活動、経営成績を示したものです。

324ページ、1の営業収益と2の営業費用、そして、3の営業外収益と4の営業外費用とに大別されております。

なお、金額については、先ほど説明した決算額より預り金であります消費税を差し引いた税抜きで記載されております。

1の営業収益は、(1)給水収益と(2)その他営業収益を足した額で、右ページの3億6,393万2,196円。

2の営業費用は、(1)配水及び給水費から(5)その他営業費用を足した額、右ページの3億5,515万4,043円。

営業利益は、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた額、右ページ中段の877万8,153円となります。

3の営業外収益は、(1)長期前受金戻入と(2)雑収益を足した額4,058万563円。(1)の長期前受金戻入は、繰延収益より工事などで得た補助金等の令和4年度の収益化額で、長期前受金の戻入分として計上しております。なお、雑収益は、下水道料金算出に伴う下水道事業会計からの検針負担金などです。

4の営業外費用は、(1)支払い利息の額1,770万6,708円。営業外収支は、3と4の収支差引きで、右ページの中段下の2,284万8,763円。

令和4年度における経常収支は、営業利益877万8,153円と営業外収支2,284万8,763円を足した額、表の右下、3,162万6,916円です。

また、当年度純利益となり、黒字決算です。

なお、この純利益3,162万6,916円が、当年度における未処分利益剰余金となります。

続いて326、327ページをご覧ください。

上段の表は、令和4年度の水道事業剰余金計算書で、期首・期末の積立て状況を示したものです。表の左側、資本金で当年度変動額は町からの出資金3,000万円の増です。当年度末残高は、表の下、11億4,595万2,182円。

327ページ、表の右側、利益剰余金の合計は、当年度純利益3,162万6,916円が増加し、当年度末残高は8億7,646万4,729円となります。

資本合計の当年度末残高は6,162万6,916円増の20億2,241万6,911円となります。

次に、下の表をご覧ください。

当年度発生した未処分利益剰余金処分計算書(案)です。

地方公営企業法第32条第2項の規定による剰余金の処分案です。

327ページ、表の右端、未処分利益剰余金、当年度末残高3,162万6,916円全額について、表の中ほどの建設改良積立金に積立処分し、建設改良積立金の残高を1億6,530万6,897円から1億9,063万3,813円に増額するものです。そし

て、表の右端、未処分利益剰余金の繰越残高をゼロ円とするものです。よろしくお願いいたします。

次に、328、329ページをお願いいたします。

令和4年度吉岡町水道事業貸借対照表です。水道事業の財政状況を明らかにしたもので、決算時における保有する全ての資産と負債及び資本を示したものです。表は、資産の部と負債及び資本の部に分かれています。

328ページ、資産の部、1の固定資産（1）の有形固定資産イの土地からチの建設仮勘定まで、有形固定資産の合計35億3,403万7,564円。

2の流動資産は、現金や比較的短期間のうちに回収される債権、売却によって現金に換えることができる資産及び上ノ原浄水場改修工事の前払い金2億8,817万8,000円で、（1）現金預金から（4）前払い金までの合計6億4,069万5,438円。

資産の合計は、固定資産と流動資産の合計で、328ページ表の下段、41億7,473万3,002円となります。

次に、329ページの負債の部です。3の固定負債8億5,128万4,991円、令和6年度以降に償還期限が到来する企業債元金の償還残高となります。

4の流動負債は、（1）企業債から（4）引当金までの合計で、329ページ中段の右端、9,978万4,036円。

5の繰延収益は、（1）長期前受金と（2）長期前受金収益化累計額の差引き額で12億124万7,064円です。

負債の合計は、中段、右端の21億5,231万6,091円となります。

続いて、資本の部です。6の資本金は11億4,595万2,182円、7の剰余金は8億7,646万4,729円。

（1）利益剰余金については、これまでの事業活動において生み出した利益、それぞれの積立額となります。イの減債積立金からニの当年度未処分利益剰余金の合計額です。

資本の合計は、資本金と剰余金を足した額、20億2,241万6,911円、また、3から5の負債の部に、6と7の資本の部を足した合計で41億7,473万3,002円は、左ページ下段の資産合計と同額となります。

次の330ページからは、決算附属資料となる水道事業報告書です。

（1）総括、（2）経営指標に関する事項、（3）予算等の議会議決事項、331ページには建設工事の概況が記載されています。

なお、上ノ原浄水場改修工事は完成していないため、記載されていません。

332ページをご覧ください。

3の業務（1）業務量でございます。上段、年度末給水人口は、当年度2万2,310

人、前年度比101.1%の微増です。年度末給水戸数は、当年度8,770戸、年間配水量は297万7,847立方メートル、年間有収水量は252万8,592立方メートル、有収率は84.9%で、前年度と同じです。

次に、333ページ、(3)の事業費に関する事項で、表の下、①の供給単価は130円61銭、②の給水原価は131円58銭です。販売する単価が給水原価を僅かに下回る状況です。

続いて、4の会計(2)の企業債の概況です。本年度末時点の償還金残高は9億2,048万3,737円です。

企業債の詳細は、342、343ページに添付しております。

続いて、334ページをお願いします。

議長(廣嶋 隆君) 提案理由の説明の途中ですが、ここで13時まで休憩といたします。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

議長(廣嶋 隆君) 会議を再開します。

大澤上下水道課長。

[上下水道課長 大澤正弘君発言]

上下水道課長(大澤正弘君) 続きまして、決算書334ページをお願いいたします。

水道事業キャッシュ・フロー計算書です。令和4年度の事業活動によりどれだけの資金が増減したかを示す計算書になります。1の業務活動によるキャッシュ・フローでは、334ページ中ほど、1億3,712万5,607円の資金が減少した結果となっております。これはその5行上にありますその他流動資産2億8,817万8,000円の減とあります。上ノ原浄水場改修工事の前払い金を支出したことが資金減少の主な要因です。2の投資活動によるキャッシュ・フローでは2,210万2,799円の資金が増加、3の財務活動におけるキャッシュ・フローでは1億343万8,088円の資金が増加し、令和4年度においては、1の業務活動、2の投資活動、3の財務活動によるキャッシュ・フローの合計で1,158万4,720円の資金・現金預金が減少しております。

結果、令和4年度期首時点の資金残高3億55万3,150円から1,158万4,720円の資金が減少し、令和5年3月31日期末時点では、下段の2億8,896万8,430円の資金残高となっております。この金額は、戻りまして、328ページ、貸借対照表の下段をご覧ください。2流動資産の(1)現金預金の金額と一致しております。

335ページ以降には、収支明細及び固定資産等の附属書類を添付しておりますので、参考にご覧いただければと思います。

以上で町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和4年度吉岡町水道事業会計決算につきまして、令和5年8月9日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第7号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第13 認定第8号 令和4年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第13、認定第8号 令和4年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第8号 令和4年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、別紙の令和4年度吉岡町下水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり、利益剰余金を処分し、併せて、同法第30条第4項の規定により、令和4年度吉岡町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決及び認定くだ

さいますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

決算書349ページをお願いいたします。

決算書類及び決算附属資料により説明いたします。

なお、下水道事業会計につきましては、令和2年度から、これまでの特別会計を公営企業会計に移行しております。

350、351ページをお願いいたします。

令和4年度吉岡町下水道事業決算報告書をご覧ください。

款・項・決算額の順で説明いたします。

初めに、1収益的収入及び支出。下水道事業の経営活動に伴い発生する収支、決算です。

収入では、第1款公共下水道事業収益、右ページ上段、決算額3億3,036万2,747円。内訳として、第1項営業収益1億2,249万2,990円、収益は全て下水道使用料です。

第2項営業外収益2億786万9,757円、主に、一般会計補助金、長期前受金戻入や排水設備指定工事店申請料です。

第3項特別利益、ゼロ円。

次に、第2款農業集落排水事業収益、決算額1億6,672万3,419円、内訳として、第1項営業収益、3,129万2,620円、農業集落排水の使用料です。

第2項営業外収益、1億3,543万799円、主に、一般会計補助金と長期前受金戻入です。

続いて支出です。

第1款公共下水道事業費用、決算額2億9,310万9,313円。内訳として、第1項営業費用2億7,063万388円、公共下水道の維持管理のための管渠費の事務経費や資産の目減り分の減価償却費も含まれております。

第2項営業外費用、2,247万8,925円、企業債の利子償還金と消費税です。

次に、第2款農業集落排水事業費用、1億5,771万4,397円、内訳として、第1項営業費用1億3,708万3,977円、農業集落排水事業運営に関わる維持管理のための管渠費や総係費で、減価償却費も含まれております。

第2項営業外費用2,063万420円、企業債の利子償還金と消費税です。

なお、詳細につきましては、366ページ以降に、下水道事業収益費用明細書を添付しておりますので、参考にご覧いただければと思います。

次に、352、353ページをお願いいたします。

2 資本的収入及び支出。下水道施設の整備に関する収支、決算となります。

収入では、第1款公共下水道事業資本的収入、右ページ上段、決算額1億4,648万5,750円、内訳として、第1項企業債6,910万円、建設改良、公共下水道管渠工事に関わる企業債です。

第2項負担金等1,721万7,750円、受益者負担金で、農地転用に伴う開発などの一括納付や新たに下水道の供用開始した大久保地区の負担金の納付額です。

第3項補助金4,296万7,000円、国庫補助の社会資本整備総合交付金4,136万7,000円と県費補助金160万円です。

第4項一般会計補助金1,720万1,000円、公共下水道施設整備に関わる補助金です。

続いて、第2款農業集落排水事業資本的収入7,570万4,000円、内訳として、第1項負担金等58万円。受益者分担金で一括納付の2件分です。

第2項一般会計補助金7,512万4,000円、農業集落排水事業に関わる補助金です。

続いて、支出。第1款公共下水道事業資本的支出。決算額3億622万5,702円、内訳として、第1項建設改良費1億8,983万280円、施設整備に関わる人件費や工事費です。当年度も大久保地区の一部供用開始に向けた整備を行いました。

なお、国庫補助金交付の兼ね合いから、令和3年度からの繰越事業も含まれております。

第2項企業債償還金1億1,639万5,422円、企業債の元金償還金です。

次に、第2款農業集落排水事業資本的支出7,618万3,743円、内訳は、第1項企業債償還金、同額で、7,618万3,743円です。企業債の元金償還分です。下の表の下段にある記載事項は、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額に対する補填財源を記したものです。

なお、350ページから353ページまでの決算報告書は、全て消費税込みとなっております。

次に、354、355ページをお願いいたします。

令和4年度吉岡町下水道事業損益計算書をご覧ください。この損益計算書は、下水道事業1年間の経営活動、経営成績を示したものです。金額は消費税分を差し引いた税抜き額で記載されております。

1 営業収益(1) 下水道使用料は、355ページ上段の1億3,980万5,112円。

使用料は、公共下水、農業集落排水事業の合算額となります。なお、内訳は、366ページからの収益費用明細書になります。

戻りまして、2の営業費用（1）管渠費から（4）減価償却費を足した額、右ページで、3億9,636万605円。

営業収支は、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた額、右ページ中段右側で、2億5,655万5,493円の営業損失となります。

次に、3の営業外収益は、（1）維持管理負担金から（5）県補助金を足した額、右ページ中ほど3億4,213万3,756円です。

4の営業外費用は、（1）支払い利息の額と（2）雑支出を足した額4,971万3,005円。

営業外収支は、3の営業外収益と4の営業外費用の収支差引きで、右ページ中段下の2億9,242万751円。

経常収支は、営業損失2億5,655万5,493円と営業外収支2億9,242万751円の差引きで、3,586万5,258円の経常利益を計上し、当年度の純利益です。

右ページ最下段のこの純利益3,586万5,258円は、当年度の未処分利益剰余金となります。

続いて、356、357ページをご覧ください。

令和4年度分の下水道事業剰余金計算書です。

上段の表は、令和4年度下水道事業剰余金の期首、期末での積立状況を示したものです。

表の中ほど、当年度の変動額は、未処分利益剰余金3,586万5,258円の増、剰余金の合計残高は5,979万1,338円、当年度末資本合計は、表の右下16億9,631万3,812円となります。

下の表をご覧ください。

当年度発生した剰余金処分計算書（案）です。地方公営企業法第32条第2項の規定による剰余金の処分案です。

357ページ、表の右端、未処分利益剰余金、当年度末残高3,586万5,258円、全額を減債積立金に積立処分をし、減債積立金の残高を5,979万1,338円にするものです。そして、表の右端、未処分利益剰余金の繰越残高はゼロ円となります。

次に、358、359ページをお願いいたします。

令和4年度の吉岡町下水道事業貸借対照表です。下水道事業の財政状況を明らかにしたもので、決算時における保有する全ての資産と負債及び資本を示したものです。

358ページ、資産の部。1固定資産（1）の有形固定資産、イの土地からへの建設仮勘定まで、有形固定資産の合計66億8,635万5,075円。（2）の無形固定資産、イの地上権からへのソフトウェアまで、無形固定資産の合計3,834万1,191円、合わせて固定資産の合計67億2,469万6,266円。

2 流動資産（1）現金預金から（3）前払金の合計2億1,707万6,639円。
資産の部合計は、1の固定資産と2の流動資産の合計、358ページ下段、69億4,177万2,905円。

次に、359ページの負債の部です。3 固定負債は、（1）企業債合計と同額で、19億4,869万2,364円。令和6年度以降に償還期限が到来する企業債元金の償還残高です。

4 流動負債の合計は、（1）企業債から（3）引当金までの合計、2億1,659万5,361円。

5 繰延収益は、（1）長期前受金と（2）長期前受金収益化累計額の差引きで30億8,017万1,368円。

負債の合計は、3の固定負債と4の流動負債と5の繰延収益の合計で、52億4,545万9,093円です。

続いて、資本の部。

6 資本金は16億3,652万2,474円。

7の剰余金合計は5,979万1,338円。

資本の部の合計は、6の資本金と7の剰余金を足した合計16億9,631万3,812円。3から5の負債の部の合計52億4,545万9,093円に6と7の資本の部の合計を足した額、最下段69億4,177万2,905円となります。この額は、左のページ最下段の資産合計と同額となります。

次に、360ページからは、決算附属書類の事業報告書で、総括や予算等の議決事項、認可事項などを記載しております。

361ページは、建設工事の概況です。国庫補助について、繰越しを含め、全て大久保地区の管渠工事で、10件、合計1億3,489万3,000円。

362ページをお願いいたします。

県費補助工事は6件、総額3,289万2,200円、総計で16件、総額1億6,778万5,200円となります。

続いて、下段の表をご覧ください。

業務（1）業務量で、公共下水道では、年度末水洗化人口1万1,451人、年度末戸数は3,699戸。

また、年間処理水量は、98万5,347立方メートル。年間有収水量も同量で、有収率は100%です。これは、水道使用量を汚水使用量と認定して、処理水量及び有収水量としているためです。

次に、363ページ、農業集落排水事業では、年度末水洗化人口3,094人、年度末

戸数は1,120戸。また、年間処理水量は、26万1,056立方メートル、年間有収水量が25万5,959立方メートルで、有収率は98%です。

続いて、(3)事業費に関する事項。公共下水道事業①の使用料単価は113円、②の汚水処理原価は150円です。使用料単価が下水処理単価を下回る状況です。

農業集落排水事業①の使用料単価は111円10銭、②の汚水処理原価は187円です。

次に、364ページの4の会計で(1)主要契約の要旨、下段、(2)企業債の概況では、借入状況と合計欄に未償還金残高を記載しております。本年度末残高は21億2,782万6,185円です。

詳細は、376ページから382ページに企業債明細書を添付しております。

次に、365ページは、キャッシュ・フロー計算書です。事業活動により令和4年度においてどれだけ資金が増減したかを示す計算書になります。1の業務活動によるキャッシュ・フローでは、中ほど、2億1,063万1,312円の資金が増えた結果となっており、2の投資活動によるキャッシュ・フローでは3,251万5,868円の資金が減少、3の財務活動によるキャッシュ・フローでは1億2,347万9,165円の資金が減少。

令和4年度においては、1の業務活動、2の投資活動、3の財務活動によるキャッシュ・フローの合計で、下段、5,463万6,239円の資金・現金預金の増となっております。

令和4年度期首時点の資金残高1億2,916万7,094円から5,463万6,239円の資金が増加し、令和5年3月31日の期末時点では、最下段の1億8,380万3,373円の資金残高となります。

この額は、戻りまして、358ページ、貸借対照表の下段をご覧ください。2流動資産の(1)現金預金と同額となります。

366ページ以降は、収支費用明細書、固定資産明細書、企業債借入明細書等の附属書類です。

以上で認定第8号の町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長(廣嶋 隆君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

[代表監査委員 石関秀一君登壇]

代表監査委員(石関秀一君) ご報告申し上げます。

令和4年度吉岡町下水道事業会計決算につきまして、令和5年8月9日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された下水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第8号は、予算決算常任委員会に付託します。

本日の日程のうち、以上をもって令和4年度決算認定に関する議題が終了いたしました。

石関代表監査委員には、監査報告お疲れさまでした。

ここで監査委員が退場しますので、暫時休憩といたします。

午後1時26分休憩

午後1時27分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

日程第14 議案第44号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第14、議案第44号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第44号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,633万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億2億377万1,000円とするものです。

今回の補正の主な内容ですが、歳入では、本年度の普通交付税が確定したことによる増額や事業費の変更などに伴い、国・県補助金等の見直しを行い計上しています。

歳出の主な内容は、全般的事項として、人事異動及び会計年度任用職員の給料表改定に伴う人件費の計上、3款民生費の障害者福祉費で、令和4年度の事業確定に伴い国や県へ

の返還金を計上、認定こども園駒寄幼稚園学童クラブ等施設整備に伴う計上、また、8款土木費では、道路維持補修工事費を計上しております。

その他詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 町長の補足説明をさせていただきます。

議案第44号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）。議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額は、町長が提案理由の中で申し上げたとおりです。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」による。内容は、補正の款項の区分等を含め、後ほど事項別明細書で説明します。

第2条の地方債の補正について。「第2表・地方債補正」によるということで、7ページをご覧ください。

1行目、臨時財政対策債は臨時財政対策債の発行可能額が確定したことによるもので、補正前の限度額5,500万円を696万2,000円減額し、4,803万8,000円とするものです。

次に、2行目、公共事業等債（交通安全対策事業）の限度額の補正は、対象事業費及び国庫補助金の減に伴うものとなります。

次に、補正の内容のほうに移りたいと思います。

11ページをご覧ください。

歳入の主なものとなります。歳入の計上は、主に歳出の事業費の変更に伴うものになります。

10款1項1目1節地方特例交付金、個人住民税減収補填特例交付金1,158万4,000円は、住宅借入金等特別控除による減収分の交付決定に伴うものです。

11款1項1目地方交付税1節普通交付税は、算定の結果、交付額が確定したことによるもので、1億930万5,000円の増となります。

14ページをご覧ください。

19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は、3,411万1,000円の減額です。これにより、補正後の財政調整基金からの繰入額は8億9,720万1,000円です。

20款1項1目1節の繰越金は、令和4年度の決算実質収支額の確定により2,201

万3,000円増の3,135万4,000円です。

歳入の最後、22款町債は、先ほど地方債の補正にて説明させていただきました。

次に、歳出の主なものになります。

16ページからになります。

歳出のうち、給料、職員手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金は、全款項目を通じて人事異動及び会計年度任用職員の給料表改定等による増減となっていますので、個別の説明は省略させていただきます。

17ページをご覧ください。

2款総務費1項総務管理費9目基金費24節積立金、財政調整基金1,100万7,000円の増は、令和4年度の決算により実質収支が確定したことによる計上となります。

22ページをご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費5目障害者福祉費22節償還金、利子及び割引料、返還金3,223万5,000円の増は、令和4年度の事業の精算に伴い、国と県に返還するものとなります。23ページをご覧ください。2項児童福祉費5目学童保育事業費18節負担金、補助及び交付金、認定こども園駒寄幼稚園学童クラブ等施設整備補助金1,565万1,000円の増は、法人が施設整備を行う事業規模の確定に伴う計上となります。

29ページをご覧ください。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費14工事請負費、道路維持補修費(単独)1,100万円の増は、町道等の維持補修管理に係る緊急補修工事等に伴う計上となります。

ここまでが歳入歳出補正予算の主な増減内容となります。

38ページから42ページまでは、給与費明細書です。

43ページは、地方債の令和3年度末及び令和4年度末における現在高並びに令和5年度末における現在高の見込みに関する調書となります。今回の補正予算で臨時財政対策債等、起債の借入限度額を変更いたしましたので、本調書を添付しました。

また、参考資料として、本補正予算の説明資料となりますが、A4判で18ページの別冊を添付しました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長(廣嶋 隆君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(廣嶋 隆君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第44号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第15 議案第45号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第15、議案第45号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題します。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 議案第45号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,912万6,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、令和4年度決算の確定による繰越金の増額によるものでございます。

なお、詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させていただきますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言]

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） それでは、議案第45号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

本補正の内容といたしましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、令和4年度の決算額が確定いたしまして、実質収支額が44万9,625円となりました。これを令和4年度からの繰越金として、歳入を補正し、併せて歳出も同額を補正させていただくものとなります。

それでは、6ページをご覧ください。

まず、歳入となりますが、3款1項1目繰越金は、当初の予算で20万円を見込んでおりましたが、令和4年度決算額の確定に伴いまして、24万9,000円を増額し、44万9,000円とするものでございます。

7ページの歳出につきましても、1目学校給食費16節原材料費の給食用食材料費を歳入と同額の24万9,000円増額させていただくものとなっております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第45号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第16 議案第46号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第16、議案第46号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第46号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,587万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ19億5,545万4,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に令和4年度の決算の確定による繰越金の増額になります。

なお、詳細につきましては住民課長をして説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて、主な補正内容を説明させていただきます。

7ページ中段をご覧ください。

歳入の部、7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金4節出産育児一時金等繰入金100万円は、出産育児一時金の補助金を3名分増額したことに伴う一般会計繰入金の増額です。

7款繰入金2項基金繰入金1目国民健康保険基金繰入金の2,550万2,000円の減は、令和4年度の決算が確定したことにより、8ページの8款1項繰越金2目その他繰越金において、前年度繰越金4,027万4,000円の増に伴い、基金からの繰入金が減額になるものとなります。

続いて、9ページ中段をご覧ください。

歳出の部、2款保険給付費4項出産育児諸費1目18節負担金、補助及び交付金、出産育児一時金150万円の増は、歳入でも触れさせていただきましたが、出産育児一時金の

3名分の増となっています。

10ページをご覧ください。

6款1項基金積立金1目国民健康保険基金積立金は、前年度繰越金の増額により1,394万6,000円を増額するものです。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金22節償還金、利子及び割引料、特定健康診査過年度分返還金29万2,000円の増は、令和4年度特定健康診査実績に伴う群馬県への返還金の増となります。

補足説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第46号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第17 議案第47号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第17、議案第47号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第47号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億355万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億279万7,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に令和4年度の決算による繰越金の額の確定や、介護保険料の本算定に伴う保険料収入の見直しによるものでございます。

なお、詳細につきましては介護福祉課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、補正予算の説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で歳入からご説明いたします。

7ページをご覧ください。

1 款保険料です。1 目第 1 号被保険者保険料 1 節の現年度分特別徴収保険料及び 2 節の現年度分普通徴収保険料は、共に令和 5 年度介護保険料本算定の結果による補正となります。

続いて、2 款国庫支出金です。1 目の調整交付金は、令和 4 年度における吉岡町の交付割合 0.98% を反映させたものによる減額の補正です。

続く 2 目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、調整交付金の減額を受けての補正、3 目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）は、11 ページの歳出 4 款地域支援事業費 1 項 1 目包括的支援事業費の補正に伴う増額となります。

この補正による増額は、8 ページの 4 款県支出金の 2 目地域支援事業交付金と、6 款繰入金 3 目の地域支援事業の繰入金についても同様でございます。

同じ 6 款繰入金の 1 目介護給付費繰入金は、令和 4 年度の決算に伴う一般会計からの繰入不足による補正、5 目その他一般会計繰入金につきましては、10 ページの 1 款総務費 1 項 1 目一般管理費と 3 項 1 目の認定調査費の増額に応じた補正となります。

9 ページにお戻りください。

7 款 1 項 1 目繰越金の 9,698 万円は、令和 4 年度の決算により繰越金が確定したことに伴う補正となります。

次は、歳出に移ります。

10 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目の一般管理費は、介護給付費の請求や支払いの処理を行うためのパソコンを入れ替えるための経費です。3 項 1 目の認定調査費は、認定調査員の社会保険料の変更に対応するものでございます。

続く 2 款保険給付費の 1 項 1 目居宅介護サービス給付費と 11 ページの 4 款地域支援事業費 2 項 1 目の介護予防・生活支援サービス事業費（第 1 号訪問事業、第 1 号通所事業、第 1 号生活支援事業）については、調整交付金の変更に伴う財源変更のみの補正となります。

同じく 4 款の地域支援事業費 1 項 1 目包括的支援事業費は、包括支援センター職員の退職により、新たな職員の採用に伴う人件費分の増額となります。

5 款の基金積立金につきましては、歳入の各公費負担額から歳出の償還金及び事業費等を差し引いた額を基金へ積み立てるものでございます。

最後に、12 ページの 7 款 1 項 2 目の償還金は、令和 4 年度の給付費確定に伴う国庫支出金等への返還金となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第47号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第18 議案第48号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（廣嶋 隆君） 日程第18、議案第48号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第48号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ490万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億4,953万6,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に令和4年度の決算の確定による繰越金の増額になります。

なお、詳細につきましては住民課長をして説明させますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

歳入、3款1項1目繰越金480万2,000円の増は、令和4年度決算が確定したことによるものです。

次に、4款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金10万円の増は、後期高齢者医療広域連合から還付される過年度分の還付金の増となります。

7ページの歳出をご覧ください。

歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金480万2,000円の増は、保険

料等負担金を増額し、補正後額を2億3,756万5,000円とするものとなります。

次に、3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金10万円の増は、歳入と同様、後期高齢者医療広域連合から還付される過年度分の還付金の増によるものです。

補足説明は以上になります。よろしくお願いたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第48号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第19 議案第49号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第19、議案第49号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第49号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出第2条において、支出、第1款水道事業費用で112万6,000円の減額補正とする。

資本的収入及び支出第3条においては、支出、第1款資本的支出757万2,000円の増額補正とし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただきます。

また、継続費においては、令和6年度分年割額の予算枠を確保するものです。

詳細につきましては上下水道課長に説明させていただきますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

水道事業会計補正予算明細書により説明いたします。

12ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出では、1款1項営業費1目配水及び給水費12万円の減額及び2目総係費100万6,000円の減額は、ともに人事異動に伴う給料、手当、法定福

利費など、人件費関係の補正です。

次に、13ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出です。1款1項1目配水設備工事費757万2,000円の増額補正は、大久保地内の民間開発に伴う民地内の埋設管解消工事費及び来年度施工予定の大久保地内の石綿管更新工事に係る設計書修正業務委託費の補正です。

なお、戻りまして4ページ以降には、予定キャッシュ・フロー計算書及び給与費明細書等を添付しております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第49号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第20 議案第50号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第20、議案第50号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第50号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出第2条において、支出、第1款公共下水道事業費用で391万3,000円の増額。

第2款農業集落排水事業費用2万9,000円の増額補正とするものです。

次に、資本的収入及び支出第3条においては、支出、第1款公共下水道事業資本的収入1,746万8,000円の増額。

支出、第1款公共下水道事業資本的支出2,213万7,000円の増額補正とするものです。

また、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただくものです。

次に、第10条債務負担行為として、経営戦略改定業務委託を令和5年度から6年度まで、限度額を880万円と定めるものでございます。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

下水道事業会計補正予算明細書により説明いたします。

13ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出では、1款公共下水道事業費用1項2目総係費391万3,000円の増額は、人事異動に伴う給与費及び経営戦略改定業務委託費の補正です。

2款農業集落排水事業費用1項2目総係費2万9,000円の増額は、給与費関係の補正です。

次に、14ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入では、1款公共下水道事業資本的収入1項1目企業債2,040万円の増額。

2項1目受益者負担金237万6,000円の増額。

3項1目国庫補助金570万8,000円の減額。3項2目県補助金40万円の増額補正です。

次に、支出、1款公共下水道事業資本的支出1項1目管渠建設改良費2,213万7,000円の増額、主に管渠新設工事における変更分の増額と未整備箇所解消工事のための増額補正です。

次に、16ページをお願いいたします。

令和2年度に策定した経営戦略の改定業務委託に係る債務負担行為に関する調書です。

なお、戻りまして、5ページ以降には、予定キャッシュ・フロー計算書及び給与費明細書等を添付しております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第50号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第21 同意第6号 吉岡町教育委員会委員の任命について

議長（廣嶋 隆君） 日程第21、同意第6号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを議題と

します。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 同意第6号 吉岡町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、吉岡町教育委員会の委員1名が、令和5年9月30日をもって任期満了となるため、次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同意を求めたい委員候補者は、石田利久氏でございます。生年月日及び住所は議案書に記載のとおりです。

同氏は、桐生市の出身で、地元の小中学校を卒業後、大間々高等学校に進学し、卒業後は群馬県警察に奉職され、60歳での定年退職まで勤め上げられました。その後も、引き続き群馬県警察で再任用職員として勤務された後、現在も会計年度任用職員として勤務されております。

当町には、母親の実家があるのが縁でお住まいになり、過去に地元自治会の班長を務めるなど、地域活動に積極的に取り組まれています。

さらに、同氏は、人格が高潔であるとともに、子育て経験を通じて教育及び文化に関し識見を有する方であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定も満たしております。

なお、任期は、令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年となります。

何とぞご同意をいただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第6号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

同意第6号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、同意第6号は原案のとおり同意されました。

日程第22 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長（廣嶋 隆君） 日程第22、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の現行委員の任期満了に伴い、引き続き現任者を候補者に推薦するに当たり、あらかじめ議会の意見を求めるためのものであります。

任期は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間となっております。

意見を求めたい候補者の氏名は、坂田昭二さんです。住所及び生年月日については議案書に記載のとおりです。

同氏は、溝祭地区の自治会長としても住民からの様々な相談や地域の課題の解決に日々取り組んでおられます。

人権擁護委員には令和3年1月1日に就任されました。

自治会連合会や吉岡町勤労者協和会の会長を歴任して幅広い見識を備え、これまでの経験や実践を生かして地域に多大な貢献をされている方であり、人権擁護委員に適任であると考えます。

今回は2期目をお願いするものでありますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第3号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、諮問第3号は原案のとおり答申することに決しました。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

散 会

議長（廣嶋 隆君） 本日はこれにて散会とします。

午後2時05分散会

令和5年第3回吉岡町議会定例会会議録第2号

令和5年9月4日（月曜日）

議事日程 第2号

令和5年9月4日（月曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.1～No.5）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	富岡大志君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	廣嶋隆君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	教育長	山口和良君
総務課長	小林康弘君	企画財政課長	米沢弘幸君
住民課長	一倉哲也君	健康子育て課長	中島繁君
介護福祉課長	永井勇一郎君	産業観光課長	岸一憲君
建設課長	笹沢邦男君	税務会計課長	中澤礼子君
上下水道課長	大澤正弘君	教育委員会事務局長	高橋淳巳君

事務局職員出席者

事務局長 福島良一 主任 岸美穂

開 議

午前9時30分開議

議 長（廣嶋 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。本日と明日の両日、一般質問を行います。

本日は、通告のあった10人のうち、5人の通告者の一般質問を行います。

ここで説明をしておきます。質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに、残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るように協力願います。

それでは、お手元に配付してあります議事日程（第2号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（廣嶋 隆君） 日程第1、一般質問を行います。

10番富岡大志議員を指名します。富岡議員。

〔10番 富岡大志君登壇〕

10番（富岡大志君） それでは、議長への通告に基づき一般質問を行います。

本年は、1923年（大正12年）に発生した関東大震災から100年の節目に当たります。その発生日である9月1日が防災の日と定められているのは、皆さんよくご存じのことだと思います。吉岡町は比較的災害が起これにくいというイメージが強いですけれども、災害が全く起これないというわけではありません。ちょうど今から240年前、天明の大噴火があって、火砕流が泥流になって利根川を下って、漆原近辺は大体1.5メートルぐらいの幅で泥流が流れて、昔の文書の中では、漆原はかなり大きな被害、漆原は残らず流れという記録が残っているぐらいです。万蔵寺とかの辺りだと1.5メートルから3メートルの泥流が、何というんですか、堆積した跡が残って、発掘調査で確認されています。ということは、吉岡も決してこういう災害とは縁が遠いわけでないということで、起これ得る災害を想定し、必要な備えはしっかり進めていかなければならないと考えています。

これまで多くの議員が防災関係に関して質問し、私もこれまで今回行く質問と同趣旨の質問をしてきているわけですが、改めて、我が町の防災の備えに関してお尋ねしていきたいと思います。

まず最初に、応援・受援体制の整備なんですけれども、皆さん、たった今ここで大きな災害が発生したとしましょう。そして、町単独での対応が難しい状況になった場合、県や

国、他の自治体や災害ボランティアによる支援を受ける必要が生じるのは、どなたでも予想ができることでしょう。災害時のこの受援に対する体制というのは、地域の安全・安心を確保する上で極めて重要な要素であると思います。地域防災計画の一環として受援計画をしっかりと策定し、適切な対応策を準備することが災害発生時における迅速な対応につながるものと考えます。

この受援体制に関してお尋ねしますが、吉岡町においては、令和3年ですか、地域防災計画が策定されまして、その中で受援計画を定めることとなっているんですけども、これまで策定に関する動きが見られないと。ですので、進んでいない理由を説明いただくとともに、今後どのように策定をしていくのか、その考えをお答えいただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

本日、あした2日間、10名の議員方から質問をいただいております。誠心誠意お答えさせていただきます。

本日のトップバッターとして、富岡議員から、防災に関して、応援・受援体制の整備に関して、受援計画の進捗について質問をいただきました。

受援計画につきましては、これまでも内部での素案の検討を進めてきた経過がございますが、この検討の過程で、受援計画の策定には、応援を受ける業務である「受援対象業務」を整理する必要があると、この対象業務の洗い出しに当たって、業務継続計画、いわゆるBCPの見直しが必要であることを改めて認識したところでございます。

そして、この業務継続計画（BCP）の更新には、関係各課の課、局ごとの優先業務の見直し等、検討・調整が必要であり、この部分が整っていなかったため、受援計画の策定が進んでいなかったという状況となっております。

国においては、令和2年4月に、内閣府が「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」を作成しているほか、群馬県でも、今年の2月に「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」が策定されております。

町では、このような資料も参考にしながら、まずは受援計画と密接に関連している業務継続計画（BCP）の見直しを進めることで、今後の受援計画の策定につなげていきたいと考えているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） BCPを策定する中で、それに組み合わせる形での策定を検討するという形という形で理解しました。でも実際、現時点でできていないというのは確かなわけです

よね。

この受援計画の策定というのは、非常に災害時の対応能力を向上させる上で大変重要かつ優先度の高い取組なんだと思うんですよ。その重要性に関しては、町としてどのような見解があるのか確認したいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 災害時、行政機能が低下している被災市町村が、自らの体制だけで災害対応をはじめとする膨大な業務を行うことは困難でありますので、被災市町村が外部からの応援をスムーズに受け入れるための受援計画の策定は大変重要であると考えております。

近年の災害におきましても、被災市町村における受援体制が不十分であるため、応援職員等の力を十分に生かすことができなかつた事例や、実際に必要な支援と外部から提供される支援が一致しない事例もあったということも聞いておりますので、吉岡町としましても、必要な支援を整理した上で、受援計画の策定を今後しっかり進めていきたいと考えます。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 重要性は理解していただいていると思うんですけども、そうすると、やっぱり急ぎ策定を進めていただきたいと思うんですけども、いつまでに策定するんですか。納期なり目標なりを設定して、そういう部分、取り組んだほうがいいと思うんですけども、そちらについてはどのようなお考えでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 町では、受援計画と密接に関連している業務継続計画（BCP）の見直しを来年度中に完了し、その後、速やかに受援計画の策定の準備を開始したいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 来年度中にスタートできるということで、分かりました。

次は、ボランティアの受入れの部分について質問していきたいと思えます。

災害からの復旧においては、その災害の規模によっては、町内外からの災害ボランティアの力が長期にわたって必要となります。これは、現時点で、九州で土砂災害があつて、私も知っている市議さんがずっとそこから、もう一月ですか、ずっとボランティア活動している、かなり長期にわたってボランティアの受入れ、ボランティアの力が必要になつて

くるというのはご理解いただいていると思うんですけども、そもそもそのボランティアの受入れは想定しているのか、確認のため答弁を求めます。

それとともに、復旧における住民からの支援要請ですね、ああしてほしい、こうしてほしい、ここが今泥で埋まってしまっている、何とか助けてほしいという、そういう支援要請をボランティアにつないでいく必要があると。そういう場所が、窓口が必要だと思うんですけども、それはどこの窓口になるのか説明いただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 災害発生時、県や近隣の自治体、社会福祉協議会などから、組織的な応援が、実際どの程度行われるのか見通せないところでありますが、災害ボランティアにつきましては、町としても受入れを想定しており、吉岡町地域防災計画の中でも「ボランティアの受入れ」の項目を記載しているところでございます。

また、被災した町民とボランティアをつなぐ窓口につきましては、町社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置していく方向で、町社会福祉協議会と調整を開始したところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 今の話でいうと、じゃあ今は窓口がないということなんですか。例えば災害が起こったときに、災害ボランティアセンターというのが設置されていくと思うんですけども、それについて、現時点ではどうこうできるというか、窓口を想定してないということなんですか。そちらについて説明いただきたいんですけども。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 今の時点で、今の答弁でもお話しさせていただきましたとおり、このボランティアセンターを正式に設置はしておりません。ただ、何か実際に大きな災害が発生した場合につきましては、社会福祉協議会のほうに中心となっていただいて、そういった今まであるガイドライン等を参考に進めていただくという形で想定しているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） ガイドラインがあるということは、災害ボランティアセンターがあって、その運営に対してのマニュアルというのは整備されてるということでもいいんですか。そういう答弁だと。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） ただいまお話しさせていただきました災害ボランティアセンター運営ガイドラインという部分につきましては、説明が足らなくて申し訳なかったんですが、群馬県の社会福祉協議会のほうで策定している一般的なガイドラインというようなものがあるようですので、そちらのほうを参考にということで考えているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 現時点で、町としては持ち合わせていないということですね。そういう理解でよろしいんですね。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 現段階において、そういった運営マニュアルについては持っておりません。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） ですので、お話ししたいのは、窓口もしっかり想定して、運営マニュアルの整備もできるだけ早く進めるべきであって、このボランティアセンター立ち上げの訓練ですね。県の社協がやってきて、ある程度やってもらえるんでしょうけれども、町で自力である程度できるような体制にしておく必要があると思うんで、こういう災害ボランティア立ち上げの図上訓練の実施も関係する部門で、できるだけ早く実施していただきたいと、そういうふうに考えるんですけども、町としてのお考えはいかがでしょう。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） この災害ボランティアの運営マニュアルにつきましては、議員おっしゃるとおり現時点では完了しておらず、こういった具体的な対応はできておりません。これについては、町社会福祉協議会と連携しながら整備を進めたいと考えております。また、図上訓練等の実施につきましても、このマニュアル等の作成に関して、社会福祉協議会と協議する中で併せて検討していきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 検討段階であると、現時点でちょっとないというのは非常に問題だと思うので、急ぎ進めていただきたいなと思うんですけども。

例えば、今、被災した場合というのは、県の社協が支援に入ってくれるでしょうと。だ

けれども、現時点で町の職員さんたちは現場の対応に追われて、災害ボランティアセンターに関わる力ないですよ。これは事実だと思うんです。じゃあ社協さんはどうでしょう。社協さんも、現在抱えている支援対象者への支援で手いっぱいになることが予想されるわけですよ。そんな中で、やはり、そうすると、例えばボランティアセンター立ち上がったんだけど、地域の事情に詳しい人がいない状態で、住民からの要望が上がってきて、それに対して、それをボランティアにつなげていって、そんな中でやっぱり混乱がどうしても生じてしまうんじゃないかというふうに考えるわけなんですよ。

その上で次の質問なんですけれども、災害ボランティアコーディネーターの養成というのが、これ必要ではないかと思うんですけれども、こちらについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 災害ボランティアコーディネーターにつきましては、近年、その必要性の認識が広がっておりまして、その養成も各地で行われているようですが、現時点で、本町においては具体的に養成の動きには至っておりません。

今後、町といたしましても、このような専門スタッフの育成について検討していきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） このボランティアコーディネーターですけれども、災害復旧への知識はもちろんなんですけれども、コーディネーターには地域のことに詳しい人材が必要ではないかと、さっきお話ししたとおりですよ。分かっていないと、やっぱり現場の困り事をちゃんとボランティアにつなげられないというところから、そういう人材も必要だと思うんです。だけれども、町や社協の職員だとどうしても手がいっぱいになってしまう可能性が考えられる中で、やはり有志住民の活用というのも検討していくべきではないかと考えるんですけれども、いかがでしょう。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 吉岡町において、災害ボランティアコーディネーターの役割を担う方を、実際どのように育成・確保していくかということにつきましては、議員おっしゃるとおり、住民有志の活用も含めまして、今後検討していきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） いろいろノウハウとか予算とかいろいろあって、あと何というんですか、職員だといろいろ対応が難しい部分もあるかもしれませんが、自力でできないのであれば、次の災害時相互応援協定の質問と一部かぶってしまうんですけども、他の自治体と協定を結んで、そういうのをふだんから、そういうボランティア養成に携わっている自治体等と一緒に研修を受けさせてくれとか、そういうふうに考えていくこともできると思うんですけども、その辺についてはどのようにお考えですか。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 議員おっしゃるとおり、そのような方法は実際の方法論として考えられると思いますので、今後検討していくことになると思います。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） では、次の項目に移ります。自治体間連携・交流に関してお尋ねしていきます。

もし本町が大きな災害に遭った場合、近隣市町村も被災している可能性が大きくて、そちらからの支援は望めないということも想定すべきであります。よって、県外の自治体や、県内でも比較的遠距離にある市町村にも支援を求められるよう、ふだんからの防災関係の交流や相互応援協定の締結を進めていくべきだと考えております。

そこでお尋ねします。改めて、この防災関係の交流とか、特に災害時相互応援協定の締結に関する町の方針についてお尋ねしたいと。現時点で、本町には災害時相互応援協定を締結している県外自治体の一つもない状態です。今までも指摘しているんですけども、締結に向けた取組が緩やかなんではないかと。もちろん相馬市と災害対応に関する交流が開始されるのは知っておりますけれども、一つの自治体だけでなく、また、前回質問の答弁のように徐々に進めていけたらとかではなく、いつどこで災害が起こるか分からない現状においては、複数の自治体と締結できるように、この交流もしくは協定について積極的に進めていきたいと考えるわけなんですけれども、町としてのお考えはいかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 災害発生時の地方公共団体による支援については、友好都市や災害時相互応援協定を締結している自治体間の相互応援のほか、同一都道府県内での支援や総務省の「応急対策職員派遣制度」の活用、そのほか様々な分野での支援制度が整ってきています。

とはいえ、日頃の交流から生まれる自治体間のつながりは、災害発生時に被災自治体に

とって大きな支えになると思われまますので、吉岡町としましては、引き続き、災害時相互
応援協定の新たな締結先を模索していきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） もっと積極的に進めていただきたいんですよ。そこはご理解いただきたい
と思います。今の時点での答弁だと、いつになったら増えていくのか、いつになったらき
ちんとした災害時相互応援協定が結ばれていくのか、ちょっと分からないんですよ。

それでね、ちょっと話変えますけれども、戻りますけれども、一つ一つの進行がゆっく
りであれば、複数の自治体にお声かけをして、同時進行すればいいだけの話なんじゃない
んですか。その辺についてはどのようにお考えでしょう。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 今後、町としましても、将来的には複数の自治体と災害時相互応援協定を
結んでいければと考えています。

なお、協定の締結に至るまでは、ある程度の時間がかかるものと考えられますので、町
としましては、まず2例目の協定の締結に向けて検討を進めていきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 現時点で将来とか検討じゃなくて、今でしょう。今進めなきゃいけない話
なんじゃないんですか。将来的に進めていきたいとか検討していきたいじゃなくて、声か
けられる自治体があればどんどんお話して、声かけていくべきなんじゃないかなという
話なんですよね。これについては後で質問します。

次、相馬市との関係なんですけれども、災害への危機感が非常に高い市と災害が起こり
にくいイメージが強い小さい町との交流となっているわけなんです。こちらにできること
は何かというのもしっかり重要なんですけれども、吉岡町にとって、この交流にどのような
意味があるのかという部分も重要だと思います。協定や交流は、それぞれの自治体が持つ
リソースを共有することにより、両方に、双方にメリットのあるものにしていかなければ
ならないと考えるわけなんですけれども、町としてはどのようにお考えでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 今、富岡議員のほうから福島県相馬市との関係について質問いただきま
した。

福島県相馬市とは、お互い、北海道大樹町とのつながりを縁として交流をさせていただ

いております。例えば、今年の7月には、相馬市消防団の方々が吉岡町に来庁され、吉岡町消防団と研修及び意見交換会等が行われました。その中で、「福島県相馬市の災害対応」というテーマで、相馬市の職員から東日本大震災時の対応についてお話をいただき、吉岡町の消防団にとっても、災害発生時の対応や心がけ等について考えさせられる貴重な研修となっております。

議員が言われるように、災害への危機感が高い相馬市と、災害が起りにくいイメージが強い吉岡町の交流という捉え方もできるかもしれませんが、相互のつながりの中で行われる物資等の応援のほかに、これまで大変な状況乗り越えてきた相馬市との交流の中から、例えば防災教育・防災訓練の施設である相馬市復興交流センター等を活用し、吉岡町が相馬市の災害対応を学べることは大きなメリットになると考えており、吉岡町といたしましても、引き続き相馬市との交流を進めていきたいと考えております。

また、そのほか各自治体間の連携策についても、アンテナを張り、各種の交流に目を向けて、自らもそこに飛び出していきたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 単なる交流だけじゃなくて、もっとこっちが学べるもの、多分東日本大震災そのものから、津波のところから学べる部分というのはそれほど多くはないのかなと。吉岡の災害と合致している部分はないので。でも、例えば避難所の運営とかをどうされたのかというのは学んでいけると思うんですね。たしか相馬市でそういうセンターがあったような、研修施設があったように思うんですけども、そういう部分を活用しながら我々が学んでいくという体制が大事なのではないかなと思っております。

次は、先ほどの話にちょっと戻るんですけども、相馬市以外とはどことも話が始まっていないというのは事実で、まだ検討段階、手を挙げていきたいという状態だけれども、まだ実際には始まっていないという話ですね。例えば議会の視察というのもありまして、これも防災関係における自治体間交流の貴重なきっかけとか出会いになるんじゃないかと。受入れの際、視察受入れでは、例えばよその議会行くと、町長が出迎えてくれることも結構あります。そういう形で顔を出し、挨拶していくとか、訪問先には幹部職員も随行することから、お礼の電話1本もかけることができると。そういうところから、もうちょっとぐいぐいと幅を広げて、トップセールスの道ですね、防災関係の交流におけるトップセールスの道も開いていけるのではないかなと思うんですけども、こちらについては、町長、どのようにお考えでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 自治体間連携という観点から答弁させていただきます。

富岡議員から、以前も一般質問で答弁させていただきましたが、町長が各種事業を市町村長会議等で他市町村首長と意見交換をして、親交を深めているところです。また、今後そのような機会を活用して意見交換をし、縁があれば次のステップへ行きたいというふうに考えています。

また、議会の視察等での話ですが、そのような話が出てくれば、議員皆様のご協力を得ながら意見交換していければと考えています。

以上です。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 分かりました。議会もいろいろな委員会で視察行ってくることがありますので、そのようなところでの結びつきもおつなぎすることもできると思うんで、そういうところはある程度の連携というか、情報交換しながら進めていただければなというふうに思っております。

次に、あともう一つ、先ほどもちょっと出てきたんですけども、県内でも比較的遠距離にある町村と、こういう交流、協定を結んでいくことができると思うんですけども、そちらについてはどうでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 吉岡町では、現在、前橋市と「災害時における相互応援に関する協定書」を締結しておりますが、そのほかに、群馬県では「群馬県災害時受援・応援計画」を踏まえた、県内自治体の応援の仕組みが整理されております。

ただ、先ほど答弁させていただいたとおり、日頃の交流から生まれる自治体間のつながりは、災害発生時に被災自治体にとって大きな支えとなると思われまので、吉岡町としましても、県内市町村との協定について、お互いのメリット等を踏まえながら連携を模索していきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 模索してとかじゃなくて、県内である程度お付き合いのある自治体もあると思うんで、遠いところですね、どことは言いませんけれども、そういうところに、もう町長、今日でも電話してみるとか、そのぐらいの意気込みでやっていただきたいなと思います。

次に、危機管理部門に関してなんですけれども、防災関係の計画立案が遅れていること、

これは防災計画、ごめんなさい、受援計画もまだきちんと出来上がっていない、ボランティアの受入れに対してもまだきちんと整備されていない、災害時相互応援協定というものもまだ遅れているというところですよ。こういう部分、いつこの町が災害に遭うか、可能性は低いとは言われていながら、起こらないとは言い切れないわけで、そういう部分で町には強い危機感を持っていただきたいわけなんです。そこでやはり危機管理部門を住民協働と切り離して、独立した専門の部門として、こういう部分速やかに進めていただきたいなと考えるわけなんですけれども、町としてはどのようなお考えでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 吉岡町では、令和2年度の機構改革で、防災・危機管理部門のみの室を設置したわけでございますが、その後、事務分掌の再検討の中で結果的に令和4年（「それ知ってるよ、知ってますよ、それは」の声あり）結果的に、そういった住民協働の分野が加わった経緯があります。議員おっしゃるとおり、そのことにより、危機管理部門のみを所管しているときよりも受け持つ範囲が広がり、それが計画やマニュアルの作成の遅れにつながっていることも完全には否定できないところでございます。

なお、協働安全室には、今年度から新たに正職員が1名配置されており、この職員は防災の実務を担当しております。よって、当面はこの体制で業務を進め、危機管理部門の独立も含めた将来的な機構の見直しについては、今後の機構改革等における検討課題とさせていただきます。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 質問している内容を超えた前置きの答弁というのはあまり必要でないんで、その部分、執行部の皆さん注意していただきたいなと思うんですけれどもね。

1人、担当の職員がいるということは、ちょっとその次でお話ししたいと思います。現時点できていないんで、一つにすべきだということなんで、そこはきちんと考え直していただきたいんですね。機構改革してからまだ5年たっていないからまあいいやじゃなくて、途中で変えちゃったのをすぐ戻すのもあれだからいいやじゃなくて、もうここは速やかに考えてほしいと思います。

あと、危機管理の専門職員として退職幹部自衛官の採用・配置を再度行うべきだと。この間まで、つい最近までいただいた防災専門員さんというのは、非常にこの町の防災関係にとって有益だったということで、また新たにこのような方を採用・配置していくべきではないかというふうに考えるわけなんですけれども、いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

[総務課長 小林康弘君発言]

総務課長(小林康弘君) 吉岡町では、令和2年から3年間、防災専門員を配置していました。防災専門員の業務としましては、町の地域防災計画やマニュアル作成等の際の助言、令和3年度に実施した「避難所開設訓練」や、令和4年度に実施した「吉岡町総合防災訓練」の計画立案・実施のほか、自治会・自主防災組織や学校等での防災講話の講師も担っていただいたものでございます。

コロナウイルスの感染症の影響で、十分な活躍をしていただくことはできませんでした。住民の皆様にご迷惑を直接災害時における行動を指導していただける機会を得られたことは、吉岡町にとって初めてではなかったかと思っております。

今後についてですが、気象台の職員や日本防災士会群馬県支部の防災士の方など、町がそのときそのときに支援・援助していただきたい、それぞれの分野の専門家の力を、それぞれの場面で積極的に活用する方法を検討していきたいと考えておまして、もちろんそのような際に、退職自衛官の方の力を借りることは想定されるものと考えています。

議長(廣嶋 隆君) 富岡議員。

[10番 富岡大志君発言]

10番(富岡大志君) 前置きが長過ぎてよく分かんないんですけども、結局、退職自衛官の採用・配置を検討するのか検討しないのか。いろいろな力をお借りするとか言っていましたけれども、お借りするのではなくて採用する考えはあるんですかかないんですかと聞いているんですけども、いかがでしょう。

議長(廣嶋 隆君) 小林総務課長。

[総務課長 小林康弘君発言]

総務課長(小林康弘君) 内容の繰り返しになりますが、現時点では配置されておられません。よって、今のところはこの体制の中で、そういった方々の力を借りて、防災のほうが進んでいくように対応していきたいと考えています。

議長(廣嶋 隆君) 富岡議員。

[10番 富岡大志君発言]

10番(富岡大志君) 今、私の質問は配置を再度行うべきだと考えるのがいかかかと。再度行うべきではないかと。そうかそうでないかですよね。配置する考えがあるかないかなんですよ。お力を借りていけばじゃないと思うんですけども。そういう答弁もうちょっとしっかりしてください。いかがですか。

議長(廣嶋 隆君) 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町長(柴崎徳一郎君) 今まで自衛官の退職者にいただきましたけれども、現在おりません。

今後しっかり検討していきたいと思っております。

議 長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） つまり検討する段階ではあるけれども、現時点では考えていないという形で理解してよろしいですか、町長。現時点では採用をすぐには考えていないけれども、将来的には採用も含めて検討していくという考えでよろしいのでしょうか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 全てを含めて検討していきたいと思っております。

議 長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） これ以上言ってもしょうがないんで、ここで時間取られてもしょうがないんで、次行きたいと思えます。

学校教育の課題に関して質問していきます。HiBALIプラン・新学習指導要領、今回進められます高校入試改革ですね、これに関する質問を行います。

新しい学習指導要領によって、学びの在り方が大幅にアップデートされております。また、全国的に高校入試改革が進む中で、本県の県立高校入試でも2024年度の入試から大きな変更があり、出題においても深い思考力が問われると。多分これ主体的かつ協働的な深い学びというところが関係してくることになると思うんですけども。よって、新たな学びが身についたかどうかは生徒の将来の進路の選択に大きな影響を与えることになるわけです。

このような状況にどのように対応していくかは、非常に重要な課題となっているわけですが、幸いにも我が町にはHiBALIプランがあり、ICTの活用により、もちろん教育長がALIと言いましたよね、そういうアクティブ・ラーニング・イノベーションという部分で、これを推進されることにより、個別最適化された学び、主体的・協働的な深い学びが実践され、この課題に積極的な取組があることを我が町の大きな誇りだとは思っております。

7月に明治小学校のタブレット活用授業の視察を行いましたけれども、これ全くもって視察に合わせたような授業は行われていませんでした。いい意味で。ふだんから普通に行われてる授業であり、文房具のようにタブレットを使いこなした授業というのが行われていました。駒寄小学校でも夏休みの宿題がデジタル化されたということで、駒小においても主体的な学び、個別最適化された学びへの取組が進んでいるのは、ここ以外のところからも見受けられているところです。

今後も、吉岡町自慢の資源であるH i B A L Iプランのさらなる推進、アップデートを続けて、VUCA時代と呼ばれている現在の時代を歩み続けられる人材の育成に、引き続き力強く取り組んでいただくことに期待しておりますという前置きをしておきますが、こちらに関してお尋ねしますが、まず、これまで何度もお尋ねしたところと重複するんですけども、現在の学校教育において大きな課題となっている、これら新学習指導要領の改訂・入試改革・入試問題の変化、そして子供たちが将来求められる力、これに対応するための学びの在り方というもの、その学び対応したH i B A L Iプランの推進・実践の状況に関して、また確認となるんですけども、教育長の現在の見解というか所感というか、そういうところをお答えいただきたいと思うわけですけども、いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） ただいま、H i B A L Iプランについて町の誇りと捉えていただいているという富岡議員のお言葉、大変うれしく思います。本当にありがとうございます。

さて、「H i B A L Iプラン3.0」は、その最上位目標として、「吉岡町は持続可能な社会の創り手となる「考えて行動できる人」を育てます」というのを掲げています。これは、富岡議員がおっしゃる「これからの時代に求められる力、さらに新しい入試ではかかれると思われる学力を育てる」ということにつながるものです。

そのために、各学校では「子供を主語にした学校づくり」の実践を進めています。子供の姿としては、学習する際に当事者意識を持てるようにする、また、自分の考えを表すことができる機会を大切にする、そして、自分を客観的に見つめる力を育て、自己調整しながら学ぶ子を育てようとしています。教職員の役割は、これまでの「知識や生き方、学習方法を教師が主体となって教え授けるような授業観や指導観」から、「子供とのコミュニケーションを取りながら子供の考えや目指そうとしていることに対する共感的な理解を心がける授業観や指導観」に変えていこうとしているものです。

そのために、これまで構築してきた各種企業、例えばG o o g l e、リクルート、ベネッセ、その他の協力を得た授業の改善を一步一步進めながら、教員の資質向上にも取り組んでいきたいと考えております。

繰り返しますが、これらの方策は「考えて行動できる人」を育てようとするものであり、教育委員会事務局が主体となり、各学校の教職員に理解を広げ、実践を着実に積んでいきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） その実践が、全体でしっかり進んでいただきたいなと思っているところで

す。

この同プランの推進・実践の中で、成果は出てきているのは私もいろいろなデータを見て知っております。子供の学力は確実に上がっています。その一方で、またそれ以外の課題というのがいっぱい出てきているのではないかなと考えるわけなんですけれども、教育長から見てどのような課題が出ていると今見ているんでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 成果とともに課題も明らかになってきております。

主な課題を2つ申し上げます。

一つは、タブレットの授業等での活用が進んでおりますが、活用すること自体が目的化してしまっていて、授業での、どの場面で、どのように活用して、どんな力をつけるのかということがないがしろにされている傾向がまだ見られること。

もう一つは、先ほど申し上げた、これがとても大事なんですけれども、教職員の役割の変革に時間がかかっているということです。これまでの「知識や生き方、学習方法を教師が主体となって教え授けるような授業観や指導観」から、「子供とのコミュニケーションを取りながら子供の考えや目指そうとしていることに対する共感的な理解を心がける授業観や指導観」に変えようとするこのHiBALIプラン3.0での根幹に関わる部分について、進めようとしている教員が増えてきているものの、これまでの指導観から抜け切れていない教員もまだ見られるということが課題として挙げられます。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 教育長にそう答えていただけると、残りの質問というのはかなり薄くなっちゃうのかなというか、何というんですか、やはり深刻に捉えていただいている。やはり課題として全体で実践がされているとは言い難い。役割の変革、先生の役割の変革、いわゆる昔で言う先生から、どちらかというファシリテーターというか進行役が変わりつつある先生の役割というものに、先生が対応できていないというのは、やっぱり大きな課題であるのかなという。今回、これからの質問というのはその部分なんですけれどもね。

ほとんどの授業でHiBALIプランの実践というのが進んでいるんですけれども、一部でまだ端末をほとんど使用しないで授業を行って、先ほどの話でいうと先生主体の、先生が話しているだけの授業というのが行われているわけです。このような旧来の授業が続いているのは非常に大きい問題だと考えております。同プランの重要性について、現場への理解はしっかり浸透しているのか、また、どの学年、どのクラス、教科でもしっかり実践されているのか、その確認はどのように行い、それに対してどのように助言していくの

かという部分が、やはり私も教育長も同じ部分、課題として持っておられるんじゃないかなと思っております。

そこでお尋ねしますが、先ほどお話を、課題の一つとして端末使用が目的となっている。確かに違うと思うんです。端末使用が目的でないのは重々承知しております。なんですけれども、HiBALIプランによって、端末が新学習要領に対応するための効果的なツールとなっているのは、これ事実でありますよね。もし使用せずに授業している先生がいるとしたら、町が現時点で学習支援ソフトとかで2,000万円ぐらいですか、大体、アバウトで。それだけ予算をかけて、そこだけでもそれだけ予算をかけているようなHiBALIプランが、一部の授業で実践されていないということになるし、また、となると、新学習指導要領に対応した授業を行っていないおそれもあると考えられます。そのため、こちらに関しては、学校における調査、学校内での調査ができると思うし、生徒へアンケートを取ってみるのもいいと思うし、教育委員会が視察して実際確認してみるのもいいと思います。また、あとは適切な助言ですね。HiBALIプランの重要性とか目標の再確認を行う、実践方法の具体的な提案をする、教員の研修や学習機会の充実を促す、このような助言が必要だと考えるんですけれども、こちらについて、教育長、どのようにお考えなのかお答えいただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） HiBALIプランの推進に当たっては、プランの開始初年度から、全ての学校で全ての教職員が同一步調で推進を進めるよりも、ICTの活用に意欲的であったり、また得意であったりする教職員がリードして、授業での活用実践を積んで、それを校内に、また3校の他の教職員に横展開していくという方法を推奨してまいりました。HiBALIプラン3.0になった今でも、推進の基本的な考え方は変わっておりません。また、町として、3.0の方針で学校の教育活動の変革を強力に推進していこうとしていることも、何ら変化しているわけではありません。

先ほど申し上げた課題も、生じている状況を改善すべく、各教員の授業の工夫の状況、また、ICT端末の活用状況や教員の指導観の変容の様子については、管理職の日々の授業観察、また、教育委員会の訪問、これらを通して把握をしております。また、その状況を通して、今、富岡議員もおっしゃっていましたが、端末利用が全てではないというものの、ただ、主体的・対話的で深い学び、また、協働的な学びとか個別最適の学び、これが各授業において成立する必要があります。それが成立するよう、管理職や県、町の指導主事がHiBALIプランの理念や学習指導要領の趣旨を生かした授業への改善について、指導助言を行っているところです。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） ちょっと確認したいんですけども、当初、分かる先生が先行して研究を進め、実践を開始し、それが新たにいろいろな周りに広がっていく、その方法は決して間違ではないと、むしろそれが一番効果的だと思っていますが、現在はその時期ではないですよね。現在は、このHiBALIプラン3.0に至ったこの現時点でこれを進めていく、パソコンを使える先生と使えない先生がいて、使える先生が広めていって、使えない人も使えるようになっていけばいいんじゃないかと、もう今の時点では使って当然という時期であると思うわけなんです。今、教育長うなずいていただいたんで、その上で質問していきます。

吉岡町立中学校なんですね、ちょっと嫌らしい質問するんですけども、町の方針がHiBALIプランの推進であり、たとえ県費負担教職員であっても、吉岡町の学校の職員ですよね、もちろん。その職員が、町でHiBALIプランをやりたいと言っているんだから、HiBALIプランを進めていくのは当然だと思うんですけども、教育長、確認したいと思います。いかがでしょう。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） おっしゃるとおりです。私は教育長として、4月の辞令交付式において、転入教職員に対して、皆さんは吉岡町の職員ですということを、毎年必ず訓示で申し上げております。また、5月に行う教職員全体研修会でも、全教職員に対して、同じことを繰り返し申し上げております。

したがって、議員おっしゃるとおり、学校の教職員は、町の子供たちのために、町の教育行政方針にのっとって職務を遂行していただくなくてはなりません。HiBALIプランの趣旨に沿って教育活動を工夫していくべきであるということは、当然であります。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） と思うんですよね。

そこで、もう一つしつこくお尋ねしますけれども、もうHiBALIプラン進めて当然だという話なのと、もう一つ新学習指導要領に対応した授業を行うことは、これ教職員の義務でないかと思うんですけども、いかがでしょう。あと、ある教員において新学習指導要領に対応した学びが提供できないとしたら、その授業というのはあまりよろしくないんじゃないかと、言い方厳しくすると不適切なんじゃないかと、そういうふうを考えるんですけども、教育長、こちらについてどのようなお考えでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 教育の目的とか目標、そして教育課程を明確にするために法律にのっとって定められた学習指導要領には、これからの時代に必要な資質・能力を身につけるために学習すべき内容や学習方法が示されています。日本中全ての学校の教員は、この内容をしっかりと理解し、授業や教育活動全体を通して、子供に未来を生きていくための力を育む必要があります。学習指導要領の趣旨に基づく授業の工夫を行っていくことは、教員として必要とされることであると認識しております。

子供たちは年間1,000時間くらい授業を受けるわけですがけれども、この1,000時間全てをこの個別最適な学びと協働的な学びに、全ての授業を行うということは逆に適切ではないと。知識、理解をしっかりと身につける場面と、また、それを基にして子供たち同士が考えを突き合わせたり、友達の意見を聞いて自分の考えを修正したり、なるほどこういうことを誰々さんは考えているんだ、じゃあ自分の考えと合わせるとこうなるなど、そういう子供たちのやり取りの中で自分の学びのレベルを上げていくという、そういう活動も今大事とされているところ、この両立をしっかりと図っていくことが非常に大切であるというふうに、現実的な授業としては考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） おっしゃることごもつともで、全部のところでHiBALIプランというか、それができる、どの授業、どこでもタブレットが使えるということはあり得ない話なんで。ただ全く使っていない、ただ体育の授業でも使えます。体力づくりとか以外でも、例えば走り幅跳びのフォームを記録したりして、それについて学んでいくとか、例えばですね。いろいろ考えていると思うんで、そういうところはやっぱり使っていくべきではないかなと思っているわけなんです。

ごめんなさい、話戻りまして、今後の入試においては、主体的・対話的な深い学びをしてきたかが問われるわけですね。もうこれは上毛新聞でもそういう方針だと。深い思考力が問われるということは、イコールこのことだと思えるんですけども。その思考力がテストの結果として出てくるのが、これ予想されるわけなんです。その学びがもしできていない状況があるとしたら、これは生徒にとっても損失であるというふうに考えるんですけども、そこについては教育長、どのようにお考えでしょう。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 教員自身の指導観がなかなか変わらないという授業については、確実に改

善が必要であるというふうに認識しておりまして、授業力の向上ということが喫緊の課題であるというふうに思います。子供に考えて行動できる力を育むための授業を目指して、これからも指導助言を行ってまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） もう一つ質問考えていたんですけども、ある程度教育長の考え理解できましたので、ちょっと次の項目に進めさせていただきたいと思います。

次に熱中症予防なんですけれども、この夏に帰宅中の生徒が熱中症で死亡してしまったり、体育の授業の後ですか、熱中症になって死亡してしまったような事故がありまして、すごく私も悲しい思いをしているところなんですけれども、これ単に体育だったとか帰宅時間だけでなく、教室の室温が上昇していくことによっても十分起こり得るのではないかなという部分で心配しております。

この夏、吉中でも明小でもかなり気温が高くなった教室があるというふうに確認しております。こちらに対して、このまま置いておくとやっぱり熱中症にかかってしまう可能性も十分あるわけなんですけれども、こちらに関して、これまでどのような対策を取ってきたのか説明いただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） それでは、まず明治小学校についてご説明いたします。

明治小学校の本校舎の空調は集中制御式のエアコンで、階ごとに送る風の割合を多少調整はできるんですけれども、例年、夏場は階が上に行くにつれてエアコンの効きが悪くなる傾向があります。今年度の猛暑の状況下では、教室の気温は階下の教室であっても高い傾向にあることが分かっております。明治小学校の各教室には、一般家庭よりやや強めの扇風機が2台ずつ設置されており、必要に応じてエアコンと併用して使用しているところで、ある程度の効果はあると考えます。吉岡中のエアコンも基本的な構造は同じで、上の階ほど夏場は気温が高い傾向にあります。

今回、3階の中ほどの教室の気温がほかの教室に比べて高い状況でした。調査の結果、この教室の階下が校舎の渡り廊下の入り口に当たり、気温測定時、その入り口の戸が開けっ放しになっていた状況であったために、この影響が階上の教室にかかり、この高温となった可能性があることが分かりました。

そこで、校長とも相談の結果、夏の気温が高い時期は入り口を閉鎖し、階上の教室の気温上昇を抑えるよう対応を行いました。この対応後、この教室の気温上昇が若干改善されたと報告を受けております。

中学校でも一般家庭で使用しているものと同様な扇風機を置いて対応した教室がありますが、今年度の暑さでは明治小ほど十分な効果が得られなかった心配もあります。

今後も、同じような猛暑も当然考えられますので、どのような対応が取れるのか真剣に検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） その前後の気温というのはちゃんと測られていますか。というのは、学校環境衛生基準というのがありまして、そこで、何度までするようにしてください、しなさいみたいな形で出ていますよね。その温度と比べて高かったんですか、低かったんですか。それについてお答えください。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 実際には毎日測っているという状況ではないんですけども、やはり暑い日にそれぞれの学校で気温の結果を取ったところ、28度くらいに収まっているところと、それ以上になっているところ、またその日によっても、要は同じ階でもちょっと違ったりもするので、その辺についてどのような対応していけるのかということはあるんですけども、記録については、各学校とも暑い日等に関しては確実に取っているということでございます。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 手短に。30度とか32度になったりの記録は出ているんですか、出ていないんですか。それとも、ちょっと今手元にないんで確認できないんですか。できないようだったら飛ばしますけれども。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 実際には30度を超えてしまっていた日、教室もあったという記録はございます。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） だとしたら、このようなことというのは、日によってもあるかもしれないんですけども、今後も起こり得るんで、想定した方針策定というより、移動可能な空調設備の整備というの、これ進めてみてはいかがですか。これは防災関係でも同じことが言えると思うんですけども。例えば夏季に災害が起こった場合、体育館で避難生活を送る

のは不可能なんで、移動可能な空調設備というのが必要なんではないかと。それを体育館に置くと、例えば。こうやって災害に備えつつも、例えば昨日のバレーボール大会みたいに、そういう大会のときには試験運用という形で運用すると。例えばこの夏、非常に学校の教室によってはもう30度になってしまっている教室があったとしたら、そういうところに移動、設置して対策をするとか。そういうふうを考えて整備を進めていくべきではないかと考えるんですけれども、いかがでしょう。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） それらのご提案、ご指摘につきましても、予算等を考慮しつつも、児童生徒の学校生活環境を最優先に考えながら検討してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 最優先しなきゃいけないのは、局長、何ですか、予算ですか。予算は確かにそうかもしれないけれども、もっと考えなきゃいけないのは子供の命です。ですので、まずそれを第一に考えて検討してってください。

次行きます。

次は設備管理に関してですけれども、時間がないのでざっといきます。

まず、この間、質問しました駒小南校舎の手すりですね、こちらはもう修理が終わったんですか。それともう一つ続けて、この間、7月3日に明小を視察した際に、車椅子用の昇降機、階段昇降機を確認したら、ヘッドレストが破損しているんですよ。こういう部分というのは、もう対応は済んでいるんですよ。私これすぐ学校のほうに、教育委員会に話して、すぐに交換したほうがいいよという話をしたんですけれども、その対応についてどうなっているのか、ちょっと手短かに説明していただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） まず駒小の南校舎手すりですが、既に修繕を実施し完了しております。また、明小の車椅子昇降機のヘッドレストにつきましては、7月3日に破損の状況を確認後、すぐに代替の部品を手配し、1学期中に交換が完了しております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 手すりにせよレストにせよ、私が気づいて、私が情報を得て指摘する前に本当は対応しなきゃいけないことなんじゃないんですか。手すりだっただけでずっとぐらぐらしていたという状況だったんですよ。それで、一般質問をして変わってきたわけですね。

たまたま7月3日に明小を視察したときに、そういえば私も導入のときにいろいろ話をした経緯があるので、車椅子昇降機どうなっているかなと見てみたら破損しているわけですよ。こういうふうには、ほかに学校外の人に気づかれて、指摘して直す前に、学校側とか教育委員会もふだんからのチェックとか迅速な補修とか、そういう一つ一つのことを丁寧に対応していく、こういうことが安全管理の基本ではないかというふうに思うんですよ。もっときめ細かな配慮をしていただきたいなと考えますけれども、いかがお考えでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） ご指摘の点につきましては、不備を発見した際にはできる限り早く対応するというのは当然でございます。今後も学校と調整を密にしながら安全管理に努めてまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） ちょっとどう考えても次の項目が受けられないので、時間ちょっと前ですけども、以上をもちまして、10番富岡大志、一般質問を終了したいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、10番富岡大志議員の一般質問が終わりました。ここで休憩を取ります。再開を10時50分とします。

午前10時30分休憩

午前10時50分再開

副議長（飯塚憲治君） 会議を再開いたします。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議長に代わり議事を進めます。ご協力のほどよろしくお願いたします。

14番廣嶋 隆議員を指名します。廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君登壇〕

14番（廣嶋 隆君） 議長への通告に基づき一般質問をいたします。

1、吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場基本構想について。

(1) 今年3月の一般質問で、計画的に最終処分場の整備を進めるため、施設規模や構造等の基本となる考え方を示した基本構想の策定について伺いました。答弁では「4月下旬頃にホームページなどで公表を予定している」とあります。町のホームページを探して

も見つかりませんでした。渋川広域のホームページに掲載されていましたが、渋川広域のホームページに掲載されたとの告知を、町民にどのような方法で知らせたのか伺います。

副議長（飯塚憲治君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 今年3月定例会一般質問において、「渋川地区広域市町村圏振興整備組合では、基本構想について、4月下旬頃にホームページでの公表を予定している」旨を答弁させていただきました。このときは、あくまで渋川広域組合側の対応を述べたものであり、町としての予定を述べていたものではございませんでしたが、結果的には、渋川広域のホームページに掲載された旨は町民に告知しておりませんでした。

ご指摘をいただき、この件につきましては重要な基本構想でありますので、広報6月号で次期一般廃棄物最終処分場候補地の決定のお知らせをした際に、併せてその告知をするのが適切であったと考えております。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） つまり町民のことを考えてないということだと思えますよ。つまり広域の問題だから町は関与していない、関与しなくていいという考えが根底にあると考えられます。このようなことで、今後、候補地が決まった後、町はどのようにやっていくかということにも、これ関わってくるわけです。つまり必要な情報は町民に対して公表する義務があると思いますが、いかがですか。

副議長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） そのあたりの告知の方法等、周知方法等を含めて、今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 公表する義務があるかを聞いているんです。お願いいたします。

副議長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） できる限り適切に、逐次公表していきたいと考えております。

以上です。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

1 4 番（廣嶋 隆君） それでは伺います。どのような方法で周知徹底を図るのか。

副 議 長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 広報よしおかなど、そういったものでタイミングを合わせて周知できればと考えております。

副 議 長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔1 4 番 廣嶋 隆君発言〕

1 4 番（廣嶋 隆君） 広報よしおかだけですと月に一遍しか出ませんよね。ホームページとかそういうことは考えていないんですか。

副 議 長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） ホームページの注目情報等、そういった目立った場所への掲載等も考えたかと思っております。

副 議 長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔1 4 番 廣嶋 隆君発言〕

1 4 番（廣嶋 隆君） 私は以前から言っております。ホームページ、もしくは広報よしおか、そこに専用のコーナーを設けたらいかがですかという質問も以前しているんですね。そういう専門のページなりを設ける考えありますか。

副 議 長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） そういったページの作成等、総合的にいろいろと考えまして検討させていただきたいと思っております。

副 議 長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔1 4 番 廣嶋 隆君発言〕

1 4 番（廣嶋 隆君） 今までもそういうお答えで、もう半年たっているんですよ。何も解決されていません。その辺どうお考えですか。

副 議 長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） できる限り早急に、その辺の対応を検討させていただきたいと思っております。

副 議 長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔1 4 番 廣嶋 隆君発言〕

1 4 番（廣嶋 隆君） 次行きます。

渋川広域のホームページには、一般廃棄物処理施設整備基本構想として、第1章ごみ処

理施設基本構想として、28年が経過した「清掃センター」と、第2章最終処分場基本構想として、令和11年度中に埋立期間が満了する「エコ小野上処分場」についての概要をまとめた基本構想が掲載されております。なぜこの基本構想が吉岡町のホームページに載らないのか伺います。

副議長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 特に理由があってホームページに掲載していないのではございませんが、ご指摘のとおり重要な基本構想でありますので、早急に渋川広域に確認を取った上で、ホームページへの掲載、またはリンクなどを行いたいと考えております。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） そういう考えを始めに持ってほしいんですよ。つまり町民目線、町民は何を要求しているのか。こういうことが渋川広域だけの問題ではなく吉岡町の問題ですから。3月で質問した時点で、広域は自分のホームページに載せると町は回答しているわけですよ。であれば、関連している第2章最終処分場についても、今お話があったようにリンクを貼るなり、許可を得てこちらに掲載するなりすべきですよ。今後そういうことを、何回も言いますけれども町民目線で町民のために考えていただきたい、実行していただきたい。そう思って、今後も町民のために思って実行してください。

次、2番、渋川広域が作成したごみ最終処分場スケジュール（案）では、令和5年度予定は「地元説明・合意形成」とありますが、令和5年度の具体的な事業内容について伺います。

副議長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 渋川広域組合が作成し、令和4年3月24日開催の住民説明会で使用した最終処分場スケジュール（案）は、渋川広域組合の当初スケジュールになりますが、吉岡町が令和2年度から4年度にかけて候補地選定及び決定、令和4年度・5年度にかけて候補地となる地元自治会と合意形成をするというものになっております。

このことについては、令和5年2月9日付で、上野原自治会から最終処分場建設地としての同意をいただきましたことから、令和5年2月17日付で、渋川広域組合に対し候補地決定について報告しており、令和4年度末に候補地決定及び合意形成ということになっております。

今後の具体的な予定ですが、地権者を対象とした説明会、循環型社会形成推進地域計画に関する地元説明会、町としては地元自治会との細部にわたる協議調整を予定しております。

す。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 用地の取得前にはどのような事前調査があるのか伺います。

副議長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 申し訳ございません、その辺の詳しい資料、手元にございませんで、この場ではお答えすることができません。申し訳ございません。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 次に、令和4年10月13日以降、地元説明会が行われていません。地権者から立入り及び調査実施の同意を得る必要があると考えます。このようなことも含めて、令和5年度のスケジュール案について、地元説明会をいつ開くのか伺います。

副議長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 渋川広域組合では、町の最終処分場候補地決定を受け、令和6年度から候補地に係る測量業務や地質調査を実施する予定です。議員のおっしゃるとおり、当該業務は土地への立入りを必要とするため、事前に地権者に対し立入り及び調査実施の同意を得る必要があることから、渋川広域組合では、年度内に地権者を対象とした説明会を開催する予定であると確認しております。

また、地元説明会の時期につきましては、渋川広域組合では、今年度、最終処分場整備に向けた具体的スケジュールを示した循環型社会形成推進地域計画を国に提出する予定であることから、こちらの計画が策定できた段階で、今年度中には地元に対し説明をしたいとのことであります。

地域計画が国に承認された後は、具体的に事業が進んでまいります。令和6年度からは、測量や地質調査のほかに、施設の構造等について取りまとめた、施設整備基本計画を立てていくと伺っていますので、地元住民の皆様との意見交換がその後も行われることになるものと考えております。

今後も町では、組合と共に、地元住民の皆様や地権者の皆様に対しまして、適宜説明会を開催してまいります。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 具体的な日程についてはまだ決まっておいませんか。

副議長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 地権者説明会については、11月か12月の予定であると聞いております。地元説明会については、循環型社会形成推進地域計画の策定後でありますので、令和6年1月から3月までの間で開催する予定であると聞いております。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 次、渋川広域が作成した「最終処分場基本構想」では、多くの課題が挙げられています。その中でも、最大の課題として、脱塩処理で発生する精製塩の問題です。エコ小野上処分場では、脱塩処理で発生する精製塩は、令和4年度1か月平均約5トンが発生しているとのこと。施設内ではどのような状況となっているか伺います。

副議長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 無放流式のクローズド型最終処分場は、施設の特性上、施設内で浸出水の循環利用を続けていくことにより、焼却灰由来の塩化物が濃縮してしまい、水処理施設及び散水設備を保護するため脱塩処理を行い、塩化物を取り除く過程において精製塩が発生します。

エコ小野上処分場では、発生していた精製塩は施設内に一時保管している状況でありましたが、処分場の運転管理を行っている業者の申出により、売払い契約を結び、有価物として売払いを行っています。売り払った精製塩の使用用途としては、皮革製品の革なめし加工時に皮革の保存用として使用されると伺っております。

また、発生する精製塩は除草剤として利活用できるため、年1回、精製塩の成分分析を行い、安全性を確認後、圏域内の公共機関の要望に対して提供を行っています。

また、現在では、発生する精製塩の量よりエコ小野上処分場から搬出される量のほうが多いため、施設に保有してある精製塩の量は減少傾向になっていると聞いています。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 売払いにより精製塩は現在減少傾向にあると。では、この精製塩、塩はどのような容器に入っているんですか。

副議長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 現地確認しましたところ、1トンパックというのでしょうか、牧草を入れているような、白いこういう包みの中に入れて保管されている状況であることを確認して

ございます。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） その容器とは永久にもつものなんですか、それとも経年劣化による容器破損等が考えられるんですか。

副議長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） そのパックについては詳しく確認してはおりませんが、樹脂製のものだと思われますので、永久的に使えるようなものであるとは考えられないと思っております。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 1か月約5トンが発生して、現在貯蓄されている塩の量は何トンあるんですか。

副議長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 令和4年度末のストック量を確認したところ、7万7,580キロ、約77.5トンという形になっております。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 7万7,500キロですか、残っている。これ万が一、容器が破損して塩が流出した場合、植物の育成や水域を含めた生態系への影響が懸念されます。これ完全に保管状況を保っておかないと、今言ったような影響は出てきますよね。これは何が問題かという、今度上野原に建設する最終処分場で発生が予想されます。精製塩の解決策については、どのような解決策があるのか伺います。

副議長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 最終処分場からの浸出水を環境に影響を与えない基準まで処理後、河川等に放流する方式であれば、精製塩は発生しません。しかし、次期最終処分場は、地元住民の要望や周辺地域の環境に配慮し、エコ小野上処分場と同じ循環無放流式のクローズド型最終処分場とした経過があり、精製塩が発生することが予想されます。

次期最終処分場もエコ小野上処分場と同様に、精製塩の売払いを検討していますが、皮革産業として必要とされる需要量自体そこまで多くなく、現状、引取り先も1者であるため、産業廃棄物として精製塩を有償で処分することや施設内で保管することも検討となり

ます。このようなことを踏まえ、組合が作成しました最終処分場の基本構想の中では、精製塩貯蔵施設の建設も想定しているとのこと。

また、渋川広域組合としても、基本構想に記載のあるように、最大の課題と認識しており、解決に向けて検討を進めていくと聞いております。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 次、4番、今年3月の一般質問の答弁で、次期ごみ最終処分場の概算事業費が44億円とありました。渋川広域の「最終処分場基本構想」では、エコ小野上処分場の建設費約32億円に対して、次期ごみ最終処分場は、急峻な傾斜地であること、防災調整池の設置を要する可能性があること、進入路工事にやや事業費がかかることを考慮し、40億円の事業費を見込むこととするとあります。これに物価上昇分を見込むと、54億円となる。しかし、これには測量・調査・計画・設計等の委託費が含まれていないとあります。

それでは、測量・調査・計画・設計等の委託費の金額について伺います。

副議長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 最終処分場そのものに係る業務委託としまして、測量・地質調査業務、環境影響調査業務のほか、基本設計業務、実施設計業務があるかと考えられます。

渋川広域組合に確認しましたところ、現段階で測量調査等に係る委託費は、見積りや設計等を行っているところであり、金額等については確定していませんが、渋川広域組合が今年度作成中の循環型社会形成推進地域計画の中で概算事業費等を示す予定とのこと。

参考金額としまして、現在稼働中のエコ小野上処分場での委託費については、約8,250万円でありましたが、人件費の上昇などもありますので、この金額以上になるかと思われます。

また、エコ小野上処分場は、旧小野上処分場の隣地に整備したものであるのに対し、今回の候補地は、県道水沢足門線から町道1149号線を約700メートルという長距離を東進した場所となり、この町道は未整備・未舗装となっていることから、その部分の設計・工事費用等が新たに追加されることとなりますので、総事業費は上がるものと考えられます。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 今のお話では、測量・調査委託費については、エコ小野上の場合は8,250万円。そうすれば、これ建設費は資材費高騰分乗せて54億という数字出しているわ

けですよね。ところが委託費については、資材費は入っていないで全く人件費だけです。だったら、今後人件費のアップを算入すれば、計算ができて、トータル幾らという算出が可能ではないんですか。これなぜこの委託費については、そういう人件費のパーセンテージを乗せた算出をしていないのかお伺いします。

副議長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） そのあたりについてですが、エコ小野上に比べましてかなり上昇することが考えられますと答弁させていただきました。この中で、先ほど答弁させていただいた中でも未整備町道の整備という部分もございますので、そういった部分も設計とかそういったものが必要となると思いますので、現時点ではちょっと額については確定していないといった現状でございます。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 私が先ほど説明したのは、次期最終処分場は傾斜地である、ですからエコ小野上よりも建設費が上がる材料ですよね。それから今お話があった道路整備、そして調整池が必要な可能性がある、こういうことを考慮して54億を出しているわけですよ。何で委託費が、部材費がかからないのに人件費だけなのに計算出せないのか。これは課長に答えを求めても、結局は広域の問題ですから。その辺も、担当者として考えていただきたいんです。私たちが、これ現実に金額がもっと上がれば、当然町の負担だって増えてくるわけですよ。

そこで、次の質問行きます。

前回のお答えでは、国の負担金が総事業費の中で3分の1、渋川の市の負担が68%、吉岡町が19%、榛東村が13%という案分比率が発表されております。これ建設費が変わったらば、この案分比率は変わるのかどうか伺います。

副議長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 総事業費が変動しても、案分比率の試算については、算出の方法が変わらない限り影響はありませんが、確認したところ、3月議会一般質問でお示した試算の数値については、計算方法に付け加えるべき要素があり修正したほうが適切であることが分かりましたので、修正した数値を、あくまで現時点での参考の案分比率の数値として示させていただきます。

その場合、国が3分の1、渋川市約66%、吉岡町約20%、榛東村約14%となります。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） これ計算方法が、前回、数字発表していただいたのと若干違うと。では、その案分の計算方法の算出方法について伺います。

副議長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 案分比率の算出方法について説明させていただきます。

あくまで現時点での試算であり、参考としてですが、算出には令和5年度の市町村負担金分賦割合を用います。事業費におけるごみ処理施設に係る運営費、周辺整備費については、均等割が6%、一般ごみの搬入量割が94%、起債償還に係る経費については、均等割が6%、人口割が94%となっています。

国の循環型社会形成推進交付金についての交付率は、対象経費の3分の1となっていますので、国の負担は3分の1となります。

事業費から国の交付金3分の1を除いた残額について、均等割6%分、搬入量割または人口割94%分の額を3市町村で負担することになります。

ごみ処理施設に係る運営費及び周辺整備費については、一般ごみの搬入量割が採用されています。搬入量割は3市町村の搬入量全体を100%とした各市町村の搬入量の比率を用います。

令和5年度の市町村負担金分賦割合は、搬入量割が渋川市68.032%、吉岡町18.979%、榛東村12.989%となっています。この割合で搬入量割分である国の交付金を除いた残額の94%分を3市町村で負担します。

また、起債償還に係る経費については、人口割が採用されておりますが、算出については、運営費及び周辺整備費と同様となっています。

実際の事業費の財源の内訳には起債もあるわけですが、起債額については、現時点でどの程度になるか分からないこと、搬入割と人口割の比率に大差がないことから、ごみ処理施設に係る運営費及び周辺整備費に係る算出方法で、あくまでも現時点での試算としての参考ですが、このような計算に基づいて案分比率を求めますと、結果的に、渋川市約66%、吉岡町約20%、榛東村約14%となります。

なお、渋川広域組合における市町村負担の分賦割合は、毎年、組合議会の議決を経て決定されていますので、現時点では、将来の最終処分場建設に係る案分比率は未確定であり変動しますが、算出方法については、おおむねこのような方法であると考えられます。

また、総事業費が変わった場合の案分比率の試算値については、算出方法が変わらない限り大きな変動はありませんが、渋川広域組合の負担金分賦割合が変動しますので、若干

の変動があるものと考えられます。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 吉岡が必要なのは、今の計算でいきますと、約7億円以上の財源が必要と
思われます。6年後に必要なとされる7億円以上の財源の確保はどのように考えているのか
伺います。

副議長（飯塚憲治君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 広域の負担金ですので、毎年度、広域の議会のほうで議決をいただき
まして、各ごみであるとか消防であるとか、そういった形の負担金という形で、町のほう
に請求が来ます。ですので、その年度の当初予算を組むときに、歳入歳出、各種事業あり
ますが、その中で、歳入と歳出、均衡させますので、もし足りないとなれば、財政調整基
金を使うであるとか、そういった形で予算を組むというような形になります。

以上です。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 次、5番、吉岡町次期ごみ最終処分場候補地の選定過程をまとめた、「次
期一般廃棄物最終処分場候補地選定報告書」を、吉岡町のホームページにいつ掲載したの
か伺います。

副議長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 報告書の掲載ページ更新日である、令和5年6月21日と認識しており
ます。

また、広報6月号は6月2日発行で、そこには「過去の選定委員会や住民説明会の議事
録、選定報告書などの資料は町ホームページで公開しています」と記載させていただいて
はありますが、関係機関等への確認に時間を要してしまい、結果的には広報掲載のタイミ
ングに間に合わず、大変申し訳ありませんでした。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） それでは、掲載したという周知はどのような方法で周知したのか伺います。

副議長（飯塚憲治君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 大変申し訳ありません。選定報告書が掲載された旨の町民への告知という

ものは実施しておりません。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 町長、今のお話のように、担当者ですら町民目線に立っていないんですよ。最近課長が替わったとはいえ、これはもっと徹底して、最終処分場問題については、各職員の皆さん、もっと意識を高めてやっていただかないと。これ地元住民は取りあえず合意を交わしたわけですよ、町と。ですから、今後もっと住民のため、もしくは住民だけではなく、町民のために、これ大事な最終処分場ですから。意識をもっと町民目線で、地元目線で持っていただかないと、これは大変困ります。

そして、先ほども言ったように、お答えの中にもあったんですけども、2次元コード、QRコードの利用とか、そういうことを考えれば、町の広報紙にQRが載っていればホームページ上に飛べますよね。そういうことも考えていただきたい。

広報よしおか6月号の9ページに、先ほどお話がありましたように、ごみ最終処分場候補地についての記事が掲載されました。内容は、協定に基づき吉岡町が用地を選定することになったという記事です。第1回候補地選定委員会が令和2年11月25日に開催された。この部分を選定委員会で説明していただき、広報紙に掲載すべきでした。ごみ最終処分場候補地がなぜ吉岡町なのか。第1回選定委員会で選定委員に詳細な説明をしていなかったことは誠に遺憾です。町はごみ最終処分場候補地が決まったから、これからは渋川広域の問題だというふうに考えていませんか。今までの答弁を伺っていると、そのように感じます。

今後、町は町民に対して必要な情報を素早く開示し、特に対象地域に対してはきめ細かな対応を取り、渋川広域との窓口となり、施設が完成するまで責任を持って取り組むものと考えますが、町長の見解を伺います。

副議長（飯塚憲治君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 議員ご指摘のように、最終処分場候補地が決まったから、これからは渋川広域の問題だとは決して考えておりません。候補地の選定は終わりましたが、候補地選定報告書の今後の予定にもあるように、令和11年度の供用開始に向けて、令和5年度の地元説明・協議から、建設工事・周辺整備工事まで、これから本格的に事業が進んでいくことと認識しております。

町としても、吉岡町内に建設され、吉岡町の住民も最終的に利用していく施設となりますので、事業が進んでいく中で、逐次、町民に対する情報の速やかな開示、地元自治会に寄り添いながら、特に対象地域に対してはきめ細かな対応に努め、渋川広域の窓口となり、

施設の完成に限らず、その後も責任を持って取り組んでまいる所存でおります。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 次、2、今年3月に全戸配布したハザードマップについて。

（1）4年ぶりに更新したハザードマップですが、指定緊急避難場所である、主に自治会集会施設などが、全て指定避難所に兼ねて指定されました。兼ねて指定した理由について伺います。

副議長（飯塚憲治君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 指定緊急避難場所は、切迫した災害の危険から命を守るために、緊急的に避難する場所であり、指定避難所は、災害発生時に被災者が一定期間避難生活を送るための施設となっております。

指定緊急避難場所が指定避難所を兼ねている理由についてですが、コロナ禍において、感染症対策を踏まえた避難所設営を考えた場合、それまで指定されていた施設だけでは、避難者を受け入れ切れない場合も想定されましたので、今回の防災ハザードマップでは、指定緊急避難場所としていた各地区の集会施設等も指定避難所を兼ねる形で指定したものとなります。

なお、町では、指定避難所の開設順序として、比較的収容人数の多い指定避難所から優先的に開設することを想定しております。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 受け入れ切れないケースが考えられる、だから自治会集会施設などを指定避難所に兼ねたというお話ですけれども、自治会集会所の施設というのは非常に古くて、経過年数もたっているものもあります。しかし、前回の答弁では、昭和56年6月1日に新耐震基準が施行され、それ以後に建てたものであれば新耐震基準を満たしているということで、指定したという回答があったわけですね。ですけれども、これ一個一個施設の耐震診断というのをしているんですか。伺います。

副議長（飯塚憲治君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） この各種地域の集会施設については、耐震診断等は行ってはおりません。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 耐震診断を行っていないのに指定したというのは、これはどういう理由で

すか。これ万が一、この集会施設が古くて、もしくは使いこなされて、床が抜けるだとか、何かいろいろな事故が発生する可能性だってあるわけですよ。その辺、これどう考えて指定したんですか。

副議長（飯塚憲治君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） この今回作りましたハザードマップの指定避難所につきましては、それぞれ洪水・土砂・地震等に適しているかどうかというような項目を記載してあります。具体的に耐震基準についてちょっと心配がある施設も実際にあるんですが、そういった部分につきましては、地震時の避難所に適していないものということで、その部分については除外をしているというような対応とさせていただきます。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 要するに全部耐震基準の診断をしていないのに、何で指定したか、そこが問題なんですよ。何を基準にこれ。お話しのように、幾つか集会所、地震に対してバツが数か所の集会所ありますよね。じゃあそれ以外については大丈夫だという判断をして決めたわけでしょう。その判断を、誰がどうして決めたのか伺います。

副議長（飯塚憲治君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） この耐震の大丈夫か大丈夫じゃないかという判断なんですが、実際、この耐震の基準ということですが、これ建築基準法の中で昭和56年に耐震基準が大きく変わっております。それまでに確認申請を受けたものについては旧耐震、それ以降に確認申請を受けたものは新耐震ということで、昭和56年の以降に確認申請を受けた建物については基準を満たしている、そもそも設計がされているということで、ここについては問題ないというような判断をさせていただいているということでございます。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 新耐震基準が施行された後に建ったやつだから大丈夫だと判断したわけですか。物も見ないで。つまり、これみんな各施設、物見ているんですか。現地に行って、町の係の人が、担当者が目で見ているんですか。伺います。

副議長（飯塚憲治君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 実際に判断された部分につきましては、これ今回のハザードマップのときにもありますが、実際に耐震基準を満たしているか満たしていないかという部分につきま

して、現地の施設を見て判断したかどうかということについては、申し訳ありませんが、私は確認しておりません。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 物を見ないで判断して無責任じゃないですか。これ人がここへ集まって、そこで第二の被害が出たら、これ責任どうするんですか。つまり昭和56年の新耐震基準が施行された後なら大丈夫だと、これ町が判断して指定したわけでしょう。物を実際に見ていないわけですよ。なぜそういうことができないのか、してこなかったのか、そして選んでしまったのか、そこが問題です。これどう考えているんですか。

副議長（飯塚憲治君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 耐震の基準ということでお答えさせていただきますと、吉岡町でも、以前、耐震改修促進計画という計画をつくっております。その際にも、町有施設については、耐震基準を満たしてるか満たしてないかという判断について、旧耐震か新耐震か、その昭和56年の基準の改正ですね、大きな見直しが行われた部分についてを基準として判断をさせていただいておりますので、今回についてもそのような対応を、そのような判断に基づいて対応させていただいたというものと考えています。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 今のは答えになっていないですよ。昭和56年以降、新耐震基準だから安全だ、それで指定した。私が言っているのは、なぜ物を見ないで判断しているのか、そこなんです。そして、町は令和3年11月に策定した吉岡町地域防災計画の中で、第5節建築物の安全性の確保という項目があります。1、防災上重要な施設について、あらゆる災害に対する構造の堅牢化を図る。これ堅牢化を図ると言っているんですよ。その中に、避難施設として集会施設等があると、これ言明しているわけです。防災上重要な施設の堅牢化、これ進んでいるんですか。いかがですか。

副議長（飯塚憲治君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） この今回指定避難所に指定された部分についてのというような、各施設の集会施設等における耐震改修等について、耐震改修を行ったかということについては、申し訳ありません、私はちょっと確認、手元に資料ありませんのでお答えできません。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

1 4 番（廣嶋 隆君） 今後、耐震診断をする考えはあるんですか。

副 議 長（飯塚憲治君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 実際には旧耐震で設計された部分の施設等もあります。これにつきましては、実際にはバツがついておりますが、実際に調査をした結果どうなるかという部分についても関係してくると思いますので、今後、耐震診断等については検討していきたいと考えております。

副 議 長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔1 4 番 廣嶋 隆君発言〕

1 4 番（廣嶋 隆君） 古いのだけじゃなくて、これ全ての集会所について耐震診断をする必要があると思います。

では、今後の計画はどのように考えておりますか。

副 議 長（飯塚憲治君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 今のこの今後の計画という部分なんですが、耐震診断を行うかどうかという、その今後の計画ということでよろしいでしょうか。

耐震診断については、先ほどもお話しさせていただいたとおり、検討していきたいというふうな答弁とさせていただきます。

副 議 長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔1 4 番 廣嶋 隆君発言〕

1 4 番（廣嶋 隆君） 次行きます。

平成23年3月11日に起きた東日本大震災では、従来の災害基本法において、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が明確に区分されていなく、被害拡大の一因にもなりました。このため、平成25年6月に改正された災害対策基本法において、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区分されました。

改正された災害対策基本法において、指定緊急避難場所とは、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波などの異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たした施設または場所を市町村長が指定するとあります。

次に、指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定するとあります。

指定避難所の政令による基準は、被災者等を滞在させるための必要かつ適切な規模のものであること、速やかに被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものであること、想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること、車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること等の全てを満たすこととなっています。

今回指定した25の集会所等が、指定避難所として一定の基準を満たした建造物と言えるのか伺います。

副議長（飯塚憲治君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 各集会施設等につきましては、指定避難所としての一定の基準を満たしていると考えておりますが、先ほどの答弁と重複しますが、地震時における避難所に適していないとしている集会施設13か所と、洪水時の避難所に適していないとしている集会施設2か所につきましては、それぞれの災害時における避難所としては位置づけておりません。

また、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものである点については、各集会施設等の想定収容人数の範囲内での滞在を前提に考えています。

先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたが、町としましては、指定避難所の開設順序として、比較的多数の方が滞在できる、指定避難所として単独で指定されている施設、例えば町社会体育館や町文化センター等をまず優先して開設することを前提に考えています。今回ご指摘の各地区の集会施設における指定避難所としての開設は、それら比較的規模の大きい指定避難所だけでは、避難者が収容できない場合に開設することを想定しております。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 途中ですが、申し訳ありません。必要なものを答えてください。時間ないんですよ。余分なこと要らないの。私は一定の基準を満たした建造物といえるかということを知っているんですよ。今までの話は要らないんです。答えてください。

副議長（飯塚憲治君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 繰り返しになりますが、一定の基準は満たしていると考えますが、状況によっては使えない施設もあるというふうにご答弁させていただきます。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 次に、学校施設を指定緊急避難場所または指定避難所とする場合は、学校

施設のどの部分を対象とするかを明確に指定し、周知を図ることが重要であると記載されているんです。ところが、駒小・明小・吉中において、学校施設のどの部分を指定対象としているのか、ハザードマップには書いてありません。伺います。

副議長（飯塚憲治君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 避難所についてですが、基本的には各学校の体育館を指定避難所と考えて指定しています。しかしながら、大規模災害時にそれ以上のスペースが必要となった場合については、関係者と協議し、それ以外の学校施設の部分についても利用があり得ると考えています。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） それ以外の部分とはどこを指すんですか。

副議長（飯塚憲治君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 体育館のそれ以外ということになりますと、各教室とか、そういったものを想定しています。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） これはハザードマップに体育館と何で記入できないんですか。

副議長（飯塚憲治君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） この指定の単位なんです、これについては一つの施設を単位としていますので、これは学校ということにさせていただきます。学校の中の、当面は基本的には体育館を想定しているというふうにご理解いただければと思います。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 私先ほど説明しましたよね。学校施設のどの部分を指定対象とするかを明確にした上で指定しろと書いてあるんですよ、国の方針は。あなたの、課長のお答えは、それにそぐっていない。

次、質問行きます。

ハザードマップには指定避難所の収容人数が記載されていません。記載されていない理由について伺います。

副議長（飯塚憲治君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 指定避難所の収容人数がハザードマップに明記されていないことについてですが、ここ数年の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮した場合の収容人数と、これまでの収容人数が異なることもあり、現時点では明記していないような状況となっております。

なお、収容人数の記載に関しましては、他の自治体のホームページ等を拝見しましても、記載していないところが多いようです。本町といたしましても、収容人数の記載が必要かどうか、引き続き検討したいと考えています。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 確かにホームページ見ると、記載していない市町村多い。だけれども記載している市町村はあるんですよ。そして、先ほど指定避難所はコロナを考慮した収容人数と、ところが通常の収容人数と異なることもありと言っているんですね。この通常の収容人数というのは何を指しているんですか。

副議長（飯塚憲治君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） この収容人数につきましては、各集会所の施設の想定している収容人数を指しておりまして、これについては、毎年県のほうに報告させていただいている書類の数字となっております。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 各施設の想定収容人数、これ非常時の場合ですよ、通常じゃありません。これ算出しておるんですか。伺います。

副議長（飯塚憲治君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 各指定避難所ごとの想定収容人数は算出されております。

なお、指定避難所37か所の合計の想定収容人数は、973名ということになっております。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 973名、これだけの収容人数で災害時足りると思っっているんですか。いかがですか。

副議長（飯塚憲治君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 実際にはこの973の収容人数ということなのですが、この部分につきましては、想定をしている避難者よりも少ない状況となっております。

ただ、先ほど言ったとおり、安全な場所にいる方が避難してこないというのもありますし、そういった部分の対応、それから、それでもやはりまだ足りないという状況もあると思いますので、これについては総合的に検討していく形になると思います。

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員。

〔14番 廣嶋 隆君発言〕

14番（廣嶋 隆君） 以上で、14番廣嶋の一般質問を終了します。

副議長（飯塚憲治君） 以上をもちまして、14番廣嶋 隆議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。

再開を13時とします。

午前11時51分休憩

午後 1時00分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 5番秋山光浩議員を指名します。秋山議員。

〔5番 秋山光浩君登壇〕

5番（秋山光浩君） 議長への通告に基づき一般質問をさせていただきます。

事前に事務局のほうから1枚、A4の地図みたいなコピーを配らせてもらいましたが、これがスマートインターの東側の出口でありまして、今から質問することは、この付近についての安全対策などについて質問させていただきます。

まず、昭和60年、1985年になりますが、最後まで開通が待たれた前橋湯沢間が開通し、来月で38年になります。その後、2006年10月にスマートインターが本格運用されまして、まさか小さなパーキングにスマートインターが併設されたことがきっかけで吉岡町がこれほど発展するとは、当時は誰も予想だにできなかったんじゃないでしょうか。ETC専用のレーンですので、ETCの機械をつけなければなりません。町はそれに対して補助金を出してくれました。それと、ETCの、当時、通勤割引などがありまして、半額で、100キロ限度というのがありましたけれどもね、半額で走れたものですから、通勤にも利用される方が多く、一般の企業も、条件つきであります。社員の高速通勤を認めたりして、今までできなかった人事異動などにも多く役に立ったことから、どんどんスマートインターの利用台数が増えていったように感じております。

2021年に大型化になりましたが、まず最初の質問は、2006年、スマートインターが本格運用されて、2021年、大型化になる前までの通行台数の増減をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 秋山議員のほうから、スマートインターチェンジの大型車対応化前の状況につきまして質問いただきました。

駒寄パーキングエリアに設置されたスマートインターチェンジですが、平成16年12月から実施された小型車限定による社会実験を経て、平成18年10月より本格運用で供用開始をしております。

当時を振り返りますと、駒寄パーキングエリアは練馬インターチェンジから98.5キロの位置にあり、当時、ETCの早朝・夜間、通勤割引がほぼ最大限適用されるということなど、先ほど秋山議員からも内容の説明がございましたように社会実験がスタート、当初、1日450台が、10か月後には、1日当たり2,000台を突破しております。1年4か月後の平成18年8月24日には、通算利用台数が100万台を超え、全国トップクラスの利用台数となり、その後、駒寄スマートインターチェンジ恒久化につながったところであります。

現在でも、駒寄スマートインターチェンジは、全国130か所以上に設置されているスマートインターチェンジの中で有数の利用台数を誇り、吉岡町発展に大きく寄与する自慢の道路施設であります。

令和3年7月16日からは、大型車に対応した運用を開始しておりますが、利用状況については建設課長より答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 町長の補足答弁をさせていただきます。

まず、駒寄スマートインターチェンジ事業の経緯でございますが、平成16年12月10日より小型車限定による社会実験を開始し、平成18年10月1日より小型車限定、24時間の本格運用で供用開始をしております。

大型車対応化前のスマートインターチェンジ、1日当たりの平均利用台数について、少し長くなりますが、年ごとに申し上げます。

平成18年、2,419台。平成19年、3,415台。平成20年、4,320台。平成21年、5,187台。平成22年、5,361台。平成23年、5,240台。平成24年、5,714台。平成25年、5,920台。平成26年、5,505台。平成

27年、5,419台。平成28年、5,498台。平成29年、5,408台。平成30年、5,288台。令和元年、5,110台。令和2年、4,377台。

なお、令和3年は1月1日から7月15日までの実績で、大型車対応化前の数値となりますが、4,324台。

以上、利用状況となります。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 最初450台ぐらい、月450台から始まったインターが、大型化になる直前にはもう5,000台を超えるという、とてつもない数字を上げています。これは恐らく日本でもトップクラスというか、もうトップじゃないかなというふうに感じました。ただ、近郊には、高崎玉村インターとか、大型のスマートインターもできましたので、そちらのほうが若干多かったのかなというふうにも感じております。

2021年7月16日にスマートインターが大型化されました。さらにこれで利用台数が増えることになったように見受けております。大型車が通れるようになったんだから、それは増えるでしょうとみんな思ったかもしれませんが、またここで増加台数についてちょっとお聞きしたいんですが、お答えしていただけますか。よろしくお願いします。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） そうすれば、大型車対応化後ということなのですが、こちらに昨年、大型商業施設、株式会社ツルヤになりますけれども、こちらのオープン後の数字ということでご説明をさせていただきたいと思います。

令和4年10月になりますけれども、こちらにつきましては、ツルヤが令和4年10月13日にオープンしておりますが、6,529台、令和4年11月が6,411台、令和4年12月が5,901台となっております。

また、それ以降の数字でございますけれども、現在、NEXCO東日本、こちらが公表資料としておりますのが2022年、令和4年12月までとなっておりますので、以上の数字で報告をさせていただきます。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） あの一角が、スマートインターが大型化、ツルヤがオープン、また、南新井前橋線ですか、こういうのがどンドンドンドン整備されたわけですがけれども、その当時の町の苦労話など、もしお聞かせ願える部分がありましたらお願いしたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 苦労話ということなんですけれども、この施設につきましては、多くの関係皆様方のご尽力によりまして実現された施設でございます。これまでの事業の振り返りということで申し上げ、答弁とさせていただきたいと思っております。

駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化でございますが、平成26年度から、前橋市、吉岡町及びNE XCO東日本・高崎管理事務所と共に「スマートインターチェンジ大型車対応化整備事業」を進めてまいりましたが、おかげさまで、令和3年7月16日より、車長16.5メートル以下の全車種が利用できる大型車に対応した運用を開始しております。これにより、駒寄スマートインターチェンジは、ETC車載器を搭載した全ての車種でご利用いただけるようになっております。

また、県道南新井前橋線につきましては、群馬県により幹線道路の整備を進めていただき、町内を通過する区間では、駒寄スマートインターチェンジ付近から陣場交差点までの延長1.1キロメートルのバイパス2期工区は、令和3年3月に開通しております。さらに、陣場交差点から高渋バイパス接続点の、榛東村新井になりますが、雛子交差点までの延長940メートルのバイパス3期工区は、令和3年10月に開通しており、残りの榛東村新井の雛子交差点から西側の区間に当たる延長2.5キロメートルは、令和8年を開通目途に現在整備が進められておるところです。

また、大型商業施設などの出店計画におきましては、平成28年3月策定の「吉岡町都市計画マスタープラン」改定を経まして、令和元年12月に、用途地域の一つでございます近隣商業地域と地区計画を指定しており、計画に基づき大型商業施設の集積が進んでおる状況です。

この駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化と周辺道路整備は、町のさらなる発展とともに、県央地域全体においても、「産業の活性化」、「観光振興」、「防災機能の強化及び迅速化」など、これまで以上に多くの整備効果・社会便益が期待されるものと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） ありがとうございます。

今年になってからのNE XCOの利用台数がまだ公表されていないということだったんですけれども、これ、たまたまなんですけれども、知り合いにそのデータを引き出せるやつがおりまして、ちょっと私のほうで勝手に調べてみました。去年までの、去年の後半で5,500だとか5,600台とかそういう数字だったと思うんですけれども、やはりヤマダ電機、ジョイホンパークですか、これがオープンするまでは、やはり5,600台ぐ

らの数字で推移しておりました。ところが3月、4月になりますと、ここからさらに1,000台ぐらい増えていまして、6,500台。1日10万台ぐらいの、20万ですか、上下だと。ごめんなさい、1か月ですね、1か月で20万台ぐらい。1日だと6,500台ぐらいの利用台数に増えておりました。3月、4月、まだオープン前なのになぜ増えたかということ、やはり工事業者がめちゃくちゃ入り込んでいたらしいです。その影響で3月、4月というのは6,500、ジョイホンパークがオープンして、その数字が今も継続されているということで、今現在は約20万台が月通るようなすごいインターになっております。これ調べてみると面白いもので、上下線の数字というのはほとんど同じなんです。これよくよく考えてみますと、行った車は帰ってくる、来た車は帰っていくということで、上下線の利用台数というのはほぼ毎日一緒です。

それと、大型車両が利用できるようになったのに、なかなか日中、大型車両の出入り、見かけなくないですか。大型車両と調べましたら、大型車と特大車に分類される車は、普通車の1.6倍から2.6倍の通行料金がかかっています。なので、ほとんどの大型車は夜間割引、夜0時から朝の4時まで、そこをちょっとでもまたいでいけば30%の割引が利きますので、どうもトラック、貨物車関係は、その時間帯を利用して通っているようです。したがって、昼間はあまり見かけません。

それで、先ほど課長からもありましたけれども、22年10月にツルヤがオープンし、ヤマダ電機がオープンし、その後、ジョイホンパーク、角上というので、スーパー関係ではあまり増加には影響していないようなんですが、やはり大きかったのはヤマダ電機、それとジョイホンパークだったように思います。その結果、この地図にもありますとおり、出口が、一般道と交わる出入口がミニ交差点のようになっております。今後、現場には何らかの安全対策の必要性を感じておりますが、もしそういうのがありましたらよろしくお願ひします。

まず2点お伺ひします。

通勤時間帯に時々発生している、高速道路に入ろうとしている車の停滞、ローソン側から高速に入るところまで10台、あるいは、多いときには15台から20台ぐらいですかね、ローソンのところまでたまに並んじゃうことが、短時間ではありますが発生しております。そこを把握しておられるでしょうか。

もう1点は、時々見かけるんですけども、人の歩行・自転車の走行があります。一般道、側道ですから、あって当然なのかもしれませんが、道路の幅員・形状などを考えますと、何らかの対策が必要とは感じております。

以上、2点についてお聞かせください。よろしくお願ひします。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 1点目のご質問なんですけれども、駒寄スマートインター入り口付近での右折車両の停滞についてでございますけれども、これにつきましては、特に朝晩の時間帯や休日などで確認をしておるところでございます。

続いて、2点目のご質問でございますけれども、インター周辺の安全対策ということでございますけれども、駒寄スマートインター出入口付近における歩行者や自転車の安全対策につきましては、現在、出入口付近の側道側、こちらでは、車道と歩道の分離は外側線による路面標示で行っておるところでございます。

また、東側の商業施設周辺の町道におきましては、車道と歩道を分離する目的で、歩車道境界ブロックやラバーポールの設置による安全対策を行っております。

駒寄スマートインター出入口付近におけます歩行者や自転車への配慮、安全対策につきましては、交通量等の動向を注視していく必要があると考えております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 私も友人たちからそういう話を聞きまして、朝混むんだよ、時々自転車が通るんだよという話を聞きまして、わざわざその時間に出向いたこともあります。実際にローソン近くまで車が並んだのを見かけたこともあります。南、ツルヤ側から向かってくる車はすなりと左折して高速に入っていきます。また、直進してくる車もあります。ただ、スマートインターというのは厄介なもので、1台1台入ってきますから、そこでまた少し停滞がある。したがって、北側から、ローソン側から行った車はなかなか中に入っていけない。こういうのが時々発生していますので、承知、確認していただいているということですので、そこはいいんですけれども、やはり何か対策が立てられないかな。注意喚起の看板ですとか。人を見かけることはめったにないんですけれども、でもコンビニの袋を下げてヤマダ電機側に歩いていく人の姿を、私も二、三回は見たことがあります。自転車も通るんですけれども、高校生が通学路に使用してほしくないな、そこだけは毎日のように強く思う一つの部分でもあります。

それと、今度は高速から出てくる車の立場からなんですけれども、出入口が微妙にカーブの造りになっていて、左折していく車はさほど、やはり苦労はせずに行けると思うんですけれども、右折で出ている車は、右のガードレールに草が巻きついていたり、そちらのほうを注意して、いざ出ようとすると、今度は左から車が来たりということで、自分も実際、渋川インターから入って出てみましたけれども、やっぱりちょっと危ないな。正面に何かでかいカーブミラーだとか、そういうのもないよりはあったほうがいいなと、そんなふうに感じました。めったに本当に見ないんですけれども、歩行者・自転車必ず走ってい

ますんで、その辺をまた注意して、何か対策の題材にさせていただけたらありがたいというふうに思います。

それと、そろそろ日が短くなる時期になってきました。ツルヤが20時閉店、ジョイホンパークも20時閉店、ヤマダ電機が20時半閉店ということで、2回ばかり夜の10時半ぐらいですか、現場行ってみました。それと、先日は新聞屋の音で目覚めて、朝4時半ぐらいに現場行ってみました。意外と皆さんが想像しているよりは暗いです。特にびっくりしたのは、これ前橋側なので参考にさせていただければと思いますが、西側の出口はほぼ真っ暗です。街灯が全然ありません。看板はここがスマートインターの入り口ですよという看板もあるんですけども、全く周りに明かりがないもんですから、その看板さえもよく見えず、うっかりすると通り過ぎてしまうような、そういうレベルの明るさでした。吉岡側の出入口も、できればそこにある電柱などを利用して、少し防犯灯といいますか、明かりが取れば良いなと思います。またそれも一つの参考にさせていただけたらというふうに思います。

それと、やはりこれ出てくる車側の気持ちなんですけれども、私ども地理的にあの辺を熟知しておりますんで、もうあそこでもしインター使うようなことがあったら、右折はせずに左折で出てこようという、ほとんどの方がそういうふうに決めていると思うんですけども、新潟方面から来られる車が、ジョイホンパーク目的地で来た場合に、恐らく吉岡町のジョイホンパークなんて皆さん場所知らないでしょうから、ナビで設定して来る、あるいは私たちが今乗っている車のナビには恐らくジョイホンパークとかヤマダ電機とかは反映されていないでしょうから、住所を調べて住所で来る。そうすると、あの出口はもう必ず右折を指示されます。あるいはスマホのナビですか、あれを使うと、あれはもう常に反映されていますから、あれを使って来ると、やはり右折を指示されます。これも自分の車で渋川インターから乗ってやってみましたが、やはり右折を指示されました。という話を仲間なんかと時々するんですけども、北からそんなにお客は来ねえだろうという意見もあるんですけども、これはもう明らかに偏見でして、新潟方面からの出ようとしている車が、あそこに並んでいる姿も何回か見たことありますんで、それを含めてあの辺の整備を、もしできたらお願いしたいと思います。

それともう一段階、交通量が増える時期が必ず、必ずというか、やってきそうなんですよね。工業団地が予定されているというふうに聞きますんで、もしそれに関して何か準備、あるいは思い切って信号をつけちゃうとか、横断歩道を引いてみようとか、そういうお考えがあるんでしたらちょっとお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） まず西側の工業団地の、将来の工業団地の整備に関してということで、この観点からなんですが、工業団地につきましては、仮に完成するとなれば、それに当たっての信号機や横断歩道の必要性の有無などにつきましては、関係機関と検討する必要が生じてまいると考えております。

また、東側につきましてですけれども、出口東側における信号機等の設置につきましては、実はNEXCO東日本・高崎管理事務所と協議の上で、令和3年度に群馬県公安委員会に設置の要望は申請しております。ただし、設置する場合でも、時期は「令和5年度以降の設置」ということで回答がされておるところでございます。この件につきましては、今後、周辺の交通量調査の確認も必要かと思っております。現在、8月末になりますけれども、町では交通量調査・渋滞長調査を、この業務委託を発注しておるところです。この調査結果の動向を見ながら、今後検討してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） ありがとうございます。信号などのことも検討されているということを知りまして、少しだけ安心しました。ただ、やっぱり今の段階で、今のままをずっとそれまで続けるというのは、少しちょっと心配なので、先ほども言いましたが、大きなカーブミラーですとか、電柱に防犯灯、照明をつけていただくとか、あと道路管理者の采配で路面標示もできると思いますので、先ほども言いましたが、自転車・歩行者に対する注意喚起の看板、あるいは高速道路との合流を表すような標示、こういうものを何か考えてやっていただけたらありがたいなというふうに思いますので、今後ともご検討よろしくお願ひしたいと思います。

では、次の題材で、マイナンバーカードについて少しご質問させてください。なぜマイナンバーカードなんていう難しいものを取り上げちゃったんだろうと、自分でもちょっと今後悔しているんですけども、実は民生委員をやっていた関係で、今でもご近所のご高齢の独り暮らしの方や、あるいは夫婦で、ちょっとどうやって手続していいかわからないという人などから、時々なんですけれども相談いただいて、もう来年の秋には保険証がどうのこうの言っているから、できるだけ早く申請して、保険証とだけはひもづけと言われているものをしておいたほうがいいよという案内はしているところなんですけども、私も勉強中の話です。よろしくお願いします。

マイナンバー制度という文字を調べてみますと、3本柱が出てきて、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現というのが出ています。いろいろなサービスを受けられますよということなんですけども、私も実際にマイナポータルなどに挑戦してみたんですけども、なかなかうまくつながりませんし、これを高齢者にやらせるとなると、相

当な指導が必要だなというふうに、今思っております。

このサービスを受けるためには、よくマイナンバー制度とマイナンバーカードは別物だよという話も聞くんですが、結局、カードがなければサービスというのは受けられない仕組みになっているような感じがするんですが、この辺どうでしょう、お答えいただけますか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） マイナンバー制度は、議員ご指摘のとおり、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤であります。

マイナンバー制度の大きな利点は、行政機関等の間での情報連携により、各種の行政手続における添付書類の省略などが可能となることにあります。

また、制度に関するセキュリティについても、制度面における安全対策に加えて、システム面における安全対策を講じられており、マイナンバー制度自体は、デジタル社会の実現に向けて意義あるものと理解しております。

なお、詳細につきましては、企画財政課長に答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 行政の効率化として、これまで相当な時間がかかっていた情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減され、手続が正確でスムーズになります。

国民の利便性の向上として、これまで市区町村役場、税務署、社会保険事務所など複数の機関を回って書類を入手し、提出する必要がある事務がありました。マイナンバー制度の導入後は、このような社会保障・税関係の申請時に、課税証明書などの添付書類が削減されるなど、面倒な手続が簡単になります。

公平・公正な社会の実現として、国民の所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へきめ細かな支援が可能となります。

以上です。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 説明はよく分かるんですけども、やはりカードがないと、このサービスは受けられませんよね。どうなのでしょう。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） マイナンバーとマイナンバーカードというのは別物で、マイナンバーを使って、先ほど私が答弁したいろいろなサービスが使えるというような形になります。マイナンバーカードは、そのカードを使って、先ほど議員がおっしゃったとおり、スマホを使ってとかそういうのができると、そういうような認識です。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 分かりました。また、よく自分でも勉強してみます。

こういう、いいものだよというのはよく分かるんですよ。ただ、これがやはり、私66なんですけれども、こういう世代になかなか何ですかね、本心といいますか真意といいますか、メリット・デメリットがなかなか伝わりづらいつつの原因として、やっぱり来年の秋に保険証をなくす、だからカードを作りなさいよというようなリーダーがいるものから、やや強引とも言えるような発言なども時々聞きますけれども、その辺が理解しづらいつつの原因にもなっているのかなというふうに私は思っています。

そもそも日本は、保険証とか免許証だとかキャッシュカードだとか診察券だとか、幾つものカードを持って生活するという文化で、それに別に不自由を感じていなかった人がほとんどなんです。ところがこのマイナンバーカードというものが、そもそもそれがポイント目的で作ったのが、1枚加わって、さあこれに何をひもつけようということをやっているものですから、どんどんどんどん国民が沼にはまっていくという、今、そんな感じがしております。

個人的には、国民に番号つけるとは何事だということを使う人もいますけれども、番号をつけて本人確認をスムーズにするということは、私は賛成ですし、むしろありがたいというふうに思います。これはもう人の捉え方で、先ほども言いましたけれども、国民一人一人に番号をつけて管理するというふうに捉えちゃえば、もうそれまで。ただ、カードを持ったり番号をつけてもらうことで、本人確認をスムーズに行ってもらい、早く発見してもらえというふうに考えれば、それなりに行動できるんじゃないかなというふうに思います。

随分昔、佐藤内閣のときに、国民総背番号制というんですか、そういうのがあって、結局通んなかったようですけれども、この時期、国民に番号をつけるというふうに思ったのは恐らく日本だけじゃないんじゃないかなと思うんですよ。これ恐らく今先進国と言われている国は、恐らくこんな制度を当時から導入して、どんどんどんどんデジタル化を進めていったわけですから、何十年前のことを慌てて取り戻そうとしても、ちょっと相当な年月がかかるんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、マイナンバーカードとかマイナンバー制度を冷静に考えてみますと、これ中学の

ときに習うことなんですけれども、国民の3大義務というのがあって、教育、勤労、納税、今でもこれ教えているんですかね。これをマイナンバー制度に照らし合わせると、まず生まれて、教育を受けて、就職して働いて、それに応じた税金を納め、社会を形成する一員となり、やがて年金受給者となり、行政サービスや福祉サービスを受け、人生を全うしていくと。こういうつなげ方をすると、マイナンバー制度というのはまさにこれにぴったりの制度だと私は理解できました。だから自分が1人の住民として生きたあかしを、マイナンバーカードあるいはマイナポータルという媒体を通して、一つの住民として生活したあかしをデータとして残し、毎年それを上書きしていくと。僕はこれがマイナンバー制度、あるいはカードの最大のメリットだというふうに思っています。

デメリットとしては、よく個人情報が出るとか、そういうことを言い出すともう切りなく疑いが膨らんじやうので、デメリットだらけの意見がばあっと出てきちゃうんですけれども。ある評論家が言っていたんですけれども、マイナンバーカードと暗証番号は、めちゃくちゃセキュリティのいいマンションに入っていきようなもんで、マイナンバーカードを置いて、暗証番号を押して、これがピンポンというチャイムですよ。そうすると中から反応があつて、どうぞと入っていく、これがマイナポータル。それでセキュリティの利いた通路を、今はないんでしょうけれども管理人さんがいるような、そういうセキュリティの前を中へ入っていくというのがマイナポータルですか、この辺を上手に使っていくと、そのレベルだからセキュリティはめちゃくちゃ心配ないですよというふうに言っていた評論家さんがいました。こういう難しい業務を執行側はやってくれていて、非常にありがたいなと思います。

テレビなどで聞いていますと、ヒューマンエラーとかシステムエラーとかいう発言もありますけれども、もし吉岡町内でヒューマンエラーですとかシステムエラーだとかあったら、お聞かせ願える範囲で聞かせていただけますか。

議 長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 私のほうからは、いわゆる公金受取口座の登録の関係で答弁したいと思います。

県内でも幾つかの市町村で、そういった他人の口座が登録されたというような事例が発覚していますけれども、吉岡町のほうでは、そういった事例というのは、今現在ですけれども把握はしていません。また、住民の方から問合せがあれば、その都度対応はしていますけれども、現時点では公金受取口座の誤登録というのはありません。

議 長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） ありがとうございます。

デジタル化のスタートが遅かったんですから、多少のミスや、それを慌てて今やらせられているとか、皆さんも本当に被害者の1人だなというふうに思うんですけども、遅れを取り戻すために、現場にかなり苛酷な仕事をさせているというふうに感じてなりません。なぜこんなに焦っているんだろうかなと思うんですけども、デジタル化の遅れで、日本はよくG7とかG20とかという言葉を使いますが、実際には労働生産性が先進国の中で20位以下という事実があります。それと、2016年から、このマイナンバー制度を始め、もっと進めようとしたら、たまたまコロナ禍になっちゃって、また、そのコロナ禍というのをうまく利用してオンライン申請とか、詐欺行為ですよ、そういうのが多く発生して、本人確認がうまくできなかった、結果的に詐欺に遭っちゃったという国の負い目もあるんじゃないかな。だからこんなに急がせてやらせているのかなというふうにも感じてしまいます。

自主返納という話も時々メディアで聞きますけれども、この自主返納というのも、今現在は吉岡にはないということによろしいのでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） マイナンバーカードの返納については、様々な理由がございます。例えばカードの有効期間が満了したときや、カードが破損・汚損したとき、住所変更・氏名変更などにより券面記載事項に変更があり、追記欄がいっぱいになったときや、本人が返納を希望したときとなります。

本人が返納を希望した、いわゆる自主返納の件数としては、今年度においては4件把握してございます。理由は様々となりますが、個別の事案となりますので、詳細については差し控えさせていただきたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 分かりました。徐々に固めていけば、間違いなくいい制度だというふうに思っていますので、自主返納者が変なうわさに流されて返納してしまうようなことだけは、絶対避けたいなというふうに思っています。

日本ではマイナンバーカードという名前で今やっていますけれども、韓国も結構進んでいるらしくて、韓国では住民登録証という名前で17歳以上に義務化されているということを知りました。日本でいうマイナポータルなんですかね、ここには指紋認証から個人検索ができるようになっていて、去年、残念ながらイテウォンというところで人間の将棋倒し、百五十何名でしたかね、日本人も2人含まれましたけれども、あのとき不幸にして亡

くなられた若者たちも、この指紋認証の検索で、翌日にはほとんどの人間が身元が判明したということも聞きました。

最もこれのシステムが進んでいるのが、北欧のエストニアという国だそうです。カードの名称は国民IDカード。15歳以上に義務化して、交付率は100%行かないですね、やっぱり、99%強ということなんです、99%強はすごい数字だと思います。いろいろなものとやっぱりひもづけができたりして、パスポート、免許証、保険証などはもちろんのこと、できないのは結婚、離婚、不動産売買、この3つができないだけで、あとは全部このカードで、IDカードでできるそうです。なぜかこの北欧というところは、税金が高いということは昔から聞いていたんですけれども、日本がたしか8%の税金どうのこうのというときに、もう北欧では17%、18%、多いところでは20%なんていう数字も聞きましたけれども、やはり所得体系の違いだとか、老後の年金体系、福祉関係の違いはあるんでしょうけれども、国民の将来のことを考えて、すごい進展させているな、恐らく一番大きいのは所得体系の違いだというふうに思います。とても今の日本では考えられないことなんじゃないかなというふうに思います。

このマイナンバー、吉岡でもどんどんどんどん進んでいると思うんですけれども、どうしても最終的に心配になるのが、独り暮らしの高齢者、身寄りのない人、こういう人が、もうここに取残されちゃうんじゃないかなというふうな、私は危惧をしています。そのような、いるですよ、時々、幾ら訪ねても出てきてくれないおばあちゃんとか、幾ら分かりやすく書類をこういうふうに書いてくださいというふうに、記入例まで作って配布してやったのに、そんなものもらってないよというおじいちゃんとか。もうこういう人は恐らくマイナンバーカードの申請なんていうのはしないでしょうし、ただ放っておくわけにもいかないので、最終的には誰かが面倒見てやらなければならないことは、僕は間違いなく、そういう時期が来ると思うんですよ。そういうときに何か執行側で用意しているようなことはあるんでしょうか、お尋ねします。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） マイナンバーカードの申請についてはあくまで任意となり、強制ではございませんが、保険証機能の搭載などにより、取得を希望されているにもかかわらず、対応が難しい方に対しても、きめ細やかに対応していく必要があると認識しております。

関係機関とも連携してニーズを把握し、どのような手段が適切かを個別に検討しながら、取得を希望される方にマイナンバーカードが届くよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

- 5 番 (秋山光浩君) 最終的に面倒見てあげなければならない人たちは、必ず大勢いるはずですが、ここに今、私を含めて議員が14人いますが、こういう人たちに協力を得てもいいような気がします。あるいは民生委員さん、あるいは社会福祉協議会、あるいは自治会長とか、そういう人たちにも協力を得て、住民のおじいちゃんおばあちゃんに説明できるような体制の協力を得てもいいんじゃないかというふうに思います。ただし、そのためには、私たちに研修会といますか、講習会といますか、正しい知識をまず私たちに持たせていただきたいなというふうに思っているんですけども、そういうことについての研修会・講習会の実施は可能でしょうか、お伺いします。

議長 (廣嶋 隆君) 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長 (一倉哲也君) そういったことが可能かどうかも含めて、今後検討させていただきたいと思います。

議長 (廣嶋 隆君) 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

- 5 番 (秋山光浩君) 検討していただけるのであれば、なるべく早く答えを決定していただきたいなと思います。時間はあるようで、非常に経過するのも早くて、来年の秋なんて言っていると、すぐに来年の秋になっちゃいますんで、できるだけボランティア精神を持っている人たちにお声がけし、あるいは一般の住民でもいいと思うんですよね。しっかりしたご案内ができれば、それに賛同してくれる住民の方々いらっしゃると思うので、そういう人たちにまず教育をしていただき、研修をしていただき、その人たちが気になっている近所のおじいちゃんおばあちゃんにお声がけいただく。申請の手伝いをしてやる。僕はそういう流れをぜひつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

今後の予定として今明らかになっていることが、来年の秋に健康保険証と一体化、2024年度の末に運転免許証と一体化。これは今以上の混乱が想定されるというふうにも聞いています。マイナンバーカードの住所は、私の場合ですと下野田438番地2なんですよ。ところが免許証だと下野田438-2になりますんで、この辺がすんなりいくかどうか。テレビで見ていると、担当大臣はできると思います、多分大丈夫です、肝腎なところになるとそれは総理がお決めになることですよというんですけども、専門家が言うと、やっぱり相当な混乱が生まれるんじゃないかというような話もしております。また、2026年度には新たなカードに更新されるということですけども、これもやっぱり住所のハイフンと番地の差だとか、あと銀行口座はもう片仮名、あと戸籍はマイナンバーカードと同じなんですかね。ただ、戸籍も恐らく片仮名照合ができるようにしなくちゃ駄目にな

るので、戸籍法を改正して片仮名照合ができるようにすると。相当皆さんの仕事めっちゃ増えると思うんですけども、こんなことはもう決定事項なんですか。それとも想像の範囲なんですか。それとももう進んでいることなんですか。この辺、お答えいただけますか。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 戸籍への振り仮名の記載については、現時点で法務省等から具体的な要綱等の通知がなされていない状況となります。

ただ、全国民に対して対応するものでありますので、ご指摘のとおり、事務量としてはかなり大きなものになると想定されます。

今後、発出される予定の通知等を踏まえ、戸籍システムの事業者とも連携しながら、遅滞なく作業を行えるよう取り組んでいきたいと考えております。（「ありがとうございました」の声あり）

議長（廣嶋 隆君） 発言をお願いします。

秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 2026年まで本当に忙しい日々が恐らく続いてしまうんだろうなというふうに思います。ただ、私たちが頑張ればお手伝いできることもありますんで、先ほどのお願いの繰り返しになりますが、住民の不安や疑問、不信感、これを払拭するためにも、ぜひ私どもへの説明会なり研修会なり企画していただき、ボランティア精神で参加した人間が、近所のおじいちゃんおばあちゃんに気軽に「マイナンバーカードどうだ、とったか、これからやる」というふうな声かけができるレベルに私たちを育てていただきたいなというふうに思います。

ちょっと5分ほど早いですけど、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、5番秋山光浩議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を14時15分とします。

午後1時55分休憩

午後2時15分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 6番宮内正晴議員を指名します。宮内議員。

〔6番 宮内正晴君登壇〕

6 番（宮内正晴君） 議長への通告に従い一般質問を行います。

1 項目め、小学校、幼稚園、保育園について。

まず、通学路の安全性について。

寺下地区、寺上地区、駒寄小学校までの通学路は、今年に入り、大型商業施設が出店して、交通量が多くなっています。「安全安心のまちづくり」を、町も議会も町民と協働して対策をしているとはいえ、残念ながら万全とは言えません。

町は便利になってきていますが、これから町の支えとなる子供たちの安全を守るため、通学路安全対策を町長に伺います。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 通学路の安全対策につきましては、当然、町の最優先課題の一つとして捉えております。具体的な安全対策については、「吉岡町通学路交通安全プログラム」に反映し、必要な対策を講じているところでございます。

この通学路交通安全プログラムは、渋川警察署、渋川土木事務所、小中学校及び教育委員会並びに交通部局、道路管理者等が連携を図り、通学路の安全対策を実施するために、平成28年3月に策定したものであります。

また、継続的に通学路の安全を確保するため、関係機関をメンバーとする「吉岡町通学路安全推進会議」を開催し、通学路の状況を情報共有した上で、必要な箇所の具体策を検討しておるところでございます。

具体的な取組内容ですが、通学路点検とともに、危険箇所の洗い出しと現地調査を踏まえ、ソフト・ハードそれぞれに対応策を検討し、関係機関に改善策を要請し、対応を講じていますが、全ての危険箇所の解消には、点検や対策がまだまだ必要であるものと認識しております。

通学路の状況は常に変化しておりますので、危険を見落とさないよう、引き続き継続して取り組んでまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 今、町長のほうからお答えをいただきましたが、私はここに住んで30年以上たっていますが、この区間について、変更とか改善といいましょうか、あまりされていないように認識しております。なぜかといいますと、私の子供3人が、この通学路を利用して小学校に通ったわけです。そのときに私も一緒について回った記憶があります。ところどころ改善はされていると思いますが、大きな変化はありません。この大きな変化を

望むにはどうしたらよいでしょうか、伺います。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） ただいま、現在議員お住まいの地域につきましては、通学路に大きな変化はないということでございますけれども、こちらにつきましては、要望等をいただいた中で、吉岡町全体を見回して対策を講じておるところです。

今後の要望等につきましては、また自治会等を通じてお知らせいただければありがたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 今回、資料の1を見ていただくと分かるんですが、通学路の一部につきまして、暫定的な交通安全の対策を行いました、町のどの部分も交通量が増加しております。児童を守るために通学路全体的に今回以上の安全対策はできないでしょうか。町長に伺います。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 大久保地区でございますが、昨年度より相次いで大型商業施設がオープンし、交通環境に大きな変化が生じております。

周辺には駒寄小学校児童が利用します通学路も多くあり、交通安全対策が喫緊の課題であったことから、6月8日になりますが、大久保寺上・寺下地区の通学路に関する交通安全対策の意見交換会を実施しております。メンバーにつきましては、吉岡町通学路推進会議の委員を中心に、地元自治会長や議員の皆様にお集まりをいただき、地域住民の不安解消に向け、具体的な安全対策について、様々なご意見・ご要望をいただいたところでございます。

ご意見を基に、暫定的な対応ではありますが、大型店周辺通学路につきましては、外側線やグリーンベルトによる道路標示や、ラバーポール設置による車両への注意喚起などの必要な対策を講じておるところでございます。

また、通学路全体のさらなる安全対策でございますけれども、この区域、家屋が連檐する箇所での歩道整備、道路幅員が足りない箇所での防護柵設置など、道路管理者におきましても対策に苦慮するものも多くございます。

関係機関で構成します通学路推進会議の場などでお知恵をお借りしながら、危険箇所解消に向け、効果的な対策が講じられるよう検討してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） すみません、今の対策の話ですが、何年計画、そういうことはあるのでしょうか、伺います。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 大久保地区ということでよろしいですか。（「全体的な」の声あり）

全体的ということですが、この交通安全プログラムに関しましては、危険箇所の洗い出し等をしていただいた中で、随時見直しを図っておるところでございます。基本的には何年計画ということではなく、その都度指摘されたものに対して改善・対応していくというような考え方でございます。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 続きまして、送迎バス置き去り防止装置について。

昨今、園児の置き去り事故があり、本年4月より幼稚園、保育所、特別支援学校などの送迎用バスの安全装置設置が義務化になりました。

6月28日の新聞報道では、本県の安全装置設置率は51.9%になっています。吉岡町の施設は昨年度に設置されていますが、この安全装置はどのようなシステム内容ですか、伺います。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 町内の保育園等の園児の送迎につきましては、駒寄幼稚園のほうで送迎用バス2台を利用しております。

送迎用バスの置き去り防止につきましては、運転手、保育士による降車時の名簿による確認に加え、令和5年3月に、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置を、送迎用バス2台に設置して対応しているところになります。

こちらの設置された装置につきましては、降車時確認式の装置で、エンジン停止後、運転者などに車内の確認を促す車内向けの警報が鳴り、車内を確認後、車両後部の装置を操作すると警報が停止するもので、一定時間内に確認が行われないと、車外向けに警報が鳴る装置と伺っております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 続きまして、明治小学校の通学バスの安全管理はどのように行われていますか。特に、低学年の児童は、かくれんぼ等、遊びの一環として大人の見えないところに

隠れる児童がいるかもしれません。細部にわたっての安全管理をどのように考えているか伺います。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 明治小学校通学バスの現在の安全管理につきましては、朝の運行では、児童降車時に児童への声かけを行い、車内に残っている児童がないことを確認しております。あわせて、児童降車後に運転手が車両後方まで車内の確認を行っております。この確認作業は、児童の忘れ物がないことの確認を兼ねており、児童が降車するバス停にて、椅子の間や下まで確認を行っているものでございます。

帰りの運行では、運行終了後の車庫にて、清掃に併せて児童がないことを確実に確認し、椅子の間や下まで実施しております。

また、児童の乗車時に人数を数えて、最終的に何人の児童が乗車したかを運行日誌に記載しております。児童が降車する際も人数を数えており、児童が車内に残っていないことを数値としても確認をしているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 確認は人間がやることなんで、確実にお願いいたします。

次に、子供の居場所づくりについてですが、2022年就業構造基本調査で、仕事と育児を両立している女性は7割を超え、保育施設の整備（学童保育や延長保育等）が求められています。子供を持つ世帯が働き続けられる環境づくりが必要です。そして、住みやすい町には子供の居場所が必要です。町長の見解を伺います。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 今、宮内議員より子供の居場所についてご質問いただきました。

全国的に、現在、子供の居場所、地域や子供、学校、家庭、そういった様々な場所以外のところに子供の居場所、安全に過ごせる場所をつくらうという活動が広がっています。ただしその目的、事業の内容は様々でございます。例えば子ども食堂のように子供の貧困対策として活動を実施している事業もあります。また、保護者に代わってお子さんを預かる、そういった子育て支援の役割を持つ事業もございます。または子供たちを集めて、そこで様々な体験、イベント、多世代との交流、そういったものを通じた学びの場、そういったものを提供している場所もあります。そして、これは吉岡町で顕著に見られる傾向なんですけど、地域のコミュニティー、こちらを強化、活性化をして、地域で子供たちを見守ろうと、そういった活動が広がっております。

このように、様々な目的、事業の内容で、子供の居場所づくりが各地域で行われている
というような状況でございます。

私のほうからは、地域福祉の観点から、こちらの地域コミュニティーのそういった動き
も絡めて答弁させていただきたいと思います。

吉岡町においては、そういった形で活動が広まっていますが、町としても、地域に学校
や家庭以外で子供たちが安全に安心して過ごせる場所、これは必ず必要だというふうに考
えております。そこで、子供たちは、まず同じ地域に住む様々な年代の方と交流をして、
また、そこでしか学べない様々な体験、そういったものを通じて地域のことをよく知り、
また、孤独感、それから孤立、そういったものの不安を和らげ、地域、その人たちの中で
自己肯定感を育み、貴重な経験を積むと、そういった貴重な場所であるというふうに考え
ております。吉岡町でそういった事業が様々な展開しておるということは、大変うれしい
というふうに考えております。

その中で特に特筆すべき点としては、地域でそういった活動を行っている人たちという
のが、全て自主的に活動を行っているということでございます。吉岡町では行政が仕掛け
たものではなく、様々な地域の保護者、大人たちが自発的にそういった活動を行って、子
供たちの見守りを行っている。これは、コロナ禍で学校が臨時休校になってしまったり、
あるいは地域の中で様々な行事、それから子ども会のイベント、そういったものがコロナ
で失われてしまった、そういった活動ができなくなってしまったというものを子供たちに
取り戻してあげようと、そういった活動を親たちが一生懸命行いたい、そういった熱意に
活動が付き動かされているように私は感じております。これはまさに吉岡町が目指す、地
域、そういった地域が元気になって地域の住民が主役となって、地域共生社会の実現を
図ると、そういった活動に欠かせない取組であるというふうに考えています。

最後に、我々行政の役割としましては、そういった地域が育んできた様々な役割、それ
から主体性、こちらを尊重しまして、地域の活動と伴走しながら、地域の団体の声にも耳
を傾け、そういった活動を支援して、公助と共助、これをうまく組み合わせて、地域の活
動を支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 続きまして、教育委員会が関わる子供の居場所づくりにつきま
して、3点ほど実施しているものを説明させていただきます。

まず1点目ですが、放課後の児童の居場所づくりや異年齢交流を目的に、自治会の住民
がスタッフとなり、実証実験的に昨年度から始めた「吉岡町放課後見守り教室」、また、

2点目は、中学生が下校後に文化センターで3時間程度学習（自習）を行う「吉中生放課後自習室」、3点目は、夏休み期間中の10日間ほど、児童生徒が宿題や自主学習、受験勉強などに取り組む「吉岡町夏の学習会」などを提供いたして、子供の居場所づくりという形で関わっております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 丁寧なご説明ありがとうございます。

そのことについてですが、町の助成金といいたしでしょうか、こちら考えているか伺います。各自治体とかNPO、いろいろな方が子供のために活躍していただいていると思いますが、町からの助成はどうなっていますか、お伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 子ども食堂につきましては、備品などに対しまして県の補助金はありますが、町では現在、子ども食堂などに補助金は出しておりません。

子供の居場所づくりは、地域の活性化や世代間交流の場にもつながると考えられますので、さらなる子供たちの居場所づくりにつながるよう、実施団体に対し補助金を交付できるよう、今定例会に補正予算を計上させていただいております。

今後につきましても、県の補助金、町の補助金の情報周知や、今後もしできる支援等を検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 教育委員会からは、吉岡町の放課後見守り教室、こちらについては町のほうでも若干側面から支援をさせていただいております。新たに協力していただける参加自治会があれば、予算の増額などにより対応していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 次の質問に移ります。

聞くところによると、保護者が帰宅時間の調整をしないと、保育園や学童保育のお迎えに間に合わないと聞いています。フルタイムで働くことを希望する方や、子供のお迎えのために仕事を諦めたり、正社員からパートへ変更しなければならないなど、子育て世代が働きにくい環境では、町の未来はありません。学童保育や延長保育の時間延長を30分でも考慮していただければ、保護者も安心して保育依頼ができるようになると思いますが、町長のお考えを伺います。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 保護者の労働の多様化等もあり、学童保育の時間につきましては、令和3年度より、土曜日や学校の夏休みなどの長期休暇のときには、始業時間を30分早め、午前7時30分から開所し、18時30分まで開所をしております。

保育園等の延長保育につきましては、町内4園で実施していただいております、19時まで行っております。

さらなる時間延長等につきましては、保育士等の確保などもありますので、利用状況等も見ながら、保育園等と協議をしていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 了解いたしました。

次に、ファミリー・サポート充実化について。

子育て世代には、このファミリー・サポートの制度は必要です。住民アンケートでは「住み続けたい」という人が83%になっています。「住み続けたい」を維持向上のために、町としてさらに充実した制度に進化させてはいかがでしょうか。町長の見解を伺います。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） ファミリー・サポート・センターにつきましては、吉岡町・渋川市・榛東村の3市町村にて、広域圏の枠組みにて共同運営を行っているところです。

育児援助を受けたい方、こちらおねがい会員になりますけれども、育児援助をしたい方、まかせて会員、またその両方、こちらはどちらも会員となっておりますけれども、こちらで構成されておまして、子育ての総合援助活動を行うものになっております。

ファミリー・サポート・センターの周知の拡大、利便性の向上を図るため、昨年度は、吉岡町児童館にて、ファミリー・サポート・センターの登録受付を、ファミリー・サポート・センターの方に出張窓口を実施していただいたところになります。

今後につきましても、町内での登録受付などを依頼し、利用促進につながるような啓発に努め、さらなる充実化につきましては、共同実施している自治体と検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） ファミリー・サポートの認知度はどうですか。また、吉岡町の媒体活動は

どのように行われていますか、伺います。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 認知度につきましては、アンケート等を行っておりませんので、数字的な認知度というのは分かりませんが、今後につきましても周知に努めていきたいと考えております。

また、こちらのほうの周知につきましては、広報やホームページ、出生届け時における案内、妊娠中の教室での紹介、パンフレットの配布、健診などの相談時などにも、必要に応じ説明などを行っております。また、昨年度行いました町内での登録受付などについても依頼し、利用促進につながるよう啓発活動に努めたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 了解しました。

次に、給食費無償化についてですが、県内の小中学校で、35市町村中、18市町村が完全無償化です。また、13市町村が一部無償化になっており、吉岡町も一部無償化です。

県民意識調査で、20代から30代の独身男女が、子供を持ちたくないと答えた人の38.6%が経済的負担を理由に挙げています。

若い世代の負担軽減が、住みやすい町、住んでよかった吉岡町になります。そのためには完全無償化を推進すべきであると思いますが、町長の見解を伺います。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 学校給食の無償化につきましては、以前から町長も答弁しているとおり、町では現在1人当たり年間1万4500円分の学校給食費を支給しております。令和4年度からは、一部の第3子以降の学校給食費を無償化する制度を導入いたしました。また、食材費高騰分を保護者への負担に転嫁することのないように1,100万円の予算を計上しており、当初予算において、これらを含め、一般会計から学校給食事業特別会計におよそ4,200万円の繰り出しを行っておるところでございます。

現在も物価高に伴う食材費の高騰が続いております。給食費の保護者負担の増加につながることをないよう対応してまいりたいと考えております。しかしながら、今後も児童生徒数の増加が見込まれる現状は変わりありません。

給食費につきましては、保護者の負担軽減についても十分考慮しつつ、今後についても一定の負担を求めていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 大変なご苦勞をしているとは思いますが、町民目線ですでに、無償化をやっていただきたいと思ひます。

次に、教員不足についてですが、教員不足が41都道府県にあります。各教育委員会で苦慮しているとは思ひますが、その反面、小学校教師の不足がゼロなところもあります。群馬県も現在は不足は発生しておりません。ただし、今後予想される教員不足の対策を、吉岡町は立てていますか。子供の教育・育成は、保護者の皆様や教育委員会、学校、そして行政が担うことと思ひますが、教育長の見解を伺います。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 教員不足の問題は、全国的な問題となっており、群馬県の教職員の採用や任用を行っている群馬県教育委員会としても危機感を持っておるところでございます。

吉岡町としても、2学期のスタートにおいて教員不足はゼロですが、今後、新たな産前産後休暇者・育児休業者、病気休業者に対して、いかに早く補助者を充てられるかについては課題となっているところではございます。

群馬県教育委員会では、教員OBへの働きかけや、教員免許を持ちながら仕事をしていない方の発掘を行うため、臨時教員の募集ポスターを作成いたしました。吉岡町でも、この張り紙を役場や町文化センター、社会福祉協議会に掲示して周知を図っております。あわせて、町教育委員会独自策として、8月の町広報紙に教員募集のお知らせを掲載して、臨時教員確保のための取組を行っているところではございます。

今後、幅広い方から、臨時教員としての人材の情報を集めていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 公募をしていらっしやるとおっしゃいましたが、それに応募されている方はいらっしやいますか、伺います。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 募集のポスターを作成しましたり、広報紙に教員募集のお知らせを掲載しておりますが、この掲載後、申し出て応募して下さった方は、今のところございません。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 次に、通学バスの拡充について。

猛暑が続いて、児童の下校時も30度以上です。低学年の下校時は14時から16時、さらに暑く、水分補給を行っているが頬が赤くなっている児童もいました。熱中症警戒アラート暑さ指数（WBGT）で大変危険度が高い日も歩いています。また、宿題、授業参加（傷病休み）のため、タブレット端末の持ち帰りもあり大変そうです。

夏季の期間だけでも、通学路の距離がある児童に通学バスをと思いますが、町長の見解を伺います。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 最初に、現在運行しております明治小学校の通学バスについて簡単にご説明させていただきます。

上野原地区を通っている県道前橋伊香保線で運行していた民間のバスが、昭和63年度に廃止されたことにより、上野原地区の子供たちの通学に支障を来したことから、令和元年4月から町で運行を始めた事業でございます。

さて、議員おっしゃるとおり、近年、特に今年の夏は例年になく猛暑が続いていることは十分に認識しております。仮に新たに通学バスを走らせる場合、現状の保有バスのほかに相当数のバスが必要になることが想定されます。そのほかにも、通学バスを利用する児童の対象範囲や運行期間の設定、また、安全に停車できるバス停の確保など、様々な課題がございます。このようなことから、現状では実現に向けてのハードルは高いと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） やっぱり児童は大変な思いをして通学をいたしております。検討をとにかくお願いいたします。

次に、児童虐待（増加傾向）について。

本年1月から6月の上半期に、県警への児童虐待に関する相談件数は273件で、前年同期比で12件増え、また、摘発者数も32人と、前年同期より15人増えています。コロナ禍のためか、ここ4年間は増加傾向になっています。加害者は身近な親族関係で、身体的虐待がほとんどです。地域の関係性が希薄になっていて、虐待を見逃すおそれがあります。

要保護児童対策地域協議会実務者会議を月1回開催されていますが、会議内容は非公開でしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 要保護児童対策地域協議会での会議内容につきましては、支援を必要とする方の個人情報が多く含まれているため、非公開となっております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 児童虐待の予防・早期発見・介入に、吉岡町として取り組んでいるとは思いますが、群馬県の虐待は減少しておりません。

昨年度、県児童相談所に虐待相談件数は1,977件、心理的虐待が58%、身体的が22.6%になっている。県警データとは違いますが、県警相談は事件性が高いので、身体的が多いと思われます。

県警への相談件数ですが、2014年、83件、15年は84件、20年に324件、直近の10年間では2020年が最も多く、2021・22年も300件前後の相談が寄せられています。ここ4年間は10年前の3倍以上です。増加傾向ですので、さらなる注意が必要です。

吉岡町の取組について伺います。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 町での児童虐待の対応につきましては、チラシの配布など啓発活動、学校、保育園等と連携し早期発見に向けた情報提供や情報共有を行っております。

また、要保護児童対策地域協議会の実務者会議を毎月開催しており、この会議では、町が把握する支援が必要と思われる家庭について、町・教育委員会・児童相談所・保健福祉事務所や警察がその構成員となって、情報共有を図りながら、継続的に最善の支援をどのように行っていくかを検討しています。

この会議で取り上げられる家庭内の状況については、個別訪問や聞き取り調査などで把握しております。

また、町や児童相談所、警察などへの通報により、訪問などを実施し、お子さんの安否確認などを行っております。

支援が必要な場合は、継続的な訪問や相談等に応じ、関係機関等と連携し支援を行っているところです。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 続きまして、項目2で、道路の標示、規制についてですが、道路の区画線（境界線）について。

参考資料2で見てください。

町道や県道の区画線が薄れています。町全体的に見えにくくなっている。

区画線については、計画的に行っているとは思いますが、白線の耐久性は5年から7年程度。いろいろな条件によって耐久年数が変わります。交通量の多い場所は早く劣化します。通学路で使用している横断歩道、例えばケーズデンキ東側道路、第四保育園の東側道路など、薄くなっています。

この部分は町民からの要望が多いため、区画線塗布計画を提示してください。年内の計画に含まれていないようでしたら、この部分の区画線塗布の追加の検討を伺います。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 横断歩道や区画線などの塗装の補修につきまして、答弁させていただきます。

横断歩道や止まれ等の道路交通法上の規制標示につきましては、群馬県公安委員会が管理を行っており、ラインの引き直しなどの補修を行っていただいております。

区画線等が薄くなっている箇所は、自治会等からの要望があった箇所を中心に、県道部については、群馬県渋川土木事務所に対してライン等の引き直しの要望をしております。

それ以外の町道の外側線や停止線等につきましては、5年から10年の周期をめぐり、現地の状況を照らし合わせ、計画的にラインの補修を行っているところですが、町内の交通量の増加とともに劣化した箇所も多くございます。

ラインの引き直しなどの要望については、自治会を中心に数多くの要望をいただいている状況でございますが、予算との兼ね合いもございますので、やはり危険箇所の改善を最優先に対応させていただいているところでございます。

個別案件については、建設課長に補足答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 町長の補足答弁を申し上げます。

ご要望の箇所につきましては、今年度の修繕計画路線には組み入れられてございません。

また、当該箇所の改善につきましては、これまでご要望がございましたが、引き続き個別案件ごとに丁寧な対応を心がけ、緊急の度合い、そのときの財政事情等を照らし合わせながら、町道の安全な維持管理につながるよう検討してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） センターラインが薄いと、このラインに使っているのは、車のライトが当たると反射するガラス等が含まれていて、安全のためにそういう白線を引かれていると思いますが、これはやっぱり薄れちゃうと何の意味もございません。なので、計画を早めてくれとは言いませんが、計画どおりで、とにかく早めに対応をお願いいたします。

次に、通学道路「ケーズデンキ東側道路」に設置されている安全看板ですが、薄れていて、何を意味してるか分からない状態です。新しい看板の設置予定は検討中でしょうか、伺います。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） ご指摘の看板につきましては、現地を確認したところ、相当前に設置された交通安全の啓発看板であり、かなり老朽化したものでございましたので、付近の安全を考え、速やかに撤去いたしました。

なお、今後、新たな看板を設置する予定は今のところございません。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 見た目の悪い看板ですので、撤去されてよかったと思います。

次に、吉岡町のゾーン30（生活道路）についてですが、ゾーン30は吉岡町に何か所あるか伺います。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） ゾーン30とは、住宅地域や学校周辺などの生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域を定めて、最高速度30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度の抑制と、抜け道として通行する車両の抑制等を図る生活道路対策となります。

ゾーン30といたしましては、令和4年度時点で、群馬県内に62か所あり、吉岡町内には、平成26年度に実施した明治小学校周辺地域の1か所となっております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 学校周辺が対象になると聞きましたが、町には駒寄小学校、吉岡中学校があります。この周辺は対象にならないのでしょうか、伺います。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） ゾーン30の指定につきましては、公安委員会の所管でありまして、実際

の指定の可否については公安委員会の判断となります。

よって、地元自治会等を通しまして、該当エリアへのゾーン30の指定の要望が上がってきた場合につきましては、町としてはその旨を渋川警察署へ上申し、検討されるものと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 続きます、大松交差点渋滞回避のため、スーパーツルヤ東地域、大久保の1400番地から1425番地の道路使用で住民が迷惑しております。通学路も隣接しているので、ゾーン30の検討について伺います。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） このゾーン30につきましては、先ほどの答弁と同じように、地元自治会のほうでそういった要望がある場合につきましては、それを町のほうに上げていただきたいと思えます。

状況によりまして、繰り返しになりますが、渋川警察署のほうへ上申していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） この道路に対しては、道路がかなり狭くなっており、また、速度制限の標識もありません。それはどういう形で対処していただきますか、伺います。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 周辺道路の速度制限の関係でございますけれども、例えば30キロ規制といたものにつきましては、速度制限の規制につきましては、群馬県公安委員会で行うものでございます。

こちらにつきましては、地域の要望ですとか、そういったものをお聞きしながら、公安委員会と協議していく必要があるかと思えます。

以上です。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） この地域の出入口に、生活道路のため進入を控えてくださいの立て看板を設置していますが、この対策後の調査は行っていますか。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） まず看板設置の経緯でございますが、昨年10月に株式会社ツルヤがオープンしております。地域の生活インフラとして欠かせぬ商業施設でございますけれども、オープン時におきましては、県道南新井前橋線並びに県道前橋伊香保線・吉岡バイパスにおきまして、大規模な交通渋滞が発生をしたところでございます。

住宅地が広がります周辺地域におきましては、スーパー来店者の車両が幹線道路の交通渋滞を避けて生活道路に進入し、地域住民からは多くの苦情が寄せられ、混乱が生じたところでございます。

生活道路における適正な通行と地域住民の生活保全を図るために、道路管理者による緊急的な対応として、周辺地域に、生活道路につき一般車両通り抜けご遠慮くださいと示した看板を設置したところでございます。

緊急的に設置した看板でございます。検証等につきましては、特にしてございません。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 了解いたしました。以下の質問は除きます。

続きまして、前橋伊香保線、南新井前橋線バイパス、今課長のほうから言っていたんですが、この渋滞についてですけれども、出通勤時間帯は、大松交差点は大渋滞になっています。渋高バイパス・駒寄インター・上毛大橋からの車が集中しています。また、旧伊香保線も南新井線の影響を受けて、大久保中町交差点も数百メートルの渋滞が発生しています。第五保育園のお迎え時間帯から帰宅時間が重なるために、車の流れが悪くなっています。

町は渋滞の調査研究を行ったでしょうか。行っているとしたら、その渋滞の調査研究を伺えますか。また、交通渋滞解消に調査結果はどのように生かされるか伺います。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 先ほどの秋山議員の一般質問にて一部答弁しておりますけれども、交通量調査、それから渋滞長調査業務委託につきましては、8月28日に発注・委託契約をさせていただいております。

調査目的につきましては、大型商業施設出店後の交通状況を踏まえまして、地域全体の有効・有益な交通ネットワークの構築を図るための調査でございますが、調査日につきましては、9月下旬から10月の間で、平日と休日の2日間を予定しております。

具体的な調査箇所につきましては、県道南新井前橋線及び吉岡バイパスを主に、信号機が設置されております町内10か所の交差点を予定しております。

また、委託期間につきましては、今年の12月19日までとしておりますので、調査報告書の提出後に結果のご報告を改めてさせていただければと考えております。

それから、この調査結果後の対応ということでございますけれども、交通量調査・渋滞長調査につきましては、現在ある道路インフラの整備効果や問題点を検証するための貴重な資料となると認識しております。町民の生活道路の整備におきましても、この調査結果の分析を活用し、今後の道路整備の方針など、検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 了解いたしました。

次に、道路の側溝清掃についてですが、大雨時にごみが詰まり、雨水が道路に出る側溝があります。例えば大久保1442番地の側溝は、道より下に住宅があり、雨水流入のおそれがあります。

最近は局地的大雨の危険性が高まっています。事前の防災対策が必要ですが、町の対応策を伺います。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 快適な生活環境を保つためということで、道路愛護においては、道路側溝の清掃など、地域の皆様のご協力をお願いしておりますのでございます。

ご質問の宅地が道路より低い場所におきましては、道路の側溝内にごみや泥土が堆積すると、水の流れが悪くなり、特に大雨のときには冠水の被害が危惧されるところでございます。

こうした観点からも、道路の排水環境を整えることは非常に重要なことであると考えておりますので、道路作業員による側溝清掃や、側溝の詰まりがひどいところにつきましては、業者発注により清掃対応をしておりますのでございます。

しかし、ご指摘のように清掃が十分に行き届いていない箇所が多くある現状も認識をしておりますので、住宅等への雨水の流入防止を照らし合わせながら、より清掃効果が得られるように、清掃箇所の選定をしてみたいと考えております。

また、道路環境の向上を含め、住みよいまちづくりには皆様のご協力が不可欠でございます。今後も道路愛護等によりましてご協力をお願いしたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 続きまして、項目として福祉社会・男女共同参画・産後ケアについてですが、高齢者社会（災害時の情報や避難手段）について伺います。

最近では地震が多く発生しております。災害時の避難について、高齢者への情報システムはどのようになっているか伺います。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 地域の交通ネットワークの整備を考える上で、交通空白地域・不便地域の解消を図る手段の一つとして挙げられるのが、コミュニティバス、いわゆる「巡回バス」の導入であります。

この交通ネットワークの整備に当たっては、路線定期運行を基本としつつ、地域の特性に応じたその他のサービスを組み合わせることが重要としていて、路線、区域、運行時刻等において、路線バスとの整合性を十分図ることが必要としています。

現在、自治体自ら巡回バスを導入して路線バスを補完している自治体もありますが、最初は地域の身近な足として導入されるものの、なかなか採算が取れず、最終的には導入した自治体の負担が増え、事業として成り立たない状況や、設定金額などの安さなどを理由に民業を圧迫するケースもあると聞いております。

そうした中、町では、基本的には巡回型でなく、デマンド型の交通手段が有効ではないかと考えております。デマンド型に注目した場合、本町の施策の一つであり、年々利用者数が増加しているタクシー運賃等助成事業もその一つであります。この事業は、自治体のハード面での調達、つまり輸送用自動車の確保や、ソフト面でのシステム開発も要らないため、町の費用負担も少ない上、民業を活用する意味で、デマンドバス導入に匹敵する事業だと考えております。

そのため、今後、吉岡町という地域性や既存のタクシー運賃等助成事業の拡充も含めて、デマンド型の交通手段についてさらに調査研究していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） すみません、質問を飛ばしてしたんですが、町長のほうからお答えいただきまして、ありがとうございます。

それでは、続きまして、先ほどの再質問になりますが、最近では地震が多く発生しております。災害時の避難について、高齢者の情報システムはどのようになっているか伺います。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 災害時の町の情報伝達手段についてですが、防災行政無線、登録制メールの「よしおかほっとメール」、町公式LINE、群馬テレビのデータ放送など、一つの手

段に頼らず、様々な手段を用意しております。

その中でも、高齢者に向けての情報伝達手段としては、希望する方の自宅に設置している防災行政無線や、テレビのリモコン操作だけで避難情報等を見ることができる群馬テレビのデータ放送は有効であると考えております。

また、その他として、「避難指示」が発令された場合など、実際に災害発生のおそれがあるときには、消防団等による避難広報活動も考えられますので、そのような対応になると考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 吉岡町にも多くの交通弱者がいると思います。把握していると思いますが、独り暮らしの人や高齢者夫婦、障害者の災害時の移動手段がない方への対応を伺います。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 災害時における避難行動、自力避難が困難な障害者または高齢者、こういった要支援者一人一人の行動の手順、これをまとめたものが、「個別避難計画」というものがございます。

吉岡町においては、現時点で未着手であります。町のハザードマップ、また要支援者の情報、こういったものを照らし合わせて、避難リスクの高い方、こういった方を優先に行動計画をつくっていきたいというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 次に、男女共同参画推進について。

群馬県では、群馬県男女共同参画推進条例が2004年4月1日に施行され、2008年10月1日に男女共同参画推進委員会が立ち上げられました。推進委員会の男女参画推進計画として、2025年度までに目標45%を目指すことになっておりますが、昨年度では、課長補佐級の女性登用が県庁で18.9%、吉岡町で28.1%です。

吉岡町の男女共同参画推進の進捗状況を伺います。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 町の男女共同参画の推進につきましては、平成30年度に吉岡町男女共同参画基本計画を策定し、現在、5年計画で取組を進めているところでございます。そして、現計画の計画期間が今年度で終了するため、昨年度から、この第2期計画に向けた策定準備を進めておまして、実際に住民向けのアンケート調査等も実施しております。

今年度につきましては、このアンケート調査の結果や、吉岡町男女共同参画推進協議会の意見等を踏まえ、「第2期吉岡町男女共同参画基本計画」の策定を進めているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 宮内議員。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 私の一般質問を終了いたします。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、6番宮内正晴議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を15時30分とします。

午後3時15分休憩

午後3時30分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 4番大井俊一議員を指名します。大井議員。

〔4番 大井俊一君登壇〕

4番（大井俊一君） 議長への通告書により一般質問を行います。

まず、アフターコロナの町内の状況の把握と町の対応状況は、町内経済の活性化と町民の融和と交流、子供の郷土愛を育む体験等のための町の事業はどのように方向づけられているかについてお聞きしたいと思います。

多くの国民が新型コロナウイルスの予防接種に協力し、新型コロナウイルスの弱毒変異により、コロナも5類に移行しました。これからは国を挙げて経済活動など、アフターコロナの日常に向けて活発化していくことが重要となっております。

まず、このような社会情勢の中、統計データを基に吉岡町の現状を見た場合、町内のアフターコロナの問題点は何か。また、今後、吉岡町が向かうべき方向は何が重要とお考えなのかお聞きします。

町内の一部には、コロナ前の実績を回復できない事業者もおります。県内各地と同様に、高齢の事業者に多いように見受けられます。このような状況下、町は現在の町内経済活動の状況をどのように捉えているのか、現状と問題点と今後の対策の方向性についてお聞かせください。

また、経済だけではなく、文化活動などを含め、的確に把握する必要があります。コロナ前、コロナ期間中、現在と比較して、現状と問題点をお聞かせください。

把握した現状を基に、アフターコロナのよりよい日常のために、町行政としてどのようなことを目標としているのか、そして、具体的な改善された事例等があれば、また、これ

からの町行政の進めていく具体的な方針等をお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 大井議員より、まずアフターコロナの現状及び課題についてご質問をいただきました。

町内の経済活動等の状況については、町は統計のための調査を実施しておりませんので、前橋財務事務所より示された、令和5年7月26日付の「最近の県内経済情勢」で申し上げますと、個人消費や生産活動の持ち直しが見られることなどから、「県内経済は、緩やかに持ち直しつつある」との総括判断が示されております。

また、先行きについても、「各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待できる」とされております。

しかし、その一方で、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっていることや、物価上昇や供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分に注意する必要があると言われております。

そのほか、問題点や今後の対策などにつきましては、担当の課局長より、それぞれ答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 事業者の経営上の問題点といたしましては、群馬県経済研究所の8月1日付の報告によりますと、「原材料費の値上がり」が前回から引き続き最多であり、次いで「求人難」、「人件費等経費の増加」となっておりますが、ご存じのように、現在のこの状況は、新型コロナウイルス感染症の影響だけが要因であるとは捉えられておりません。

今後については、群馬県内の最低賃金の引上げが10月1日から実施されます。これにより、従業員のモチベーション向上や定着率の向上につながるなどが期待されております。

政府では、労働力確保や生産性向上を促進するために、賃金アップを行う企業に対する助成事業を実施しております。

企業の賃上げによる経費負担を軽減することができる制度であり、助成金を有効に活用し、企業の成長のきっかけになるよう、制度の周知などについて、町商工会と連携を図りたいというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 教育委員会からは、文化活動などについて答弁させていただきます。

文化活動の大きなイベントといたしましては、町民文化祭がありますので、こちらについてご説明させていただきます。

コロナ前は、例年盛大に実施しておりましたが、コロナ期間の令和2年度には、文化協会のアンケートにより中止となり、展示可能な団体には展示会を設けてもらうなどして対応いたしました。しかし、令和3年度には町民文化祭も中止、展示会等もなかったため、昨年令和4年度に、6月に発表会・展示会を開催し、11月に町民文化祭も開催されました。

その他の事業につきましては、コロナ期間中には生涯学習室で講座等を企画、実施しようとしても、コロナの警戒レベルや状況に応じて急遽中止になることもありました。

その後、5類に移行した現在の文化活動ですが、ほとんどの事業において、任意の手指消毒等の感染症対策を実施しながら、コロナ前と同様の形で実施しております。

改善された点などについて申し上げますと、一例ですが、講座等の窓口申込みを減らすため、申込み方法の選択肢に電子申込みを取り入れることにより、申込者の利便性の向上、また、職員の事務量の軽減にもつながっております。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 私のほうからは、自治会のお祭りやイベント等につきまして、町で把握できている限りの主な状況について説明をさせていただきます。

まず、コロナ前の令和元年度の状況ですが、お祭りやその他のイベント等につきましては、13自治会全てで行われておりました。

そして、コロナ期間である令和2年の状況をちょっとお話しさせていただきますと、通常のお祭りを開催した自治会一つもなく、ほぼ全てのイベントが中止となった自治会も3自治会ほどありました。

次に、コロナウイルスが5類移行となった令和5年度の夏の状況ですが、8つの自治会において夏祭りや花火大会等のイベントが開催されております。

なお、全体の傾向としましては、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっていた令和2年、3年度については、やはり自治会のイベントが中止されたものが増えており、4年度から徐々に再開され始めているようです。

今後の方向性と具体案についてでございますが、ここでは「よしおかふるさと祭り」について答弁をさせていただきます。

「よしおかふるさと祭り」につきましては、令和元年度の台風による中止を含めて、平

成30年度を最後に開催されていませんでした。そして、新型コロナの影響によりまして、2年度、3年度と開催中止を余儀なくされ、ようやく昨年、令和4年度に、4年ぶりのお祭りを開催することができました。

昨年の祭りを開催するに当たりましては、準備段階で、依然としてコロナの脅威が消えない中ではありましたが、それでも感染症対策に十分に配慮した上で、新しいお祭りの形で開催することを目指してまいりました。

そして、今年のふるさと祭りでございますが、リニューアルした昨年度のお祭りの形を踏襲した上で、感染防止対策に配慮しながらも、昨年度禁止していた会場内での飲食等も解禁し、現在、開催に向けた準備を進めているところでございます。

ふるさと祭りにつきましては、今後も時代に適したお祭りとなるよう、今後検討していきたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） ありがとうございます。

では、続きまして、吉岡町においては、多くの新しい住民の方が吉岡町に家を建て、吉岡で子育てをしていただいていることは大変喜ばしいことでもあります。しかし、その中で、地域のコミュニティーに関心がなく、町の広報紙以外は自治会とのお付き合いは断られるというような方も増えてきております。

このような状況の中にあつて、新型コロナウイルス感染症の発生により、3年間にわたり町民の融和と交流を図る事業やイベント等が軒並み中止に追い込まれていました。

昨日開催されました町民家庭婦人バレーボール大会においては、9チームが参加していただきましたけれども、練習不足等々の事故防止のために、試合は交流だけということで、2試合だけというような形を取って、縮小されているような形を取っておりました。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行して最初の夏休みの期間、町民の交流と融和を図るために、重要な事業やイベント等、町内で実施された、町及び各自治会等における祭りやイベント等の町民交流事業の実施を、一部自治会等ではコロナの不安が払拭されないために自粛したものもありますが、コロナ前、コロナ期間中、今夏と分けて、現状を具体的にお願いします。

特に夏のイベントについては、子供たちの心に郷土愛を育ませるとも大切なイベントでもあります。子供たちにとって、親子で、兄弟で、親族で、仲間で、先輩後輩で、先生と一緒に参加し、交流し、一緒に飲食し、多くの幸せな時間を過ごすことで、地域と融和していくものと信じております。そして、みんなで幸せな時間を過ごす機会の多い子供たちは、自信を持って社会に出ていくことができ、吉岡町に戻ってきてくれ、地域文化を継

承してくれると信じております。

町にとっては、新住民の方々に町民としての一体感を育んでいただくための大切な機会でもあり、今後とも発展を続ける吉岡町のまちづくりとして、町民の交流と融和を図る事業やイベント等に対して、町としてどのように進めていくのか、その方向性と具体案について、感染症対策を含めてお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） ただいまの質問でございますが、実際には、先ほど少し私のほうからも答弁させていただきましたが、新住民の方々につきましては、特に自治会とのつながりが非常に大きくなってくると思います。自治会の中で、今後、コロナの5類の感染症の移行に基づきまして、できるだけ、比較的身近なエリアの中で、その交流が図られていけばいいなというふうに考えております。

また、繰り返しになりますが、吉岡のお祭り、ふるさと祭りにつきましても、来ていただいた町民の方々に楽しんでいただけるよう、そういったイベントを考えておりますので、そういった中で十分な交流ができればいいなというふうに考えて、今計画を練っているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） その中で、町民の方たちと新住民の方たちが参加しやすいような、そういったイベントの企画、方向性、そういったものを含めて、新住民の方が融和できるようなそういう運営をするために、町内各自治会等に、町としても、ぜひいろいろな町内で成功しているイベント等の活用方法、こういうふうにやったらうまくいったんだよというようなそういった情報等を、ぜひ各自治会、ちょっと不安でまだできないという、そういった自治会等については、ぜひ資料や情報を流していただいて、うまく運営をしていただけるようお願いをしたいと思います。

続きまして、次の通学路等における安全対策について質問をさせていただきます。

吉岡町における子育て世代の新築住宅の増加は、誠に喜ばしいことではあります。しかし、これにより子供たちを守っていくべき通学路は、毎年変化をしています。

また、子供たちを守っていくべき道路は、小中学校の通学路だけではなく、幼稚園、保育園、こども園、学童クラブ、子ども食堂、子どもの居場所等々を含め、子供たちを守っていく町内道路も毎年増えています。

このような現状を踏まえて、登下校等において、交通事故等の防止のための整備については計画的に整備等を進めているとは思いますが、子供たちの安全確保のため、通学路等

に関わる保護者・自治会・地域住民からの安全についての指摘の現状について、その内容・確認状況・改善状況・今後の対応方針について、具体的にお聞かせください。特に、それら指摘から対応が済んでいない、そして時間的経過の長くかかっている、そういったものについて、その理由を含めお教えてください。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 通学路等における安全対策でございますが、町内の通学路や生活道路の中には、「狭隘道路」と呼ばれる道幅の狭い道路に接した場所がございます。

子育て世代の多い吉岡町では、保育園や幼稚園周辺における道幅の狭い狭隘道路は、送り迎えの事故なども心配されるところでございます。

園児や児童等の交通安全対策に関わる今後の対応方針ですが、特に通学路の安全対策については、町の最優先課題の一つとして捉えております。

自治会や保護者の皆様にご協力いただき、今後も危険箇所の把握に努め、狭隘道路のような道幅の狭い生活道路に関しては、隣接土地所有者のご協力をいただきながら、積極的に道路の拡幅と歩道の確保を図り、通学路等の安全な環境を整えてまいりたいと考えております。

保護者等からの指摘の現状や確認と改善状況等につきましては、建設課長に答弁をさせていただきます。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 補足答弁を申し上げます。

通学路におけます保護者・自治会等からの指摘事項や確認と改善状況につきましては、主に渋川警察署や渋川土木事務所、学校関係者との合同点検を行い、危険箇所の洗い出しや改善策を協議し、指摘事項などを通学路交通安全プログラムに反映し、必要な対策を講じておるところでございます。

また、通学路における合同点検の実施方法・手順でございますが、建設課より危険箇所の取りまとめを教育委員会に依頼しております。

教育委員会では、各学校・PTAに危険箇所の指摘と洗い出しをお願いし、結果が建設課に報告されております。その後、建設課と教育委員会では、洗い出された危険箇所の合同点検の必要性を確認し、関係機関合同での危険箇所の点検と指摘、改善策について協議をし、対応可能な危険箇所から随時改善を実施しておるところでございます。

なお、危険箇所や対応等につきましては、町ホームページにおいても公表させていただいておりますが、点検や対策は随時の対応が必要であると認識をしております。

今後の方針につきましては、町長申し上げたとおり、必要の有無を検討し、積極的に改善を図ってまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） ありがとうございます。

続きまして……その前に、対応を、指摘から時間がたっているもの等についても、積極的に見直しをお願いをしたいと思います。

続きまして、昨今の人口増加により、通勤時間帯の抜け道等になることで、特定の道路における交通量の増加が見られますが、特に県道等、交通量の多い道路における通学路等の横断部分における安全確保のための信号や、横断歩道設置等の状況と各種要望に対する対応状況及び今後の方針についてお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 「止まれ」や「横断歩道」、「信号機」などの道路交通法上の規制に関する要望につきましては、現場の状況等を確認し、群馬県公安委員会に内容をおつなぎさせていただいておるところでございます。

通学路等の横断部分の信号機や横断歩道の設置要望につきましては、合同点検におきまして、渋川警察署にも現場の状況等を確認していただき、対策の検討をお願いしております。

また、合同点検によらず、自治会等からの要望の場合につきましては、町総務課を通じまして、群馬県公安委員会におつなぎをさせていただいているところでございます。

道路交通法上の規制関係以外の、道路管理者が管理を行う道路の区画線や停止線などの補修や設置につきましては、県道でございますれば県渋川土木事務所に要望等の内容をおつなぎし、対応をお願いしております。町道の場合につきましては、町建設課で随時対応をさせていただいているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） ありがとうございます。

続きまして、吉岡中学校では自転車通学の生徒が大変多く見られますが、自転車による交通安全対策として、高崎市や前橋市、あと桐生市なども一部のところで定着を始めています自転車通行帯、矢羽根と言うんですかね、の設置について、自転車通学の中学生の安全対策と、あわせて小学生等の見本になるような安全教育の面から、大変有効であると考えますが、町のお考えをお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 矢羽根の設置の関係でございますが、議員おっしゃるとおり、高崎市などで矢羽根型路面標示が設置されておるところでございます。

群馬県の自転車活用推進計画におきましても、矢羽根型路面標示の活用について記載されております。その中には、自転車の車道通行を誘導する効果が見られたとあり、これにつきましては、矢羽根型路面標示については、歩行者と自転車の分離により事故を防ぐ効果を狙ったものとなっております。

もちろん、自転車につきましては、道路交通法におきましては車道を通行するものでございますけれども、安全面の観点から、児童や70歳以上の方などは歩道の通行が認められており、中学生の安全対策面を念頭に、矢羽根型路面標示の効果を検証していく必要があると考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） ぜひとも教育面でも含めて、矢羽根設置できるところからやっていただきたいと思っております。

続きまして、増加する子供たちを交通量の増加から守っていくための方策として、歩道の整備というのは大変重要だとは思いますが、なかなか追いつかないところもあると思います。そういったところで、通学路等における歩行者通行スペース設置状況が一つの対策と考えられます。

つきましては、その現状と、町としての今後の方針についてお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 通学路等におけます歩行者への安全対策につきましては、道路を車両と歩行者が分離して利用できるよう整備されることが理想であり、恒久的な安全対策と認識しております。

しかしながら、家屋連檐地等につきましては、現状、歩行者と車両が分離されていない通学路は町内に数多く存在するところでございます。

改善・修繕には多くの予算を必要とするなどの事情もありますので、道路拡幅による歩道の整備が困難な道路での歩行者スペースの確保につきましては、外側線とともにドライバーへの注意喚起を促す効果的な安全対策の一つとして、グリーンベルトによる路面標示での注意喚起やポール設置が有効と考え、今年度も町内に多数設置をしております。

通学路のグリーンベルト延長やポール設置につきましては、教育委員会等関係機関と連

携を図りながら、随時、検討対応してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） ありがとうございます。ぜひともグリーンベルト等の設置、積極的にこれからも進めていただくようお願いしたいと思います。

続いて、吉岡中学校、明治小学校、駒寄小学校の部活動及び学外活動等（スポーツ系活動、文化系活動）の把握状況と地域移行の現状についてお聞かせください。

先日、吉岡中学校において、ヤマダホールディングスの「ブカツへGO！」のプレイベントが開催されまして、これについては、全国に先駆け吉岡で開催されたということで、民間の部活動の地域移行、吉岡から全国に発信された、そういった事実がありますけれども、そういった現状の中で、近年、吉岡中学校の音楽系の部活の活動が非常に目立ってきて、大変うれしく思っています。吉岡町の音楽文化の醸成を大変喜ばしく感じています。今年もその活躍が中学校のフェンスに貼り出されております。

文化系部活動の土日活動の地域移行の現状についてお聞かせください。

また、このような中学生の音楽分野の活躍を一過性のものとししないで、吉岡町の大切な文化として育て、根づかせていくことは、今後の吉岡町の大きな財産として、それは音楽のまち吉岡として県内外に知れ渡ると、町のさらなる発展の大きな礎となるに違いありません。

については、音楽系部活動の発展のため、地域との連携を含めた、町としての今後の方針をお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 吉岡町では、恒常的に休日に部活動を行っている部活動の、段階的な地域移行に向けた準備と取組を令和4年度から進めているところであります。

音楽系部活動では、吹奏楽部の段階的な地域移行の検討を行っており、具体的には、吉岡中学校の楽器・音楽室等を活用して、地域指導者が吹奏楽部の指導に関わることを考えております。

将来的には「吉岡町吹奏楽団」を組織して、吉岡町の大人と子供と一緒に町の文化センターで活躍できるようにしたいという夢を抱いておりますので、今進めている休日部活動の段階的な地域移行を、まずは着実に進めていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） ありがとうございます。ぜひそういう方向で、音楽のまち吉岡というよう

なことで、県内外に知れ渡るような、そういう礎をつくっていただけると本当に幸いだと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、スポーツにおいては、中学生までの成績をもって、子供の高校以降の将来の評価をするのは好ましくありませんが、それは中学生までの全国レベルの大会で活躍した選手の、残念ながら15%ぐらいしか高校・大学で活躍できないという、できていないという、そういう現状もあります。卒にはめた指導では、やはり燃え尽きてしまっている、そういう状況があるわけですけれども、スポーツ系の部活については、残念ながら一時期から比べると、その活躍が顕著ではないのが非常に残念でならないんですが、中学生までで大変なすばらしい成績を出しても将来につながらない。育て方次第で、全くそういうふう将来につながらないというようなこともありますので、ぜひそういう関係のことについても考えていただけたらと思いますので。

昨年度まではコロナの影響等もありましたが、アフターコロナにおける部活動の地域移行の中で、子供たちの成功体験を通じた精神的な成長と、自信を持って今後の学業へ向けて向き合う姿勢と、社会で活躍につながる礎となるべく指導体系を構築していく必要性が問われています。

吉岡町における体系的な指導について、現状と今後の方向をお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒が、自主的・自発的に参加し、体力や技術の向上のみならず、人間関係の構築、自己肯定感・責任感・連帯感の涵養に資するなど、大きな教育的意義を有しております。

吉岡中学校では、群馬県の方針を受けた部活動運営規程を設け、適切な部活動の運営を行っております。

今後も生徒が部活動を通して成長できるよう、適切な運営を図ってまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） ぜひ体系的な指導を、これからもよろしくお願いいたします。

続きまして、美術・書道などの芸術分野については、AI社会の進展により、今後はさらに産業面からも地域的な制限がなくなっていくことが期待されます。吉岡の町の子供たちにとって、都市部の子供たちとの地理的格差が少なく活躍できる場が増えてきています。書道などでは、授業や部活動、学校活動の中で地域の有能な人材を活用して、子供たちの能力をさらに大きく育てていくことが可能です。

芸術分野の地域移行等の現状と方向性についてお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） まず、部活動の地域移行は、休日に恒常的に活動している部活動の地域の受皿を準備することと、持続可能な幅広いスポーツ・文化体制の構築を図ることを目的としております。

吉岡町では、子供たちが幅広い文化芸術に取り組める環境を整えるために、昨年度から文化協会の方々の協力を得て、吉岡町の子供と大人が共に活動できるような体制構築を検討しております。まずは、囲碁・将棋サークルや伝統芸能団体に中学生が入り、大人と共に活動するなどを目指しております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） ぜひその枠を、町内には書道をはじめ、大変文化活動ですばらしい人材がおられますので、そういった人材をぜひさらに活用していただいて、さらに幅広く、子供たちが一つに集中するのではなくて、幅広いそれぞれの個性に合った、楽しんでやれる、そういう選択肢をぜひ広げていただくようお願いして、次の質問に移りたいと思います。

今の子供たちは、AI社会の中で生活していくこととなります。子供たちにとって、知識は必要十分なものを持っていれば、誰もが瞬時に世界最高の知識を得られる、そういう状態になってきておりますので、知識だけの偏重というのは、あまり重要なものとは言えなくなってきております。今日の教育長さんのお話の中にも、そういうところをお聞かせいただきまして、本当にありがたく思っておりますけれども、一番重要なのは、その子供が日々どんな行動をしてきたかが大切になってまいります。

校内の授業では先生が見てきましたけれども、今後、地域移行が進んでくると、地域の指導者が多くの時間子供たちを見ていくこととなります。このような社会では、子供を正しく評価するために、指導者の内申書が必要となってくると思われます。

地域移行の受皿としての指導者の内申書の必要性、社会に信頼される制度としての根拠の充実について、町としての現状認識と課題についてお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 今後、地域指導者が中学生の部活動指導を担当する機会が増加することとなりますが、高校入試に関わる調査書等の扱いについては、現時点ではあまり心配はしておりません。

というのも、令和6年度入試から群馬県公立高校入試が大きく変わりますが、新しい高

校入試においても、これまでどおり学力検査の結果ではなく、調査書の内容を総合して判定されます。調査書の記載内容は、「教科や総合的な学習の時間ごとの学習の記録」、「特別活動の記録」、基本的な生活習慣や責任感などの「行動の記録」、「出欠席の記録」、そして参考となる諸事項等の記録であり、校長が責任を持って証明いたします。

部活動に関わることについては、「参考となる諸事項等の記録」欄に、郡市大会以上の各種大会における活動や実績が記載されます。

したがって、主に休日に指導に関わる地域指導者が、高校入試の調査書の記載内容に関わることはございません。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

- 4 番（大井俊一君） アメリカの有名大学のように、やはり地域で、ふだんの学校外での子供たちの健全な活動、真面目に一生懸命取り組んでいるというような、そういう地域全体での評価というものも、今後必要となってくると思われまますので、その人間性のすばらしさというものを評価していただくような方向性についても検討していただけたら幸いだと思っております。

次に、今回の東京オリンピックに際して、吉岡町で事前合宿等の交流があった競技種目がありました、スポーツ少年団員や中学生にとって、素晴らしい国際交流の場となりました。このような国際交流の機会は、吉岡の子供たちが世界に羽ばたいていくための大きな自信となるものです。

中学生の部活等を含め、スポーツ、文化、芸術を通した海外との交流について、町としての現状認識と展望についてお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 吉岡町としては、現在のところ、部活動を通じた海外との交流は考えておりませんが、中学生をはじめとする町民が、幅広い交流を図っていくことは重要であると認識しております。

ちなみに、議員おっしゃる事前合宿等の交流については、平成30年に、ハンガリーの柔道連盟ジュニア選手団が吉岡町に滞在し、吉中の柔道部員と合同練習を行ったことがあり、子供たちにとっても非常に貴重な体験ができたのではないかと思います。今後もそのような機会があれば、積極的に交流を図っていければと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

- 4 番（大井俊一君） 町内では海外と密接な交流、職業的な面と文化的な面等々で交流のある人

材もたくさんいると思いますので、ぜひそういった方をつてに国際交流、実は私、昔からほかの市町村で国際交流、子供たちが国際交流やっているのに、何で吉岡は国際交流できないのかと本当に悲しく思っていたんですけれども、ぜひともそういうものを、いろいろな人、私も野生きのこ同好会の会長やっていますけれども、その関係で、フランスの海外州の選出の国会議員と親しく、もう20年以上親しくしている、そういう人間もいたりしますので、いろいろな場面で交流をしている町民の方はたくさんいると思いますので、ぜひそういったものを生かして、吉岡町の子供たちが、国内の他の自治体だけでなく、海外の子供たちと交流できるような場面を考えていただけると、一番幸いだと思っています。ぜひその辺のところ、検討をお願いしたいと思います。

続きまして、無形文化財（無形の民俗文化財を含む）の保護育成についてお聞きしたいと思います。

実は私、親しくお付き合いをしていた、ダルクオーレの鈴木伸朋というオーナーシェフがおりまして、つい先日、8月に39歳で亡くなってしまったんですけれども、彼はお母さんと2人の生活の中で、本人努力をしまして、イタリアのトスカナ州のスーパートスカナのワインでよく知られているサッシカイアの経営する星つきレストランで修行したり、いろいろしてまいりまして、そして前橋の敷島公園のすぐそばのところでダルクオーレというお店を始めて、最後にはミシュランと並ぶレストランガイドのゴ・エ・ミヨというレストランガイドで、群馬県で最初に星つきのレストランということで認められた彼で、群馬県内の、彼がこれからずっと生きていけば、群馬県内でも本当に後輩たちが、どんどんどんどんすばらしい、フランスのレストランガイドなんかでも紹介されるような人たちを育ててくれたと思われたんですけれども、大変残念ながら希少がん、類上皮膚腫という非常に珍しい病気になってしまって、ついせんだって亡くなってしまったんですけれども、吉岡町においても、そのような子供たち、才能を持っている子供たちがたくさんいると思うんです。ぜひみんなでそういった子たちを伸ばしてあげるような、そういったことを一緒に考えていただくと大変うれしいんですけれども。

中身としては、無形文化財は一度途絶えてしまうと、復活は大変難しいものです。吉岡町においても、コロナ禍の中、多くの寺社のお祭り等の無形文化財が姿を消してしまって、いまだ復活をしていないものもたくさんあります。

吉岡町の無形文化財の現状は、無形文化財の担い手不足がささやかれています。登録無形文化財と未登録の無形文化財、無形の民俗文化財を含めて、その現状と問題点について説明をお願いします。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） それでは、現状と課題に入ります前に、少し文化財という規定がございますので、その辺も含めて答弁をさせていただきます。

吉岡町の文化財保護条例では、このように文化財を規定しております。「文化財」とは、文化財保護法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいうというふうになっております。そのうち、第2号で規定している「無形文化財」とは、演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものというふうにされております。また、町文化財保護条例の第3条では、町に存在する文化財のうち、重要なものをそれぞれ「吉岡町指定重要文化財」、「吉岡町指定重要無形文化財」、「吉岡町指定重要民俗文化財」、「吉岡町指定史跡」等に指定できると規定しております。

現在、町指定重要無形文化財は、「大藪獅子舞」、「下八幡宮獅子舞」、「溝祭三宮神社獅子舞」、「三宮神社太々神楽三楽講」の4件です。その他に町指定重要無形文化財にはなっておりませんが、郷土伝承芸能として「大久保屋台囃子」、「漆原東八木節」、「木戸八木節」などが地域で古くから伝えられており、現在も定期的に活動しております。

このような伝統文化が継承されることにより、議員おっしゃるとおり、地域の歴史文化に対する愛着が増し、住民同士の絆が深まることが期待できます。このことにより、より安心・安全な地域社会、住みやすいまちづくりにつながっていくと思っております。

なお、現状と課題につきましては、この後、教育委員会事務局長に答弁させます。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） ただいま教育長の答弁にもございましたとおり、町指定重要無形文化財と、あと町指定以外の文化財、こちらの7件につきましては、古くから伝承され、定期的に活動を続けており、保存会の皆様方には多大なご尽力をいただいているところでございます。町といたしましても、活動をサポートするべく、少額ではありますが、各団体に年間2万円ずつの補助金を交付させていただいております。

課題につきましては、議員もおっしゃっているとおり、担い手の高齢化のほか、長引く景気の低迷や少子化などの影響で、活動に参加してくれる人や後継者が少ない状況であると認識しております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） ありがとうございます。

なかなか無形文化財を守っていくのも非常に大変なことだと思うんですけども、私、

県庁に採用された年のワークショップで、地元のということで伊香保町の石段街だとか、ああいったところのことを提案して、だんだん整備が進んで、そういったようなものも、県に入って40年ぐらい、四十数年たちますけれども、ゼロから始めたものも、つないでいって、文化をつないでいくことによって、貴重な本当の意味の文化財に進んで、なっていくことも、十分、地域の全体で考えると非常にそういうものも大切なことだと思いますので、今まであるものだけでなく、ぜひこれからのものなども一緒に考え合わせただけると幸いです。

続きまして、本年度、下野田自治会で開催されました、盆踊りを再生するだけにとどまらず、新たに「しものだ音頭」を創造しまして、非常に大きく、大いに盛り上がりおりました。参加した子供たちの心に、お祭りの楽しさとともに、親子や兄弟、友達、仲間、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に食べた屋台の食べ物の味、楽しいもの、おいしいものとして深く脳裏に刻まれ、吉岡町への郷土愛と育まれていきます。

無形文化財を復活するだけにとどまらず、他の地域である、札幌市などでは「YOSAKOIソーラン祭り」なども、全国に波及するような、そういったものも生まれております。町内の若い人たちに新しい吉岡町民が一体になれる無形文化財を生み出してもらうことによって、吉岡で育った子供たちが社会に羽ばたいていき、また吉岡に帰ってきてくれる近道になると、私は確信をしています。

町としての現状と課題についてお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 議員ご指摘のとおり、下野田自治会のように、地域で自発的に新しい文化が生まれてくることについては、大変喜ばしいことであると考えています。

ほかの自治会でも、今年は各地で夏祭りが行われたこともあり、コロナ禍で活動が止まっていた従前からある伝統芸能等も再開されました。いずれの行事も、参加した子供たちの様子は大変楽しそうであったと聞き及んでおります。

町では、人口の増加とともに、新しく吉岡町に住み始めた方も多数おり、この新住民ともとの住民の融合が進むことによりまして、町民みんなが一体になれる新しい文化が生まれてくる可能性も高まってくるのではないかと考えています。

町といたしましては、これまでも自治会に対し、自治会振興・地域振興につながる補助金を交付してまいりましたが、今後もこういった支援を継続しながら、住民の融合を進めることで、新たな文化や郷土愛の醸成につなげていきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番(大井俊一君) ぜひそういった成功事例を、ぜひまとめていただいて、こんなふうによつて、また心配なコロナの関係、感染予防とかそういったもの、こんなふうを考えてやったら非常に子供たちに喜んでもらえてよかったよというような、そういったところの実際の情報などもぜひ流していただけたらと思っております。

では、次に、吉岡町には、令和4年の県ぶどう品評会で銀賞を受賞された農家さんなんかも現実にいるわけですが、新たな無形文化財の創設を考えた場合、現状では、吉岡の産業と観光、郷土文化の振興を併せて考える必要があると思います。参考としては、8月20日に開催された高崎市はるなの梨まつりなどがあります。榛名文化会館エコールで盛大に開催されました。ただ、残念なところは、当日が猛暑になり、長時間滞在できるような状況ではなかったです。また、同じこの夏、富岡市のもみじ平総合公園スポーツ広場に新たに新設された水遊び場、ジャージャー、シャワーみたいでいっぱい出ている、そういったところで、炎天下、子供たちが物すごい暑さの中でも飛び回って楽しんで、親子連れで1日そこで過ごしておりました。

今後の気象変動の時代を考えると、新たに設けるべき郷土のお祭りの一つとしては、前述の2つなどを考えると、町内では「おぐらの葡萄まつり」のような形ものが考えられます。ちょうど上野田ふれあい公園会場内に新設された複合遊具がありますけれども、そこにさらに水遊び場、びしょびしょになって遊べるような水遊び場、周りには林もありますので、そういったものが新設されることで暑さにも対応できます。また、周辺は小倉ぶどう郷でもありますので、伊香保榛名の観光ルート上にあることから、知名度を上げやすく、祭り以降もリピーターとして公園の利用、また、ブドウ園に来園していただいたりというようなことで、家族での利用が産業振興にもつながると考えております。地理的に好立地にあるため、スポンサーの契約等の期待もできます。

新たな無形文化財の創設について、町のお考えをお聞かせください。

議長(廣嶋 隆君) 岸産業観光課長。

[産業観光課長 岸 一憲君発言]

産業観光課長(岸 一憲君) 観光農園小倉ぶどう郷は、10件ほどの生産者のそのほとんどが家族経営により栽培及び直売を行っております。また、生産者の皆さん方が小倉ぶどう生産組合を組織しており、共同で小倉ぶどう郷を守るべく活動を行っております。

しかし、近年の他の農業と同様に、後継者不足や気候の変動などの影響によりまして、生産者の減少が続いております。

小倉ぶどう郷が開園している期間は約1か月半となっており、この期間に多くの方が直売を求めて訪れております。まさに繁忙期であり、この期間に、ご提案いただきましたブドウ祭り、こちらの実現が可能であるか、生産組合のご意見を伺いまして、検討したいと

いうふうを考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） ありがとうございます。ぜひ前向きに組合と話し合いをしていただいて、吉岡がすばらしいものがたくさんあるんだということを紹介していただけると幸いです。

次に、近年、吉岡中学校の生徒が様々なボランティア活動において、担い手としての活動を見受けられるようになりました。吉中生参加の新たな無形文化財創設について、町としての考えをお聞きしたいと思います。

議 長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 議員おっしゃるとおり、昨年度から始まった「吉中ボランティア」により、吉岡中学校の生徒が、よしおかふるさと祭りをはじめとする町の行事や様々な自治会活動に生き生きと参加し、活躍しております。

これらの活動によって、子供たちと地域住民とのつながりが深まり、新たな無形文化財の創設とまではいかななくても、いずれは地域の伝統や文化の担い手となる人材が育つことを期待するものであります。

議 長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） ありがとうございます。ぜひ前向きに、一步一步進めていただけると幸いです。

最後に、子ども食堂、子供の見守り、子供の居場所関係についてお聞かせください。

全体版でいきますけれども、県内都市部では、10年くらい前から、子供の貧困に対する対策の一つとして子ども食堂が生まれてまいりました。今も子育てのために吉岡町に家を建てて新住民となってくれる家族は後を絶たない吉岡町ですが、この2年で4か所の子ども食堂が発足しました。

こういった社会的な要因はどこにあったのか、学校教育から見た要因、幼児保育等から見た要因、社会福祉から見た要因、それぞれ、10年前、4年前、現在統計資料を基に、子ども食堂が発足しなければならなかった要因について、町のお考えをお聞きしたいと思います。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 子ども食堂は、生活困窮の子供たちに無料または低料金で食事を提供す

る場所であり、始まりは貧困対策に重点が置かれた活動でした。

しかし、現在は様相が変わり、子供たちの困窮を防ぐセーフティーネットとしての役割以外にも、地域住民や保護者同士の交流の場として、または単身世帯や共働き世帯の増加による子供1人での食事（孤食）や孤独感の解消の場として、その役割を広げています。

議員ご指摘のとおり、吉岡町でも、ここ数年の間に子ども食堂が相次いで開所しております。

なぜ地域に子ども食堂が必要なのか。社会的な要因を考察してみれば、やはり先ほど申し上げたとおり、核家族化や少子化が加速し、さらに単身世帯や共働き世帯の増加も重なって、家庭で孤立感や孤独感を抱える子供が増えてきたためではないかと考えます。

大人たちも同様です。社会の中で人間関係が希薄化し、長引くコロナ禍の影響も追い打ちとなって、地域で暮らす人々の接点が減ってしまったことに対する漠然とした不安が、活動を後押ししているのではないのでしょうか。

地域のつながりを取り戻したい、子育ての悩みを他者と共有したい、子供たちが安心して遊ぶ場所をつくりたい、保護者同士協力し合って子育てをしたいなど、様々な要求が高まったのではないかと考えております。

つまり、子ども食堂自体が、子供を貧困から救う場所だけではなく、地域の交流拠点となっているのです。これは、学校教育や幼児教育、社会福祉から見た要因や背景についても、全て集約されているように感じております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） どうもありがとうございました。ぜひそういう視点を、原因から追及していただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、4番大井俊一議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の会議で予定されておりました一般質問は全て終了しました。

明日は、通告のあった10人のうち、残り5人の通告者の一般質問を行います。

散 会

議長（廣嶋 隆君） 本日はこれをもって散会といたします。

午後4時31分散会

令和5年第3回吉岡町議会定例会会議録第3号

令和5年9月5日（火曜日）

議事日程 第3号

令和5年9月5日（火曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.6～No.10）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	富岡大志君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	廣嶋隆君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	米沢弘幸君	住民課長	一倉哲也君
健康子育て課長	中島繁君	介護福祉課長	永井勇一郎君
産業観光課長	岸一憲君	建設課長	笹沢邦男君
税務会計課長	中澤礼子君	上下水道課長	大澤正弘君
教育委員会事務局長	高橋淳巳君		

事務局職員出席者

事務局長 福島良一 主任 岸美穂

開 議

午前9時30分開議

議 長（廣嶋 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日は、通告のあった10人のうち、残り5人の通告者の一般質問を行います。

これよりお手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（廣嶋 隆君） 1番山崎守人議員を指名します。山崎議員。

〔1番 山崎守人君登壇〕

1 番（山崎守人君） 1番山崎守人です。議長への通告に基づき、一般質問をいたします。

4月の統一地方選挙において町議会議員へと選出いただき、初めての一般質問をさせていただくのに当たり、改めて身の引き締まる思いとともに、私を議会へ送り出してくださいました方々の信託に応えられるよう誠心誠意努めてまいりたいと思う次第です。

今回、一般質問において勉強不足の面も多々あるかと思いますが、町長はじめ、執行部の皆様には何とぞご容赦いただければと思います。

また、今後、折に触れていろいろとお伺いする機会もあろうかと思いますが、重ねてよろしくお伺いいたします。

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、子育て支援についてお伺いいたします。

先月8日、厚生労働省が6月の毎月勤労統計調査を発表し、実質賃金が前年同月比で1.6%減、15か月連続で前年割れと公表しております。様々な要因があろうかと思いますが、昨今の物価高、原油価格の上昇に伴う電気代、ガソリン代、様々なものの値段が上昇する中で、給食費は以前と変わらず、今のところ値上げがありません。一保護者としてはありがたい限りです。

率直な関心事になりますが、給食費は現状維持を続けていただけるのか、徴収額の増額を検討しているのか、町の見解をお伺いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

山崎議員から、給食費に関してのご質問をいただきました。

まずは、物価高騰に伴う給食費の値上げについてですが、食材費高騰分を保護者への負

担に転嫁させないために、今年度は当初予算において、一般会計から学校給食事業特別会計へ1, 100万円を繰り出す予算措置を取っております。

今後も物価上昇が続き、さらなる財源が必要となった場合においても、一般財源などで対応してまいりたいと考えておりますので、給食費の値上げは考えておりません。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 今年度中の値上げはないということ、安心いたしました。どの子育て中のご家庭も非常に厳しい状況だと思いますので、今後も慎重な運営検討をお願いしたいと思います。

次に、第3子以降学校給食費無料化（免除）事業についてお伺いいたします。

本町も昨年度より第3子以降学校給食費無料化（免除）事業がスタートしたところではありますが、本事業の対象となる児童数がどれぐらいの人数になるのか。あわせて、町内の小中学校に通っている児童数の何%が無料化の対象となっているのかお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 第3子以降学校給食費無料化（免除）事業の対象人数などにつきましては、令和4年度の実績がもう出ておりますので、そちらについて説明させていただきます。

令和4年度当初見込んだ対象者は90人、実際に承認となった人数は74人です。対象者と実績の差につきましては、対象者と見込んだ人数のうち、そちらで就学援助制度を受給したり税の滞納などにより非承認となった世帯があったことなどが考えられます。

また、全児童生徒数からその就学援助費の受給者等を除いた人数での割合ですが、およそ3.6%となっております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 対象受給児童が74人ということです。3.6%とのことですが、私も3人の子供を育てておまして、この第3子以降学校給食費無料化（免除）事業というこの言葉だけ聞きますと、私の家庭も対象になるのかなというふうに思っておりました。ただ、実際には3人の子供が全員小中学校に在籍しているということが条件になっています。この事実を改めて調べたときに、少し残念な気持ちと物すごく落胆したというような気持ちになりました。本町の子育て支援の不足を強く感じたというところであります。

さきに行われた6月の定例会でも小池議員が、昨日宮内議員も質問しておりましたが、改めて町長にお伺いいたします。

群馬県内、今年の6月現在で、18の市町村が完全給食費無償化を実施しています。群馬県は35の市町村がありますので、約半分は完全無料化を実施しているということになります。また、藤岡市が早い段階で給食費の無料化を実現したいと表明されており、隣の榛東村も新村長の下、給食費無料化に進む見込みです。

他の市町村が完全給食費無料化を進める中、群馬県の中でも人口増加率が著しく、かつ少子高齢化の日本においても非常に希有な存在の吉岡町において、遅きに失した感も否めませんが、本町として給食費無償化事業を進める計画があるのかお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 給食費の無償化につきましては、議員おっしゃるとおり、昨日の宮内議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、町では現在1人当たり年間1万4500円分の学校給食費を支給しております。

令和4年度からは、同一家庭に義務教育年齢に該当する児童生徒が3人以上いる場合、町の学校給食費の第3子以降分を無償化する制度を導入いたしました。

また、食材費高騰分を保護者への負担に転嫁させないように、100万円の予算を計上しており、当初予算においてこれらを含めて一般会計から学校給食事業特別会計におよそ4,200万円の繰り出しを行っております。物価高騰に伴う給食費の保護者負担の増加につながることはないよう対応してまいりたいと思います。こちらについては、先ほど町長が答弁で申したとおりでございます。

しかしながら、今後も児童生徒数の増加が見込まれる現状は変わりありません。給食費については、保護者の負担軽減についても考慮しながらも、今後も一定の負担を求めています。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 昨日も聞いていたので、従来どおりの答弁であり、非常に残念に感じます。

町長も4月の選挙で子育て支援を声高に町民の皆さんに訴えていたと記憶しておりますし、私も共感し、「子育てするなら吉岡」を実現できるよう頑張っていきたいと思っております。今まで私が議員になった4か月の間に複数の議員が給食費無償化の質問をされ、私たちは町民の代表として質問させていただいております。つまり、それだけ多くの町民が望んでいる事業と私は捉えており、今回も質問させていただきました。

私が漆原に住んでいたとき、渋川市が給食費無償化になるとのことで同じ育成会の方が渋川市へ転居しました。また、保育園で一緒に役員をやっていた人も渋川市へ転居しました。当時はそれぐらいインパクトの強い政策だったと記憶しています。

転居を検討するほどの事業ですから、ぜひ町長には一保護者の意見とは思わず、吉岡町はこんなに子育てに力を入れている、だから、若い皆さんは吉岡町に住んでくださいとアピールできるような政策実行が必要と感じます。ぜひとも前向きな、保護者の皆様が希望を持てる政策の検討が必要と求められますので、早期に実現なるよう迅速な検討を求めます。

次の質問に移ります。

町有施設、給食センター、文化センターについて伺います。

まず、給食センターについてお伺いいたします。

給食センターの老朽化に伴う問題があると聞いたことがありますが、ネット上の記事で2021年11月に基本計画を、22年度着手と記載がありました。その後、着手が進み、建設計画など給食センターの課題解消に向けた計画、スケジュールが策定されているのかお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） それでは、給食センターに関しまして、私のほうから答弁させていただきます。

学校給食センターの施設整備に関しましては、2021年度、令和3年度に吉岡町学校給食調理施設整備計画の基本構想を策定いたしまして、翌年令和4年度に基本計画策定に着手したいと考えておりました。

その後、施設の設置方法をセンター方式にするのか自校方式にするのか等の検討を行いまして、昨年度からセンター方式として新たな場所での施設の建設に向けた候補地選定、またあわせて基本計画策定の支援業務を群馬県建設技術センターに助言を受けながら取り組んでいるところです。

今後の計画やスケジュールなどにつきましては、教育委員会事務局長に説明させます。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 学校給食センターの施設整備に関しまして補足説明をさせていただきます。

先ほど教育長の答弁のとおり、昨年度から建設に向け具体的な取組を開始いたしました。しかしながら、現状、建設候補地を選定している段階であり、現時点では具体的な計画やスケジュールについては確定しておりません。

今後の進捗状況にもよりますが、教育委員会といたしましては、今年度建設候補地を決定し、令和6年度に基本計画の策定、令和7年度基本実施設計業務、その後、入札、議会

の議決を経て令和8年度工事着工、そして令和9年度には新たな施設が稼働できればと考えております。これはあくまでも順調に進んだ場合のスケジュールになりますが、教育委員会といたしましては令和9年度の供用開始を目指しているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 具体的なスケジュール等がまだ未確定とのことですが、今後の見通しについてありがとうございます。

隣の榛東村も給食センターの建て替えを計画されておりまして、24年に稼働の予定と聞いております。当時、榛東村さんが給食センターを建て替えるというとき、そんな感じなんだというぐらいの感想でしたが、今回、吉岡町も給食センターの建て替え計画が榛東村の時期と重複するという状況を考えたときに、必ずしも一つの自治体でこの給食センターを保有する必要があるのかというのを少し疑問に思いました。

そこで少し調べてみましたら、総務省の資料で、広域地域で連携促進事業として給食センター等を一緒に供用するというのですか、連携する動きがあるということを見ました。給食センターの建て替え事業となるとそれなりのコストが必要になると思いますが、今回の計画策定に当たり、広域連携などを検討された経緯はあったのかお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 議員おっしゃるとおり、広域自治体と連携することにより施設や人員のコスト面の軽減を図ることができ、また、総務省も公共施設の広域化の促進を推奨しております。

吉岡町が給食センターなど公共施設の建設について広域連携を検討するということになりますと、まずは榛東村や渋川市が考えられます。吉岡町では、平成2年2月に学校給食センター運営委員会から施設の建て替えが望ましいとの答申を受け、その後、具体的な給食センター建て替えの協議を開始いたしました。

その時点で、既に榛東村では平成30年に基本構想業務に着手し、公民館の建て替え、防災機能を兼ね備える構想を計画し、渋川市は令和2年度完成に向けて着工してまいりました。吉岡町からも給食センターの共同設置に関しまして榛東村に投げかけを行いました、このようなタイミング的なこともあり、実現には至りませんでした。

先ほど失礼いたしました。平成2年2月に学校給食センター運営委員会から建設の建て替えが望ましいと言ったのですけれども、こちらは令和2年の2月ということで、大変申し訳ございません。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番 (山崎守人君) 今までの経緯よく分かりました、限られた財源の中で行われることですので、町内で全て賄うのではなく地域自治体と連携することでお互いウィン・ウィンな関係を築けるのではないかと思います。今後、大きな事業に着手する際、とりわけ箱物、大きな何かを造るとかそういう場合は、地域連携も視野に入れた検討が必要と考えます。

昨日の答弁でも、広域地域でファミリー・サポート・センターを設置したという例も答弁されておりました。今後、駒寄スマートインターチェンジ西側の件でも前橋市との連携が必要になる分野とも思いますので、他自治体との交流を積極に進めるべきと思いますが、町としての見解をお伺いいたします。

議長 (廣嶋 隆君) 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長 (柴崎徳一郎君) もちろん、広域だけではなくて、周辺市町村との連携も視野にこれから進めていけたらと思っております。

議長 (廣嶋 隆君) 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番 (山崎守人君) ぜひ他の自治体との連携も検討いただければと思います。

続けて、給食センターの建て替えに付随する事柄になりますが、今現在、アレルギーがある児童への給食の対応、例えば卵アレルギーや小麦アレルギーがあるなどそういう児童に対してどのように対応している、例えばですが、代替食を提供しているや別の方法で提供しているなど、現在の給食センターの対応がアレルギー児童に対してどのようにされているのかお伺いいたします。

議長 (廣嶋 隆君) 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長 (高橋淳巳君) 現在の調理施設では、食物アレルギー対応食を調理する専門調理室や設備が整備されていないことから、議員おっしゃるようなアレルギー対応の給食は現在提供しておりません。アレルギー児童生徒に対しては、学校経由で献立アレルギー対応表を配付しております。こちらは町教育委員会のホームページにも掲載しております。その上で、各ご家庭で給食を喫食するかどうかの判断をしていただき、保護者の確認内容に基づき、担任と児童生徒がアレルギー品目に該当する料理を除いて食べるよう対応しております。

実際の例ですと、卵アレルギーの場合は卵を使った料理を除いて食べていますが、おかずが減ってしまうため、卵料理に代わるおかずを家庭から持参しています。また、小麦アレルギーのように多くの料理に含まれている場合や、アレルゲンの種類が多い場合はご家

庭から弁当の持参をしていただいております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 今現在は、設備の理由として代替品等の提供はせず、純粹におかずの品目が減る、もしくは家庭で補ったおかずを持参する、お弁当を持参するというような状況と
のことです。

設備の問題であればいや応なしというところではありますが、公益財団法人日本学校保健会が昨年度実施した食物アレルギーを持つ児童調査によりますと、前回実施されたのが2013年とのことですが、そのときよりも約12万人増えた約52万人、正確には52万6,707人の児童に食物アレルギーがあるというような結果が出ております。この調査は、全国の公立小中学校と特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校を対象に実施されており、子供の数は減っているにもかかわらず、食物アレルギーの子供が増えているという反比例の結果に非常に驚きました。

本町の小中学校に通う児童でも、今後食物アレルギーを持つ児童が増える可能性は十分にあると思いますので、ぜひ町としてもアレルギー対応に向けたバックアップが必要と考えますし、それによって保護者も安心、負担軽減になると考えます。それに対して、町の見解はいかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 今後建て替える学校給食調理施設では、食物アレルギー対応の専門調理室や作業スペース等の調理施設機能を確保したいと考えております。

また、アレルギー品目も増えている状況の中、何種類のアレルゲンに対応させ除去するのか、代替食で対応するのかなどの方法につきましては、今後調査研究を重ね、児童生徒の状況を把握しながら、安全安心に学校給食を提供できるよう検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 現在、近隣の市町村、例えば高崎市は以前からアレルギー児童に対応した給食を提供しておりますし、渋川市、沼田市でも新しい給食センターができた後、アレルギー対応給食、アレルギー除去食や代替食などにも対応していると聞いております。

新しい給食センター、先ほど、高橋教育委員会事務局長から答弁いただきましたが、新しい給食センターではそれらのことが対応できるセンターに生まれ変わるように、ハード面、ソフト面でも十分な検討をいただいて、子供たちの安心安全が守られるような施設に

していただきたいと思ひますし、先進事例を吟味した十分な計画を練り上げていただいて、先ほど答弁いただいた令和9年に稼働できるような計画を立てていただきたいと思ひております。これからもこの給食センターの建て替えの事業については注視していきたいと思ひておりますので、また、進捗を見てお伺いさせていただきます。

次に、文化センターの設備についてお伺いいたします。

文化センターを放課後学習や夏休みの学習スペースとして開放していただいていることに感謝はしていますが、1点どうしても気になる点があります。それはトイレです。現在、文化センター内に設置されているトイレの内訳をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） まず、文化センターには学習棟・ホール棟合わせて13か所のトイレがございます。その中で、学習棟側には17基、ホール棟側にまた17基、計34基の大便器がございます。

その34基ある大便器の和式・洋式の内訳でございますが、和便器19基、洋便器15基となり、現状の洋式化率は44.1%となっております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 全部で34基あって、和式が19基、洋式が15基ということの答弁をいただきました。和式のトイレのほうが多いというような状況です。

私の長男が3歳ぐらいのときの話になるのですが、旅行中に一緒にトイレに行きました。そこにあったのが和式トイレだったのですが、息子は通常の使用方向とは逆の方向を向いて用を足したんです。私、その時に少しはっとしまして、息子が生まれてきてから今まで使ってきたトイレは全て洋式だったと。だから、息子が和式のトイレを使用するのが初めてなんだというのをその時に気づきました。とても環境の違いを感じたエピソードの1つではあるのです。

質問に戻りますが、多くの町民の利用を目的としている文化センターと思っております。昔は町民プール、駄菓子屋さん、文化センターが一連の流れだったということも聞いたことがあります。世代を超えた交流の場として、文化センターは町内でも重要な施設と認識しておりますが、そういった場所であるなら、子供でも高齢者でも和式トイレより洋式トイレを利用するほうが身体的な負担が少ないと思ひます。

また、一般的に見ても、圧倒的に和式トイレより洋式トイレのほうが世の中で今多いと思ひます。そういった中で、多くの町民の利用を想定しているであろう文化センターの設備としては脆弱といひますか、利用者に寄り添った設備になっていないのではと感じます。

そこで質問となりますが、文化センターのトイレを全面的に洋式化する計画はありますでしょうか。見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 近年、文化センターの利用者の多くの方々からトイレの洋式化への要望が高まっておることは事実でございます。現状は、基本、男女問わず、各便所箇所ごとに1基は洋式トイレが設置済みとなっておりますが、今後は洋式化への要望に対応すべく、まずは現実的なスペースなどについても考慮し、使用頻度の高い来場者用トイレから段階的に和式から洋式化へ変更し、利用者の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 利用頻度の高いところから洋式化への変更を検討いただいているということで、先ほども、繰り返しになってしまうのですが、文化センターは町民が交流する、発表する、学習をする、そんな場所なのだと思っております。

また、次の質問とも付随しますが、災害時には避難所として機能する施設とも認識しています。ユニバーサルデザインの観点から申し上げましても、誰もが利用しやすい施設として存在すべき施設と思っておりますので、今後も、利用者の要望も踏まえつつ、設備の見直し、計画改修を進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。防災関連についてお伺いします。

今定例会が始まりました9月1日で関東大震災から100年になりました。昨今では、9月1日が防災の日になった由来が関東大震災ということを知らない人がおよそ半数に上ったとの報道も見ました。恐らく私の子供たちも知らないというようなことだと思うのですが、やはりいつ命に影響を及ぼすほどの自然災害が発生するかは誰にも分かりませんし、常日頃から危機感を持って備えたいと考えますが、町として何か特別な広報を行うなど注意喚起を行う予定があるのか。町として何か特別な広報をする予定があるのかなど、計画をお伺いできればと思います。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 防災関連について山崎議員から計画があるのかどうかという質問をいただきました。

これから、避難所等も含めた中で所管のほうと煮詰めていきたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番 (山崎守人君) これから煮詰めていかれるということですが、今朝のテレビのニュースで東京23区が共通したロゴを使って広報紙に「関東大震災100年」というものを今後載せていくというようなことです。それは東京23区でも初めての試みということですが。

こちら、つい最近配布されました「広報よしおか」の9月号ですが、この中を見てもこの防災の関係について一切触れていないというような現状です。9月号です。こちら、うちの自治会で回覧版として回ってきたものなのですけれども、その中にも関東大震災から100年だというような注意喚起が出ているような状況です。

例えば広報紙であれば、今から余計なお金をかけるとか、文面のところをいじくればそういうような注意喚起というのができるのではないのかなと思いますし、どうしてもその大きな災害等があった場合は当然町としてもいろいろなサポートはしていただけるとは思いますが、自分自身でも自分の身を守るとか周りの人たちと助け合うというような自助・共助というものが必要になるという中で、注意喚起をしていくというのは非常に重要になるのではないかと思います。

今後発生が予想される大規模震災に、首都直下型地震と併せて南海トラフ地震もよく耳にすることが多い地震です。あくまでも予測ですが、発生確率は10年以内に30%、30年以内では70%から80%と、かなり高い予測が出ております。先ほどの繰り返しにはなりますが、個人の備えはもちろんのことですが、町としても未曾有の災害に対する備えが必要と考えます。

そこで質問させていただきますが、さきの定例会において飯塚議員の質問に高田副町長が「住民センター、集会所、公民館等は老朽化しており、指定避難所として適さない施設もある。住民センター、集会所、公会堂等の整備について活用できる補助金があるか、調査・検討する」と答弁しています。こちらについて早急に調査・検討いただき、大規模な災害の際に指定避難所、指定緊急避難場所として機能するように整備を進めるべきと考えますが、進捗、見解のほうをお願いいたします。

議長 (廣嶋 隆君) 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長 (柴崎徳一郎君) 指定避難所の整備に関してご質問いただきました。

まず、ご提案いただいた一時避難場所整備緊急促進事業についてですが、これについては対象となる建築物や対象事業が限られておるほか、様々な補助要件もあるようです。このような補助事業の活用につきましては、ご提案いただいた事業も含め、町としても引き続き調査・研究を重ねていきたいと考えております。

次に、複数の集会施設等を統廃合し、新しい自治会館のような建物にリニューアルして

はどうかというご提案でございますけれども、こちらについては自治会内での合意形成や費用負担などクリアしなくてはならない課題も考えられますが、町として自治会連合会等を通し各自治会に投げかけてみるなどの方法も考えられますので、これについては今後検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 先ほどの公民館等を指定緊急避難場所として使用する際、町のほうからも積極的に提案いただけるということで、ぜひ進めていただきたいと思います。

住民の方々がなれ親しんでいる地域の中に、安心安全を担保できる施設の早期整備が必要と考えます。先ほども申し上げましたが、大型地震の発生予測から考えると待ったなしの状況だと思います。速やかな検討、計画が求められると考えますが、見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） ここにつきましては、先ほど町長からも説明がありましたとおり、この大型地震の発生予測というのは実際には数字として上がってきている状況です。町長言われたとおり、速やかな検討を行っていききたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 昨日からも富岡大志議員、廣嶋議長が質問もされておりました。正直、私の率直な感想として、町の防災への備えは全くと言っていいほど準備ができていないというような印象を強く持ちました。今年は節目の年でもありますし、町民の命を守るためにも迅速な計画策定を強く要求いたします。

次の質問に移ります。

町が配布しておりますハザードマップに幾つかの避難所が記載されておりますが、今回は同じ避難所でも指定福祉避難所についてお伺いいたします。

本町には2か所指定福祉避難所が設定されております。1か所が吉岡町保健センター、もう1か所が吉岡町老人福祉センターです。

この指定福祉避難所の定義ですが、「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること」とされております。

対象者は、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者として、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者等が想定されており、これらの人々は、一般的な避難所では生活に支障が想定されるため、福祉避難所を設置し、受け入れ、何らかの特別な配慮をする必要がある」と、内閣府（防災担当）の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に策定されております。

また、当ガイドラインには「市町村は、災害時において、福祉避難所の対象となる者を速やかに福祉避難所に避難させることができるよう、平時から対象者の現況等を把握することが望ましい」と記載されております。

そこで伺いますが、おおむね福祉避難所へ避難の対象となる住民がどれぐらいいるのか伺います。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） この指定福祉避難所に避難する要配慮者の実数ということですが、本当に細かい部分については把握できておりません。ただ、参考としまして、実際に指定福祉避難所の対象者となる可能性があると思われ、避難行動要支援者の名簿に登録されている方の人数を申し上げますと、令和5年1月1日の時点で316人となっております。

なお、この人数が全て避難所へ避難するわけではなく、指定福祉避難所の対象者数と同数になるわけではございませんので、この数字はあくまでも参考数値ということでありまして、実際にはこの数値を下回る人数になると考えております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 316人を参考値として今挙げていただいて、実際収容する人数はこの316人より下回るというような予測とのことですが、今、設定しているその2つの福祉避難所で、その316人を下回ったとしてもキャパとして足りるのでしょうか。町としての見解をお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 先ほども申し上げましたとおり、指定福祉避難所への避難対象者数は正確には把握できていないのが現状です。しかしながら、それでも現在指定されている2つの施設の収容人数を合計で104名と想定しておりますので、対象者が全員避難した場合には不足することも予想されます。

今後はこのことを踏まえ、新たな指定福祉避難所の指定も視野に検討を進めたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 昨日の指定避難所の質問の答弁の中でも、キャパが足りないというふうにおっしゃっていたと。その中でやはり104名の方のキャパということで全然、半分以下のキャパということです。

また、指定福祉避難所として指定されている2施設は町のおおむね中心部になります。指定福祉避難所への避難対象者は町のあらゆるところにお住まいの方になります。想像していただきたいのですが、対象者の方が元気に動ける健常者の方でしょうか。どう考えても真逆の方と想像します。むしろ移動が困難な方も多数いらっしゃるのではないかと考えます。その方々が災害時、保健センターや老人福祉センターに移動して避難ができますか。私は難しいと思うのですが、見解はいかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 議員おっしゃるとおり、難しいのではないかとこの部分につきましては、実際その時には個別避難計画等が今後作成されていきます。それぞれの要配慮者に対してどのように避難所のほうに受け入れる手段をつくるか。そういったケース・バイ・ケースの対応が必要となってきますので、そういった部分でフォローしていければと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 先ほどのキャパの話と付随するんですが、もしものときのために、ガイドラインにあるのですが、福祉施設として利用可能な施設の把握として洗い出しが必要と考えます。その対象となる施設は、一般的な避難所となっている施設（小・中学校、公民館等）、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、児童福祉施設（保育所等）、保健センター、特別支援学校、宿泊施設（公共・民間）がガイドラインで想定されています。

先ほどもキャパが足りないというお話ではありましたが、指定福祉避難所となり得る施設の選定というのが求められると思うのですが、現在選定等が行われているのかお伺いさせていただきます。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設については、まず要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、それから、災害が発生した場合において要介護者が相談等の支援を受けることができる体制が整備さ

れていること等が必要となります。この指定福祉避難所になり得る施設の選定についてですが、今のところ、町では新たな施設の選定作業の着手には至っておりません。

今後につきましては、関係する高齢福祉、障害福祉、児童福祉等の所管課と連携し、対象施設の洗い出しの検討を進めていきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 現状では施設の洗い出しをされていないということで、ぜひ早急に検討等を進めていただきたいと思います。

施設の洗い出しをしていただく際、やはり町や自治会以外からも協力を仰いで、町全体で福祉避難所への要避難者を支える必要があると考えます。また、福祉避難所としてのハードだけでなく、物資、機材、人員などを民間からも協力いただくために、福祉避難所の設置協定を結ぶ方法もあると思います。町として、民間法人を含めた他の団体との福祉避難所の協定を締結する計画がありますでしょうか、見解をお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 議員ご指摘のとおり、民間の福祉施設等との災害協定締結という部分につきましては大変有効であると考えています。現時点では協定締結の予定は今のところございませんが、関係各課とも連携し、今後の締結に向けて検討を進めていきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） いつ起こるか分からない自然災害ですので、平時の今、速やかに検討を進めていく必要があると思いますので、早急に検討のほうお願いできればと思います。

最後の質問になります。

昨今、岸田政権下、外国人材を積極的に受け入れる方針を打ち出しております。本町でも、外国人が買物をしたり仕事をしたりしているのを見受けます。少し前から比べると、以前より外国人の方が増えた印象がありますが、現在、吉岡町にはどれぐらいの外国人が住民登録をされているのかお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和5年9月1日現在で外国人の住民登録者数は200人となります。

なお、5年前の平成30年9月1日現在の外国人の住民登録数は167人であったので、5年間で33名の増加となっております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 9月1日現在で200人、5年で33名増えたということで、こちらのほうもやはり増えているというような印象です。ざっくりですけども、大体1%ぐらいは外国人の方が吉岡町の住民として生活されているというようなお話です。

少し前の話になるのですが、マイナンバーカードを役場に受け取りに来たときの話なのですが、外国人の方がマイナンバーカードの件で役場の職員の方に何かいろいろ伝えていました。でも、日本語が不自由でうまく伝えられていない。職員の人もその対応に苦慮されているというような場面に遭遇しまして、また、私が個人的によく行く飲食店にも外国人のお客さんが見えになっているようで、この方も日本語も英語もお話しできず、対応に苦慮しているのだというようなお話も聞きました。

そこで、町長にお伺いします。

群馬県では、令和3年4月に多文化共生の条例が施行されましたが、吉岡町において多文化共生条例の整備状況はいかがでしょうか、お伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 議員ご指摘のとおり、群馬県では群馬県多文化共生・共創推進条例を制定しております。この条例では、今後、地域経済や地域社会の発展を考える際、そこに暮らす外国人の貢献は極めて重要だとしています。また、群馬県をさらに飛躍させ、県民の幸福度を向上させていくためにも、私たちの故郷である群馬県に共に暮らす外国人との共生・共創を図っていくことが不可欠ともししております。

町の状況ですが、先ほど議員のほうからご指摘のあったとおり、人口の1%弱と少ない状況でもあり、現時点では条例等の制定はされておられません。ただ、群馬県の示す条例基本理念を十分に認識した上で、今後、多文化共生社会に向き合っていきたいとは考えております。

以上です。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 現状ないということでありましたが、やはり外国人の方も増えているという状況ですので、いろいろ見据えて検討を進めていただきたいと思います。

お隣、前橋の話にはなりますが、多文化共生の下、市が在留外国人に日本語を教える等の活動をしていると聞いております。町内の在住の外国人の中にも日本語に苦慮されている人が想定されますし、そういうような人たちに対して、今後、町として日本語学習の機会等を提供する等の計画があるかお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 町ではというような話なのですが、現時点では外国籍の方への日本語学習の機会等を提供する計画はありません。

ただ、先ほど議員からもご指摘があったとおり、前橋市さんがやっているとか県の機関であるとか一般財団法人のほうでもやっているところがありますので、そういったところと協力して、情報提供をして進めていきたいというふうに考えています。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 今、現状としてそういう計画はないとのことですが、情報等々のアナウンスはしていただけるということですので、ぜひ続けていただきたいと思います。

外国人に対する報道というのはネガティブなものが多いと思います。そういった背景は、日本人とのコミュニケーションがうまく取れずに犯罪行為に走ってしまう。また、日本人も外国人を、差別とは言いませんが、軽視していて、不満の蓄積が犯罪行為を助長してしまっているという側面もあるかと思います。

群馬県下、特に東毛地区は外国籍の方が多く居住していて、今までの経験値も蓄積されていると思います。他の自治体の取組等も参考にしてもらいつつ、吉岡町独自の多文化共生のモデル構築が求められると思いますが、見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 議員ご指摘のとおり、東毛地区ですか、今日の上毛新聞でも大泉町の職員の関係等出ていましたけれども、そういった先進地事例を参考にして、吉岡町もできることとできないことがあると思いますので、その辺を参考にして政策を進めていきたいというふうに考えます。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 外国の方であっても、吉岡町民になれば、ある程度の収入があれば納税してくれる大事な住民です。隣人とのトラブルをなく過ごすためにも、ぜひ、外国人の人にも住みやすい吉岡町になるよう計画整備が必要と考えます。

また、町内に住む児童にとっても多文化交流は意義あるものと考えます。今を生きる子供たちは世界とのつながりが非常に重要になってくると個人的には思っておりますし、今後、町内在住の外国人の方にも協力をいただき児童たちとの交流会が実施できれば、子供たちの財産になると思います。子供たちの多文化交流が仮に実現できたとして、教育面か

ら教育長のご見解を伺いたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 議員ご提案の外国籍の方との直接的な交流は、多様な文化や価値観、生き方に触れることができ、いわゆる多様性を互いに認め合うことの学びにつながると考えております。

持続可能な社会の作り手となる今の子供たちに、多様な人々と協働し、主体的・創造的に生きていく力を身につけさせることが、町の学校教育推進計画であるH i B A L Iプランの目指すところであり、外国籍の方との直接的交流はその一端を担うことができるものであります。

町の学校教育において、外国籍の方々と交流を通した多文化共生の考え方の育成については現在実践されておりませんが、どのように学校の教育課程に落とし込んでいけるのか、検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 検討いただけるということで、ぜひとも早急な検討を望みます。

子供たちの幼い頃の経験、体験というのは、成長過程においても非常に貴重な養分となると思います。これから生きていく子供たち、きっと世界で羽ばたくことになる子供たちだと思いますし、そういった多文化共生が1つのエピソードになる可能性も十分あると思います。子供たちへの教育としての側面からも、積極的な多文化共生の計画が必要と考えます。

少し時間が余ってしまいましたが、以上で一般質問を終了いたします。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、1番山崎守人議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分とします。

午前10時28分休憩

午前10時50分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 3番藤多ゆかり議員を指名します。藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君登壇〕

3番（藤多ゆかり君） 議長への通告に従いまして、一般質問を行います。

それでは、始めさせていただきます。

1、吉岡町男女共同参画基本計画2019から2023について。

こちらにあります。先日、新聞にも掲載されていましたが、世界銀行の調査によりますと、経済的権利の男女格差において日本はG7、先進7か国の中でも最下位、190か国中104位と、格差是正に向けた取組の遅れが目立っているとの発表がありました。

カナダ、ドイツ、フランスはいずれも100点満点中100点。イタリア、イギリスは97.5点。次いでアメリカが91.3点。そして、大きく間を空けて日本は78.8点でした。ウクライナや韓国よりも日本は低く、日本の後ろには中国、ロシアがあります。本当に残念な結果であります。

なぜ、世界の中で、日本は男女格差が改善されないのでしょうか。政府は2020年までに女性管理職を3割にするなど、男女平等を進めるための目標の数値を掲げましたが、達成できず、達成時期を2030年までの可能な限り早期に先送りしました。

そこで、令和5年3月に作成されました、吉岡町男女共同参画についての男女の意識の現状等に関するアンケート調査報告書を確認しました。こちらです。町に対する様々なご意見や感じていることが、性別、年代別に掲載されていました。

そこで、吉岡町男女共同参画基本計画2019から2023の進捗についてお伺いいたします。

平成31年に作成された吉岡町男女共同参画基本計画においては、5年計画の最終年度が今年度となっています。男女共同参画基本計画の中には、管理指標として目標値が設定してありますが、進捗状況と目標値に対する達成見込み等の説明を求めます。資料番号1を参照願います。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町の男女共同参画の推進につきましては、平成31年3月に吉岡町男女共同参画基本計画を吉岡町として初めて策定し、男女共同参画の意識づくり、男女が共に働きやすい環境づくり、男女が安心・安全で暮らせる社会づくり、男女共同参画社会への環境づくり、以上、4つの基本目標を定め、2019年から2023年の5か年計画で取組を進めているところでございます。

管理指標については全部で8つございますが、それぞれ計画策定時の数値を基準値とし、次期計画のための事前アンケートを行う2022年度、令和4年度の数値を目標値とし、事業を進めてまいりました。

それでは、その目標値に対する数値について、総務課長のほうから説明をさせます。

議 長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、順を追って説明をさせていただきます。

なお、管理指標のうち、No.1からNo.5までの項目につきましては、令和4年度に実施したアンケート調査による結果の数値がそのまま反映されております。

まず、No.1としまして、家庭生活において男女が平等となっていると思う割合については、計画設定時の基準値30.5%に対して、目標値を50%に設定しておりましたが、令和4年度調査での数値は31.0%でございました。

次に、No.2、社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女が平等となっていると思う割合については、計画策定時の基準値13.3%に対し、目標値を50%に設定しておりましたが、令和4年度調査の数値は12.7%でございました。

次に、No.3、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」あるいは「どちらかといえば反対」の人の割合については、計画策定時の基準値63.3%に対し、目標値を80.0%に設定しておりましたが、令和4年度の調査の数値は73.1%でございました。

次に、No.4、暴力を受けたとき、誰あるいはどこにも相談しなかった人の割合については、計画策定時の基準値41.0%に対し、目標値を20.2%と設定しておりましたが、令和4年度の調査の数値は39.4%でございました。

次に、No.5、「男女共同参画社会」という言葉の認知度については、基準値41.9%に対し、目標値を100%に設定しておりましたが、令和4年度調査の数値は48.5%でございました。

続いて、No.6からNo.8までの3つの項目について説明させていただきます。

まず、No.6、町の管理職に占める女性の割合についてですが、基準値7.4%に対し、目標値を15%に設定しておりましたが、令和5年4月1日時点では28.1%でございました。

次に、No.7、審議会・委員会等の女性委員の割合についてですが、基準値24.2%に対し、目標値を40.0%に設定しておりましたが、令和5年4月1日時点での数値は30.2%でございました。

次に、No.8、町の男性職員の育児休業取得率についてですが、基準値16.6%に対し、目標値を18.0%に設定しておりましたが、令和元年度から令和4年度までの4年間の育児休業対象者を基に算出した数値は50%となっております。

個別の進捗状況につきましては今申し上げたとおりですが、目標値を上回っているのは8項目中、町の管理職に占める女性の割合と町の男性職員の育児休業取得率の2項目のみとなっております、大変厳しい結果が出たと受け止めております。

今年度につきましては、昨年度実施した住民意識調査の結果や計画の管理指標をはじめとする施策の取組結果を踏まえつつ、吉岡町男女共同参画推進協議会の会議の場で、委員

の皆様には計画内容を十分協議していただきながら、第2期吉岡町男女共同参画基本計画の策定を進めていきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） ありがとうございます。なかなか数字的には厳しい状況です。

ただ、行政における男女共同参画の推進については、町の管理職、育児休業取得率等、努力の成果がうかがえます。

政府さえ女性管理職3割の目標を10年先送りにしたわけですから、私たちは今、硬い岩盤をつるはしでこつこつと砕いているような状況ではないかと思います。諦めずに真面目に取り組んでいけば、いつかきっとという思いがあります。

そこで、今後の課題、施策、計画等について説明を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 今後の課題についてでございますが、先ほどの管理指標の数値で言えば、目標を達成している項目が役場の職員に関係する項目のみとなっております。

これに対して住民意識調査に関する項目は1つも目標を達成することができなかったわけですが、中には現計画の基準値を令和4年度の調査の数値が下回ったものもございました。具体的には、社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女が平等となっている人の割合と、暴力を受けたとき誰にもどこにも相談しなかった人の割合の2つの項目になります。このことの要因としましては、取り組んできた施策が社会や町民が求めるものと合致していなかった可能性や、新型コロナウイルス感染症の発生等が少なからず影響しているのではないかと考えています。

今後取り組むこととなります第2期吉岡町男女共同参画基本計画に記載される施策は、現在、検討中でありまして、今後、関係各課とも協議、検討を進めていく予定ですが、施策を計画するに当たっては社会情勢の変化にも目を向けながら取り組んでいきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） 国の将来像を描く政治の分野と国の発展や活性化につながる経済分野で、男女平等とはかけ離れた状況にある日本、男女格差が改善されず、置き去りにされたままでは、少子化対策や構造的賃上げと言われても現実味のない話に聞こえてしまいます。

男女共同参画の各推進では、群馬県内の市町村は全国市町村より進捗が遅れています。条例の制定においても、全国では38.4%、群馬県は8.6%と大きく全国平均を下回

っています。吉岡町は県内でも数少ない人口増加地域ですので、群馬県のリーダー的存在になれるよう進めていただきたいと思います。

ただ、世の中においても、家事・育児に取り組む若い男性が増えてきているように感じます。私の周りにも、若いお父さんが疲れていても眠いけれども次の日のお米をといでから寝るとか、子供が夜中に起きたときなどは自分の役目と自覚しているとか、着実に意識の変化は見られると感じています。

男女共同参画はSDGsの5番目の目標でもあるジェンダー平等にもつながり、大変重要な課題と考えます。日本には家父長制の名残なのか、男は仕事、女は家庭といった無意識の思い込み、アンコンシャス・バイアスがまだまだ強く残っています。地域や職場や家庭における性別役割分担意識の解消の早期実現に向けての取組が必要ではないでしょうか。

それにはやはり意識改革の推進、教育、啓蒙活動が重要と考え、引き続き、行政の取組に期待します。家庭での家事の共同参画が進み、女性に偏った家事の負担が減れば、生涯未婚と思っていた女性の考えも変わり、婚姻数も増え、少子化に歯止めがかけられるかもしれません。

続きまして、次の質問です。

2、子供を性暴力、虐待から守るための教育現場の取組について。

アメリカの研究者によりますと、1人の性犯罪者が生涯に出す被害者の数は平均380人であると発表しています。小児対象性加害者の中にはその3倍はしていると話す人もいて、それを聞いていたほかの犯罪者も大きくなずいていたそうです。

最近では、ジャニーズ事務所の少年に対する性加害について大きく報道がされていますが、被害者たちは当時幼く、被害と認識できなかったり周りに相談できなかったり、心理的なストレスにより言えるようになるまで20年もかかる人もいるそうです。

そこで、子供たちを守るために、予防するための教育（生命（いのち）の安全教育）が必要と考えます。

性暴力根絶に向けて策定された政府の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、有識者らの意見を踏まえて作られた教材など、文部科学省のホームページより自由に使うことができますが、学習指導要領に未反映のため、教育委員会・学校などの現場に取組が委ねられているとなっています。そこで、吉岡町での予防教育への取組について説明を求めます。

議 長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教 育 長（山口和良君） 吉岡町では、性被害から子供たちを守るために予防するための教育に特化した具体的な取組は現在のところ行っておりません。

文部科学省では、藤多議員ご指摘の「性被害から子供たちを守るために予防するための教育」のことを「生命（いのち）の安全教育」と称し、その推進の柱として、現在全国に8か所の委託自治体・法人等を選定し、教材や指導の手引き等を活用した先進的な指導モデルの作成を進めております。また、これまで取り組まれた指導モデルを中心にした指導展開事例の取りまとめも行うとともに、全国展開を目的とした全国フォーラムの開催を推進しております。

吉岡町では、この文部科学省の全国展開の取組結果を踏まえ、今後の予防教育への取組を具体的に進めていきたいと考えています。

学校では、低学年のときから日常的に「嫌なことがあったり困ったことがあったりしたら遠慮なく相談していいんだよ」という姿勢で子供たちと接することを大切にしております。生徒が自らの困り感や苦しみを自分で抱え込まずに外へ出す力を育てる「SOSの出し方教育」についても、教員の研修で取り上げたこともあります。

また、犯罪から自分を守る手段として、群馬県、群馬県警、群馬県教育委員会等から出されている犯罪防止資料を配布し、「自分の身は自分で守る」という考え方や、発達段階に応じた「生命（いのち）を大切にする」、また「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」という指導を従来から行っております。

また、デートDVに係る啓発リーフレットを中学校3年生には毎年配布することで注意喚起を行っています。これらの取組も間接的にはありますが、「生命（いのち）の安全教育」につながるものと考えております。

このたび、性犯罪予防に特化した教材として「生命（いのち）の安全教育教材」等が群馬県教育委員会から示されましたが、繰り返しになりますが、今後こういった教材について、これまでの指導と関連させながら、学校のカリキュラムにどう落とし込みどのように活用していくかについて、しっかり検討していきたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3 番（藤多ゆかり君） 承知しました。

いろいろ大変だと思いますけれども、ぜひ大事なことでするので、よろしくお願いいたします。

もし実際に被害に遭ってしまった子供や、その保護者から相談があった場合の体制はどうなっていますでしょうか。説明をお願いします。

議 長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 現在、各学校では、児童生徒の担任はもちろん養護教諭や管理職、スクー

ルカウンセラーなど誰もが児童生徒の悩みや困り事の相談を受ける心構えを持ち、子供たちに接することを日頃から心がけております。

また、児童生徒に貸し出している端末には児童生徒が担任に困り事や悩みを書き込める機能があり、直接先生に言葉で相談しづらい児童も、困り事や悩みを訴えやすい体制を整えているところです。

学校は、児童生徒の悩みや困り事について、相談を受けた職員が1人で抱え込むことなく、学年間の教職員や管理職、養護教諭等と情報を共有し、教育委員会事務局や関係機関とも必要な連携を取りながら組織的に対応していくようにしております。

藤多議員ご質問の性被害に遭われた子供や保護者から相談を受けた場合の体制ですが、他の犯罪被害的事案の相談体制と同様に、学校は組織として情報を共有するとともに、教育委員会事務局やスクールカウンセラー、他の関係機関と綿密に連絡を取り合っ、秘密を守りながら、相談者に寄り添った解決の道筋を見つける取組を行うこととなります。

なお、前の質問で答弁させていただいた中3生に配布した「若者向けデートDVの啓発資料」には各種相談の窓口の連絡先が載っております。また、性被害にかかわらず、困り事の相談窓口も各種パンフレット等で配布しております。もし、児童生徒が身近な大人等に相談しづらい場合には、とにかく1人で抱え込まず、これらの窓口も利用することも大切であるということ、学校では今後も指導していく必要があると考えております。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） 細かな説明、承知いたしました。体制もしっかり整えておられるということで安心いたしました。

次に、未就学児への予防教育の取組状況についてです。

「生命（いのち）の安全教育」では、小学校入学前からプライベートゾーンの知識、水着を着て隠れる部分のことですが、こちらの知識ですとか知っている人も悪いことをすることがあるということ、男の子も被害に遭うことがあるということ、「嫌」と言うこと、逃げること、相談することなど、勇気づける予防教育の積極的な取組が必要と考えます。

これについては、プライベートゾーンの教育のための教材などが準備され、「チャイルド・アサルト・プリベンション」、通称「CAP（キャップ）」といわれる暴力防止教育プログラムについて活動されている団体もあり、既に新潟県の新発田市ではCAPを取り入れているそうです。ただ、費用もかかることなので、CAPについては調査研究が必要だと思います。群馬県では、「生命（いのち）の安全教育」のリーフレットも作成されておりますので、そういった活用もよろしいかと思ひます。

吉岡町でも2015年に交番勤務の警察官による誘拐未遂事件がありました。まさに

「知っている人も悪いことをする」の事件でした。そこで、未就学児への予防教育の取組について説明を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 町では、就学前の子供への性暴力など虐待に関しましての予防教育の取組につきましては、保育士等を対象とした講演会や研修会、教材の周知などを各園に行っているほか、虐待などが疑われる場合などは連携して対応しているところです。

園では園児等に対して、プールの遊びの機会など、機会があるときに話をしている園等がありました。また、年長児を対象に指導を行っている園もございました。何か嫌なことや心配事などがあつた場合には、安心できる大人に話をするようなそういった指導をされているとのことでした。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） 承知しました。

やはり小さいお子さんへの教育は、発達に応じた説明が必要だったり、保護者への働きかけも大事と考えます。年長さんくらいになると、女の子は男の子と同じところで着替えるのを恥ずかしがる子供もいたり、気にする保護者の方もいると聞いています。誰もが、ましてや小さい子供たちが被害者または加害者、そして傍観者にならないための学びについて、行政の取組に期待します。子供を虐待、性暴力から守るため、大人がすべきこと、大人の本気を見せましょう。

次の質問です。

3、天神東公園の整備の進捗について。

公園整備については、子供からお年寄りまで憩いの場として要望の高い項目となっています。そこで、天神東公園の整備について、進捗の状況の説明を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 天神東公園については、利根川東沿いに設置された温泉施設や運動公園、物産館など複数の施設からなる「道の駅よしおか温泉」や、桜並木が続くサイクリングロードなどと隣接する、利根川の自然環境が保たれた自然豊かな区域でございます。既存の天神東公園及び周辺施設の高いポテンシャルを最大限生かしつつ、魅力ある公園の整備に本年度より取り組んでおります。

現在は、漆原天神東公園施設整備計画基本構想策定に向け、業務委託を発注したところであり、委託業者については、前橋市・技研コンサル株式会社と契約締結しております。

す。

今後は、用地測量を経て、公園施設の具体的な整備計画基本構想を来年3月末をめどに作成してまいります。構想策定に当たっては河川管理者である県との協議が必要となりますので、どのような課題や問題があるのかも、この業務委託の中で整理・検討していきたいと考えております。

具体的な事業化の時期などは現時点で申し上げられませんが、策定した基本構想は議会にお目通しいただき、令和6年度より基本構想をたたき台に、住民代表、周辺関係者、有識者等々ご意見をいただきながら、具体的な事業化に向けて進めてまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） 細かな説明、承知しました。

利根川を挟んで向こう側の田口町に「道の駅まえばし赤城」がオープンし、遊び場も充実し、毎日元気に遊ぶ多くの子供たちの姿を目にします。また、台湾フェア、ビアガーデンなど催事も頻繁に企画されて、とても活気があります。

遊具のある公園整備により「道の駅よしおか温泉」の活性化と「リバートピア吉岡」の集客・収益増加につなげ、お年寄りや子供が過ごしやすい場所の提供など、子育てしやすい環境の整備にもつながると思います。早急の着工が肝腎と思います。ぜひスピード感のある計画の実行を期待します。

時間は残っておりますが、以上で私の一般質問を終了いたします。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、3番藤多ゆかり議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を13時といたします。

午前11時22分休憩

午後 1時00分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 12番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔12番 飯島 衛君登壇〕

12番（飯島 衛君） それでは、議長への通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、デジタル化推進についてということで質問をいたします。

私は、かねてより住民の利便性向上の観点から自治体業務のデジタル化推進ということで、これまでも「書かない窓口」について一般質問をさせていただきました。今回は、ま

た一歩進んだ「行かない窓口」ということで提案をしたいと思います。

今、各自治体でデジタル化が進んでおり、この変わった「行かない窓口」という自治体があることを知りました。これは、スマートフォンを使ってオンラインだけで申請が済む「行かない窓口」を目指す自治体があるということでございます。

大阪府豊中市では「いつでも、どこからでも手続きできる市役所」を目指し、2020年9月に「デジタル・ガバメント戦略」を策定し、法令などによりオンライン化の対象外とされている手続きを除き、全ての行政手続きのオンライン化を今年の3月末までに実現したとのことです。

このオンライン申請は、24時間365日、市ホームページや市公式LINEアカウントなどからできます。代表的な手続きは、水道使用の開始・中止、公共施設や市が開くセミナーの予約、要介護者・要支援者認定の申請、また、保育園・認定こども園の入園申込み、子ども医療証の交付などができるそうでございます。

吉岡町でも公式LINEアカウントの運用を始めましたが、私も昨年8月に最初に登録したときに、その表示画面に映っておるのは友達登録のお礼と、いろいろな情報をお届けする旨が表記されていました。このLINEというのは地図や写真なども送信できて、大変便利なツールでございます。現に、仕事などでは今はもはや昔のファクシミリを使うことなく、このLINEで地図等をやり取りしております。

また、私の聞いているところでは、建築関係では大工の棟梁をはじめ、電気屋さん、クロス屋さん、そういった人たちがLINEを通じて情報交換する。つまり、大工が終わったら、大工さんが、「次は電気屋さん入ってもいいよ」という、もう監督さんが要らないような形でグループでこのLINEを使う、そういったことを聞いたことがございます。

そこで、この大変便利なLINE公式アカウントを昨年より始めた吉岡町でございますけれども、大変便利で様々なこれからの可能性を秘めているものでございまして、今現在のどのくらいの方数が登録しているのか、お伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議員ご指摘のとおり、現在、LINEはデジタル社会において重要な役割を果たしております。個人間のコミュニケーションだけではなく、ビジネス、マーケティングの分野でも活用されているほか、グループチャットや公式アカウントを通じて情報発信も行われております。

また、群馬県では「デジタル窓口」と題して、情報発信機能に限らず活用しているほか、多くの自治体を使いやすさと圧倒的なシェアを理由に使用範囲を広げております。

現在、登録している人数でございますが、令和4年8月運用開始で8月30日現在68

7人でございます。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 687の方が登録をなさっているということでございます。

また、このLINEに私も登録しまして、検索するところがございましてごみとかを、ちょっとパソコン等OS機器の処分でどうなっているのかなあとということで調べましたら、そうするとすぐしばらくすると既読になるのです。ということは、誰かがそれを開いてチェックしているということなのですけれども、このようなことで既読になるということは、どこで管理し、誰がそれを既読というか確認しているのか、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 既読の関係ですけれども、先ほど議員がおっしゃいましたごみの関係なのですけれども、ごみの関係は出したいものが何というふうに入力すると、燃えないごみの日ですとかそういった回答を返すような機能になっているのですけれども、その機能に関してはLINEのシステムで自動回答、例えばこういうものでしたら燃えるごみですよというのはあらかじめLINEのほうに登録しておりますので、今のご質問の件であると、既読というのはそのシステムが読んだ、判断したという意味合いになります。

また、町が例えば情報発信、今日こういう事業がありますというLINEのメールを発信した場合、今の町長の答弁だと687人というような形で答弁しましたが、今しばらくして画面で見ると、今何人の人が読んだというのは我々の目で見れば分かるような仕様にはなっています。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 分かりました。私は、てっきり企画室のほうで誰かが見えてやっているのかなというふうにとちょっと勘違いしたところがございました。では、自動的に既読になるということでございます。

そういったことでございますけれども、このLINEというのは要するに交互通行ができる。吉岡ほっとメールは片一方、片側通行の情報発信ですけれども、このLINEというのは交互通行ができるというシステムでございまして、私がなぜこういうふうにかということ、やはり今本当に女性の社会進出、本当に就労する方が増えているということの現状がございまして。

そういったことで、先ほど、大阪の豊中市ですか、こういった水道の使用の開始とかこ

ういった簡単なものを取りあえず上げたのですけれども、そういったものが今後働いたりしている女性、時間に大変な人で、決して「行かない窓口」ということで役場に行くのが嫌だということではなくて、あくまでも利便性ということで、忙しい女性の方とかそういう若い親御さんの利便性を考えて、何とかこのLINEで申請ができないかと思うのですけれども、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） LINEを使ってというようなご質問で答弁させていただくと、現在の町のLINEのシステムは、通常交互通行なのですけれども、今はあくまで町からの一方的なメッセージの配信というような形に機能を絞っております。ごみとかの関係は問合せが多い関係で、ごみの関係だけどういったごみはいつ捨てるのかそういったようなことを分けられるような回答にしているのですけれども、今、議員がおっしゃった申請を受け付けるとかそういうような形にしますと、今度は新たなシステムを入れてやるとそういった機能が使えるようになります。

それなので、この電子申請に関しましては、前回の一般質問で飯島議員からも質問を受けましたけれども、マルチコピー機の話若干して、そのときもやはり「来ない窓口」というような答弁をさせてもらったのですけれども、そういったものとこのLINEと、あとインターネットでの各種申請、こういったものを総合的に勘案して導入できるところからしていきたいなというふうに考えています。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 一遍には無理だと思います。ただ本当に全国的にこういう「行かない窓口」とか「書かない窓口」というのが、本当にじわりじわりはやっておりまして、また、こういったところをちょっとパソコン等で調べると、千葉県の柏市さんなどは課税証明書とか所得証明書、納税証明書、そういうものだけで電子申請をやっていて、なおかつ緊急を要しない場合は郵送でも受け付けているという形で、こういうのも徐々に始まっておりまして、私も、この支払いはどうなっているのかなと思うとやはりLINE Payで支払ったり、あと、クレジットカードが使えるという、本当に様々な利用の仕方をしてるところがございます。吉岡町もぜひできるところから少しずつやっていただいて、将来的には本当に利便性を高めた窓口をお願いしたいと思います。

次に移ります。

このようなところでLINEというのは、私も以前質問したことがございます町の道路の陥没、木が伸びている、草が伸びている、様々な案件があったときに、このLINEを

使って道路の破損や雑草の繁茂など気軽に町民が情報提供できるシステム、「フォトリポ」などという名前で導入しているところもございますけれども、そういったものも吉岡町も利用できるのではないかと思うのですけれども、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 現在、吉岡町におけます道路異状等の把握につきましては、道路パトロールや自治会、住民からの情報提供によりまして、担当職員による現地確認を行い対応している状況です。

道路の陥没や側溝の蓋ずれや損傷などを発見した際、LINE公式アカウントから写真や位置情報を送信して通報することができるシステムでございますけれども、県内においても既に導入している自治体もあるようです。スマートフォンを通じて道路の損傷を素早く把握することは迅速な対応につながるものと認識をしておるところです。

LINE公式アカウントを通じての道路異状等の通報システム導入につきましては、先進自治体の事例等をお聞きしながら、調査・研究してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひ本当にLINEを使った便利なものがございます。一遍にとは申し上げませんが、ぜひ導入していただきたいと思います。

次に移ります。

地域の課題ということで（1）番、橋梁補修工事についてということで、地域の課題ということで、これは陣場自治会に関することであるのですけれども、町内の橋梁補修工事の進捗ということで、取りあえずは町全体の、今、橋梁の補修工事というのをもう何年かかけて行っております。その進捗状況をまずお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町内の橋梁の維持補修につきましては、5年に一度の周期で群馬県橋梁点検要領に基づく定期点検を実施し、点検結果を踏まえた橋梁長寿命化修繕計画に基づき、必要な補修を行っているところでございます。

現在、町内には132か所の橋梁が設置されています。このうち橋梁点検結果による早期措置段階の評価の橋梁が2橋です。

1つは、役場庁舎の南に位置する吉岡川に架かる吉岡橋で、令和4年度からの繰越事業において補修工事が完了しております。

もう一つは、漆原地区の天狗岩用水に架かる北天神橋で、場所は17号バイパスの取付

道路が天狗岩用水を横断している北に位置しているところです。この橋梁につきましては、撤去の方向で天狗岩堰土地改良区と協議を行っているところでございます。

以上です。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 今、132のうち、早期点検ということで2橋をやるということでございます。

私の住んでいる陣場自治会に、榛東村新井との境に小さな橋で御所橋というのがございます。皆さんのお手元にお配りしております資料1番、2番、これ御所橋ということでございます。

この橋は長さが11.1メートル、幅が3.7メートルです。それで、耐用年数ということについてお伺いするのですけれども、この橋は、私が小学校低学年のときにこの橋の下で泳いでいたときからある橋でございまして、大体もう60年はたっているかと思えますけれども、正確な耐用年数と今後の補修の見通しなどをお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 一級河川の八幡川に架かります陣場地区の榛東村境に位置します御所橋になりますけれども、耐用年数につきましては、鉄筋コンクリート橋で、橋梁長寿命化修繕計画におきましては耐用年数75年となっております。

なお、御所橋につきましては1958年に供用開始、現在65年が経過しておるところでございます。

今後の補修の見通しにつきましては、令和4年度に御所橋の点検を実施しており、健全度評価で道路の橋梁機能に支障が生じていない状況であったため、当面は補修等の必要はないものと考えております。引き続き、定期点検を行う中で、橋梁の変状等に応じ、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 今、課長、補修の必要はないということで、令和4年に点検したと。この資料1のほうを見ますと、この橋の下にチョークで印とか何かついていて、この真ん中あたりにちょっと傷みたいなものがあると思うのですけれども、これはちょっと欠けているような状況なのです。

それで、こういう橋というのはパソコンでいろいろ調べると、コンクリートメディカルセンターなんていうところの資料をいただきますと、耐用年数というのは60年ぐらいと

いうふうに言っているのですけれども、この75年というのはどこから75年というふうに出ているのでしょうか。

この資料によりますと、1951年から1960年頃にできた橋、鉄筋コンクリートの橋とか鉄骨の橋というのは平均60年、耐用年数が60年ぐらいというふうに一応これには書いてあるのですけれども、この75年ということでございますけれども、そんなにもつものなののでしょうか。この75年、私の資料だと60年とあるので、どこの資料だかちよっとお伺いしたいのですけれども。

それと、こういう幅員が3.7メートルぐらいのこういう橋、こういうのは陣場だけではなくて結構あると思うのです、吉岡町に。その辺の点検の状況というのは分かりますか、お伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 耐用年数の関係でございますけれども、この耐用年数につきましては群馬県と同じ基準ということで、耐用年数75年ということでお示しをしておるところでございます。

それから、劣化状況につきましては橋梁の健全ということで私申し上げたのですが、これにつきましては橋梁の道路の通行に支障がないというところで、一部劣化等この写真を拝見いたしますと見られますので、この辺の一部修繕は必要になってくるのかなと思います。

また、幅員等につきましては、この点検の中でそれぞれの橋梁のデータがございます。ちよっと個々に手持ちにございませんで申し上げられませんが、把握につきましてははしているということでご了解いただければと思います。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ということは、あと10年は御所橋というのは補修とかしなくても大丈夫ということよろしいでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） あくまでも耐用年数ということで、法定耐用年数基準の法定耐用年数ですが、これは状況によっては当然この期間をもつものもたないものもございます。当然必要に応じて修繕しながら長寿命化も図っていきたいということで考えておりますので、何か劣化等早期改善の必要性がございますれば、随時修繕をしていくということでご理解いただきたいと思ひます。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） この写真の資料2などを見ますと、この柱橋というところなど上にひびが
いっていますけれども、これは橋の強度ではないと思います。これは上ですから。要する
に、資料1の下のところの白くなっているところのコンクリートは、白くなっているの
ですけれども欠けたりしているということで、要するに、あと10年あるけれどもその状況
によっては補修工事をやるということでございますか。

あと、この橋は、私が住んでいる陣場という自治会ですけれども、田畑がこの榛東村の
新井地区のほうにほとんどがあるのです。前橋の池端地域とこの榛東の新井地域に田畑が
あります。ですから、この橋は物すごく使用頻度がすごいのです。だから、私は随分たっ
ているけれども、いつもいつになったら補修とかやってくれるのかなということ心配で
今回聞いたわけございまして、耐用年数があと10年ということございましてけれども、
また状況を、5年に一度でしたか、町長、5年に一度見て、ぜひ落下などが起きないよ
うな形でお願いしたいと思います。

それでは、次の（2）番、交通の安心安全対策ということございまして。

これは陣場のセイムスという田中病院の西側の旧高崎渋川線のところの横断歩道の塗装
についてです。

これ、昨年、私、一般質問させていただいて、そうしたら、またいろいろ早く塗装して
くださいという要望がございまして、それで自治会長のところにも私行きましたら、自治
会長ももう承っているよということで、もう町にも言うてあるよということでそういう話
だったのですけれども、昨日も何人か宮内議員とか、本当に道路の外側線とか横断歩道の
話をしていました。

これは随分時間がたっております。昨日の答弁ですと、予算的なことをお聞きしました。
その辺、再度、お伺いしたいと思います。塗装の緊急性があるのではないかと思うので、
その辺の見解を、町長、お願いしたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 議員ご指摘の横断歩道につきましては、同じ陣場地内の複数の止まれの一
時停止線の塗り直し等も併せて、陣場自治会長より要望を上げていただいております。

なお、この横断歩道と一時停止線に関しましては公安委員会の設置となっております。
このため、渋川警察署を通じて上申することとなるわけですが、今回、多くの箇所を併せ
て上申する関係上、事務に時間がかかっておりました。

そして、これについては、先月中旬に渋川警察署を通じて、横断歩道及び一時停止線の

塗り直しについて上申をしたところでございます。このため、現在は警察及び公安委員会の状況を見守っているところでございまして、今後はその進捗について随時確認していきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 先月中旬に警察に上申したということでございます。

昨日も宮内議員が言っていました。外側線が建設課で、そしてカーブミラーとかいうのが総務課の担当。それで結構要望があるということは、吉岡町全体的にこの横断歩道のところが塗装のことがいっぱい、みんな要するに苦情ではないですけども申入れがあるということで、私のところにもあったり大久保のほうでもあるということで、外側線を昨日も引いているというのは分かります。やはり緊急性を有するのは、取りあえずは外側線じゃなくて、中央線と横断歩道は緊急性を有する箇所ではないかと思うのですけれども、その辺の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 横断歩道につきましては、実際には車道を人がそこを渡っていくわけでございます。そういった事情もありますので、また、その自治会等のご意見を踏まえて、町としても渋川警察署のほうに上申をしていくという形で対応していきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 私は外側線等の話で建設課に行くのですけれども、どうも交通安全関係は総務課、外側線は建設課、この交通安全関係のものはどこか統一するような形で予算も統一みたいな形で、町長、したほうがよろしいのではないかと思うのですけれども。

要するに、外側線は建設課で話して、横断歩道は建設課長と話すこともあるし総務課長と話すこともあるし、2つの課にまたがっていて、それで、総務課のほうでは防犯灯とかカーブミラーとかそういうのが主立ったものです。ガードレールはどちらが担当なのか。その辺ちょっと、私は予算を1つにまとめられたほうがいいのではないかと思ったのですけれども、町長、見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） どこがやるかというところでの関係ですけれども、まずは建設課関係ですけれども、こちらにつきましては道路管理者としてやるというところで、道路の区画線、これは車道と路肩を区分するというところでやっております。また、この中で一緒に外側線

ということで、こちらにつきましても歩車道分離ができないところの車道と歩道を区分するという外側線を引いておるわけですけれども、これにつきましても建設課の中でラインの引き直し等を対応しておるところでございます。

ただし、規制に関係する部分につきましては群馬県公安委員会が所管になります。これにつきましては、総務課を通じまして所管の群馬県公安委員会をお願いをさせていただいておるといような経緯がございますので、ここで2つの課にまたがっているということになっております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 今、総務課のほうを通して県の公安委員会のほうに話を持っていくということで、要するに予算的なものが、本当に昨日も予算の云々がありました。町長、本当に横断歩道の消えているところは、これは緊急性を要するところだと思います。私も以前もお話ししました。少し予算を多く取っていただいて、横断歩道の塗布は速やかに対応していただきたいと思い、上申しないと駄目ですから上申していただいて、速やかな対応をお願いしたいと思います。

それでは、次に、3番に移ります。

公園の管理及び遊具の設置をということでございます。

身近な公園で陣場自治会には「あじさい公園」というのがございます。これは地元のためにと土地を提供してくださった篤志家の方のおかげでございます。この公園のトイレですが、この冬、凍結により水道管が破裂してしまい、二十数万円の水道料がかかってしまいました。前にもあったとのこと。

このトイレは、陣場の老人会の人たちがグラウンドゴルフをするときなど、自治会で使用するときに鍵を開けることになっています。ふだんは鍵が締まっている状態でございます。本来なら開けておきたいのですが、不特定多数の人が使用したときに、では誰が掃除をするのかということで締めております。最近では、近隣の新しい団地の人や子供さんやまた保育園児なども来ることもあるそうでございます。これは、自治会長さんにお伺いしたらそのような答えでございました。もはや陣場だけの公園ではなくなっているような、公的な公園のような気がいたします。ぜひトイレの管理を町でやっていただきたいと思えます。町長の見解をお伺いいたします。

その前に、これは本当に身近な公園が欲しいという、本当に私が議員になった頃さんざん要望を受けまして、吉岡町でもあちこち公園を造ろうとしてなかなかできなくて、今こういう公園があるのは小倉と陣場だけだと思いますけれども、陣場は本当にありがたいことに約2,000平米ぐらいの土地を提供してくださる方がおりまして、それは平米当た

り250円という借地料を頂いているわけでございますけども、そういった吉岡町の住民広場整備事業実施要綱というのがあります。

この中で管理は自治会でやるというふうに決まっておりますけれども、最後の第7条、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるというのがございます。私は、この「必要な事項は町長が別に定める」という文言を頼りに、公園の一般管理を町にお願いするものでございます。町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 「陣場あじさい公園」に関しましては、吉岡町住民広場整備事業実施要綱に基づき、コミュニティ活動の拠点となる住民広場として整備されたもので、土地所有者と吉岡町及び陣場自治会の3者で土地賃貸借契約を締結し、身近な広場として活用いただいているものでございます。

議員ご指摘のこの広場の管理についてでございますが、土地の賃貸借契約書の中で、住民広場の維持管理は自治会が行い、それに要する経費は自治会が負担するものと明記されております。したがって、現状は広場の維持管理については自治会をお願いするほかない状況となっております。

町としましては、維持管理方法を変更することは、ほかの住民広場、自治会にも波及してくるということになると思いますので、土地所有者等の状況が変わらない限りは今の運用状況方法を継続していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 小林総務課長が、この先ほど言った住民広場整備事業実施要綱そのままを述べて、全然私が言った、必要な事項は町長が別に定めるということがございますので、ぜひ町で何とか、町でも船尾滝とかあちこち公にトイレを管理するところがございます。ぜひその中に組み込んでいただきたいというふうに願うわけでございます。

実際本当に、誰もそうですけれども、よその自治体とか町とか行って急を要するときに、公園があつてトイレがあると、皆さん、本当に助かりますよね。今、この陣場の公園もそういった形で、陣場自治会だけの公園ではなくなっております。今年最後の除草がこの3日に、年に6月から始まって、終わったのですけれども、そのほか道路愛護でも除草作業をやっているのですけれども、もう本当に陣場の公園だけれども、新しく越してきた団地の人とかは陣場の公園だと思っております。これは町のほうに苦情とかは行っておりませんか。

もう当然多分町の公園だというふうに思っておるので、それがトイレが開いていないな

どとなると本当に不便をかけて申し訳なくて、自治会長も言っていましたけれども、本来であれば陣場の公園だから掃除の人も誰か決めてやればよろしいのでしょうかけれども、それを誰がやるのだということで、陣場の現状は陣場の人が使うときだけ開けているというふうなちょっと残念なことになっておりまして、ぜひ本当に不特定多数の公的な公園に近い陣場の公園でございます。ぜひ町のトイレの管理の1つに追加をお願いしたいと思いません。町長、見解をお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 飯島議員の今の内容は理解できるのですけれども、吉岡町の土地所有として寄附された場合には関係課と協議をしていきたいと思えますけれども、現段階では、契約の中で自治会の中で管理運営のほうはお願いできればと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） やはり町の所有ではないということで管理はできないという答弁でございます。

そうすると、陣場で何とか掃除当番を見つけてやるか、それともやはりふだんは締めておくしかなくなってしまうのですけれども、でも駄目なら駄目だということだから。先ほど私が言ったように、町長、「必要な事項は町長が別に定める」というこの文言で私はお話ししておるので、また例外等をつくっていただきたいと思えます。

次には、教育関連、（1）部活動に関してでございます。

今年の猛暑は異常などと新聞記事に載っていました。気象庁によると、7月は平均気温が平年を示す基準値、1991年から2020年の平均を1.91度上回り、統計開始以降で最高を記録、夏全体6月から8月でも最高となる見通しとなったとのこと。また、前橋では8月28日に36.2度となり、35度以上の猛暑日は今年に入って計33日で、統計を取り始めた1897年以降で最多となったとのこと。これは28日までですけれども、それ以後も記録を更新しておるわけでございます。

そうした中で、7月28日に山形県米沢市で部活動を終えた女子中学生が熱中症と見られる症状で搬送され、その後亡くなったという悲しいニュースがありました。当日、学校側は市のガイドラインに定められた部活動の実施などの目安となる暑さ指数の測定をしていなかったとありました。小学校、中学校にはガイドラインがあるのでしょうか。あれば、内容についてお伺いいたします。教育長、お願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教 育 長（山口和良君） まず初めに、飯島議員さんから今ありました、7月に米沢市で中学生が部活動後の帰宅途中に倒れ、その後亡くなったという事故につきましては、亡くなられた生徒のご冥福を心よりお祈り申し上げたいと思います。

また、その事故の後、本町ではこのような事故を絶対に起こさないよう、8月初めの校長会議にて改めて熱中症の予防について確認をしたところです。

さて、ご質問のガイドラインについてですが、町としての熱中症予防に対するガイドラインはございません。ただ、文科省の学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き、これらに記載されている内容に従って、各学校でマニュアルや留意事項を定め適切な対応をしております。

具体的な部活動における対応例を挙げれば、部活動の顧問にWBGTの測定器を持たせるとともに学校体育館にはWBGT計を常設してありまして、活動の際にはそれらの数値を基に活動内容を変更するなどの対応をしています。

日頃からWBGTの数値によって休憩や水分補給を小まめに行ったり、休憩の際に冷房の効く部屋で体を冷やしたり、活動時間や内容の軽減を行ったり中止したりするよう、管理職や養護教諭から各部活動の顧問に指示するなどして、熱中症予防に心がけております。

議 長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

1 2 番（飯島 衛君） 今の教育長の答弁で、計測する機械があるということで、ガイドラインはないと。あとは各学校にお任せという形で、手引きがあるからそれにのっとってと。

ガイドラインというのは今ないということですが、要するにこの山形県の米沢市でこういう事故が起きています。絶対に山形より吉岡のほうが温度は高いと思います。今年などは例外の場合もあるかもしれませんが、このガイドラインは、要するにこれからつくるといふことによろしいでしょうか。

議 長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 熱中症対策のガイドライン作成の手引き等がございますので、これだけ熱中症については命に関わる対応が必要になってまいりますので、町としてのガイドラインの作成は検討していきたいと思っております。

議 長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

1 2 番（飯島 衛君） 山形のほうでもつくっているということでございます。ぜひつくっていただきたいと思っております。本当に例年になく異常な夏ということで、これからも本当に酷暑が続くような時代というか、そのような心配がしておりますので。

今度は中学校の部活が地域移行ということで、昨日もヤマダ電機さんが陸上競技部を指導して下さるといふことで、そういったときのガイドラインというのは、やはり今学校にある温度とかを測る機械で判断して行うのでしょうか。

また、この移行に伴うガイドラインを新たにつくるとか、そういう必要は別にないといふふうに認識しておりますか、お伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） まず初めに、ガイドラインについては先ほど教育長が言ったとおりの形で対応させていただいておるところでございます。

吉岡中学校の休日の部活動の段階的地域移行については、部活動指導員を兼ねた地域指導者による活動が幾つかスタートしております。地域移行の際のガイドラインはまだありませんが、今年の夏に地域移行の活動を実施した部活動は、平日にも指導に関わっている部活動指導員が担当する部でしたので、熱中症対応についても顧問と十分な連携を取れている方が指導しております。

現在、吉中の部活動の地域移行については過渡期にあります。今後、本格的に地域指導者が休日の指導を行っていく際には、顧問と地域指導者の間で指導方法や生徒理解面はもちろん、WBGTの数値や気象庁が発する熱中症警戒アラートなどの客観的情報を基にした熱中症予防対応など、先ほど、教育長が申し上げましたが、ガイドライン等も含めまして生徒の健康管理のための連携を確実にやっていく必要があるとは考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 今、これからつくりたいということで、この米沢市の教育委員会の山口玲子教育指導部長さんという方が、このガイドラインの周知徹底が十分ではなかったことについて、教育委員会の指導に責任もあると思う、改めてガイドラインの徹底を図っていくというようなコメントをしておりました。

本当にすごい暑い中で部活を行っております。ぜひその安全対策は万全を期していただきたいと思います。

次に移ります。

本当に大変な暑さが続く中でございますけれども、やはり体育館に、私も以前も申し上げましたが、クーラー、そういう空調設備が必要ではないかと思うのですけれども、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 体育館は、基本的には室内での運動や集会などに利用しております。夏に高温が保たれた状態での利用の際は、熱中症に十分留意しております。

こちらのエアコン等、クーラー等という形の話なのですが、いずれにいたしましても命に関わることなので、そちらについてはいろいろと今後何が導入できて、それが子供たちのため、児童生徒のためになるかというところで研究をしていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ちなみにこういう空調設備も今はいろいろなのが出てきまして、除湿型放射冷暖房などという形で、風が吹かない、風が出ない、そういう空調があるみたいです。ですから、体育館にそれを導入するとバドミントンとかそういうのをやっても風の影響を受けないという、そういう新しい空調設備も出ているようでございます。本当にこの暑さが何年続くか分かりませんが、体育館の空調設備もぜひ考えていただきたいと思っております。

2番に移ります。

ピロリ菌の検査についてでございます。

国立がん研究センターが8月1日に、防げたはずのがんについて金銭的な負担を推計し発表しました。2015年時点でがん全体では約2兆8,597億円に上り、予防可能ながんは約1兆240億円、部位別では男女ともに胃がんが最も多く、男性約1,393億円、女性約728億円とのこと。リスク要因別では、感染が最多の約4,788億円で、内訳はピロリ菌による胃がんが2,110億円、そして、HPVによる子宮頸がんの約640億円となっています。

また、胃がんの原因の98%を占めるピロリ菌の除菌に関しては、13年に保険適用範囲が拡大されてから除菌する人が増え、胃がん死亡者数は減り続けているようでございます。中学校でのがん教育の実施状況について伺います。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 平成29年3月に改定されました中学校学習指導要領におきまして、生活習慣病などの予防と回復について学習する際にがんについても取り扱うことが新たに明記され、中学校においては生徒の発達段階に即したがん教育が実施されておるところでございます。

中学校でのがん教育は、保健体育科の保健分野で扱っております。知識、理解面の具体的な内容では、がんは異常な細胞であるがん細胞が増殖する疾病であり、その要因には不

適切な生活習慣をはじめ、様々なものがあること。また、がんの予防には、生活習慣病の予防と同様に適切な生活習慣を身につけることなどが有効であることを理解できるようにするとともに、常習的な喫煙もがんを引き起こしやすくなることも学習しております。

また、健康診断やがん検診などで早期に異常を発見できることを取り上げるとともに、がんという疾病の回復についても触れるよう配慮はしております。

さらに、思考力や判断力育成の面からは、がんをはじめ、生活習慣病等の予防や健康について習得した知識を、自ら生活の改善に生かし、健康の保持増進を自ら見いだしていこうとする態度や判断力を身につけられるように指導しております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 分かりました。一生懸命にがん教育を行っているということでございます。

あるところで中学校2年生を対象に除菌を実施しているなどというところがございます。それも含めて、また、町でもこの特定健診にピロリ菌の検査を実施してはということで、町長のほうにお尋ねしたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） まず、教育委員会からは、中学生のピロリ菌検査についてご説明申し上げます。

これまで教育委員会事務局として検討したことはございませんでした。ただ、このたび飯島議員からの一般質問の事前通告をいただきましたので、群馬県健康づくり財団へ問合せを行いました。担当者からは次のような回答を得られました。

ピロリ菌検査は、尿検査と血液検査の2つの方法があるとのことです。県内では中学生対象の検査の実績がないこと、除菌する場合には服薬となるが、強い薬なので中学生には何らかの副次的な影響も考えられることなどから、医師会などとの十分な協議が必要ではないかということでした。

教育委員会事務局として課題と思われることは、検査結果が陽性であると分かったことによる生徒や保護者への心理的影響、また、陽性の場合には一般的に除菌が望ましいと考えられますが、除菌をするのかどうかの判断の迷いへの対応についても考慮していかなくてはならないと考えております。県内での検査実績がないという事実を踏まえるとともに、中学生を対象にした検査自体の必要性、陽性生徒に対する事後対応の在り方、除菌のための服薬の安全性等について、専門の医師も交えた十分な協議が欠かせないと考えております。

以上のことから、現時点では中学生を対象にピロリ菌検査を実施することは考えており

ませんが、県外の一部の自治体では公費負担で中学生のピロリ菌検査を実施しているところがあるようですので、そういったところも今後調査等をしていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 検査につきましては町の総合健診の中で実施する方法も考えられますけれども、実施につきましては、財政的な面や国県の動向、他市町村などの状況なども考慮しながら、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひ検討課題でお願いしたいと思います。

先ほど、検査が尿と血液ということで、ABC検診などというのは少量の血液を採ると菌があるかどうか分かるとか、そんな検診もあるようでございます。様々なことをこれから検討していただいて、またできる時があればやっていただきたいと思います。

最後の質問に移ります。

高齢者支援。（1）番、エアコン、冷蔵庫の買換えに補助金をということでございます。

様々なものが高騰している今、高齢者への支援がないとの声を聞きます。前橋市では省エネ家電買換え補助金という事業を昨年に引き続き実施しているとのこと。エアコンと冷蔵庫のみで1世帯2台まで、5万円以上のもの、1台2万5,000円を補助しています。財源は地方創生臨時交付金とのこと。

今年のような異常な暑さの中、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯では、エアコンのことなど詳しくない人がいるかもしれません。古いエアコンを使っているが故障しなければ換えようと思わない人もいるかもしれません。

ぜひ、高齢者支援対策として買換えの助成を要望したいと思いますが、本来なら前橋市のように全世帯を対象にさせていただきたいと思いますが、取りあえずは吉岡町は私の質問では高齢者支援ということでできないのか、お伺いいたします。町長、見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 高齢者に対するエアコンや冷蔵庫の買換え補助金についてお答えさせていただきます。

今夏も記録的な猛暑となり、高齢者の熱中症による救急搬送が度々新聞やテレビなどで報道されておりました。先ほど議員より、前橋市が地方創生臨時交付金を活用して省エネ家電買換え補助金を実施したというお話がありましたが、本町でも、昨年度、コロナ対応

について高齢者に対する交付金の有効な活用についての調査検討を行うために、高齢者のエアコン所有率の調査を実施しました。

調査対象は75歳以上の高齢者のみの世帯204件と80歳以上の独り暮らし高齢者147件で、各地域の民生委員のご協力により戸別訪問によるアンケート形式で実施したものでございます。結果は、調査対象全363世帯中351世帯がエアコンを保有しており、設置率は96.7%でした。調査に協力していただいた民生委員によれば、エアコンがあっても電気代が高くてなかなかスイッチをつけられないと答えた方が非常に多かったそうです。

町ではこの調査結果を受けて、臨時交付金ではエアコンの購入補助ではなく、住民税非課税世帯に対する1世帯5万円の現金給付に切り替えた経緯がございます。

ご質問いただいたエアコンや冷蔵庫の買換え補助金については現時点では実施する予定はありませんが、省エネ家電への買換えによる電気代の節約効果なども、今後は高齢者施策の中で調査・研究してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひ高齢者支援対策ということで、今まで町では本当に所得税非課税世帯とかそういった方に手を差し伸べているのは分かります。それで、私も聞きました。高齢者支援がないよと。何か欲しいということで、ぜひ、町長、省エネ家電の買換えのほうをまた検討していただきたいと思います。

2番、自転車用ヘルメットについて。ヘルメットの助成が受けられると思って自転車販売店に行かれた高齢者がいました。高校生のヘルメット助成を吉岡町で始めておりますけれども、それを知らないで高齢者の方がお店に行って、そうしたら役場に言えば補助金もらえるよと言われたらしいのですけれども、高校生だけだということで落胆しておりました。高齢者に対してもこのヘルメットの助成をぜひお願いしたいと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 現在、町で行っている自転車ヘルメット購入の補助金対象は、議員おっしゃるとおり高校生年代のみとなっております。この理由としては、群馬県内の自動車事故に占める高校生の自転車事故の割合が全国ワースト1位であり、子供たちの命を守るために早急な対応が必要だったためとなっております。

これに対し、高齢者の方については、現在のところ補助対象には含まれておりませんが、自転車乗車中による死亡者数65歳以上が最も高いというデータもあるようですので、今

後検討していきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひよろしく願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、12番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を14時15分とします。

午後1時59分休憩

午後2時15分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 9番飯塚憲治議員を指名します。飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君登壇〕

9番（飯塚憲治君） それでは、9番飯塚。通告書に従いまして一般質問をいたします。

まずは、町長、2期目も半年がもう既に過ぎようとしております。残るところ、今期はあと3年半です。

私は4年前から、地域で困っていること、多くの人たちの希望や要望など町民の方々が求めている事柄について、その施策の実行について、するのか、しないのか、いつするのか、様々な形で町長の実行意欲とその計画をお尋ねしてまいりました。

しかし、それらの多くが実行不十分な状態と感じられてなりません。既に4年間で過ぎ去りました。そこでお聞きします。一体どうなっているのでしょうかということです。

1項目めの質問です。

懸案となっていますインフラ整備などの計画とその進捗状況に関して質問します。

本町には、第6次吉岡町総合計画を筆頭に多くの実施計画やプログラムが策定されております。その中身の主体をなすものは、1つとして、これはこうすべきだ、こうありたいという町長の意見、それから国、県の方針、意向も含まれます。もう一つは、それに加えて、各種の調査やアンケートなどを通して町民の意識・要望を取り込んだこと、この2つのことが大きな柱になって諸政策が立案、実行されているものと思います。

そこで、まずは1つ目の質問です。

町長が常日頃より口にされております、町民一人一人に寄り添った施策、この事業の実態とは何でしょう。質問しますと、寄り添った施策という言葉が返ってきますが、そして、それらのうち具体的にお尋ねいたします。令和5年度で達成できるものは何でしょうか。お尋ねいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 第6次吉岡町総合計画を策定して、早いもので1年半が過ぎようとしています。この間、総合的な指針である基本構想の下、5年間の前期基本計画に示された事業を一步一步確実に推し進めてまいりました。その中で今年度達成させるために実施している事業としては、予算等でお示ししている事業にはほかなりません。

その中でも、私が考える町民一人一人に寄り添った施策として、例えば、保育料の完全無償化や高校生世代までの医療費の完全無償化、給食費における第3子までの無料化のほか、物価高騰分の食材への助成など子育て支援策を充実したと考えております。

また、町民の健康を第一に考え、様々な感染症予防への対応策として、带状疱疹ワクチン接種費用への助成なども計上させていただきました。そのほか、健康社会の実現に向け、高齢者福祉の高揚やボランティア意識の啓発に役立つボランティアポイント制度の活用などもございます。

以上の施策は、今年度実施に向けて動き出している事業やこの半年間で既に実施済みの事業となります。今後も、第6次吉岡町総合計画の下、町民目線に立ち町民に寄り添った施策を、地に足をつけ一つ一つ確実に、また効果的に実施していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 町長、具体的に今答えていただきましたけれども、インフラ整備についてはないのでしょうか。それについてお答え願えますか。先ほどのはお金に関係すること、いろいろなサービス、そういうものですけれども、どうですか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） インフラ整備については、細かいものはたくさんございますけれども、目立った大きなものはございません。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 目立ったものがない。

町長、かつて各自治会に、防災あるいは避難するときに危険な箇所あるいは危険な通路、それについて各自治会に調査されました。それらをまとめて、今後そういう防災避難経路に支障がないようにやっていこうという心積もりであれば調査されたのではないのですか。それを一覧表にまとめて、今後計画的にこれをやっていこうという計画はありますか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほども申し上げましたように、第6次吉岡町総合計画の中で進めていきたいと思っております。

議 長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） そういうお答えだと、何をやっていただいているのかよく分からないのです。

それでは、次に質問を進めます。

2つ目ですが、町民グラウンド降雨時のため池化、遊水池化の解消対策について。

何か手を打つというようなことを前にお聞きしたことがありますけれども、現在の計画とその進捗状況をお尋ねいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 町民グラウンド周辺につきまして豪雨時などの関係でございますが、これまでも幾度となくグラウンド北側の水路があふれ、グラウンド内に雨水や土砂が流入し、本来の目的でございます運動施設の利用に支障が生じたところでございます。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） ちょっと待って。議長、発言します。

そういう事前のことはもう何回か話しているもので、皆さんお分かりですので、どういうふうにするのか、私の質問に実直にお答えください。

議 長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 町民グラウンドを含めます駒寄地区の雨水排水調査、それから貯留槽検討事業につきましては、令和3年10月に策定しております吉岡町国土強靱化地域計画に基づき進めておりますが、進捗状況につきましては、この国土強靱化地域計画の国庫補助の支援の可能性や予算との兼ね合いから、毎年度、強靱化地域計画別冊の主要事業の見直しを実施しておるところです。

令和5年4月の見直しにおきましては、雨水排水調査につきましては令和6年度からの調査を計画しております。また、貯留槽検討事業につきましては令和7年度までとなっておりますけれども、駒寄地区全体におけます雨水排水調査の結果を基に検討する必要があると考えておるところです。

議 長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） ちょっとお尋ねしたいのですけれども、何か答弁が次の質問と交ざっているような気がします。私がお聞きしたのは、町民グラウンドのため池化について、いつ何をしていただけるかというのをお聞きしたので、令和7年度の貯水池ですか、それについて今検討しているということによろしいのですか。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 現在はまだ具体的な検討には入ってございません。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） そうしますと、まずこの強靱化でやるということですから、当然こういう項目がありますと吉岡町から県に上げるわけです。そして、県がそれを承認、検討を認めてお金が下りてくるということですから。次に行きます。次と一緒に交ざってしまいましたので、次に行きます。

2つ目です。駒小付近から町民グラウンド周囲まで、これにおける出水・排水問題です。

先ほど課長から答弁いただいたように、国土強靱化計画に関連して整備するということでもありますけれども、現在の進捗度、これは先ほど質問しましたグラウンドと同じですけれども、県のほうにはもうその希望というかそのリストというのを上げて、県からはいつ頃お答えが来て、そうすると吉岡町としてはいつ頃どんな動きができますかというのをお答えいただきます。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 具体的な事業の実施についてでございますけれども、こちらにつきましてはまだ補助申請等の準備はしておらないところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 県にそのリストはまだ出していないということによろしいですか。

そうしますと、この国土強靱化計画に対して関連して整備するということですから、国土強靱化計画は去年、我々、町長から資料を頂きまして知り得たわけですが、この計画は政府の方針でいきますと令和7年度以内にその主体となる部分を完成させたいと。要するに、最近の甚大なる被害が出ているいろいろな台風だとか地震だとかそういったものを防ぎたいということですから、5年10年かけてやっていたのでは話にならないわけです。ですから、令和7年度までにその主体となる部分は完成させたいという政府の意向です。

それなのに、これをまだ県のほうに、吉岡町としてはこれをやりたいというリストを上げていないというのはどういうことなのですか。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 事業を上げていないということではなく、この強靱化計画でございますけれども、国が定めた3つの分野がございます。これに合わせまして、吉岡町でその当時に計画中、それから施工中の各種の事業、そういったものを見ながら、国の補助要件、それから基準に合うかということで事業一覧表別冊を作ったという経緯がございます。

この中で、個別の事業につきまして、その実施につきましては、その都度、財源等の兼ね合いから対応しておる状況でございます。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） そうしますと、国が、県が認めてお金が来ないとできないという話ですけども、実際にはそれはいつ頃になるのか、予測というのは分からないのですか。例えばお金が下りてきたから、あの一帯の地質調査とかそういったものをして、設計段階に入るための調査をするというのが必要でしょうけれども、その見込みというのはどうなのですか。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） お金が下りてくるということで補助金ということではなく、こちらのほうで準備ができて、補助金の申請をさせていただいて、この事業が採択をされて補助を受けて始めるということになりますので、考え方的には、こちらの町としての準備がまだ整っていないということでご理解いただければと思います。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） なるべく早くやっていただきたいです。先ほど言いましたように、もう4年が過ぎてしまっているのです。これから質問するものも入っていますけれども、こういった問題は私が議員になる前から、5年10年前からこういう問題はずっと続いていたのではないですか。それまで町は何も手をつけていないというのはどうなのか、私には理解不能です。町長もこれについては十分ご理解されていると思いますが、今後ともよろしくお願いします。

4つ目です。駒寄川下流域の護岸工事及びそのほかの治山工事について質問します。

駒寄川下流域では3年前、降雨時に護岸越水の危険のため住民が避難したのは、町長も

記憶にあると思います。あの事件です。その後、一部の区間に緊急対策工事を実施しておりますが、十分ではないと私は考えております。その後の護岸工事の計画はまずどうなっているのでしょうか。1項目めです。

次、今年の半年と去年1年、この1年半は大きな災害は吉岡町にはありませんでした。豪雨もなく平穏に過ごしている。町の状態は危険な状態がなくて推移しているというふう

に理解しております。しかしながら、昨今の気象状況を考えれば、吉岡町もいつ危険な状況に陥ってもおかしくない状況だと思えます。さらにこの下流域、上越線の鉄橋から吉岡川の合流点まで、この区域では今までに何回かの危険事象が発生しております。町長も十分ご存じだと思います。この防災、危険箇所解消のために、早期の護岸工事が望まれると思います。当該区間の取組についてはどうなっているのでしょうか、お聞きします。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 駒寄川の下流域に関しましては、地元からの強い護岸改修の要望によりまして、河川管理者でございます群馬県渋川土木事務所に対しまして、早期の事業化の要望をしてきたところでございます。

令和4年3月に越水対策として護岸のかさ上げ工事を行っていただき、渋川土木事務所に対しましては感謝をしております。護岸のかさ上げ工事が実施された箇所につきましては、地元自治会や住民の方が河川の水位の上昇に不安を感じていた箇所であり、人的被害を防ぐことを最優先に、早期の事業が可能で、かつ効果のある対策工事が可能な場所ということで施工された経緯がございます。

上流部におけます河川整備につきましても、現在まだ未実施でございますけれども、引き続き、河川管理者でございます渋川土木事務所に対し要望してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） これもここはもう本当に危険な事態が発生しているわけです。私が知っているだけでも3回、町長もご存じですよ、発生しておりますから、ここは本当に大規模な治山工事になると思いますが、粘り強く土木事務所に要請をお願いしたいと思います。

続きです。別の箇所の治山工事について質問します。

場所は町道漆原総社線の改良が終わった部分、供用開始済みの部分の東側の崖の部分です。具体的には、駒寄自治会の瀬来東地区から天狗岩用水路方向へ下っていく坂道があります。その先には利根川へとつながっております。その坂道の部分から県道南新井前橋線

に向かって川原田不動尊のお社付近まで、この区間の治山工事について質問いたします。

坂道部分の治山工事は2年ほど前に完成しております。その先、南方向が問題の質問しております未施工区間ということです。ここは高さが10メートルから15メートル程度の崖がずっと南の方向に向かって続いております。治山工事が完成している坂道部分の崖の上には、皆さんもご存じだと思いますが、運動競技練習場の建屋があります。

その先、上毛大橋の方向に向かって民家が1列になって何軒も連なっているところであり、つまり、民家の下が崖になっておりまして、状況は駒寄川下流域と同様に危険地帯です。町はこの状況を現在どのように認識しているか、お尋ねいたします。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 議員ご指摘の内容につきましては町のほうでも把握をしております。

また、そこの部分につきましては、川原田不動尊護持運営委員会さんから陳情をいただいた経過もございますので、その辺については修繕が必要ではないかというふうには考えておりました。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 認識をされているということで、一応ありがたいと思います。

それでは、ここには、特に川原田不動尊のお社がありまして、その下が少しもう崖崩れが始まっている、土砂流出の状況が若干見受けられる状況です。早急に手当てが必要と思いますが、町ではどのような対策をお考えでしょうか。治山工事の推進についてはどのようにお考えですか。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほどお答えをさせていただきました、川原田不動尊護持運営委員会より令和3年10月に陳情をいただいた経過がございます。

町では、その後、令和4年度に群馬県に対しまして対策工事の要望を行っております。また、群馬県渋川森林事務所及び運営委員会の方と現地確認を行った経緯もございます。その後、群馬県で検討いただきました。その後、調整が取れたとのご連絡をいただき、本年度中に工事を施工したいということで回答をいただいたところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 今回の施工を今年度中にやるというのはどこの部分なのか。先ほど、私が、完成している坂道の部分から川原田不動尊辺りまで全体をするということですか。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほど議員からお話もございましたけれども、特に川原田不動尊の本堂東側部分が特に危険ではないかということもありましたので、そちらのほうを主体的に着手するというで聞いております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 分かりました。川原田不動尊辺りを今年度中に工事施工すると。

しかしながら、課長、完成しております坂道付近から先ほどの不動尊の辺りまではなくと危険地帯なんです。上がもう民家がずっと1列につながっているところなんです。状況はご存じですよ。同じように危険な状態が続いているわけですから、あの部分も続けて、坂道の部分が終わりましたから、そこから続けて南のほうもやっていっていただきたいということ、県のほうにも要望を出していただきたいと思っております。どうでしょう。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） まずは要望のあったところということで着手いたしますので、その後につきましては、また改めて要望していきたいというふうには思っております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） よろしく願いいたします。あそこへ行ってみれば分かりますけれども、すごいところに家が建っているなというふうに感じられると思っております。

次です。5つ目の質問になります。

老朽化しているため、護岸の玉石が一部崩れかかっていること、排水の流水経路が不完全なためにごみが詰まる、降雨時には越水などの被害が発生していると。あの漆原用水路の改善についてです。

用水路組合、地元住民の声にに応じていただき、県のほうでは現地を確認していただいた経緯があるというふうに向っております。確認した後、調査が入るわけだと思っておりますけれども、これからの用水路改良計画はどのような流れになっていくのか。今後の状況、計画をお尋ねしたいと思っております。町の考えも併せてお尋ねいたします。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 漆原用水路につきましては、水路側壁が玉石の空積みで老朽化が著しく、豪雨時には溢水し、周辺環境や農業経営に大きな支障が生じておるところでございます。

こうした状況があることから、令和4年8月31日付で群馬県農業農村整備調査計画（地域農業構想策定調査）申請書を群馬県知事宛てに提出し、令和5年4月3日付で県営事業の調査計画実施地区として採択をされておるところでございます。

内容につきましては、県営事業におきまして、北は滝の沢川の横断箇所から下流の流末部に当たります緑地運動公園のところまでの区間約1.7キロにおきまして、令和5年度から令和7年度の3か年で全体調査が実施される予定となっております。3か年の全体調査計画の事業費につきましては1,980万円で、県が50%、町が50%で負担をする予定となっております。その後、事業計画の国の採択を経まして、令和8年度から実施設計を行い、工事に着手する予定となっております。

それから、町としては、この漆原用水につきましては大変重要な排水路であると認識をしております。引き続き、群馬県農村整備センターと連携しながら事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） そうしますと順調に推移しているようですけれども、令和8年から設計と今、答弁いただきましたが、その後施工ということです。そうすると、令和9年から10年頃には完成ということで、その心積もりでよろしいのですか。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 工事の施工に関してでございますけれども、かなりこの延長距離が1.7キロに及ぶという用水路の改修でございます。恐らく数年かかる事業になるかと思いません。

なお、実施設計等まだ出しておりませんので、どのくらいかというのはまだここでは申し上げられませんが、よろしく申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 施行が数年ということだと令和10、11、12年頃ですか。いずれにしろ、それで完成すると考えてよろしいわけですよね。もう少し早くならないかなとは思いますが。

次の質問です。次は6つ目の質問になりますけれども、よしおか温泉の南側、天神東公園の拡張整備工事、進捗状況とその工事範囲についてお尋ねします。

これにつきましては、先ほど午前中、藤多議員から同じ質問がありまして、進捗状況は私にはお答えいただかなくても結構であります。ただ私が質問するのは、その工事範囲で

あります。天神東公園その南側ということですが、そこには土砂置場があつて、その先には農地があります。そちらのほうの整備関係についてはどのように今、お考えなのか、お尋ねいたします。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 工事範囲についてでございますけれども、この工事範囲につきましては、基本構想の中で具体的に計画をしまいたいと考えておりますので、現時点でどこからどこまでと申し上げられませんが、現在の天神東公園と周辺施設が有効につながる範囲で検討をしまいたいと考えておるところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） ちょっと範囲が狭いなと私としては思いますけれども、ちょうど天神東、今、モニュメントがあるところです。あの辺までかなというふうに理解できますけれども、その南に先ほど言いました土砂置場と農地、あちらのほうも拡大して公園化して、そして、遊水池というのですか、水辺の公園的な散策できるような公園を造るというお考えはないのでしょうか。それほど工事の費用というのは莫大なものにならないように思いますが、いかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 範囲でございますけれども、正確にどこからどこまでということではないのですが、天神東公園周辺1.5ヘクタールということで考えております。この中でどのように周辺施設と有効に活用できるかということで考えてまいりたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） なるべく私が今話したようなところを町民が憩える場所、あそこは吉岡町の観光の開発の一端も担っているわけですから、その両面から考えて、できるだけ広い範囲を、そういった水辺の公園的なものにしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。7つ目の質問です。

これは全体的な公園の整備計画についてお尋ねいたします。

公園の整備は、子育て中の若いお母さんやお父さん、これらの人たちのイの一番の要望事項です。私が4年前に議員に当選したとき、真っ先に言われたのがこの公園です。先ほども、飯塚議員の質問の中に2つきり公園がないと。大きいみはらし防災公園ですか、そ

れから、上野原のほうですか、あれはありますけれども、あんなに大きいのではなくて、もっと町長が言われる町民一人一人に寄り添ったせいぜい二反歩ぐらいで結構です。ああいうところにあんなにでかい公園は要りません。ああいう公園を、各自治会に1つとは言いませんけれども、ところどころ配置していただくというのが理想的なことであります。

これも、町長、自分が職員であった頃、それから議員であった頃を通じて、こういう要望が第一に上がっているというのは十分ご存じだと思います。しかしながら、なかなか今まで進んでいない。私も過去4年間、今まで私が議員になってからこの新しい公園建設の話が聞こえてきません。なぜ公園建設が自治会の中にとところどころ始まってこないのか。今後どうしようとしているのか、お尋ねいたします。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 公園整備に関わります町民ニーズは非常に高いということで、この問題につきましても重要課題の1つとして認識をしておるところです。

公園整備の考え方としましては、吉岡町総合計画及び都市計画マスタープランの基本方針に沿った公園づくりを進めてまいりたいと考えております。

整備計画の現状でございますけれども、今年7月には上野田ふれあい公園の遊具を新設させていただいておりますが、今年度より漆原天神東公園の再構築に向けた基本構想計画への取組とともに、子育て世代からも要望の高い身近な公園の整備に向けまして、適地の調査や整備の在り方などの検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、検討に当たりましては、適地を含め、地域要望を把握する上でも、自治会にご協力しながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） そうしますと、やっとなんかそういう腰を半分上げたような状態ですか。

町長、自治会に1つと今言いましたけれども、そういった形のことというのはいつ頃、実際に調査とか検討はしておりますけれども、できるのでしょうか。町長がもう議員になってから、失礼、町長になってからもう4年半たったでしょう。こういう要望はもう現在の町長の前の町長あるいはその前の町長からも希望があったのではないですか。なぜこれを着手してこないのでしょうか。その辺を煮詰めていかないと、今後もしできないと思います。ただ検討します、調査を開始しています、各自治会との意見交換をしていきますというだけでは、具体的な計画につながっていかないとと思いますが、町長、どうですか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 事業を進める上で、いろいろな方との、またいろいろな事案を検討して
いかなくってはなりません。一つ一つしっかりと進めていけたらと思っております。

議 長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 町長が今答弁していただいたように、一つ一つしっかりと進めていただき
たいと思います。いつ一般質問しても、検討します、協議します、自治会と話し合います
という答弁は、今後あまり期待しておりません。

それから、公園、次に移ります。

先ほどの天神東公園、それを南側に、どうも私が考えているのと町長が考えているのは
若干範囲が違うようでありますけれども、そのさらに南側、天狗岩用水から天狗岩用水の
余剰水を利根川に放流する水路がありますが、その地点から吉岡川が利根川に合流する地
点、あそこは広大な原始林みたいになっております。あそこの利根川側を護岸工事して、
そこに本格的な水辺公園、これは亡くなられた五十嵐議員もかつて提案していたと思いま
す。

これも以前から、皆さんから要望が出ているのではないですか。町長、それを造る前段
としては、ケイマンゴルフ場からの護岸工事を続けて、競馬……失礼。馬がいます。競馬
場ではなくて、乗馬場か、失礼しました。あの辺までを護岸工事しないと駄目です。それ
についてはどのようにお考えですか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 護岸工事につきましては、群馬県の河川になりますので、土木事務所さ
んとしっかりと協議しないと次には進めないということでございます。

議 長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 今の答弁の内容はそのように私も承知しているわけですがけれども。ですか
ら、今先ほどから話しております国土強靱化計画、その群馬県の施策として取り入れて
いただいて、そのようにしてその資金を使ってやっていただくということを県に強く要望
していくべきだと思います。それが出来上がった暁には、先ほど言いました、放水路から
吉岡川と利根川の合流地点までの間が次に開発できそうだという目鼻が出てくるわけです。

その辺の要望については、町長、どうですか。もう既にそういうのをやられておるの
ですか。それとも、今後の計画はどんな状況でお考えですか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今、話の出ている利根川のケイマンの南側の遊水路というのですか、いわゆる雑種の場所でございますけれども、昭和の年代に一度、町のほうでもあそこの公園化計画というのがございました。しかし、その後進んでいなかったという話を自分も伺っております。そして、その後、今話が出ました五十嵐議員からもお話が出たように、また水辺の公園としての話が浮上してきたと。いろいろと昔から周辺については話はあるのですけれども、上がっては消え上がっては消えているということは自分も承知しております。

自分の今の状況から考えますと、まずは、そこへ入っていく道路、そういうものも整備しなくてはなりません。そうなってきますと、今計画しています漆原総社線、その辺のある程度めどが立ってからでないと、次に進められないのではないかなと、そんなふうに考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 私も、今、町長が答弁されたような内容になるかなと思うのですが、町長、今言われました。漆原総社線、あれを完成させて水辺の公園を造って、さらにお客さんを誘導する。さらに温泉のほうも改良も加えて、対岸の田口のああいった形にする。あれをまねするわけではありませんけれども、今のよしおか温泉周辺の緑地、温泉、水辺、これを全体的に観光開発的に開発していくと。それが、町長が今策定されている漆原総社線、これの完成につながるわけです。それを全体的に取り込んだのが吉岡町の観光開発の一端です。

それから、観光開発はまた山のほうにもありますけれども、それらの前提を考えて一つ一つ潰していかなければ、先ほど町長が言われましたけれども、昭和の頃、護岸工事をやるという話があって水辺の公園も検討されたと言いますけれども、町長も長い間それを検討されたこともあると思いますけれども、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

次に移ります。今度は質問事項の2項目めです。

人口減少対策、子育てへの取組の現状、行政への協力者の増加対策などについてお尋ねいたします。

まず、1つ目の質問、人口減少対策として、育児休暇・子育て休暇取得への町としての取組状況をお尋ねいたします。

国では、日本の人口が毎年70万人程度減り続けるというこの悲しい現実直面して、こども家庭庁を新設し、人口の減少を抑え、日本ができるだけ縮んでいかないようにということを目標に行動を開始していることは、この議場にいる方々、外にいる方々ももう既に周知のことだというふうに思います。

そして、こども基本法も制定され、こども未来戦略という方針がつけられております。

種々の取組が考えられております。この種々の対策、方針を打ち出していますが、この方針の1つに、育児休暇・子育て休暇の取得を推し進め、夫婦で協力して子育てがしやすいようにとの取組があります。

子供が生まれたら一定の期間は本来業務から離れる日が増えるかもしれないけれども、心配なく子育てができる、このようにして出生者数の減少をできるだけ抑制しようとする取組です。さらに、子育て中の人たちが、誰もが気兼ねなく制度やこのサービスを利用できるように、社会の根本的な意識改革が必要だとも書かれております。

ここにありますが、内閣官房室がつくったこども未来戦略、これはインターネットから出したのですけれども、令和5年6月13日に発行されております。

しかしながら、今までしていなかったこと、先進的なことをすぐに取り入れるのは難しい面があると同時に、企業、職場に育児休暇をカバーすることができる人的、経済的な余裕があるかといったら、これもかなりの負担になることは確かです。しかしながら、それは無理だ、難しい、実施を遅らせようなどという心構えがあったらとんでもないことになります。実施内容が不十分であったりすれば、今までどおり毎年70万人の人口減少が続く、日本は確実に縮んでいってしまいます。そして、その弊害は全国民に悪い影響を及ぼします。

肝腎なことは、町長、その対策・方針をいかに実現・実行していくかということです。もう今となっては人口減少が始まっているわけですから、もうそれしかないということなのです。

最近のマスコミ報道では、現状の休暇取得率は17%だそうです。これは子供が生まれた奥様は当然休むなどを昔からやっているわけですが、これはそのパートナーである旦那さんの休暇です。奥さんを助けて子育てを一緒にやっていくということも、夫の役目であります。

政府はこれを2025年までに50%にすることを目標にしているというふうにマスコミにありました。先ほどのこの困難な理由から、民間企業がこの方針を早急に取り入れることが難しいとすれば、官公庁はその範を垂れることから始めるのが必要でしょう。なぜなら、これは国の大きな目標であり、国の機関である官公庁から自分から始めなければならないのは当然のことです。

そこでお聞きしたいのです。町には、国や県から育児休暇取得率向上に向けたどのような指示伝達が来ているのでしょうか。お尋ねします。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今回の答弁する前に、先ほどの河川利用の関係でもう一つどうしてもお

伝えたいことがありますので、伝えさせていただきます。

漆原総社線のめどがついたらということで話をさせてもらいましたけれども、河川利用としては、利根川全体を有効利用できないかということでもっと広く考えたらどうかということ、県の方に訴えたいと、自分は思っております。

さて、育児休業の取得の促進につきましては、令和3年の育児休業法の改正を受けて令和4年に地方公務員育児休業法が改正され、当町においても令和4年に国家公務員に倣って関係条例及び規則の改正を行い、より柔軟な育児休業の取得促進に向け取り組んでいるところでございます。

国や県からは、こうした制度改正時に例規整備の技術的指導と併せて、育児休業の取得促進に向けた職場環境の整備にも配慮を促す内容が通知で来ており、取組の着実な実施が求められているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 町長、それでは、それを受けて、町長としての育児休暇取得の考え方はいかがでしょうか。自分の部下職員についてです。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） このことにつきまして、私のほうから答弁させていただきます。

子育て支援の充実につきましては、第6次総合計画の前期基本計画でも町の主要な施策として位置づけられているところであり、議員ご指摘のとおり、子供が生まれたら心配なく子育てができるよう育児休業の取得を促進していくことも、重要な子育て支援策の1つであると考えております。

こうした意味でも、役場職員の育児休業につきましては、民間企業に範を示す意味でも取得を促す立場にあると認識しており、より取得しやすい職場環境の整備を進めてまいりたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） よろしくお願ひします。

次に、吉岡町役場の実態はという質問をしようと思いましたが、先ほど藤多議員からの質問で、国の目標は2025年に50%ということですが、既に23年度でその目標を達成しているということですが、そこでさらにお尋ねします。

2030年という節目が、これからちょっと説明しますけれども、あるのですけれども、2030年に向けての目標達成は100%できそうですか。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） この町役場の実態等を2025年、2030年というなお話をいただきました。若干2025年の50%に絡めての答弁も入ってしまいますが、申し訳ありません、ご了承いただきたいと思います。

これまで、2025年までに30%を目指すと言われていた男性の育児休業取得率について、令和5年6月に閣議決定されたこども未来戦略方針の中では、国及び地方の一般行政部門の公務員の1週間以上の育児休業取得率を令和7年度までに85%までに引き上げることが示されており、民間企業につきましては令和7年度までに50%に引き上げることが示されております。

当町の男性職員の育児休業の取得率の状況についてですが、令和元年度から4年間の平均取得率は、藤多議員の答弁にも回答させていただいたとおり50%となっています。この数字は、総務省が令和3年度の首長部局に勤務する地方公務員の平均取得率として紹介している34.5%は超えているものの、令和7年度の目標値には届いておりません。

このことにつきまして、議員から今、説明がありました、令和12年度までに、同じような形の総務省からの通知によりますと85%までに引き上げるということなのですが、この2030年、令和12年までは、今は1週間以上の休暇を取れるような方を85%までということを示されているのですが、またこの5年後につきましては2週間以上の休暇を85%の職員が取るようにというような目標値が示されております。

これは一般行政部門ということでご理解いただきたいんですが、このことを踏まえまして、当町におきましてはその目標値を達成していないということなのですが、任期付職員の任用による代替職員の配置のほか、令和3年から7年度を計画期間とした吉岡町特定事業主行動計画に基づき、両立支援パンフレットや庁内グループウェアを利用した育児休業等の育児、介護に係る情報の職員への積極的な発信を行うとともに、今年度策定を進めていますハラスメント防止に係る規則や指針の中でも、育児休業等の制度利用に対するハラスメントを行ってはならない旨を職員に徹底することで、所属長や課員をはじめ、職場全体が理解を示し、取得のための支援体制を構築していくなどの取組により、一層の取得促進を図っていきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 答弁いただきましたが、85%、2週間以上が目標だということですがけれども、町長、今、進捗状況を見ますと、藤多議員への答弁のとおり、とても進捗が良好な状況です。ですから、これから2030年という話をしますけれども、そこまでには8

5%ではなくて100%を目標に吉岡町としては取り組んでいただきたいということがあります。

それから、少し余分な話をしますけれども、答弁の中にハラスメントというのがありました。先ほど私は、仕事上のバッファー、経済的なバッファーがあるか、非常に難しいと言いましたけれども、もう一方は言おうか言わないかと考えて言わなかったのですけれども、私が先ほど言いました根本的な意識改革が必要だというのは、そのハラスメントの状態なのです。

町長が「何だ、飯塚は。子供が生まれたつつんでもう1か月も休んでるんじゃないか」と、「半月休んでるんじゃないか」と、「あれはもういなくてもいいな」とか「もっと仕事が暇なとこへ回せ」とか、そういうことが起こってはまずいのです。それが起こったらこの計画、内閣官房室でつくったことも未来戦略というのは失敗するのです。それを十分各課長さんも心に留めてやっていただきたいというふうに思います。

2030年の話ですけれども、子ども・子育ての施策の基本的な考えの中に1つのキャッチフレーズがあります。この中に書いてあります。「日本のラストチャンス 2030年に向けて」というキャッチフレーズです。

これは、2030年以降、日本の人口は急激に減少します。2030年までにこの各種の少子化トレンド、このこども未来戦略方針、これが成功しないととてもひどいことになるということでもあります。そうしますと、我が国は持続的な経済発展は達成が困難、それを達成するためには2030年がラストチャンスだということでもあります。この方針の中にあります。「これからは不転の決意で取り組まなければならない」というふうにあります。

これ、今日と昨日の新聞を見て驚きました。町長もご存じだと思うのですが、これは4日の新聞です。5年で220か所休廃止、社協の訪問介護事業所、人手不足、収支悪化でという理由です。先ほど、総務課長も一言触れましたけれども、人が減るとこういうことが起こってきます。町長と私と同じ年ですけれども、私と町長は人手不足があるところこういうところに入れません。介護してもらえません。

それから、今日の新聞、外国人を正職員採用、個人情報扱わない部署とかにここまでは書いてありますけれども、これは大泉町。総務課長が一言先ほど言われた話です。この大泉町というのは、群馬県の鶴の首の先のほうは吉岡町とは違って、特殊な事情があるということで採用されているのだと思いますが、究極的に人口が減ってきて少子化が進むと吉岡町もこういうふうになると思います。

この2030年というのがキーポイントなんです。ですから、私は、2030年に吉岡町としては、85%ではなくて100%で達成していただきたいというふうに思います。

町長、この意識改革と不転の決意というふうに政府は言っています。町長の再度の決意をお聞きいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 新聞、テレビ等の報道で、今、人口減少社会を強く言われていますけれども、周辺の状況については吉岡町には当たらないと自分は思っております。今の吉岡町の人口増加は、どこに相談しても相談するところはないという、そんな状況下でございます。

ただ、今、飯塚議員が言われましたように、職員の取得率を100%にという目標だけは持って進めていけたらと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 町長、ちょっと残念な答弁です。吉岡町は2040年まで人口が増加するという話があります。それが町長は頭にあるのだと思います。

吉岡町の問題は2つあるのです。この2030年までにこういったことをやる。2030年に人口が急激に減るからその対策をしていこうということと、現在、吉岡町は住みやすいから、よさそうだから、どんどん移住して子供も生まれています。それで人口が増えています。その人口が増えている対策も必要です。

吉岡町はこのこども未来戦略の方針に沿った施策と、2040年まで人口が増え続ける施策、この2つをやっていないかなくてはならないと思います。町長、どうですか、その考えは。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 吉岡町は2040年で減少するとは思っておりません。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 2040年に減少しないと。それは町長のお考えで、どんどん今増えていますからお考えになるかもしれません。一応、1つの例えとして、民間会社の調査会社が2040年というのを出しているわけですから、それが2045年、2050年になるかもしれません。

しかし、その中においてもこども未来戦略というのが必要なのです。町長、なぜ吉岡町が増えているかということ、どんどん移住者、家を建てて住まれる方が増えているからでしょう。しかし、その中においてもこのこどもの未来戦略のことは着実に発生して行われな

くてはならないのです。それをご理解いただきたいと思います。

少し残りかもしれませんが、これで9番飯塚の一般質問を終了いたします。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、9番飯塚憲治議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を15時30分とします。

午後3時15分休憩

午後3時30分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、子育て支援についてです。その中の学校給食の無料化についてお尋ねをするものであります。

今定例会でも、宮内議員、山崎議員の2人からも給食費の無料化については質問が出ているところであります。大変今多くの方がこのことには関心を持ちまして、また、新聞紙上でも大変にぎわしておりまして、これだけ関心の高さがあるのかなというふうに思っておりますけれども、学校給食を無料化にしてほしいという背景というのは様々あるかと思っておりますけれども、そういう中におきまして、町長、これまでまだこれについては前向きな答弁はされていないのですけれども、この時代的背景等押さえた中で、今後の進め方として、これだけ多くの方からも質問が出て、またそう進めてほしいという要望が出ていけば、そろそろ、町長、一步踏み出すときではないかというふうに思っておりますけれども、まず、町長の現在の気構え、今後の方針についてお尋ねをするものであります。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 学校給食の無償化につきましては、本会議において他の議員さん方から、そして、一般質問でも教育委員会事務局長が説明しておりますが、町では現在1人当たり年間1万4500円分の学校給食費を支援しております。

令和4年度からは、同一家庭に義務教育年齢に該当する生徒が3人以上いる場合、町の学校給食費の第3子以降分を無償化する制度を導入いたしました。

また、食材高騰分を保護者への負担に転嫁することのないよう1,100万円の予算を計上しており、当初予算においてこれらを含め、一般会計から学校給食事業特別会計におよそ4,200万円の繰り出しを行っております。現在も物価高に伴う食材費の高騰が続

いておりますが、給食費の保護者負担の増加につながることをないよう対応してまいりたいと考えております。

しかしながら、今後も児童生徒数の増加が見込まれる現状は変わりません。給食費については、保護者の負担軽減についても考慮しつつ、今後も一定の負担を求めていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長から同じ回答を得ているのですが、なぜここへ来て学校給食の無償化が必要なのかというときに、やはり今の時代背景、コロナがあつて、そして賃金も上がらず、しかし物価が上がっているという中で、厳しい家庭状況にあるわけです。

そして、町長もその中に入っていたのでしょうかけれども、群馬県の自治体の35市町村に尋ねたら、その8割を超える人たちが給食の無料化には賛成だと。それぞれまた市町村の都合もあるでしょうと。

しかし、なぜ無償化が必要かという中では、出産・子育てのハードルの1つとされるのが経済的負担の大きさだと。県が20代から30代の独身男女に行った2018年度の県民意識調査でも、子供は持ちたくないと答えた人の38.6%が経済的負担を理由に挙げているというのです。みんな経済的に大変だから、子供を持ちたいのだけれども子供が持てないというふうに言っているわけです。というのは、子育てにお金がかかるからということなんです。

ですから、この吉岡町のことだけを考えるのではなくて、当然町のことも考えますけれども、また国の将来も考えたときに、今の行政が果たす役割は何かというときに、もうお隣の渋川市はもう10年も前から無料化しています。保育園の無料化が後でしたけれども、無料化しています。理由は同じだと思うのです。

そして、前半の今日の質問でもありましたけれども、榛東村でも村長の選挙公約の中では学校給食の無料化というのを挙げていました。渋川市に挟まれて榛東村もあつて、そして、藤岡市でもできるだけ早い時期に無償化を実施するというふうになって、全部足すと、今、吉岡、榛東が入ってくれば、いや、失礼、榛東、藤岡が入ってくれば20自治体になるのですか。

そのようにもうどんどん進んでいるわけですから、そういう中において、やはりある部分で吉岡町は人口が増えていいだろうと言っていながら中身が厳しいのでは、要するに中身というのは子供たちを取り巻く環境、そうでなくて、名実ともに吉岡町に住んでいられるということに誇りを子供たちが持てるというふうにしななければならないと思うのです。

私ももうずっと言い続けていますけれども、同じことを繰り返したくないのですけれど

も、町長のほうから決断ができれば私も繰り返す必要はないのですけれども、ぜひこのことは様々な状況を見てなるべく早い時期に、同じ北群馬でも榛東が実施されました。後追いで吉岡町も遅れて何年かしたらやりましたというのではなくて、その辺はどうですか。榛東に歩調を合わせる程度で努力してみるというようなことは、町長、一言、言えませんか。町長の言った言葉で、また次の質問を考えなきゃならないのですけれども、いかがですか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 確かに県内自治体の多くが無償化をされている、この状況は自分としても理解させていただいております。そして、議員皆さんの声が無償化に向けての声が多数あるということも、これも理解させていただいております。ただ、吉岡町は県内有数の人口増加の町、吉岡町の将来を考えていくときに、やはり今するときではないと自分は思っております。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほど議論の中で、吉岡町は2040年ぐらいまで人口が増えると。増えている間は、町長、すべきではないという考えなのですか。ずっとまだ下降ぎみにならないで、まだ人口は若干ですけれども増えていくというふうに予測されています。でも、今の町長の回答ですと、吉岡町の人口が増えている間にはそれはできないよというふうに聞こえるのですけれども、いかがですか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） そこまでは自分は考えておりません。というのは、国の動きも当然出てくるだろうと。そういう中で、そこに合わせていかなければならないというふうに考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長の政治ポリシーという中に、子育て支援、その中での学校給食の無償化というのはやはりないのですか。私、町長の話聞いていて、何か町長がかたくなに学校給食の無償化を拒んでいるのではないかというふうに思っているのです。もし何かそういう理由があったら、その理由を聞かせてくれますか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほども申し上げましたように、町の将来を考えていきたいと思っています。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、町の将来を考えたときに、子供の学校給食費無償にしたら吉岡町が財政破綻するとも思っているのですか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） そうではなくて、町全体を考えていきたいと思っております。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町全体を考えたときに、その中に学校給食費というのがそんなに重い比重を得ているのですか。学校給食費を無償にしたらほかのことができなくなるような、そんなものが何かあるのですか。私は学校給食費を無料にしたところで、大勢にさほど影響するとは思えないのです。何か町長がかたくなにそれを拒んでいるんだというふうにしか思えないのです。

先ほども、同じことを何回も言いたくないのですけれども、出産・子育てのハードルの1つとされているのが、やはり子供を持つのに経済的負担が大変であると。ですから、行政としてその経済的負担を少しでも和らげてやろうということで、県下の中で恐らく20近い市町村がそこに一步踏み出しているわけです。

ですから、私は少なくとも榛東村にはという言い方は失礼ですけれども、榛東に後れを取ることなく、できれば話し合っただけに協調でもいいじゃないですか。もう2つしかない北群馬ですから、同じ北群馬で榛東は榛東でやれよ、吉岡は吉岡でやれよというのではなくて、時にはその辺で歩調を合わせてやってみようという考えは持てませんか。広域組合でもいろいろなことを一緒にやっています。

私はそういうことが、唯一話し合えるというのが人口規模でもお隣同士でも北群馬という中で、何かきっかけがあればすごく絶えずいろいろな意見交換ができると思うのです。相乗効果というものを狙うことも可能だと思うのですけれども、町長、いかがでしょうか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 自分是他町村をという考えはございません。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番 (小池春雄君) 私はせっかく隣に、また、ほかの部分で出ますけれども、すぐお隣の例というものは参考にするものはたくさんあると思います。このことは、私一人に限らず、ほかの議員の方からも質問がありましたので質問はこの程度にしておきます。また、ほかの委員会等で、この問題につきましては質問していきたいというふうに思っております。

続きまして、子育て支援の中のいじめ防止対策推進法の現状はということを出しておきましたけれども、成立から10年が経過していますけれども、対応が後手に回っていないか。

10年前の大津市での生徒のいじめ自殺事件によりまして、いじめ防止対策推進法というのが成立したのです。それからもうはや10年が経過しますけれども、防止と対策に自治体や学校の責務を定め、認知した場合は教育委員会へ報告の義務というのを、この条例は課したのです。だけれども、実態には様々な問題があり、裏では深刻化しているとの報道もありますけれども、現状と認識について伺いますというふうに出しておきましたけれども、この中身はということかという、このいじめがあった場合は報告するんですよ、これは義務です。しかし、学校がそれをいじめと認定をしたかしないかというところで、30倍の差があるということです。

これは先日の毎日新聞でしたけれども、いじめの認知に30倍の差という報道があったものですから、私はちょっとこの問題について関心があったし、もう話ではいじめは過去の問題かと思ったらやはり今の問題で、問題なのは子供のいじめに対しての認知に差があることが問題になっているのだということなのです。

それだけではなくて、そこに問題があってどういうことが発生するかというと、今、不登校がたくさんいますけれども、これはさきの調査ですが、不登校の人は二十数万人、24万人とかいるのですけれども、その中の三十数%は学校のいじめが発端だと言っているのです。でも、学校の調査をすると、学校のほうはいじめの件数というのは、二十数万人が学校に行けなくていて、三十数%がいじめが原因だと言っているのですけれども、学校のその認知度は全く低いのです。実態のその恐らく100分の1ぐらいなのではないでしょうか。

というところに問題があると思うのですけれども、この大津のいじめ問題が出てきてから、この問題について今、教育委員会でどのようなことを取り組んで、今どういう実態にあるかということ、まずお知らせください。

議長 (廣嶋 隆君) 山口教育長。

[教育長 山口和良君登壇]

教育長 (山口和良君) 今、小池議員さんがおっしゃった認知の差、全国の都道府県で小池議員がおっしゃった差があるということは私も確認して、確かにどうしてこのような差が出てし

まうのかについては、自分自身も明確な答えを持っているわけではありません。

そのことにも触れながら、大枠として、今、町のいじめ予防、いじめ防止に対してどのような現状にあるか。この質問通告書にも現状と認識について問いますということがありますので、大枠から入って少し説明をさせていただきますが、ご了解願いたいと思います。

まず、大津の事件がきっかけになりまして、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されまして、国や地方公共団体、学校、地域、家庭、その他関係者との連携の下で、いじめの問題の克服を目指すという考えが定められました。それから9年たった昨年9月に、吉岡町では議員の皆様のご理解により、いじめ問題に関する条例を制定していただきました。

この条例によりまして、それまで町が単独で教育委員会と学校のみで対応していた予防や発生した場合の対応について、この条例で定められた機関2つを使いまして、より第三者的な意見を聞きながら実践が進められるというふうに考えております。そのようにできるようになったと捉えております。

あわせて、その条例の制定を機に、町のいじめ防止基本方針、教育委員会を出しておりますこれも改定させていただきました。この改定も、これまであったいじめ防止基本方針、なかなか少し簡略的な部分もありましたので、かなり精細につくり込めたというふうに考えております。

この条例の制定、そして町のいじめ防止基本方針の改定、これが法律が制定してから9年たったということですのでようやくできたと。私が教育長になってからおよそ3年の期間を要したということについては、少し町の対応は後手に回っているのではないかというようなご批判は甘んじて受けたいというふうに思います。

それで、今、ご指摘のありました認知件数の差についてですけれども、吉岡町ではとにかくいじめは認知することがスタートであると。認知件数が多い学校は、あれはいじめがあつて大変な生徒指導上の問題があるなというふうに捉えるつもりは全くありませんし、ぜひ町民の皆さんにも広くそれは理解していただきたいなというふうに思います。

認知の件数が多いということは、よく子供たちを見ているという評価を持ってほしいと思います。と申しますのは、いじめ防止基本方針で定められているいじめの定義は、ある一定の人間関係において、嫌な思いを誰かからされた、心身の苦痛を与えられた、精神的なつらさ、肉体的なつらさ、暴力とかですが、そういうのをされたらもうこれは全ていじめであるというふうに捉えるように定義をされております。

したがいまして、学校生活という一定の人間関係の中で、様々な活動が行われます。当然子供たちですから、その中である言葉にすごく傷ついてしまったとか、言っているほうはそうでなくても傷ついた場合もあるし、意図的に意地悪な声をかける場合もあるでしょ

う。全くそういうのを排除して子供たちを育てるとするのは非常に難しいと思いますので、そういう社会的な活動を行う中で、少しつらい思いをしたりということはあると思いますので、ここで大事なのが、それをきちんとその訴えを学校が受け止めて、まずはそれをいじめと認知することです。

このいじめの認知というのは、例えば文科省の例でいくと、私が例えば算数の問題を一生懸命解いていたところに、隣のある子が「いや、山口君。これはここにやっとうやればいいんだよ」と言ったのも、私がせっかく一生懸命解いているのにどうしてそんなことを言ってくれるんだと思ったら、私はいじめを受けたというのが文部科学省のいじめの例として挙げられており、これが法に基づく定義です。

ですから、いじめの認知件数を多く捉える学校は、そういう子供の訴えをしっかりと受け止めて、当然認知すれば何らかのその対応はしなくてははいけません。放置するわけにはいきませんので。ですから、そういうことから認知件数が多いということで、決してそれが学校がうまくいってないことではないと。まずはいじめの防止について認知をするところから始まるということは、学校の教員にもう何度も何度も申し上げているところであります。

そういう中で、吉岡町もいじめの認知を積極的に行い、それについてしっかりと対応していく体制を整えているわけなのですけれども、それでも、例えばこういう「いじめのない学校づくり」という文部科学省の国立教育政策研究所が作成した資料なども参考にすると、いじめの対応の中で、明らかに暴力を振るったり相手を傷つけたりということは、いじめとして誰もが認めるところであると。

なおかつ、今やもうそうなったら警察にすぐ通報ということになるのですけれども、ちょっと笑ったとかちょっと無視をしたとかという暴力を伴わないいじめについて指導するのが非常に難しいというようなことが、これまでの取組の中で取り上げられています。

ただ、子供たちは、学校生活の中でどんな場合であろうと嫌な思いをしたらつらい思いをしたらいじめだということをしっかりと子供たちも理解し、また全ての先生方にもそれを理解していただいて、しっかり対応していきたいというふうに思っています。

万が一、今、小池議員から不登校の話が出ましたけれども、このいじめがきっかけで不登校になった場合は、ある程度30日以上を目安にというのがあるのですけれども、不登校重大事態ということで認定をして、事実関係を明らかにしてほしいという保護者の願いがあったり、そういうふうに認定をされた場合には、事実関係がはっきりしない場合には、学校・教育委員会だけでなく、第三者機関、条例で制定した専門委員会での調査を行わなくてはならないということになっておりますので、そういう機関も活用しながら、いじめの対応を進めていきたいというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ちょっと数字は正確でないとうまくないので、もう一度私のほうから言いますけれども、その不登校、これは文科省の調査なのですけれども、不登校をめぐる重大事態への対応でも不徹底さがうかがえる。21年度不登校の小中学生は全国で過去最多の24万4,940人に上り、いじめが要因と学校側に判断されたのは516人です。0.2%。

一方、同省、これは文科省です、文科省が不登校経験がある小中学生と保護者を対象にした別の調査では、25%が不登校のきっかけを友達嫌がらせやいじめと回答。学校が不登校の理由をいじめとは別にあると捉えている傾向がにじむというのです。今の数字分かりますね。

だから、実態としてもうそれだけの子供たちが、不登校という子供がもう24万人いる、これはもう事実です。その中の25%がいじめがあったと、そのことで私は行けないんだというふうにも言っているにもかかわらず、学校がいじめと認めたのは0.2%だということです。

この傾向は、私は吉岡町の学校だけの問題ではなくて、国のレベルではこういうことが問題になっていて、実態としてこういうことがあると。これを町に置き換えたときに、町はどうなっていますかと。似たような傾向がありますではなくて、そうであれば、先ほど冒頭で言ったように、そういういじめがあったときというのは教育委員会に報告しなきゃならない。でも、それをいじめだというふうに学校が認知しなければ教育委員会には届かないのです。あった場合には教育委員会に報告しろというふうに、これは議員立法でしたけれども、国会議員が大津のいじめ事件があって慌ててつくった法律です。

ですから、後から手直しをしなきゃならないと言っても、まだその手直しをされていない部分もあるのですけれども、でも、法律としてもうこれは確保されていますから、そしてまた実態としても、こういうふうにいじめ防止方針と裏で深刻化、教育委員会に認識の実態とずれという、こういう大きな見出しで扱われる。先ほど言ったように、そういう数字もあるということで、いじめ認知最大30倍の差と、こういう記事が躍るわけです。これはまんざらではないと思うのです。

ですから、言いたいのは、事故が起きてから、後になってから、どこ学校の事件もそうなのです。なかったと。よく第三者委員会を挟んで調査をしたら、いや実はこういうことがありましたと。こんなことは、我が町、自分の町では絶対ありたくないです。それにはやはりふだんからどういう視点で物事を見ているかということが大事だと思うのです。

やはり、学校という現場というのはささいなことでも、こんなことを教育委員会に上げ

ていいかなと思ってちゅうちょするか知らない。でも、教育委員会と学校側の意思の疎通がうまくできていないと、うっかりこのようなことを言うとまた教育長に怒られるのではかなわないなというので、また出たくないとかいうのでは、そこのやはり風通しをよくしておいて、実態というものが絶えず教育委員会にも伝わっていて、早い時点で手を打てる。このことが保護者の安心にもつながるのだと思うのです。

そういう教育委員会と学校とのありようです。そこを風通しよく、どんなことがあっても絶えず頼る環境を整えておいてほしいということ、私が言いたいことはそうなのですが、時間も制約ありますので、教育長の決意だけお伺いしますけれども。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） いじめは子供の学ぶ権利や人権を著しく侵害して健全な成長に多大な影響を与える、もうあってはならないことだというふうに強く認識しております。吉岡町の学校ではしっかりといじめを認知して、子供また保護者方の言うことに耳を傾けることはもちろん、学校と教育委員会の風通し、言葉をお借りすれば風通しをよくして、いじめ問題については本当に真剣に少しでも子供が苦痛を味わう時間が少なくなるように努めていきたいというふうに思います。考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 風通しよく、子供が十分に学べる環境を整えるということがまさに教育委員会の仕事ですから、そのことは強く指摘をし、今後進めていただきたいというふうに思います。

続きまして2問目でありますけれども、スラグ撤去問題についてお尋ねをいたします。

この問題も去年の……失礼、今年の6月から……去年の12月かな……今年の3月か。ごめん。3月議会です。榛東の村長が替わったのでということで、村長が替わって話合いをしてほしいというので、このことは知らない方もおりますので、旧榛名カントリー跡地で榛東村ソフトバンクメガソーラーの敷地で吉岡町の水源でもあることは、皆さん承知のことなのですけれども、ここに大量のスラグが入っております。

これの早い対策が求められておりますけれども、今後の対応ということで、この間にできれば町長でもいいのですけれども、その担当の課長でもいいのですけれども、早い撤去が必要ということから、榛東との協議はどうでしたかというふうに質問しましたけれども、まずこの点についてのご回答をください。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 榛東村内のメガソーラー設置場所のスラグ問題については、議員ご指摘のとおり、非常に重要な案件であると認識しております。町の水源の上流部であり、水道に影響を及ぼす可能性が危惧されることから、榛東村内に使用された鉄鋼スラグに関しては、町として、大同特殊鋼株式会社に対し、今後も適切な対応を求めていきたいと思いません。

また、水源の状況についても水質検査の実施により注視を継続していくとともに、榛東村との協議に関しては南榛東村長とも随時意見交換を行い、引き続き榛東村とスラグ撤去に向けて連携を図り対応してまいりたいと考えております。

また、担当の協議の状況でございますが、榛東村また大同特殊鋼さんとの最近の協議状況については、所管であります上下水道課長のほうから答弁をさせます。

議 長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 榛東村との協議内容ということで、旧榛名カントリー跡地造成工事の概要等について榛東村と意見交換を行いました。工事請負者である佐藤建設工業が不適切な材料を使用したことに対し重大な瑕疵があるとして、請負業者に対してスラグの撤去、改善請求を求めたものです。公共工事として発注した榛東村と造成工事を請け負った民間事業者との工事請負契約等に関わる問題でもございます。

以上です。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 榛東村長との協議は行いましたか。誰か答えるの。誰。早く答えて。

議 長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 先ほど、上下水道課長から答弁もありましたように、榛東村と直近7月に情報共有を図っております。その際には、榛東村長の意向とかにつきましては伺っております。

以上です。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 皆さん知っているかどうか知りませんが、町長もどうか知りませんが、榛東村で令和3年3月11日に、令和3年3月11日に、榛名カントリークラブ跡地に投入された全てのスラグ採石撤去を求める決議というのがされているのです。このときは議長で10番の小山久利さんが発委、委員会発議です。

榛名カントリークラブ跡地に投入された全てのスラグ砕石を撤去する決議。榛名カントリー跡地に投入された全てのスラグ採石撤去を求める決議について、榛東村議会会議規則13条3項の規定により提出する。令和3年3月11日提出。提出者、榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ砕石の調査及び契約手続に関する特別委員会委員長。特別委員会で協議したのです。

提案理由でございますと、村民の安全安心の確保と近隣住民の健康被害への懸念払拭のため、執行に対し、榛名カントリークラブ跡地に投入された全てのスラグ採石の撤去を求めるものでございます。決議文の案を朗読させていただきますというふうにして、榛名カントリークラブ跡地に投入された全てのスラグ砕石撤去を求める決議でございます。

本村議会は、令和2年3回定例会において、榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ砕石の調査及び契約手続に関する調査を目的とし特別委員会を設置し、調査及び検討を行って、令和2年10月、榛名カントリークラブ跡地においてスラグ砕石の存否に関わる上野原地区環境調査業務委託としてボーリング調査を実施することが決定され、10月6日に当委員会においてもこの現地確認を行った。その結果を見ると、5か所のボーリング調査箇所のうち2か所で、日本産業規格が規定する環境安全基準を超える数値が確認された。

1か所目は、フッ素及びその化合物の溶出量について、表面砕石から0.8ミリグラムリットル以下とする基準値に対し、2.3ミリグラムリットルを示す値と、1メートル未満の表層から同基準に対し2.5ミリグラムリットルを示す値があった。

2か所目は、フッ素及びその化合物の溶出について、1メートル未満の表層から0.8ミリグラムリットル以下とする基準値に対し、1.1ミリグラム、要するに0.8が基準ですから、それを超す1.1ミリを示す数値があった。さらには、表面砕石からフッ素及び化合物の含有量について、4,000ミリグラム以下とする基準に対して、9,200ミリグラムを示す値が検出された。

ここは大事だから聞いてください。

恒久的な村民生活の安全・安心と水源地である吉岡町民に対する将来への不安払拭のため、本村議会として、村にこれらの砕石の全撤去を求めることを決議するという事で、令和3年3月11日、榛東委員会、以上でございますと言って、これは全会一致で可決されましたというふうになっているのです。

これは、榛東村も困ることだけれども、一番困るのは、毎回言っています。前の真塩村長の時代も、一番困るのは吉岡だぜと、だけど、吉岡町の動きが鈍いやなって言っていたのです。真塩さんが。要するに、その場所があるところは榛東なのですけれども、でも被害を受けるのは吉岡ですよ。

このように榛東村でもやはり隣の吉岡町のことを気遣って、吉岡町の水源地であるから、村長に全面撤去しろという決議まで、特別委員会をつくってここまでやっているということで、町長、知らなかったでしょう。知らないと思うのです。

でも、ここまでやっているという事実がありますので、向こうだから、吉岡町が榛東村のほうに話し合いに行けばいつでも相談に乗りますよ。ここまで言って決議をしているのですから、他人事と思わないでやってくれているのです。そういう意味においては、遠慮しないで、この撤去のためにできる協力というよりも、お互いに一緒に力を合わせてこれを全面撤去するんだという方向で、私は手を尽くしていただきたいというふうに思っているのです。

だから、遠慮することではなくて、他人の土地に置いてあるスラグを片づけるという、それはもう榛東村の地籍だったから、吉岡のほうはどうだこうだ言うのは悪いような気もしますけれども、榛東村が吉岡町の水源地に影響するんだから村長に対して早く撤去しろという、吉岡町だって議員決議はあまりしないです。でも、こういう意味でやっているというのを捉えて、もう少し榛東と真剣になって撤去のために力を尽くしていただきたいと思えますけれども、町長、決意はいかがですか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今、小池議員のほうから榛東村の状況等をお聞かせいただきました。非常にありがたいと思っております。榛東の新しい南村長といろいろな機会でお会いすることが多い状況でございます。このメガソーラー設置場所のスラグ問題については、しっかりとその撤去に向けていろいろな話を進めていきたいと。

先ほど、小池議員から、悪いと思っているかと言うけれども、自分も悪いとは思っておりません。当然撤去していただきたいと、そういう思いでございます。そういう中で新村長と撤去に向けていろいろな協議ができたらと思っております。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私が悪いと言ったのは、要するにその隣村の地籍にあるものに対して、隣の吉岡町がせつついてやるのがちょっと気が引けるのではないかと。そういうのを気にして、あまり言うが悪いのではないかと、そういう気持ちがあるのではないかとというふうに思ったので、そういう意味の悪いではなくて、どっちかという向こうのほう積極的に当時は、今の村長、南 千晴さんは当時の議長でしたから、一緒になってこの案文をまとめた人なのです。

そういうつもりでいるわけですから、遠慮することなく、向こうもどうぞいつでもとい

うので力を合わせて、撤去に向けて力を合わせましょうという体制でいると思いますので、ぜひともスラグについてはそういう気持ち、そこまでやってきてくれたんだという認識を持っていただきたいというふうに思いますので、ぜひそのこともお願いいたします。

続きまして、4点目でありますけれども……3点目がまだある。3点目、ふるさと納税の確保ということで質問を出しておきました。

8月12日付上毛新聞で、ふるさと納税で群馬県の受入れ額が100億円を突破したという記事が躍っておりました。その中で、私、以前からこの問題についても町に対して質問していますけれども、この問題も、私は何とかそのふるさと納税の確保という意味で、役場の職員の英知を絞ってでも何とか新しい方策を考えてはどうですかということで、考えますよという回答があつて、そして新たに専門の職員も配置しましたということになって、以前から見れば若干でありますけれども増えておりますけれども、その取組方として果たしてこれで十分かどうかということで、私は提案なのですけれども、この間に富岡市がふるさと納税で、去年は農作物が不作で、タマネギがたくさん出て数億円の売上げがあつたというような報道もありました。

ですから、こちらがどういう返礼品を用意するかで、一般のふるさと納税をする方が吉岡町にふるさと納税してくれるかということだと思ふのです。ですから、私も前に、町長、英知を絞ってというふうに言いましたけれども、そういう中で町がこれだけいる職員の中でどれだけの人がちゃんと町長に言われたことの認識を持っていて、そしてどのぐらいの提案が事実として、検討すると言ったけれども実際ものになっているかと。町に職員がいろいろな提案をして実際に上がってきているかどうかということが指標だと思ふのです。その辺がどうなっているかということをお尋ねしたいのですけれども、いかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 私自身も歳入源として期待するところでもあります。これまでもふるさと納税総額には努力を実施してきましたが、さらなる対策として、ただいまお話しありましたように、令和4年度よりふるさと納税の増額を目指し職員を増員しております。また、クラウドファンディング型ふるさと納税を導入し、3年目となります。このクラウドファンディング型のふるさと納税も含め、ふるさと納税の増額については、今後も地道な努力を積み重ねていきたいと考えております。

詳細につきましては、企画財政課長に答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 町長の補足説明をさせていただきます。

小池議員が今ご指摘の職員からのアイデアというようにお話でしたが、数件という状況でした。今町長が言ったとおり、職員が増員されましたので、ふるさと納税の納税額を多くするにはやはり返礼品の充実というのが重要ということで、その職員に、町内にいろいろ事業所等あるのですけれども、そういうところの営業に回って幾つか増えてきたと、商品自体が、というような形になっております。そういった中で、今後も魅力的な返礼品を探していければというふうに考えています。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 少し動き出した気がするのですけれども、もう少しその職員が、前も言ったのですが、一丸となって返礼品、先ほど出した富岡市の例なのですけれども、これは新聞に載ったのですけれども、たまたまタマネギ、これがとんでもない数億円の返戻があったと言うのです。ですから、どこに何が転がっているか分からない。だから、ちょっとしたアイデアだと思うのです。

ですから、一部の人だけで抱えるのではなくて、もう少し、これだけ多くの職員がいるのですから、職員の皆さんからやはり意見を募ることが大事だと思うのです。今、小池に聞いたからそれはそこで終わりではなくて、何かねえかなという意識を絶えず持っていていただきたい。

私は、この問題を引き続きまた質問していきますから、次回にはもう少し成績のいいふるさと納税があったという回答をしていただけるように、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

続きまして、4点目のハラスメント防止対策についてでありますけれども、私、この問題についても、昨年でしたか、昨年の12月議会かな、議会で、そして吉岡町はマニュアルがありますかと言ったら、マニュアルはまだありませんと、早急に作りたいというふうに回答しましたけれども、そのマニュアルができたかどうか、できていますかというのと、あと、これは町長が私のハラスメント問題についての回答にあるのですけれども、町長が、ハラスメントは個人の人格や尊厳を傷つけるばかりでなく、職員の士気の低下や職場全体の停滞を招きかねない極めて重大な問題であると認識しております。

中でも、パワーハラスメントは職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に発生するものであり、本人が認識しないまま起こり得るため、日頃から職員一人一人が高い意識を持ち、職場全体として抑止する体制を構築していく必要があると考えておりますと言っています。私もこのとおりだと思うのです。

でも、「仏作って魂入れず」という言葉がありますけれども、これに尽きるのです。これが実際に行われているかどうかということが問題なのです。幾ら口で唱えてもやらない

や駄目なのです。そういう意識、認識を職員それぞれ皆さんが持っているかどうかなのです。

そうおっしゃっているのだから。でも、この被害を受けている人の立場に立ったらとんでもないことなのです。ただ、これがそのとおりになされるために町がどういう努力をしているかと。そして、また町でそのマニュアル作ったらどうかの2点についてお答えを願います。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） ハラスメント防止対策について、小池議員には、先ほど去年と言いましたけれども、令和5年の第1回の定例会の一般質問でもご指摘いただいたところですが、先般、渋川市さんでも職員アンケート調査を実施されて、新聞報道等にして大きく掲載された経緯もありました。

また同じことを改めて申し上げますけれども、個人の人格や尊厳を傷つけるばかりではなく、職員の士気の低下や、職場の全体の停滞を招きかねない極めて重大な問題であると改めて認識しているところでございます。

現在、規則及び指針の作成を行っているところであります。詳細につきましては、総務課長より答弁をさせていただきます。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、私から規則及び指針の策定状況について申し上げたいと思います。

策定に当たっての一番の課題としましては、以前に小池議員からもご指摘ありましたが、相談すべき相手がハラスメントの加害者となる可能性もあるということなどから、ハラスメント被害に遭った職員が安心して相談できる相談窓口を整備することであると考えています。

こうした観点から、吉岡町では、他市町村の事例等も収集した中で、いわゆる人事担当課のみが相談窓口となるのではなく、保健師、心理士、職員組合の代表といった幅広い職員の中から男女それぞれに相談員を設置することで、ハラスメントの被害に遭った職員が相談しやすい相談員を選択できるような相談窓口の設置を目指しており、今後、これらの職員の中から誰を相談員とするのかの選任方法も含めて、関係課や職員組合等と協議を進めていきたいと考えています。

また、規則を運用するための指針の策定についてですが、実効性を確保すべく、職員の意見等を反映するため、また、職員間でハラスメントの定義に対するコンセンサスを形成

できるよう、職員アンケートの実施についても検討しているところでございます。

アンケートの実施に当たっては、職員対職員に限らず、カスタマーハラスメントなどについての意見収集を行うかといった件についても検討しているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） のろいね。あと、私が質問したときに、そのときの答えだと、できているところもあると。しかし、町はできていないと。そのことも早くやりたいというふうに答えているのです。早くやりたいというのがまだできていない。できていないです。早急にやってください。

何でも行政は先送り、厄介なことは先に送る、今日できることは明日しろというような雰囲気はまだあるのですけれども、そうではなくて、急ぐべきものはやはり急いで早くやるということが、もしかしてそのことに悩んでいる人がいれば、それは早い救いになるのですから、やはり迅速、丁寧にやるということが第一だと思います。

このことも次の議会でまたさせてもらいますから、そのときはちゃんとしたマニュアルができていようにしていただきたいと思うのですけれども、決意だけ伺います。どうですか。できますか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） しっかりと進めていきたいと思えます。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） もう前回の私の質問に対するの回答ですから、そのときも作るという回答ですから、ぜひお願いします。

それから、5問目なのですけれども、これは割に簡単な話なのですけれども、町の広報がありますけれども、ここに書いてある文字が小さくて高齢者に読みにくいので改善してくれという話なのですけれども、町長、眼鏡かけて何とか見えるのですか。私は裸眼だと小さい字が見にくいです。見えたり見えなかったり。老眼鏡かければ見えるのですけれども、裸眼ではちょっと見えない。

よくこういう文書でも、文書の字というのは小学校5年生が読んで理解できる程度の文書にきなさいと。広報の研修なんかに行きますとそういう指導をされます。多く難しいことを言っても、理解できなければ何にもならない。それと、たしかその余白を恐れるなどということも教わります。

しかし、高齢者をやはり相手にすると、伝えたいことが伝わらない。割に大事なところ

というのが、読みたいというところが、文字が小さくなってしまうのです。小さいと何て書いてあるのかなと思って見るのです。

だから、ここをやはり高齢者でもそう大ごとしないで読める、ポイントの改善というのはそんなに難しい問題だとは思わないです。高齢者にとって見やすい紙面の改善。どうしても字数が足らなかつたらページを1枚増やすとかして、読者が、読む人が読みよいポイントがありますから、まして高齢者が読めるというふうに改善していただきたいと思えますけれども、いかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 私も眼鏡をかけないと小さい文字が読めません。インターネットの普及が進み、多方面から情報が収集できる昨今ですが、紙媒体の町の広報は、そういった機器が利用できない町民にはとても重要な情報収集媒体となります。

そのような中、町の広報の役割は、地域住民や関係者に対して、町のニュース、イベント、プログラムなど適切かつ正確な情報提供が求められているほか、文字だけでなく写真等も提供することで、親しみのある、また誰が見ても見やすく分かりやすいものでなければなりません。

そうした意味でも、今回、議員からいただいた意見は、現場の重要な意見として捉え、今後、文字の大きさも含めて検討していく中で、よりよいものにしていければと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ぜひとも、改善していただきたい。ここにもごみ収集のカレンダーがあるのですけれども、カレンダーの一番下のところに燃えるごみの駒寄地区とか何とかとあるのですけれども、これが網かけしているものだから、色をつけた上にまた色を載せているものだから、すごく見づらいのです。もっとシンプルなのが読めるのです。やはり文字ももう少し大きくしてね。また、改善の余地というのは、若い人が作ると自分が見えちゃうからその感覚で作ってしまうのです。やはり読む人が見えない人なんだということを、ぜひとも念頭に置いていただきたいというふうに思います。

先ほど町長のほうから、その分については、改善できる部分は改善するという話がありましたので、ぜひお願いします。

続きまして、廃棄物処分場問題でありますけれども、私以前から、リサイクル・リユース・リデュースするに当たっては、今、私が出すいわゆる新聞であるとか缶であるとかリサイクルできるごみの集積所というのは、それぞれの自治会であるとかそういうところが

曜日別にこれも出しているというのが実態だと思うのですけれども、お勤めをしていたりする人というのはいつも出せません。

ですから、この町を二分してリサイクルするものというのはそこで集められるようなシルバー等を使って場所の確保をして、そういうふうにして分別ごみの収集、リサイクル商品を分別することによって、またできればもう一歩進めて、今の時期の枯れ草であるとかそういうものが五輪平に持って行って燃すのではなくて、処分できる方法をぜひとも考えていただきたいというのが根っこにあるのですけれども、これについて皆さんが知恵を絞って何とかしていただきたいと思うのですけれども、町長、いかがでしょうか。限られた時間ですけれども。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 常設のリサイクル集積所の設置については、以前からご意見をいただいているところです。町でも、常設のリサイクル庫について、2か所あるいは1か所に取りあえず場所や方法等も含め検討を進めております。なるべく早い段階での開始ができるよう取り組んでいるところでございます。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） もうぜひともこれは実施していただきたい。私もいつも空き缶であるとか新聞であるとか、自治会の回収に間に合わないときがあるのです。間に合わないといごみの回収のときに出しちゃうという部分もありますので、ぜひそのようなことができればリサイクルも進むのではないかと。そして、また広域組合等でも視察をすると思うのですけれども、行政のほうでもぜひともいろいろ考えてもらって、新しい処分の方法を考えてください。終わります。

議 長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の会議で予定されておりました一般質問が全て終了しました。

散 会

議 長（廣嶋 隆君） 本日はこれをもって散会といたします。

午後4時31分散会

令和5年第3回吉岡町議会定例会会議録第4号

令和5年9月15日（金曜日）

議事日程 第4号

令和5年9月15日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告）
〔第2～第18〕
（委員長報告に対する質疑）
- 日程第 2 議案第51号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 3 議案第52号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 4 認定第 1号 令和4年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第 5 認定第 2号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第 6 認定第 3号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第 7 認定第 4号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第 8 認定第 5号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第 9 認定第 6号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第10 認定第 7号 令和4年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
（討論・表決）
- 日程第11 認定第 8号 令和4年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
（討論・表決）

- 日程第12 議案第44号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）
(討論・表決)
- 日程第13 議案第45号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
(討論・表決)
- 日程第14 議案第46号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
(討論・表決)
- 日程第15 議案第47号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
(討論・表決)
- 日程第16 議案第48号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
(討論・表決)
- 日程第17 議案第49号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）
(討論・表決)
- 日程第18 議案第50号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）
(討論・表決)
- 日程第19 請願の撤回の件
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第21 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第22 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第23 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第24 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第25 議会議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	富岡大志君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	廣嶋隆君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	米沢弘幸君	住民課長	一倉哲也君
健康子育て課長	中島繁君	介護福祉課長	永井勇一郎君
産業観光課長	岸一憲君	建設課長	笹沢邦男君
税務会計課長	中澤礼子君	上下水道課長	大澤正弘君
教育委員会事務局長	高橋淳巳君		

事務局職員出席者

事務局長 福島良一 主任 岸美穂

開 議

午前9時30分開議

議 長（廣嶋 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

本日は、委員会に付託した議案の委員長報告を議事日程第1で行う予定でございますので、各委員長におかれましてはよろしくお願いいたします。

日程第1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告）

議 長（廣嶋 隆君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

総務産業・文教厚生・予算決算の各常任委員会に付託した議案の審査報告をお願いします。

それでは、総務産業常任委員会富岡栄一委員長、委員長報告をお願いします。富岡委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡栄一君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡栄一君） 8番富岡です。

総務産業常任委員会の請願審査報告を行います。

総務産業常任委員会では、令和5年第2回定例会において議長より付託されました請願第1号 水田用水に関する請願について審査をしましたが、会期中の結論に至らず、閉会中の継続審査となりました。

令和5年7月13日木曜日と20日木曜日の2日において、委員6名全員、議長出席の下、委員会を開催しました。

令和5年7月13日木曜日には、請願内容に関する群馬用水及び明治用水について委員全員が現状を理解するため、建設課に農業かんがい用水、水田用水路やその改良に関する技術的知見の説明を求めるとに決定しました。そのほか、請願者からの願意を確認するため、請願者の全員に確認するのか、代表者の請願者に確認するのか、委員会で検討した結果、議会会議規則第88条により、紹介議員を通して請願者の願意を確認することに決定しました。以上の結論によりまして、委員会を終了しました。

続きまして、令和5年7月20日木曜日は、前回の委員会で決定したとおり、建設課から課長と用地管理室長が出席し、課長より町内に2つある群馬用土地改良区と明治用土地改良区の実情についての説明を受け、用地管理室長からは貯水池や農業用水供給路関係などの資料提供と説明を受けました。その中で、請願の該当水路である明治用水につい

ては、源流水は滝の沢川と自害沢から取水した後、一旦明治貯水池にためてから明治用水路に放出する設備でした。そして、明治用水路は8分堰と2分堰に分流され、8分堰は上野田地区及び下野田地区が利用し、2分堰は小倉地区が利用しています。

ここで、委員会としては、請願の要旨1、吉岡町小倉、高崎安中渋川線沿いの複数の水田の水不足解消問題である2分堰についてですが、質疑として、この2分堰の水量の不足が請願の理由であるなら、8分・2分の割合を変更できないかと質疑が出ましたが、これは明治用水土地改良区内の問題であることと判断しました。次の要旨2の不足する用水の解決策は、群馬用水からのパイプラインによる取水については、建設課の説明では、近くを群馬用水の幹線パイプが通っているが、幹線からの横取り取水はできない。また、離れた別の場所からのパイプラインを敷設しての取水はこの場所では技術的に困難であり、現実的ではないとのこと。要旨3の既存給水路への流入と開閉バルブの設置は、要旨2と一体のものであって切り離せない。したがって、施工は困難と判断しました。

以上、町の説明、各委員の意見からこの水田用水問題は明治用水土地改良区内の事柄であるから、今後は請願者と明治用水土地改良区との話し合いが必要であるとの結論に達しましたが、紹介議員から請願者と明治用水土地改良区との話し合いが令和5年7月27日木曜日に予定されているとの情報が入りましたので、当委員会では話し合いの結果を待つて再度審査することに至りました。

その後、令和5年8月25日金曜日に議長から、請願第1号 水田用水に関する請願について請願取下申出書が令和5年8月24日木曜日に提出され、議長が受理した旨の報告が総務産業常任委員会委員長にありました。令和5年9月12日、請願第1号 水田用水に関する請願は、取下げの申出書が提出されたことによって審査は中断することになりました。

以上、報告いたします。

議長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡委員長、自席へお戻りください。

続いて、文教厚生常任委員会小林静弥委員長、委員長報告をお願いします。小林委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林静弥君登壇〕

文教厚生常任委員長（小林静弥君） 7番小林です。

それでは、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

9月1日、本会議にて議長より当委員会に付託されました議案について、9月13日水

曜日午前9時30分から、委員会室におきまして、委員全員、議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長の出席の下、文教厚生常任委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第51号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

議案第52号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、今、吉岡町の学童クラブの支援員の中で研修を修了している割合はとの質疑に、支援員が46人、そのうち22人が研修を修了しているとの答弁。この研修を受ける資格に性加害者などはどうなっているかとの質疑に、特に募集要項に明記はないが、吉岡町長が認めたものという規定があるので、そういったところで確認をしていきたいとの答弁。年齢制限はないのかとの質疑に、年齢制限については設定はないので、高齢であったとしても、希望があり、可能であればぜひ担っていただきたいとの答弁。2年で研修を修了できなかった場合はとの質疑に、みなし支援員として就労を継続することができるが、基本、再受講していただくとの答弁。研修にかかる費用の負担はとの質疑に、受講者の負担はないとの答弁。短期間アルバイトするような場合、この研修の修了は必要ないのかとの質疑に、補助員という形で業務に就いている状況で、補助員については特段資格はないとの答弁。この研修修了後にも資質向上等の研修はあるのかとの質疑に、学童に携わる者としての研修は随時行っていくとの答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

以上をもって報告とさせていただきます。

議長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小林委員長、自席へお戻りください。

それでは、予算決算常任委員会飯島 衛委員長、委員長報告をお願いします。飯島委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算常任委員長（飯島 衛君） 12番飯島です。

それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る9月1日、本会議におきまして当委員会に付託されました議案について、9月6日から11日の4日間にわたり、午前9時半より委員会室において、執行より町長、副町長、

教育長、関係課長、局長、室長、議長、委員全員の出席の下、慎重に審査を行いましたので、報告いたします。

なお、各議案につきましては、歳入歳出ともに款項目の目ごとに審査しました。

認定第1号 令和4年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入では、町税について、収入未済、不納欠損、滞納について多くの質疑がありました。土木使用料では北下団地について、教育使用料では通学バス使用について質疑があり、22人の児童が利用しており、使用料は15世帯から頂いているとのことでした。民生費国庫補助金では、コロナ関連の交付金及び事業の一覧表の資料提出を求めました。不動産売払収入やふるさと納税でも多くの質疑がありました。湧水対策施設維持管理基金繰入金では、基金の残高や今後についての質疑がありました。雑入では、魅力あるコミュニティ助成事業助成金や子ども食育食堂利用者負担金などに多くの質疑がありました。

歳出では、財産管理費の委託料、清掃委託料について質疑があり、入札結果の資料や内訳書の提出を求め、説明を受けました。企画費のタクシー運賃等助成事業委託料についての質疑では、令和2年度に福祉タクシーと町の事業を一緒にしたことにより町民にかなり浸透し、使用率も増えてきたとのことでした。塵芥処理費の一般ごみ収集委託料については、契約についてチェック体制についての質疑がありました。また、資源ごみ回収事業補助金や指定ごみ袋等販売委託料などに多くの質疑がありました。河川環境整備事業の除草業務委託料などでは、全体的な除草業務の一覧表の提出を求めました。災害対策費では、備蓄品やハザードマップ、ドローンの運用などに質疑がありました。無線放送施設設置事業費の質疑では、防災無線の設置は総数で2,869台、設置率は32.2%ということでした。教育振興費では、学習支援ソフトや就学援助に多くの質疑がありました。保健体育総務費では、八幡山グラウンドの基本構想についてや公園用地の借地料などに質疑があり、地権者が3名で面積は3,126平方メートルとのことでした。給食センター費では、調理業務の委託や町民の雇用などについて質疑がありました。

最後に総括を行い、審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

認定第2号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定については、繰入金で第3子以降給食費無料化分繰入金について質疑があり、人数は74名とのことでした。学校給食費の食材料費では、ご飯とパンの納入について質疑がありました。審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

認定第3号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、国保の未加入時などについて質疑がありました。審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

認定第4号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いては、収入未済額や今後の回収見込みなどの質疑がありました。審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

認定第5号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、不納欠損、未済額、実質収支額について質疑がありました。審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

認定第6号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、収入未済額、被保険者の人数などに質疑がありました。審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

認定第7号 令和4年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定については、取水量などの質疑があり、資料の提出を求めました。また、老朽管の更新などにも質疑がありました。審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

認定第8号 令和4年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定については、マンホールカードや農業集落排水の下水道へのつなぎ込みなどに質疑がありました。審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

議案第44号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）については、民生費国庫補助金の児童福祉費国庫補助金や教育費国庫補助金の中学校費国庫補助金について質疑がありました。企画費ではタクシー運賃等助成事業委託料の増額について質疑があり、月に440万円を620万円に増額したとのことでした。児童福祉総務費では子ども居場所づくり運営費補助金について質疑があり、光熱費や食材費の助成を行うとのことでした。学童保育事業費では、認定こども園駒寄幼稚園学童クラブ等施設整備補助金や私立保育所等施設整備補助金について多くの質疑がありました。保健体育総務費では八幡山グラウンド基本計画策定支援業務委託料について質疑があり、今までの基本計画や補助金について質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第45号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第46号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）では、国保基金積立金についての質疑があり、補正後の金額は1億6,801万3,000円とのことでした。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第47号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第48号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第49号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）については、審査の

結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第50号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

なお、当委員会では、審査の過程で課題となった事案に対して要望書を提出することと決定いたしました。

来年度の決算書の作成及び令和6年度当初予算編成に関する要望書。

1. 新型コロナウイルス感染症対策及び町独自の支援策を図られたい。
2. ふるさと納税の強化・充実を図られたい。
3. 決算書の説明資料のさらなる改善を図られたい。
4. タクシー運賃等助成事業について、利用者の拡大と利用改善を図られたい。
5. 地域福祉交流拠点施設の西部地区の設置と有効活用のための人員配置、施設で実施する事業の拡大を図られたい。
6. 除草作業の担当部署を一本化し、委託を指名入札を原則として徹底すること。
7. 委託料と契約の適正化（随意契約も含む）。
8. SDGsの推進を図られたい。
9. 学童保育の入所条件の緩和を図られたい。
10. 通学バスの無償化を図られたい。
11. 給食費の無償化を図られたい。

以上の要望書は、議員の皆様にも配付したいと思います。

以上、委員長報告といたします。

議長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。

委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、自席へお戻りください。

日程第2 議案第51号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第2、議案第51号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第3 議案第52号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第3、議案第52号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4 認定第1号 令和4年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第4、認定第1号 令和4年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号 令和4年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のと

おり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第5 認定第2号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第5、認定第2号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第6 認定第3号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第6、認定第3号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7 認定第4号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第7、認定第4号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8 認定第5号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（廣嶋 隆君） 日程第8、認定第5号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9 認定第6号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認

定について

議 長（廣嶋 隆君） 日程第9、認定第6号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10 認定第7号 令和4年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議 長（廣嶋 隆君） 日程第10、認定第7号 令和4年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号 令和4年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11 認定第8号 令和4年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議 長（廣嶋 隆君） 日程第11、認定第8号 令和4年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号 令和4年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12 議案第44号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第12、議案第44号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第44号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13 議案第45号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第13、議案第45号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第45号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の

報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14 議案第46号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第14、議案第46号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第46号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第15 議案第47号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第15、議案第47号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第47号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第16 議案第48号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第1号)

議長(廣嶋 隆君) 日程第16、議案第48号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(廣嶋 隆君) 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第48号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(廣嶋 隆君) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第17 議案第49号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(廣嶋 隆君) 日程第17、議案第49号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(廣嶋 隆君) 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第49号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(廣嶋 隆君) 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第18 議案第50号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)

議長(廣嶋 隆君) 日程第18、議案第50号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(廣嶋 隆君) 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第50号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第19 請願の撤回の件

議長（廣嶋 隆君） 日程第19、請願の撤回の件を議題といたします。

この請願の撤回は、令和5年第2回定例会において閉会中の継続審査となった請願第1号 水田用水に関する請願について、お手元に配付したとおり、請願者が請願取下申出書を提出したものになります。

お諮りします。ただいま議題となっています請願第1号 水田用水に関する請願の取下げを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号 水田用水に関する請願の取下げを許可することに決定しました。

日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第21 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第22 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第23 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第24 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（廣嶋 隆君） 日程第20から第24までの各委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題とし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題と決定しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員会委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定により、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

これから、この申出5件を分離して採決いたします。

最初に、議会運営委員会委員長からの申出をお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、予算決算常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第25 議会議員の派遣について

議長（廣嶋 隆君） 日程第25、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり、議会議員を派遣することに決定しました。

町長挨拶

議長（廣嶋 隆君） 以上で本日の日程が全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申入れを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

暦の上では立秋を過ぎ、秋の気配を感じるはずの時節柄ではありますが、まだまだ強烈な夏の日差しが注いでおります。先週、本州に接近した台風13号の影響により線状降水帯が発生し、豪雨による浸水被害に見舞われた地域もございました。このたびの豪雨で被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

吉岡町においては幸いに大きな被害はありませんでしたが、台風シーズンを迎えるに当たりまして、異常気象により甚大化する災害に対して、危機管理意識を高く持ち、対策に万全を期してまいる所存でございます。

さて、本定例会の中で審議していただきました議案、認定、同意及び諮問案件につきましては、いずれも承認及び可決いただき、誠にありがとうございました。本会議における各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見に対しましては、今後の町政執行の中でできる限り反映させてまいりたいと考えております。

令和5年度も残り半年余りとなりましたが、職員一丸となって取り組んでまいりますので、今後とも議員各位の格別なるご協力をお願い申し上げます。

結びに、議員皆様におかれましては、くれぐれも健康には十分ご留意の上、ますますご活躍くださいますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日、この9月定例会、15日間、本当に大変お世話になりました。誠にありがとうございました。

閉 会

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、令和5年第3回吉岡町議会定例会を閉会します。

午前10時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 廣 嶋 隆

吉岡町議会議員 秋 山 光 浩

吉岡町議会議員 宮 内 正 晴